明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報 号外

昭和二十八年七月二十七日

○第十六回国会 参議院会議録第二十七号

昭和二十八年七月二十七日（月曜日）午前十時二十八分開議

議事日程　第二十六号
昭和二十八年七月二十七日
午前十時開議

第一　農業災害補償法の一部を改正する法律案両院協議会成案（衆議院送付）
（協議委員議長報告）

第二　千九百十一年六月二日にワシントンで、千九百二十五年十一月六日にヘーグで、及び千九百三十四年六月二日にロンドンで修正された貨物の原産地虚偽表示の防止に関する千八百九十一年四月十四日のマドリッド協定への加入について承認を求めるの件（衆議院送付）
（委員長報告）

第三　商工会議所法案（衆議院提出）
（委員長報告）

第四　中小企業金融公庫法案（内閣提出、衆議院送付）
（委員長報告）

第五　塩業組合法案（内閣提出、衆議院送付）
（委員長報告）

第六　相続税法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
（委員長報告）

第七　鉄道債券及び電信電話債券等に係る債務の保証に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）
（委員長報告）

第八　酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
（委員長報告）

第九　教育職員免許法及び教育職員免許法施行法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
（委員長報告）

第一〇　市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
（委員長報告）

第一一　地方財政法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
（委員長報告）

第一二　日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊の行為による特別損失の補償に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）
（委員長報告）

第一三　漁船損害補償法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
（委員長報告）

第一四　公衆電気通信法案（内閣提出、衆議院送付）
（委員長報告）

第一五　有線電気通信法案（内閣提出、衆議院送付）
（委員長報告）

第一六　有線電気通信法及び公衆電気通信法施行法案（内閣提出、衆議院送付）
（委員長報告）

第一七　行政管理庁設置法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
（委員長報告）

第一八　がん具の物品税免税点引上げに関する請願
（委員長報告）

第一九　物品税法中に化粧用セットを包含する等の請願
（委員長報告）

第二〇　商工組合中央金庫資金源確保に関する請願
（委員長報告）

第二一　旧海軍文官の退職賞与中未払額支払促進に関する請願
（委員長報告）

第二二　国有機械、器具交換払下げの長期年賦償還に関する請願
（委員長報告）

第二三　国家買収に係る土地、家屋移転補償料に対する免税の請願
（委員長報告）

第二四　旧軍港市の国有財産処理等に関する請願
（委員長報告）

第二五　転換旧軍用施設の一時使用料すえ置等に関する請願
（委員長報告）

第二六　所得税、総所得税額の決定に関する陳情
（委員長報告）

第二七　商工組合中央金庫に対する政府指定預託金償還延期等の陳情
（委員長報告）

第二八　長崎税関支署の昇格に関する陳情
（委員長報告）

第二九　P・X向け写真機の輸出免税手続に関する陳情
（委員長報告）

第三〇　琵琶湖電源開発に関する陳情
（委員長報告）

第三一　只見川電源開発促進に関する陳情
（委員長報告）

第三二　只見川電源開発本流案実施促進に関する陳情
（委員長報告）

第三三　電源開発に伴う損失補償に関する陳情
（委員長報告）

○議長（河井彌八君）　諸般の報告は朗読を省略いたします。

去る二十四日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

人事委員　松野　鶴平君
地方行政委員　小林　武治君
文部委員　山縣　勝見君
農林委員　横川　信夫君
水産委員　岡田　宗司君
通商産業委員　江田　三郎君
郵政委員　中川　幸平君
電気通信委員　石黒　忠篤君
建設委員　三輪　貞治君
経済安定委員　木下　源吾君
予算委員　松原　一彦君
議院運営委員　最上　英子君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

人事委員　中川　幸平君
地方行政委員　石黒　忠篤君
文部委員　横川　信夫君
農林委員　山縣　勝見君
水産委員　木下　源吾君
通商産業委員　三輪　貞治君
郵政委員　松野　鶴平君
電気通信委員　小林　武治君
建設委員　江田　三郎君
経済安定委員　岡田　宗司君
予算委員　最上　英子君
議院運営委員　寺本　廣作君

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを人事委員会に付託した。

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（益谷秀次君外二十三名提出）

同日可決した左の本院提出案は、即日これを衆議院に送付した。

歯科医師法の一部を改正する法律案

同日修正議決した左の内閣提出案は、即日これを衆議院に送付した。

国有財産法等の一部を改正する法律案

同日可決した左の内閣提出案は、即日これを衆議院に送付した。

証券取引法の一部を改正する法律案

証券投資信託法の一部を改正する法律案

自治大学校設置法案

同日議長は、予備審査のため左の議員提出案を衆議院に送付した。

勤労青年教育振興法案（荒木正三郎君外十七名発議）

同日委員長から左の報告書を提出した。

市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案可決報告書

教育職員免許法及び教育職員免許法施行法の一部を改正する法律案可決報告書

塩業組合法案可決報告書
昭和二十五年度一般会計歳入歳出決算議決報告書
昭和二十五年度特別会計歳入歳出決算議決報告書
昭和二十五年度政府関係機関収入支出決算議決報告書
日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊の行為による特別損失の補償に関する法律案可決報告書
漁船損害補償法の一部を改正する法律案可決報告書
行政管理庁設置法の一部を改正する法律案修正議決報告書
酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正する法律案可決報告書
鉄道債券及び電信電話債券等に係る債務の保証に関する法律案可決報告書
相続税法の一部を改正する法律案可決報告書
経済安定委員会陳情審査報告書第一号同特別報告第一号
大蔵委員会請願審査報告書第一号同特別報告書第一号
大蔵委員会陳情審査報告書第一号同特別報告第一号
同日両院協議会参議院協議委員議長から左の報告書を提出した。
農業災害補償法の一部を改正する法律案成案報告書
同日内閣から左の答弁書を受領した。
参議院議員須藤五郎君提出西日本の水害に関する質問に対する答弁書
同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を承認することを議決した旨を衆議院に通知した。
団結権及び団体交渉権についての原則の適用に関する条約（第九十八号）の批准について承認を求めるの件
工業及び商業における労働監督に関する条約（第八十一号）の批准について承認を求めるの件
職業安定組織の構成に関する条約（第八十八号）の批准について承認を求めるの件
日本国とフランスとの間の文化協定の批准について承認を求めるの件
同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。
国民健康保険再建整備資金貸付法の一部を改正する法律案
昭和二十八年度における特定道路整備事業特別会計の歳出の財源の特例に関する法律案
相互銀行法の一部を改正する法律案
国有財産法第十三条の規定に基き、国会の議決を求めるの件
国有財産法第十三条の規定に基き、国会の議決を求めるの件
日本航空株式会社法案
水先法の一部を改正する法律案
鉄道敷設法等の一部を改正する法律案
郵便物運送委託法の一部を改正する法律案
昭和二十八年度における期末手当の支給の特例に関する法律案
同日衆議院議長から、国会において承認することを議決した左の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。
団結権及び団体交渉権についての原則の適用に関する条約（第九十八号）の批准について承認を求めるの件
工業及び商業における労働監督に関する条約（第八十一号）の批准について承認を求めるの件
職業安定組織の構成に関する条約（第八十八号）の批准について承認を求めるの件
日本国とフランスとの間の文化協定の批准について承認を求めるの件
同日衆議院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。
国民健康保険再建整備資金貸付法の一部を改正する法律
昭和二十八年度における特定道路整備事業特別会計の歳出の財源の特例に関する法律
相互銀行法の一部を改正する法律
日本航空株式会社法
水先法の一部を改正する法律
鉄道敷設法等の一部を改正する法律
郵便物運送委託法の一部を改正する法律
昭和二十八年度における期末手当の支給の特例に関する法律
同日衆議院議長から、左の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。
国有財産法第十三条の規定に基き、国会の議決を求めるの件
国有財産法第十三条の規定に基き、国会の議決を求めるの件
同日本院は、電波監理審議会委員に飯野毅夫君及び松方義三郎君を任命することに同意した旨衆議院に通知した。
同日衆議院議長から、両議院は、電波監理審議会委員に飯野毅夫君及び松方義三郎君を任命することに同意したことを内閣に通知した旨の通知書を受領した。
同日議院において採択することを議決した奈良県八木町の地域給に関する請願外千百十七件の請願および広島県中黒瀬、乃美尾両村の地域給に関する陳情外六十九件の陳情は各々意見書を附し、即日これを内閣に送付した。
一昨二十五日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。
私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案　経済安定委員会に付託
砂糖消費税法の一部を改正する法律案
富裕税法を廃止する法律案
国際復興開発銀行からの外資の受入について日本開発銀行又は日本輸出入銀行が発行する債券の利子に対する所得税の免除に関する法律案
閉鎖機関令の一部を改正する法律案
日本専売公社法の一部を改正する法律案　大蔵委員会に付託
有畜農家創設特別措置法案　農林委員会に付託
久六島周辺における漁業についての漁業法の特例に関する法律案　水産委員会に付託
日本国有鉄道法の一部を改正する法律案
港湾整備促進法案　運輸委員会に付託
同日衆議院から左の議案を提出した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。
農業機械化促進法案　農林委員会に付託
災害救助法の一部を改正する法律案　社会福祉事業振興会法案　厚生委員会に付託
同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。
臨時硫安需給安定法案　農林委員会に付託
硫安工業合理化及び硫安輸出調整臨時措置法案　通商産業委員会に付託
同日委員長から左の報告書を提出した。
公衆電気通信法案可決報告書
有線電気通信法案可決報告書
有線電気通信法及び公衆電気通信法施行法案可決報告書
中小企業金融公庫法案可決報告書
商工会議所法案可決報告書
地方財政法の一部を改正する法律案可決報告書
去る二十四日議員から左の質問主意書を提出した。
石川県河北郡内灘地区の「内灘演習場一時使用に関する件」についての質問主意書（井村徳二君提出）
一昨二十五日衆議院から、本院の送付した左の内閣提出案は同院において、これを可決した旨の通知書を受領した。
証券取引法の一部を改正する法律案
証券投資信託法の一部を改正する法律案
同日衆議院議長から左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。
証券取引法の一部を改正する法律
証券投資信託法の一部を改正する法律

○議長（河井彌八君）　これより本日の会議を開きます。

この際、日程に追加して、国家公安委員の任命に関する件を議題とすることに御異議ございませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（河井彌八君）　御異議なしと認めます。

去る二十日内閣総理大臣から、警察法第五条の規定により、高野弦雄君を国家公安委員に任命することについて、本院の同意を求めて参りました。本件に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

［賛成者起立］

○議長（河井彌八君）　総員起立と認めます。よつて本件は、全会一致を以て同意することに決しました。

○議長（河井彌八君）　この際、日程に追加して、旧軍港市国有財産処理審議会委員の任命に関する件を議題とすることに御異議ございませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（河井彌八君）　御異議ないと認めます。

去る二十二日内閣総理大臣から、旧軍港市転換法第六条の規定により、福島正雄君、荒井誠一郎君、野村秀雄君、堀越禎三君、山田義見君を旧軍港市国有財産処理審議会委員に任命することについて本院の同意を求めて参りました。本件に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

［賛成者起立］

○議長（河井彌八君）　総員起立と認めます。よつて本件は、全会一致を以て同意することに決しました。

○議長（河井彌八君）　日程第一、農業災害補償法の一部を改正する法律案両院協議会成案（衆議院送付）を議題といたします。

先ず協議委員議長の報告を求めます。協議委員議長片柳眞吉君。

農業災害補償法の一部を改正する法律案

右別冊の通り両院協議会の成案を得た。

昭和二十八年七月二十四日

農業災害補償法の一部を改正する法律案両院協議会参議院協議委員議長　片柳　眞吉

参議院議長河井彌八殿

農業災害補償法の一部を改正する法律案両院協議会成案

参議院議決の通りとする。

本院は農業災害補償法の一部を改正する法律案両院協議会成案を可決した。

よつて国会法第九十三条により送付する。

昭和二十八年七月二十五日

衆議院議長　堤　康次郎

参議院議長河井彌八殿

農業災害補償法の一部を改正する法律案両院協議会成案

参議院議決の通りとする。

［片柳眞吉君登壇、拍手］

○片柳眞吉君　只今、議題となりました農業災害補償法の一部を改正する法律案両院協議会成案につきまして、両院協議会の協議の経過並びに結果について御報告申上げます。

協議会は、去る七月二十三日及び二十四日の両日に亘つて開かれまして、その間、慎重且つ熱心に協議が行われたのであります。先ず七月二十三日衆議院側を代表いたしまして金子與重郎君から、衆議院が両院協議会を求めるに至つた理由について説明が行われたのであります。即ちその理由を要約いたしますと、「衆議院において政府原案にある農業共済団体の役員の責任の明確化に関する規定を削除いたしました理由は、現行農業災害補償制度の従来の経緯を思い、その今後を考えるとき、すでに抜本的な検討を加えなければならない時期が到来しているので、差当つて本年産水稲及び陸稲に対する共済の引受に当面して、今回はこれら共済掛金に関する規定の改正、即ち最小必要限度の改正にとどめ、役員の責任の明確化等の修正は抜本的検討の際に譲ることとして、この際は、衆議院修正案を本協議会成案とされたい」との要旨でございます。次いで同じく衆議院側から、足鹿覺君が同様趣旨の補足説明を行い、次に宮本邦彦君から、参議院側を代表して修正の理由について説明が行われたのであります。即ち衆議院の削除修正に対して、㋑、第三十二条の二の役員の忠実義務、組合に対する役員の連帯責任、第三者に対する役員の連帯責任、㋺、第八十条の行政庁の役員改選命令、行政庁の役員解任権、㋩、第百十一条の家畜共済の義務加入に関する特別議決、以上三つの規定を復活修正を行うこととした、その理由としましては、「農民の間に共済団体及びその役員の在り方について、とかくの批判を耳にする昨今、而も抜本的改正の直ちに間に合わせぬ現在、これらの規定を削除して、その間の期間を空白にしておくことは不合理且つ無責任と考えられると同時に、農民の間に誤解を招く虞れが多分にあると思われる。更に今回参議院で復活修正いたしました規定に関する他の立法例としましては、商法、中小企業等協同組合法、商品取引所法等多々あるのであつて、彼此勘案いたしますると、殊更に農業共済団体についてのみ近く抜本的改正を行わなければならないという理由を以て、この種規定を削除せんとするのは了解に苦しむ」旨の発言がなされたのであります。続いて衆議院側から、川俣清音君、参議院側から、河野謙三君及び戸叶武君が立ち、それぞれ補足的説明を行い、その後慎重且つ熱心な質疑応答を重ねましたが、その詳細は会議録に譲ることといたします。

次いで協議会は懇談会に入り、問題点について四十分近くに亘り種々意見の交換を行なつたのであります。その結果、衆議院側の提案によりまして、翌二十四日更に協議会を開会することに決定したのであります。次いで二十四日に第二回協議会を開会し、直ちに懇談会に入り、種々意見の交換を行なつた結果、遂に意見の一致を見るに至つた次第であります。即ち、協議会再会冒頭、衆議院協議委員足鹿覺君から、「昨日来の論議の結果、衆参両院とも、根本的には意見の食い違いはなく、又抜本的改正を行う態度も一致しておりますので、次のような申合せを行なつて参議院の議決案に同意する」との動議が提出せられ、次いで「参議院議決の通りとする」という協議案の採決を行いました結果、全会一致を以て可決せられましたので、ここに両院協議会は、「参議院議決の通りとする」という成案を得るに至つた次第であります。

次いで足鹿覺君から提案せられました農業災害補償法は、実施以来五カ年を経過したが、その制度の根本的欠陥と運営も又よろしきを得ず、農民の要望に応え難き実情に鑑み、両院協議会は左記により農業災害補償制度の行詰りに対し、抜本的検討をなすことを申合せる。

記

一、農業災害補償制度についてはその抜本的改正の必要であることを確認する。

二、政府は昭和二十九年度水稲を目的として制度の根本的改正を行い、農業災害補償に対し完全なる施策を講ずること。

三、衆参両院は、農業災害補償制度の完璧を期するため閉会中もなおその調査を継続し検討すること。

ごういう申合せを諮りましたところ、これ又全会一致を以て決定いたした次第であります。

次いでこの申合せに対する政府の所見を保利農林大臣に質しましたところ、「農業災害補償則度については、政府としても根本的に検討しなければならないと考えております。新制度を昭和二十九年度から実施し得るか否かは、検討の結果、直ちに実施し得る問題もあろうし、又問題によつては、相当準備期間を要するものも出て来ると思われます。而して只今両院において、それ〴〵小委員会を設けて検討されております問題の結論如何にもよると思われますが、いずれにしても政府は根本的検討に努力する」旨の答弁がなされました。協議会はこれを了承し、会議を終つた次第であります。

以上、御報告申上げます。（拍手）

○議長（河井彌八君）　別に御発言もなければ、これより成案の採決をいたします。成案全部を問題に供します。成案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（河井彌八君）　総員起立と認めます。よつて成案は、全会一致を以て可決せられました。

○議長（河井彌八君）　日程第二、千九百十一年六月二日にワシントンで、千九百二十五年十一月六日にヘーグで、及び千九百三十四年六月二日にロンドンで修正された貨物の原産地虚偽表示の防止に関する千八百九十一年四月十四日のマドリッド協定への加入について承認を求めるの件（衆議院送付）を議題といたします。

先ず委員長の報告を求めます。外務委員長佐藤尚武君。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

千九百十一年六月二日にワシントンで、千九百二十五年十一月六日にヘーグで、及び千九百三十四年六月二日にロンドンで修正された貨物の原産地虚偽表示の防止に関する千八百九十一年四月十四日のマドリッド協定への加入について承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和二十八年六月二十三日

衆議院議長　堤　康次郎

参議院議長河井彌八殿

千九百十一年六月二日にワシントンで、千九百二十五年十一月六日にヘーグで、及び千九百三十四年六月二日にロンドンで修正された貨物の原産地虚偽表示の防止に関する千八百九十一年四月十四日のマドリッド協定への加入について、日本国憲法第七十三条第三号但書の規定に基き、国会の承認を求める。

〔参照〕

千九百十一年六月二日にワシントンで、千九百二十五年十一月六日にヘーグで、及び千九百三十四年六月二日にロンドンで修正された貨物の原産地虚偽表示の防止に関する千八百九十一年四月十四日のマドリッド協定

千九百十一年六月二日にワシントンで、千九百二十五年十一月六日にヘーグで、及び千九百三十四年六月二日にロンドンで修正された貨物の原産地虚偽表示の防止に関する千八百九十一年四月十四日のマドリッド協定

下名は、このために正当に権限を与えられて、千九百十一年六月二日にワシントンで及び千九百二十五年十一月六日にヘーグで修正された千八百九十一年四月十四日のマドリッド協定に代る次の本文を共通の合意により決定した。

第一条

1　この協定が適用される国の一又はその中にある場所を原産国又は原産地として直接又は間接に表示している虚偽表示を有するすべての生産物は、前記の国のいずれにおいても輸入の際に差し押えられる。

2　差押は、原産地虚偽表示が記入された国又はこの虚偽表示を有する生産物が搬入された国においても同様に行われる。

3　一国の法令が輸入の際における差押を認めないときは、この差押の代りに、輸入禁止が行われる。

4　一国の法令が輸入の際における差押、輸入禁止又は国内における差押を認めないときは、この法令が必要な修正を受けるまでの間、これらの措置の代りに、その国の法令が同様の場合に国民に保障する訴権及び救済手段が、認められる。

5　原産地虚偽表示の防止を保障するための特別の制裁がないときは、商標又は商号に関する法令中の相当する規定に掲げる制裁が適用される。

第二条

1　差押は、税関により行われる。税関は、自然人であると法人であるとを問わず、利害関係者に対し、その者が希望すれば保全のために行われた差押を確保することができるようにするため、直ちに通報する。また、検察官その他の権限のある官憲も、被害者の請求により、又は職権により、差押を請求することができる。その後の手続は、通常の過程による。

2　官憲は、通過の場合には、差押を行うことを要しない。

第三条

これらの規定は、販売人が、販売が行われる国と異なる国を原産国とする生産物にその名又は住所を表示することを妨げるものではない。但し、この場合には、住所又は名には、製造され、若しくは生産された国若しくは場所の明確な文字による正確な表示又は貨物の真正の原産地についてすべての誤りを避けるために充分な他の表示を伴わなければならない。

第三条の二

この協定が適用される国は、また、公共的性格を有するすべての表示で生産物の原産地について公衆を欺く虞があるものを、看板、広告、送状、ぶどう酒目録、商業用の書状又は書類その他のすべての商業用の通信の上に表わすことによつて生産物の販売、展示又は提供に関連して使用することを禁止することを約束する。

第四条

各国の裁判所は、いかなる名称がその通有性のためにこの協定の規定の適用を除外されるかを決定しなければならない。但し、ぶどう生産物の原産地の地方的名称は、本条に明記する留保には含まれない。

第五条

1　工業所有権保護に関する同盟の同盟国でこの協定に加入しなかつたものは、その要求により、且つ、同盟条約第十六条に定める方法により加入することを認められる。

2　同盟条約第十六条の二及び第十七条の二の規定は、この協定に適用する。

第六条

1　この文書は、批准されなければならず、批准書は、おそくとも千九百三十八年七月一日までにロンドンで寄託しなければならない。この文書は、これを批准した国の間で、この日の後一箇月で効力を生ずる。但し、それ以前に少くとも六国が批准したときは、この文書は、これらの国の間においては六番目の批准書の寄託がスイス連邦政府によりこれらの国に通告された時の後一箇月で、その後批准した国については各批准の通告の後一箇月で効力を生ずる。

2　前項に掲げる期間中に批准書を寄託しなかつた国は、同盟条約第十六条の条項により加入を認められる。

3　この文書は、それが適用される国の間の関係では、千八百九十一年四月十四日にマドリッドで締結された協定及びその後の修正文書に代るものとする。

4　この文書は適用されないが千九百二十五年にヘーグで修正されたマドリッド協定が適用される国に関しては、後者が引き続き効力を有する。

5　同様に、この文書もヘーグで修正されたマドリッド協定も適用されない国に関しては、千九百十一年にワシントンで修正されたマドリッド協定が引き続き効力を有する。

千九百三十四年六月二日にロンドンで本書一通を作成した。

ドイツのために
ヘッシュ
ゲオルグ・クラウアー
ヴォルフガング・キューナスト
ヘルベルト・キューネマン
ブラジル合衆国のために
J・A・バルボサ＝カルネイロ
キューバのために
ガブリエル・スアレス・ソラル
ダンチッヒ自由市のために
スペインのために
ラモン・ペレス・デ・アヤラ
フエルナンド・カベリヨ・ラピエドラ
ホセ・ガルシア・モンヘ
フランスのために
マルセル・ブレザン
ロジエ・カンボン
ジョルジュ・レネル
ジョルジュ・メイヤール
グレート・ブリテン及び北部アイルランドのために
F・W・レイス＝ロス
M・F・リンドレー
ウイリアム・S・ジャラット
アイルランド自由国のために
リヒテンシュタインのために
W・クラフト
モロッコのために
アルグエ
ポーランドのために
ステファン・チヤイコフスキー
ポルトガルのために
ジユアン・デ・レブレ・E・リマ
アルトウール・デ・メロ・キンテーラ・サルダーニヤ
スウエーデンのために
ビルイエル・リンドグレーン
オーケ・デ・ツヴエイクベルグ
スイスのために
W・クラフト
シリア及びレバノンのために
マルセル・ブレザン
チエッコスロヴアキアのために
ドクトル　カレル・スカラ
ドクトル　オツト・バルシュ
テユニスのために
C・ビルコック
トルコのために
A・フエイス

〔佐藤尚武君登壇、拍手〕

○佐藤尚武君　只今、議題となりました千九百十一年六月二日にワシントンで、千九百二十五年十一月六日にヘーグで、及び千九百三十四年六月二日にロンドンで修正された貨物の原産地虚偽表示の防止に関する千八百九十一年四月十四日のマドリッド協定への加入について承認を求めるの件につきまして、外務委員会における審議の経過と結果を御報告申上げます。

政府の説明によりますると、この協定は千八百九十一年四月十四日にマドリッドで最初に成立し、その後三回修正されており、今回我が国が加入いたしますのは、ロンドンで最後に修正されたマドリッド協定でありまして、この協定は、千九百三十八年八月一日に効力を生じ、現在その締約国は十六に上つておるのであります。我が国は一昨年九月八日にサンフランシスコで平和条約の署名に際し、平和条約の最初の効力発生ののち一年以内にこの協定に加入する意思を宣言しておりますので、政府はこの協定を第十五特別国会に提出して加入について承認を求めたのでありますが、審議半ばで衆議院が解散されたため、右加入について事前に国会の承認を得ることができませんでしたので、政府の責任において、本年四月二十一日に同協定に加入の手続をとつたものであります。

この協定の要点は、生産物が締約国の一又はその中にある場所を原産地として虚偽に表示せられている場合に、その生産物の輸入を取締ることによつて不正競争を防止することを目的としたものであります。本協定は、すでに公私の貿易及び通商において国際的に承認された公正な慣行を取入れたものにほかならないとの説明でありました。協定の詳細の内容につきましては、お手許の資料を御参照願いたいと存じます。

委員会は、七月九日、十三日、十四日の三回に亘り本件の審議を行いました。質疑を了し、討論に入りましたところ、杉原委員より、「本件の承認については賛成であるが、今回政府がマドリッド協定に加入した後に国会に承認の手続をとつておる点についてはつきりさせておきたいことがある。本件の場合、事情を斟酌すべき点はあるが、本来、条約は対外的に確定的効力を発生した後に至つて国会の承認を求めることは、憲法の精神に鑑み問題があると思われるので、本件の承認を以て今後の先例とすべきではないということを、でき得れば委員会の意思としても明確にしておきたい」旨の発言があり、次いで羽生委員より、「この協定には異議はないが、杉原委員の御発言の趣旨を何らかの形で当委員会でとりまとめることを前提として本件に賛成する」との発言がありました。続いて本協定加入について承認を求めるの件につき、採決に入りましたところ、本件は、承認すべきものとして全会一致で決定いたしました。

次いで、本件討議中に、杉原、羽生両委員より提出されました動議に従い、附帯決議を附する件につき採決に入りましたところ、本件は、多数を以て左の通りの附帯決議をなすことに決定いたしました。

本件の場合、これが平和条約調印に際し加入の意思を宣言したる協定なる点において、事情斟酌すべきものありとするも、元来、条約が対外的に確定的効力を発生したる後に至つて国会の承認を求めるがごときは、憲法の精神に鑑み、避くべきであり、且つ国民外交の趣旨にも反することとなるにより、事情斟酌すべきものある本協定の承認を以て、一般条約の場合に対する先例となすことなきよう政府に対し要望する。

以上であります。

右、御報告申上げます。（拍手）

○議長（河井彌八君）　別に御発言もなければ、これより本件の採決をいたします。本件全部を問題に供します。委員長報告の通り、本件を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（河井彌八君）　過半数と認めます。よつて本件は、承認することに決しました。

○議長（河井彌八君）　日程第三、商工会議所法案（衆議院提出）、日程第四、中小企業金融公庫法案（内閣提出、衆議院送付）、以上、両案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河井彌八君）　御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。通商産業委員会理事、加藤正人君。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

商工会議所法案

右の本院提出案をここに送付する。

昭和二十八年七月二十三日

衆議院議長　堤　康次郎

参議院議長河井彌八殿

商工会議所法

目次

第一章　総則（第一条―第五条）
第二章　商工会議所
第一節　通則（第六条―第八条）
第二節　事業（第九条―第十四条）
第三節　会員及び特定商工業者（第十五条―第二十三条）
第四節　設立（第二十四条―第三十四条）
第五節　管理（第三十五条―第五十六条）
第六節　監督（第五十七条―第五十九条）
第七節　解散及び清算（第六十条―第六十三条）
第三章　日本商工会議所（第六十四条―第八十条）
第四章　雑則（第八十一条―第八十六条）
第五章　罰則（第八十七条―第九十一条）
附則

第一章　総則

（法律の目的）

第一条　この法律は、国民経済の健全な発展を図り、兼ねて国際経済の進展に寄与するために、商工会議所及び日本商工会議所の組織及び運営について定めることを目的とする。

（人格及び住所）

第二条　商工会議所又は日本商工会議所（以下この章、第四章及び第五章において「商工会議所等」という。）は、法人とする。

2　商工会議所等の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

（名称）

第三条　商工会議所等は、その名称中に商工会議所又は日本商工会議所の文字を用いなければならない。

2　商工会議所等でないものは、その名称中に商工会議所等であることを示す文字又は商工会議所等と誤認させるような文字を用いてはならない。但し、特別の必要がある場合において、通商産業大臣の許可を受けたときは、この限りでない。

（原則）

第四条　商工会議所等は、営利を目的としてはならない。

2　商工会議所等は、特定の個人又は法人その他の団体の利益を目的として、その事業を行つてはならない。

3　商工会議所等は、これを特定の政党のために利用してはならない。

（登記）

第五条　商工会議所等は、政令の定めるところにより、その設立、従たる事務所の新設、事務所の移転、解散、清算人の就任、清算の結了等の各場合に、登記をしなければならない。

2　前項の規定により登記をしなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

第二章　商工会議所

第一節　通則

（目的）

第六条　商工会議所は、その地区内における商工業の総合的な改善発達を図り、兼ねて社会一般の福祉の増進に資することを目的とする。

（定義）

第七条　この章において、「商工業者」とは、自己の名をもつて商行為をすることを業とする者、店舗その他これに類似する設備によつて物品を販売することを業とする者、鉱業を営む者、取引所、商法（明治三十二年法律第四十八号）第五十二条第二項の会社、有限会社及び相互会社をいう。

2　この章において、「特定商工業者」とは、別表の上欄に掲げる商工会議所の地区内において、第二十六条の場合においては創立総会終了の日、その他の場合においてはその商工会議所の毎事業年度開始の日（以下この項において「基準日」という。）に引き続き六箇月以来営業所、事務所、工場又は事業場を有する商工業者のうち、左の各号の一に該当する者をいう。

一　基準日の一年六箇月前の日の属する年又は基準日の一年六箇月前の日の属する事業年度から基準日の六箇月前の日の属する事業年度の直前の事業年度までの間の事業年度に係るその商工会議所の地区を区域に含む都道府県における事業税又はその商工会議所の地区内の市町村における鉱産税として、基準日までに納付し、若しくは納付しなければならないことが確定した税額が、それぞれ同表の中欄に掲げる金額又は当該金額以上であつてその商工会議所がその事業年度ごとに通商産業大臣の許可を受けて定め、且つ、公告した金額に相当する者

二　基準日における資本金額又は払込済出資総額がそれぞれ同表の下欄に掲げる金額又は当該金額以上であつてその商工会議所がその事業年度ごとに通商産業大臣の許可を受けて定め、且つ、公告した金額に相当する者

（地区）

第八条　商工会議所の地区は、市（都の区のある地域においては、そのすべての区をあわせたもの。以下同じ。）の区域とする。但し、商工業の状況により必要があるときは、県の区域、町の区域又は市と市町村若しくは町と町村をあわせたものの区域とすることができる。

2　前項但書の区域のうち、町の区域又は町と町村をあわせた区域は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八条第一項第一号から第三号までに掲げる要件を備えたものでなければならない。但し、商工業の状況により、特に必要があるときは、この限りでない。

3　商工会議所の地区は、相互に重複するものがあつてはならない。

第二節　事業

（事業の種類）

第九条　商工会議所は、その目的を達成するため、左に掲げる事業の全部又は一部を行うものとする。

一　商工会議所としての意見を公表し、これを国会、行政庁等に具申し、又は建議すること。

二　行政庁等の諮問に応じて、答申すること。

三　商工業に関する調査研究を行うこと。

四　商工業に関する情報又は資料の収集又は刊行を行うこと。

五　商品の品質又は数量、商工業者の事業の内容その他商工業に係る事項に関する証明、鑑定又は検査を行うこと。

六　輸出品の原産地証明を行うこと。

七　商工業に関する施設を設置し、維持し、又は運用すること。

八　商工業に関する講演会又は講習会を開催すること。

九　商工業に関する技術又は技能の普及又は検定を行うこと。

十　博覧会、見本市等を開催し、又はこれらの開催のあつ旋を行うこと。

十一　商事取引に関する仲介又はあつ旋を行うこと。

十二　商事取引の紛争に関するあつ旋、調停又は仲裁を行うこと。

十三　商工業に関して、相談に応じ、又は指導を行うこと。

十四　商工業に関して、商工業者の信用調査を行うこと。

十五　商工業に関して、観光事業の改善発達を図ること。

十六　社会一般の福祉の増進に資する事業を行うこと。

十七　行政庁から委託を受けた事務を行うこと。

十八　前各号に掲げるものの外、商工会議所の目的を達成するために必要な事業を行うこと。

（法定台帳の作成）

第十条　商工会議所は、成立の日から一年以内に、特定商工業者について政令で定める事項を登録した商工業者法定台帳（以下「法定台帳」という。）を作成しなければならない。

2　通商産業大臣は、前項の規定にかかわらず、特別の事由があると認めるときは、商工会議所の申請に基いて、前項に規定する期間の延長をすることができる。

3　通商産業大臣は、前項の期間を延長したときは、遅滞なく、当該商工会議所に通知をしなければならない。

4　商工会議所は、前項の通知を受けたときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

5　商工会議所は、毎事業年度開始の日から六箇月以内に、第一項の規定により作成した法定台帳を、その事業年度における法定台帳とするために、訂正しなければならない。

6　商工会議所は、第一項又は前項の規定により、法定台帳を作成し、又は訂正した後、法定台帳に登録された事項に変更の生じたことを知つたときは、遅滞なく、これを訂正しなければならない。

7　特定商工業者は、第一項の事項のうち政令で定めるものについて変更を生じたときは、すみやかに、その旨を当該商工会議所に届け出なければならない。

8　特定商工業者は、法定台帳の作成又は訂正に関して商工会議所から資料の提出を求められたときは、正当な理由がないのに、これを拒んではならない。

（法定台帳の運用及び管理）

第十一条　商工会議所は、その事業の適正且つ円滑な実施に資するために、法定台帳を運用しなければならない。

2　商工会議所は、法定台帳を善良な管理者の注意をもつて管理しなければならない。

3　商工会議所は、法定台帳の作成又は訂正に関して知り得た商工業

者の秘密に属する事項を他に漏らし、又は窃用してはならない。

（負担金）

第十二条　商工会議所は、法定台帳の作成、管理及び運用に要する経費に充てるため、政令の定めるところにより、通商産業大臣の許可を受けて、特定商工業者に対して、所要の負担金を賦課することができる。

2　商工会議所は、負担金について、特定商工業者の過半数の同意を得た後でなければ、前項の許可を申請してはならない。

（問合せ等）

第十三条　商工会議所は、その目的を達成するために必要な範囲内において、その地区内の商工業者に対し文書又は口頭による問合せを行い、又は資料の提出を求めることができる。

2　商工会議所が前項の問合せを行い、又は資料の提出を求めたときは、その商工会議所の地区内の商工業者は、正当な理由がないのに、これを拒んではならない。

（使用料及び手数料）

第十四条　商工会議所は、定款の定めるところにより、使用料又は手数料を徴収することができる。

第三節　会員及び特定商工業者

（資格）

第十五条　商工会議所の会員たる資格を有する者は、その地区内において、引き続き六箇月以上営業所、事務所、工場又は事業場を有する商工業者とする。但し、定款で別段の定をしたときは、この限りでない。

2　左の各号の一に該当する者は、会員たる資格を有しない。

一　禁治産者又は準禁治産者

二　破産者で復権を得ない者

三　禁こ以上の刑に処せられ、その執行を終るまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者

（加入）

第十六条　商工会議所は、会員たる資格を有するものが商工会議所に加入しようとするときは、正当な理由がないのに、その加入を拒み、又はその加入につき不当な条件を附してはならない。

2　商工会議所に加入しようとするものは、加入につきその商工会議所の承諾を得、且つ、加入金及び会費を納めたときに、その商工会議所の会員となる。但し、定款で別段の定をしたときは、この限りでない。

（表決権、選挙権及び被選挙権）

第十七条　会員は、定款の定めるところにより、表決権、選挙権及び被選挙権を有する。

2　会員は、定款の定めるところにより、あらかじめ通知のあつた事項につき、書面又は代理人をもつて、表決権又は選挙権を行うことができる。

3　前項の規定により表決権を行うものは、出席者とみなす。

4　第二項の代理人は、その代理権を証する書面を商工会議所に提出しなければならない。

（会費）

第十八条　会員は、定款の定めるところにより、会費を納入しなければならない。

（過怠金）

第十九条　商工会議所は、定款の定めるところにより、会費の納入その他商工会議所に対する義務を怠つた会員に対して、過怠金を課することができる。

（会員権の停止）

第二十条　商工会議所は、定款の定めるところにより、会費の納入その他会員たるの義務を怠つた会員に対して、その権利の行使を停止することができる。

2　前項の規定による権利の行使の停止は、その権利の行使を停止された会員にその旨を通知しなければ、これをもつてその会員に対抗することができない。

（脱退）

第二十一条　会員は、六十日前までに予告し、事業年度の終において商工会議所を脱退することができる。

2　会員は、左の事由によつて脱退する。

一　会員たる資格の喪失

二　死亡又は解散

三　除名

（除名）

第二十二条　商工会議所は、左の各号の一に該当する会員を議員総会の決議によつて除名することができる。この場合は、商工会議所は、その会員に対して、その議員総会の会日の七日前までに、その旨を通知し、且つ、議員総会において、弁明する機会を与えなければならない。

一　長期間にわたつて会費の納入その他会員たるの義務を怠つた会員

二　商工会議所の体面を傷つけ、又は商工会議所の目的遂行に反する行為を行つた会員

三　その他定款で定める事由に該当する会員

2　第二十条第二項の規定は、会員の除名について準用する。

（特定商工業者）

第二十三条　特定商工業者に係る第四十一条第二項第一号の議員の選挙権は、各々一個とする。

2　商工会議所は、定款の定めるところにより、負担金の納入その他特定商工業者たるの義務を怠つた特定商工業者に対して、前項の権利の行使を停止することができる。

3　第十七条第二項及び第四項並びに第二十条第二項の規定は、特定商工業者について準用する。

第四節　設立

（創立総会）

第二十四条　商工会議所を設立するには、会員たる資格を有する三十人以上のものが発起人となることを要する。

2　発起人は、定款、事業計画及び収支予算を作り、少くとも会日の十五日前までに、定款並びに事業計画及び収支予算の概要を会議の日時、場所及び議題とともに公告し、会員になろうとするものを募り、創立総会を開かなければならない。

3　前項に規定する公告は、定款で定める地区内における会員たる資格を有するすべてのものに対し、周知させることができるように、これを行わなければならない。

4　定款、事業計画及び収支予算の承認、その他設立に必要な事項の決定は、創立総会の決議によらなければならない。

5　創立総会においては、前項の定款、事業計画又は収支予算を修正することができる。但し、地区及び会員たる資格に関する定款の規定については、この限りでない。

6　創立総会の議事は、会員たる資格を有するもので、その会日までに発起人に対し会員となる旨を申し出たものの半数以上が出席し、その出席者の三分の二以上で決する。

7　前項に規定する申出をしたものの表決権は、各々一個とする。

8　第十七条第二項から第四項まで、商法第二百四十四条（議事録）、第二百四十七条から第二百五十条まで、第二百五十二条及び第二百五十三条（決議の取消又は無効）の規定は、創立総会について準用する。この場合において、商法第二百四十七条第一項中「第三百四十三条」とあるのは「商工会議所法第二十四条第六項」と読み替えるものとする。

（定款記載事項）

第二十五条　定款には、左の事項を記載し、発起人のうち三人以上がこれに署名しなければならない。

一　目的

二　名称

三　事業

四　地区

五　事務所の所在地

六　会員たる資格に関する事項

七　会員の加入及び脱退に関する事項

八　会員の権利及び義務に関する事項

九　会費に関する事項

十　法定台帳に関する事項

十一　負担金に関する事項

十二　役員に関する事項

十三　議員に関する事項

十四　議員総会に関する事項

十五　常議員会に関する事項

十六　部会に関する事項

十七　事務局に関する事項
十八　経理に関する事項
十九　事業年度
二十　公告の方法

（設立の同意）

第二十六条　発起人は、創立総会終了後、遅滞なく、商工会議所の設立について、特定商工業者の過半数の同意を得なければならない。

（設立の認可）

第二十七条　発起人は、前条の同意を得た後、遅滞なく、申請書に通商産業省令で定める書類を添附して通商産業大臣に提出し、設立の認可を申請しなければならない。

2　通商産業大臣は、前項の認可の申請があつた場合において、設立しようとする商工会議所が左の各号に適合していないと認めるときは、認可をしてはならない。

一　設立手続並びに定款及び事業計画の内容が法令に違反しないこと。

二　その設立がその地区内の商工業の振興に寄与するものであること。

三　その事業を実施するために必要な経済的基礎、施設及び役職員を有すること。

（認可又は不認可の通知）

第二十八条　通商産業大臣は、前条第一項の規定による認可の申請があつたときは、遅滞なく、認可又は不認可の処分をし、当該発起人に通知しなければならない。

2　通商産業大臣は、不認可の通知をするときは、その理由をあわせて通知しなければならない。

（事務の引渡し）

第二十九条　設立の認可があつたときは、発起人は、遅滞なく、その事務を役員に引き渡さなければならない。

（成立の時期）

第三十条　商工会議所は、主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによつて成立する。

（商法の準用）

第三十一条　商法第四百二十八条（設立無効の訴）の規定は、商工会議所の設立について準用する。

第五節　管理

（役員）

第三十二条　商工会議所に、会頭一人、副会頭四人以内及び専務理事一人を置く。

2　商工会議所に、常議員を置き、その定数は、第四十二条の規定による議員の定数の三分の一以内とする。

3　商工会議所に、監事二人又は三人を置く。

4　商工会議所は、前三項の役員の外、定款の定めるところにより、理事四人以内を置くことができる。

（役員の職務）

第三十三条　会頭は、商工会議所を代表し、所務を総理する。

2　副会頭は、会頭を補佐し、あらかじめ会頭の定める順位により、会頭に事故があるときはその職務を代行し、会頭が欠員のときはその職務を行う。

3　専務理事は、会頭及び副会頭を補佐して所務を掌理し、会頭及び副会頭に事故があるときはその職務を代行し、会頭及び副会頭が欠員のときはその職務を行う。

4　常議員は、会頭の委任する特別の事項に関する所務を処理する。

5　監事は、商工会議所の業務及び経理を監査し、その監査の結果を議員総会に報告する。

6　理事は、専務理事を補佐して所務を処理する。

（監事の兼職の禁止）

第三十四条　監事は、会頭、副会頭、専務理事、常議員、理事又は職員の職を兼ねてはならない。

（役員の任免）

第三十五条　会頭は、定款の定めるところにより、議員総会において、会員（会員が法人その他の団体である場合は、会員の権利を行使する一人の者。以下本条において同じ。）のうちから選任し、又は解任する。

2　副会頭は、定款の定めるところにより、議員総会の同意を得て、会頭が会員のうちから選任し、又は解任する。

3　専務理事は、定款の定めるところにより、議員総会の同意を得て、会頭が選任し、又は解任する。

4　常議員は、定款の定めるところにより、議員総会において、議員（議員が法人その他の団体である場合は、第四十一条第四項の議員の職務を行う者）のうちから選任し、又は解任する。

5　監事は、定款の定めるところにより、議員総会において、会員のうちから選任し、又は解任する。

6　理事は、定款の定めるところにより、常議員会の同意を得て、会頭が選任し、又は解任する。

7　設立当時の役員は、前六項の規定にかかわらず、創立総会において、選任する。

8　左の各号の一に該当する者は、前七項の役員になることができない。

一　第十五条第二項第一号又は第二号に該当する者

二　未成年者

三　禁こ以上の刑に処せられ、その執行を終つた日又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過するまでの者

（役員の任期）

第三十六条　役員の任期は、三年以内において定款で定める。但し、設立当時の役員の任期は、一年六箇月を超えてはならない。

2　役員は、再任されることができる。

3　役員は、任期終了後、後任者の就任するまで引き続きその職務を行うものとする。

4　補欠で選任された役員は、前任者の残任期間在任する。

（規約）

第三十七条　商工会議所の業務の執行について必要な事項は、定款で定めなければならないものを除き、規約で定めることができる。

（定款その他の書類の備付及び閲覧）

第三十八条　会頭は、定款、規約及び議員総会の議事録をその商工会議所の主たる事務所に備えて置かなければならない。

2　会員又は会員以外の特定商工業者は、何時でも、会頭に対し前項の書類の閲覧を求めることができる。この場合は、会頭は、正当な理由がないのに、これを拒んではならない。

（決算関係書類の提出、備付及び閲覧）

第三十九条　会頭は、通常議員総会の会日の一週間前までに、事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録を監事に提出し、且つ、これらを主たる事務所に備えて置かなければならない。

2　会頭は、監事の意見書を添えて前項の書類を通常議員総会に提出し、その承認を求めなければならない。

3　会員又は会員以外の特定商工業者は、何時でも、会頭に対し第一項の書類の閲覧を求めることができる。この場合は、会頭は、正当な理由がないのに、これを拒んではならない。

（会計帳簿等の閲覧）

第四十条　会員は、総会員の十分の一以上の同意を得て、何時でも、会頭に対し会計に関する帳簿及び書類の閲覧を求めることができる。この場合は、会頭は、正当な理由がないのに、これを拒んではならない。

（議員総会及び議員）

第四十一条　商工会議所に、議員総会を置く。

2　議員総会は、左に掲げるものをもつて組織する。

一　会員及び会員以外の特定商工業者が、投票によつて会員のうちから選挙した議員

二　部会が部会員のうちから選任した議員

三　前二号の議員の外、定款の定めるところにより会員のうちから選任した議員

3　前項各号の各議員の数の比率は、政令で定める。

4　設立当時の議員は、第二項各号に規定する選任方法にかかわらず、創立総会において、選任する。

5　法人その他の団体であつて、第二項又は前項の議員となつたもの

は、定款の定めるところにより、議員の職務を行う者一人を定め、商工会議所に届け出なければならない。

6　第三十五条第八項各号の一に該当する者は、第二項若しくは第四項の議員又は前項の議員の職務を行う者となることができない。

7　役員は、議員総会に出席して意見を述べることができる。

8　何人も、同時に、二以上の議員又は第五項の議員の職務を行う者となることはできない。また、議員と第五項の議員の職務を行う者とを兼ねることはできない。

（議員の定数）

第四十二条　議員の定数は、三十人以上百五十人以内において定款で定める。

（議員の任期）

第四十三条　議員の任期は、三年以内において定款で定める。但し、設立当時の議員の任期は、一年六箇月を超えてはならない。

2　第三十六条第二項から第四項までの規定は、議員の任期について準用する。

（議員の解任）

第四十四条　議員総会は、その決議によつて、左の各号の一に該当する議員を解任することができる。

一　職務の遂行にたえないと認める議員

二　会費又は負担金の納入その他商工会議所に対する義務を怠つた議員

三　商工会議所の体面を傷つけ、又は商工会議所の目的遂行に反する行為を行つた議員

四　その他定款で定める事由に該当する議員

2　第二十条第二項及び第二十二条第一項後段の規定は、議員の解任について準用する。

（議員総会の招集）

第四十五条　会頭は、定款の定めるところにより、毎事業年度内において、少くとも一回通常議員総会を招集しなければならない。

2　会頭は、必要があると認めるときは、定款の定めるところにより、何時でも臨時議員総会を招集することができる。

3　議員が総議員の五分の一以上の同意を得て、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を会頭に提出して議員総会の招集を請求したときは、会頭は、その請求のあつた日から三十日以内に、臨時議員総会を招集しなければならない。

4　議員総会を招集するには、少くとも会日の七日前までに、各議員に対し、会議の目的たる事項、日時及び場所につき、その通知を発しなければならない。

（議員総会の決議事項）

第四十六条　左に掲げる事項は、この法律に別段の定のある場合の外、議員総会の議決を経なければならない。但し、第四号から第六号まで及び第九号の事項については、定款の定めるところにより、議員総会の議決を経て、常議員会に委任することができる。

一　定款の変更

二　解散

三　会費及び負担金並びに選挙に関する規約の設定、変更及び廃止

四　規約（前号の規約を除く。）の設定、変更及び廃止

五　事業計画及び収支予算の決定及び変更

六　会員の権利の行使の停止

七　会員の除名

八　議員の解任

九　その他定款で定める事項

2　会頭は、議員総会において定款の変更の決議があつたときは、遅滞なく、申請書に、通商産業省令で定める書類を添附して通商産業大臣に提出し、その認可を申請しなければならない。

3　定款の変更は、通商産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

4　第二十七条第二項及び第二十八条の規定は、前項の認可について準用する。

（議員総会の議長）

第四十七条　議員総会の議長は、定款の定めるところによる

（議員総会の議事）

第四十八条　議員総会は、この法律に別段の定のある場合の外、総議員の三分の一以上の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。

2　議員総会の議事は、この法律に別段の定のある場合の外、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3　議員総会における議員の表決権又は選挙権は、各々一個とする。

4　議員総会においては、第四十五条第四項の規定によりあらかじめ通知した事項についてのみ議決することができる。但し、出席者の三分の二以上の同意があつた場合には、この限りでない。

（議員総会の特別議決方法）

第四十九条　左に掲げる事項は、議員総会において総議員の半数以上が出席し、その出席者の三分の二以上の多数による決議を必要とする。

一　定款の変更

二　解散

三　会員の除名

四　議員の解任

（準用規定）

第五十条　第十七条第二項から第四項まで、商法第二百三十九条第五項、第二百四十条第二項（特別利害関係人の議決権）、第二百四十三条（延期又は続行の決議）、第二百四十四条（議事録）、第二百四十七条から第二百五十条まで、第二百五十二条及び第二百五十三条（決議の取消又は無効）の規定は、議員総会について準用する。この場合において、商法第二百四十三条中「第二百三十二条」とあるのは「商工会議所法第四十五条」と、同法第二百四十七条第一項中「第三百四十三条」とあるのは「商工会議所法第四十九条」と読み替えるものとする。

（常議員会）

第五十一条　商工会議所に、常議員会を置く。

2　常議員会は、常議員及び常議員以外の役員（理事及び監事を除く。）をもつて組織する。

3　会頭は、必要があると認めるとき又は常議員が総常議員の五分の一以上の同意を得て請求したときは、定款の定めるところにより、常議員会を招集しなければならない。

4　常議員会における常議員及び常議員以外の役員（理事及び監事を除く。）の表決権は、各々一個とする。

5　理事及び監事は、常議員会に出席して意見を述べることができる。

（常議員会の決議事項）

第五十二条　左に掲げる事項は、常議員会の議決を経なければならない。

一　議員総会に提案すべき事項

二　第四十六条第一項第四号から第六号まで及び第九号に掲げる事項であつて議員総会に附議するいとまがない緊急なもの

三　その他定款で定める事項

2　前項第二号の事項についての決議は、次の議員総会に報告し、その承認を求めなければならない。

（準用規定）

第五十三条　第四十七条、第四十八条第一項及び第二項、商法第二百三十九条第五項、第二百四十条第二項（特別利害関係人の議決権）、第二百四十四条（議事録）、第二百四十七条（第一項後段を除く。）、第二百四十八条から第二百五十条まで、第二百五十二条並びに第二百五十三条（決議の取消又は無効）の規定は、常議員会について準用する。

（部会）

第五十四条　商工会議所に、会員が営んでいる主要な事業の種類ごとに、それぞれの事業の適切な改善発達を図るために部会を置く。

2　会員は、会員の営んでいる事業に係る部会に属するものとする。

3　部会の種類、組織及び運営について必要な事項は、定款で定める。

（委員会）

第五十五条　商工会議所は、定款の定めるところにより、その目的の

達成に必要な重要事項を調査研究するために委員会を置くことができる。

（事務局）

第五十六条　商工会議所に事務局を置く。

2　事務局に、庶務を処理するために必要な職員を置く。

3　事務局の組織及び運営について必要な事項は、定款で定める。

第六節　監督

（届出及び報告）

第五十七条　商工会議所は、設立又は主たる事務所の移転の登記をしたときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

2　商工会議所は、毎事業年度終了後、遅滞なく、収支決算、事業の状況その他通商産業省令で定める事項を通商産業大臣に報告しなければならない。

（検査等）

第五十八条　通商産業大臣は、この法律の適正且つ円滑な実施を確保するため必要な限度において、商工会議所から報告を徴し、又はその職員をして商工会議所の業務の状況、若しくは帳簿書類その他必要な物件を検査させることができる。

2　前項の規定による検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、且つ、関係者の要求に応じて、これを示さなければならない。

（警告等）

第五十九条　通商産業大臣は、商工会議所の運営がこの法律若しくはこの法律に基く命令若しくは定款に違反し、又は著しく不当であると認めるときは、その商工会議所に対して警告を発し、それによってもなお改善されないときには、左の各号の一に掲げる処分をすることができる。

一　業務の一部の停止

二　設立認可の取消

2　通商産業大臣は、前項各号の処分をする場合には、関係都道府県知事及び日本商工会議所の意見を聞くものとする。

第七節　解散及び清算

（解散）

第六十条　商工会議所は、左に掲げる事由によつて解散する。

一　議員総会の決議

二　破産

三　設立認可の取消

2　会頭は、議員総会において、解散の決議があつたときは、遅滞なく、申請書に通商産業省令で定める書類を添附して通商産業大臣に提出し、解散の認可を申請しなければならない。

3　解散の決議は、通商産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

4　第二十八条の規定は、前項の認可について準用する。

（清算人）

第六十一条　清算人は、前条第一項第一号の規定による解散の場合には議員総会において選任し、同条同項第三号の規定による解散の場合には通商産業大臣が選任する。

第六十二条　清算人は、財産処分の方法を定め、議員総会の決議を得て、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

2　議員総会が前項の決議をしないとき又はすることができないときは、清算人は、通商産業大臣の認可を受けて、財産処分の方法を定めなければならない。

3　残余財産は、商工会議所又はその目的と類似の公益目的を有する法人その他の団体に帰属させなければならない。

4　第二十八条の規定は、第一項及び第二項の認可について準用する。

（民法の準用）

第六十三条　民法（明治二十九年法律第八十九号）第七十条（破産）、第七十三条、第七十五条、第七十六条、第七十八条から第八十一条まで、第八十二条（解散に係るものを除く。）及び第八十三条（清算）の規定は、商工会議所の解散及び清算について準用する。

第三章　日本商工会議所

（目的）

第六十四条　日本商工会議所は、全国の商工会議所を総合調整し、その意見を代表し、国内及び国外の経済団体と提携すること等によつて、商工会議所の健全な発達を図り、もつてわが国商工業の振興に寄与することを目的とする。

（事業）

第六十五条　日本商工会議所は、その目的を達成するため、左に掲げる事業を行うものとする。

一　全国の商工会議所の意見を総合して、これを公表し、又は国会、行政庁等に具申し、若しくは建議すること。

二　行政庁等の諮問に応じて、答申すること。

三　国民経済及び国際経済に関する調査研究を行うこと。

四　国民経済及び国際経済に関する情報又は資料の収集又は刊行を行うこと。

五　国内商事取引及び国際商事取引に関して商工会議所の行う事業に関し、連絡又はあつ旋を行うこと。

六　国内及び国外において、博覧会、見本市等を開催し、又はこれ等の開催のあつ旋を行うこと。

七　国際商事取引の紛争に関するあつ旋、調停又は仲裁を行うこと。

八　商工会議所の行う商工業に関する技術又は技能の普及又は検定に関する指導を行うこと。

九　商工会議所の行う商工相談事業に関する指導を行うこと。

十　国内における経済団体との提携又は連絡を行うこと。

十一　国外における商工会議所その他の経済団体等との提携又は連絡を行うこと。

十二　商工業に関して、観光事業の総合的な改善発達を図ること。

十三　国際親善に関する事業を行うこと。

十四　前各号に掲げるものの外、日本商工会議所の目的を達成するために必要な事業を行うこと。

（会員）

第六十六条　すべての商工会議所は、日本商工会議所の定款の定めるところにより、日本商工会議所の会員となることができる。

2　日本商工会議所は、定款の定めるところにより、商工会議所に準ずる団体を会員とすることができる。

3　第十七条から第二十二条までの規定は、会員について準用する。

（設立）

第六十七条　日本商工会議所を設立するには、各都道府県内における一以上の商工会議所が協同して発起人となることを要する。

2　発起人は、定款、事業計画及び収支予算を作り、少くとも会日の一箇月前までに、これらを会議の日時、場所及び議題とともに会員たる資格を有する者に示し、会員になろうとするものを募り、創立総会を開かなければならない。

3　第十七条第二項から第四項まで、第二十四条第四項から第七項まで、第二十七条から第三十条まで、商法第二百四十四条（議事録）、第二百四十七条から第二百五十条まで、第二百五十二条、第二百五十三条（決議の取消又は無効）及び第四百二十八条（設立無効の訴）の規定は、日本商工会議所の設立について準用する。この場合において、商法第二百四十七条第一項中「第三百四十三条」とあるのは「商工会議所法第二十四条第六項」と読み替えるものとする。

（定款記載事項）

第六十八条　定款には、左の事項を記載しなければならない。

一　目的

二　事業

三　事務所の所在地

四　会員の加入及び脱退に関する事項

五　会員の権利及び義務に関する事項

六　会費に関する事項

七　役員に関する事項

八　会員総会に関する事項

九　議員に関する事項

十　議員総会に関する事項

十一　常議員会に関する事項

十二　事務局に関する事項

十三　経理に関する事項

十四　事業年度
十五　公告の方法

（役員）

第六十九条　日本商工会議所に、会頭一人、副会頭五人以内、専務理事一人、常務理事一人及び理事四人以内を置く。

2　日本商工会議所に、常議員五十人以内を置く。

3　日本商工会議所に、監事二人又は三人を置く。

4　会頭、副会頭及び監事は、会員総会において、会員の代表者のうちから選任し、又は解任する。

5　常議員は、議員総会において、議員の代表者のうちから選任し、又は解任する。

6　専務理事、常務理事及び理事は、会頭が議員総会の同意を得て選任し、又は解任する。

（役員の職務）

第七十条　会頭は、日本商工会議所を代表し、所務を総理する。

2　副会頭は、会頭を補佐し、あらかじめ会頭の定める順位により、会頭に事故があるときはその職務を代行し、会頭が欠員のときはその職務を行う。

3　専務理事は、会頭及び副会頭を補佐して所務を掌理し、会頭及び副会頭に事故があるときはその職務を代行し、会頭及び副会頭が欠員のときはその職務を行う。

4　常務理事は、会頭、副会頭及び専務理事を補佐して所務を掌理し、会頭、副会頭及び専務理事に事故があるときはその職務を代行し、会頭、副会頭及び専務理事が欠員のときはその職務を行う。

5　理事は、専務理事及び常務理事を補佐して所務を処理する。

6　常議員は、会頭の委任する特別の事項に関する所務を処理する。

7　監事は、日本商工会議所の業務及び経理を監査し、その監査の結果を会員総会に報告する。

（監事の兼職の禁止）

第七十一条　監事は、会頭、副会頭、専務理事、常務理事、理事、常議員又は議員の職を兼ねてはならない。

（準用規定）

第七十二条　第三十五条第七項及び第八項並びに第三十六条の規定は、役員について準用する。

（会員総会）

第七十三条　日本商工会議所に、会員総会を置く。

2　会員総会は、会員をもつて組織する。

3　左に掲げる事項は、この法律に別段の定のある場合の外、会員総会の議決を経なければならない。但し、第四号、第五号及び第八号の事項については、定款の定めるところにより、会員総会の議決を経て、議員総会に委任することができる。

一　定款の変更
二　解散
三　会費及び選挙に関する規約の設定、変更及び廃止
四　規約（前号の規約を除く。）の設定、変更及び廃止
五　事業計画及び収支予算の決定及び変更
六　会員の除名
七　議員の解任
八　その他定款で定める事項

4　左に掲げる事項は、会員総会において総会員の半数以上が出席し、その出席者の三分の二以上で決する。

一　定款の変更
二　解散
三　会員の除名
四　議員の解任

5　第十七条第二項から第四項まで、第四十一条第七項、第四十五条、第四十六条第二項から第四項まで、第四十七条、第四十八条、商法第二百三十九条第五項、第二百四十条第二項（特別利害関係人の議決権）、第二百四十三条（延期又は続行の決議）、第二百四十四条（議事録）、第二百四十七条から第二百五十条まで、第二百五十二条及び第二百五十三条（決議の取消又は無効）の規定は、会員総会について準用する。この場合において、商法第二百四十三条中「第二百三十二条」とあるのは「商工会議所法第四十五条」と、同法第二百四十七条第一項中「第三百四十三条」とあるのは「商工会議所法第七十三条第四項」と読み替えるものとする。

（議員総会）

第七十四条　日本商工会議所に、議員総会を置く。

2　議員総会は、議員及び議員以外の役員（理事及び監事を除く。）をもつて組織する。

3　左に掲げる事項は、議員総会の議決を経なければならない。

一　会員総会に提案すべき事項
二　会員の権利の行使の停止
三　第七十三条第三項第四号、第五号及び第八号に掲げる事項であつて会員総会に附議するいとまがない緊急なもの
四　その他定款で定める事項

4　議員総会における議員及び議員以外の役員（理事及び監事を除く。）の表決権又は選挙権は、各〻一個とする。

5　第十七条第二項から第四項まで、第四十五条、第四十七条、第四十八条第一項、第二項及び第四項、第五十一条第五項、第五十二条第二項、商法第二百三十九条第五項、第二百四十条第二項（特別利害関係人の議決権）、第二百四十七条（議事録）、第二百四十八条（第一項後段を除く。）、第二百四十八条から第二百五十条まで、第二百五十二条並びに第二百五十三条（決議の取消又は無効）の規定は、議員総会について準用する。この場合において、商法第二百四十三条中「第二百三十二条」とあるのは「商工会議所法第四十五条」と読み替えるものとする。

（議員）

第七十五条　議員の定数は、百人以内において定款で定める。

2　議員は、定款の定めるところにより、会員が会員のうちから選任する。

3　第四十一条第四項及び第八項、第四十三条並びに第四十四条の規定は、議員について準用する。

（常議員会）

第七十六条　日本商工会議所に、常議員会を置く。

2　常議員会は、常議員及び常議員以外の役員（理事及び監事を除く。）をもつて組織する。

3　左に掲げる事項は、常議員会の議決を経なければならない。

一　議員総会に提案すべき事項
二　第七十三条第三項第四号及び第八号に掲げる事項であつて会員総会及び議員総会に附議するいとまがない緊急なもの
三　その他定款で定める事項

4　第四十七条、第四十八条第一項及び第二項、第五十一条第三項から第五項まで、第五十二条第二項、商法第二百三十九条第五項、第二百四十条第二項（特別利害関係人の議決権）、第二百四十四条（議事録）、第二百四十七条（第一項後段を除く。）、第二百四十八条から第二百五十条まで、第二百五十二条並びに第二百五十三条（決議の取消又は無効）の規定は、常議員会について準用する。

（委員会）

第七十七条　日本商工会議所は、定款の定めるところにより、その目的の達成に必要な重要事項を審議するために、委員会を置くことができる。

（解散及び清算）

第七十八条　日本商工会議所は、左に掲げる事由によつて解散する。

一　会員総会の決議
二　破産
三　設立認可の取消

2　第六十条第二項から第四項まで、第六十一条、第六十二条、民法第七十条（破産）、第七十三条、第七十五条、第七十六条、第七十八条から第八十一条まで、第八十二条（解散に係るものを除く。）及び第八十三条（清算）の規定は、日本商工会議所の解散及び清算について準用する。この場合において、第六十一条及び第六十二条中「議員総会」とあるのは「会員総会」と読み替えるものとする。

（事務局）

第七十九条　日本商工会議所に、事務局を置く。

2　事務局に、庶務を処理するために必要な職員を置く。

3　事務局の組織及び運営について必要な事項は、定款で定める。

（準用規定）

第八十条　第十三条、第十四条、第三十七条から第四十条まで、第五十七条、第五十八条及び第五十九条第一項の規定は、日本商工会議所について準用する。この場合において、第十三条第一項中「その地区内の商工業者」及び同条第二項中「その商工会議所の地区内の商工業者」とあるのは「商工会議所」と、第三十九条第一項及び第二項中「通常議員総会」とあるのは「通常会員総会」と読み替えるものとする。

第四章　雑則

（不服の申立）

第八十一条　この法律又はこの法律に基く命令の規定による行政庁の処分に不服のある者は、通商産業大臣に対して不服の申立をすることができる。

2　不服の申立は、処分のあつたことを知つた日から三十日以内に、理由を記載した申立書を通商産業大臣に提出してしなければならない。但し、処分の日から六十日を経過したときは、不服の申立をすることができない。

3　正当な事由により前項の期間内に不服の申立をすることができなかつたことを疎明したときは、前項の期間経過後でも、不服の申立をすることができる。

第八十二条　通商産業大臣は、不服の申立が不適法であると認めるときは、直ちにこれを却下する。

2　前項の規定による却下の決定は、文書をもつて行い、且つ、理由を附さなければならない。

3　通商産業大臣は、決定書を申立人に送付しなければならない。

第八十三条　通商産業大臣は、不服の申立があつたときは、前条第一項の規定により却下する場合を除き、聴聞を行わなければならない。

2　聴聞に際しては、利害関係者に対して、当該事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。

第八十四条　通商産業大臣は、聴聞の結果を参しやくして、事案の決定を行う。

2　第八十二条第二項及び第三項の規定は、前項の決定について準用する。

（通商産業大臣の権限の委任）

第八十五条　通商産業大臣は、政令の定めるところにより、この法律に基く権限の一部を通商産業局長又は都道府県知事に行わせることができる。

（事業者団体法の適用除外）

第八十六条　事業者団体法（昭和二十三年法律第百九十一号）は、この法律の規定に基いてする商工会議所等の行為については、適用しない。

第五章　罰則

第八十七条　第二十七条第一項又は附則第九項の規定による申請書又は添附書類に虚偽の記載をして提出した者は、三万円以下の罰金に処する。

第八十八条　左の各号の一に該当する者は、一万円以下の罰金に処する。

一　第三条第二項の規定に違反した者

二　第五十八条第一項（第八十条において準用する場合を含む。）の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第八十九条　左の各号に掲げる違反があつた場合においては、その行為をした商工会議所等の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、一万円以下の罰金に処する。

一　第十一条第三項の規定に違反したとき。

二　第十二条第一項の規定による通商産業大臣の許可を受けないで負担金を賦課したとき。

三　第五十八条第一項（第八十条において準用する場合を含む。）の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

第九十条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関し第八十七条から前条までの違反行為をしたときは、その行為者を罰するの外、その法人又は人に対して各本条の刑を科する。

第九十一条　左の各号に掲げる違反があつた場合においては、その商工会議所等の発起人、役員又は清算人は、一万円以下の過料に処する。

一　第十六条第一項、第三十八条（第七十二条において準用する場合を含む。）又は第三十九条（第七十二条において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

二　第四十六条第二項（第七十三条第五項において準用する場合を含む。）又は第六十条第二項（第七十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定による申請書又は添附書類に虚偽の記載をして提出したとき。

三　第五十七条（第八十条において準用する場合を含む。）の規定による届出若しくは報告をせず、又は虚偽の届出若しくは報告をしたとき。

四　第六十三条及び第七十八条において準用する民法第七十条第一項又は同法第八十一条第一項の規定による破産宣告の請求をしなかつたとき。

五　第六十三条及び第七十八条において準用する民法第七十九条又は同法第八十一条第一項の規定による公告をせず、又は不正の公告をしたとき。

六　この法律に定める登記又はこの法律において準用する商法の規定に定める登記をしなかつたとき。

七　定款、事業報告書、貸借対照表、収支決算書、財産目録又は議事録に記載すべき事項を記載せず、又は不実の記載をしたとき。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、昭和二十八年十月一日から施行する。

（商工会議所法の廃止）

2　商工会議所法（昭和二十五年法律第二百十五号。以下「旧法」という。）は、廃止する。

（組織変更）

3　この法律施行の際、現に存する商工会議所（現に存する日本商工会議所を除く。以下「旧商工会議所」という。）は、昭和三十年三月三十一日までに、その組織を変更して、この法律による商工会議所となることができる。

4　旧商工会議所は、その組織を変更して商工会議所となるには、旧商工会議所の定款（以下「旧定款」という。）の定めるところにより、会員総会を招集しなければならない。

5　前項の会員総会においては、定款の変更、事業計画及び収支予算の決定その他組織変更に必要な事項を議決し、役員及び議員を選任しなければならない。

6　附則第四項の会員総会の議事は、会員の半数以上が出席して、その出席者の三分の二以上で決する。

7　附則第四項の会員総会における会員の表決権及び選挙権は、旧定款の例による。

8　附則第四項の会員総会においては、その決議により、第三十二条及び第四十二条並びに附則第五項の規定により変更された定款の規定にかかわらず、附則第五項の役員のうち常議員については旧定款に規定する理事の定数以内において、附則第五項の議員については旧定款に規定する議員の定数以内において、その定数を定めることができる。

9　旧商工会議所は、附則第四項の会員総会終了後、遅滞なく、申請書に通商産業省令で定める書類を添附して通商産業大臣に提出し、組織変更の認可を申請しなければならない。

10　この法律施行の際、現に存する日本商工会議所（以下「旧日本商工会議所」という。）は、昭和三十年三月三十一日までに、その組織を変更して、この法律による日本商工会議所となることができる。

11　附則第四項から附則第七項まで及び附則第九項の規定は、旧日本商工会議所の組織変更について準用する。

12　附則第三項又は附則第十項に規定する組織変更は、当該商工会議所又は日本商工会議所の主たる事務所の所在地において登記することによつて、その効力を生ずる。

13　前項の規定による登記に関し必要な事項は、政令で定める。

14　第十七条第二項から第四項まで、第二十七条第二項、第二十八条、第二十九条、第三十六条第一項但書、第四十三条第一項但書、商法第二百四十四条（議事録）、第二百四十七条から第二百五十条まで、第二百五十二条、第二百五十三条（決議の取消又は無効）及び第四百二十八条（設立無効の訴）の規定は、旧商工会議所又は旧日本商工会議所の組織変更について準用する。この場合において、商法第二百四十七条第一項中「第三百四十三条」とあるのは「商工会議所法附則第六項」と読み替えるものとする。

15　商工会議所は、旧日本商工会議所の会員となることができる。

16　旧商工会議所は、旧日本商工会議所の組織変更の効力が生じたときは、そのときから昭和三十年三月三十一日まで、日本商工会議所の会員となることができる。

17　旧商工会議所及び旧日本商工会議所については、旧法は、昭和三十年三月三十一日まで、なおその効力を有する。

（罰則に関する経過規定）

18　旧法廃止前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（登録税法の一部改正）

19　登録税法（明治二十九年法律第二十九号）の一部を次のように改正する。

第十九条第七号中「日本育英会」を「日本育英会、商工会議所、日本商工会議所」に、「日本育英会法」を「日本育英会法、商工会議所法」に改める。

（所得税法の一部改正）

20　所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第九号中「日本赤十字社、」の下に「商工会議所及び日本商工会議所、」を加える。

（法人税法の一部改正）

21　法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第一号中「日本赤十字社、」の下に「商工会議所及び日本商工会議所、」を加える。

（地方税法の一部改正）

22　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第三百四十八条第二項第十二号の次に次の一号を加える。

一三　商工会議所及び日本商工会議所が直接その本来の事業の用に供する固定資産

第七百四十三条第四号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、同条第三号の次に次の一号を加える。

四　商工会議所及び日本商工会議所が行う事業

23　通商産業省設置法（昭和二十七年法律第二百七十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二十八号の次に次の一号を加える。

二十八の二　商工会議所及び日本商工会議所につき許可又は認可を与え、及びこれを監督すること。

別表

商工会議所	税額	資本金額又は払込済出資総額
主たる事務所の所在する市町村の人口が十万未満の商工会議所	二万四千円以上	十五万円以上
主たる事務所の所在する市町村の人口が十万以上二十万未満の商工会議所	三万六千円以上	三十万円以上
主たる事務所の所在する市町村の人口が二十万以上三十万未満の商工会議所	四万八千円以上	五十万円以上
主たる事務所の所在する市町村の人口が三十万以上五十万未満の商工会議所	六万円以上	七十万円以上
主たる事務所の所在する市町村の人口が五十万以上百五十万未満の商工会議所	八万四千円以上	百万円以上
主たる事務所の所在する市町村の人口が百五十万以上の商工会議所	十八万円以上	三百万円以上

第九条第三号の次に次の一号を加える。

三の二　商工会議所及び日本商工会議所に関すること。

［審査報告書は都合により附録に掲載］

中小企業金融公庫法案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和二十八年七月二十二日

衆議院議長　堤　康次郎

参議院議長　河井彌八殿

（小字は衆議院修正）

中小企業金融公庫法案

中小企業金融公庫法

目次

第一章　総則（第一条―第八条）
第二章　役員及び職員（第九条―第十八条）
第三章　業務（第十九条―第二十二条）
第四章　会計（第二十三条―第二十九条）
第五章　監督（第三十条―第三十二条）
第六章　補則（第三十三条―第三十五条）
第七章　罰則（第三十六条―第三十八条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　中小企業金融公庫は、中小企業者の行う事業の振興に必要な長期資金であつて、一般の金融機関が融通することを困難とするものを融通することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「中小企業者」とは、左に掲げるものをいう。

一　資本の額又は出資の総額が一千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人（商業又はサービス業を主たる事業とする事業者については三十人、鉱業を主たる事業とする事業者については千人）以下の会社及び個人であつて、政令で定める業種に属する事業（以下「特定事業」という。）を行うもの

二　中小企業等協同組合、農業協同組合、農業協同組合連合会、水産業協同組合、森林組合及び森林組合連合会であつて、特定事業を行うもの又はその構成員の三分の二以上が特定事業を行う者であるもの

三　医業を主たる事業とする法人であつて、常時使用する従業員の数が三百人以下のもの（前二号に掲げるものを除く。）

四　調整組合及び調整組合連合会

（法人格）

第三条　中小企業金融公庫（以下「公庫」という。）は、法人とする。

（事務所）

第四条　公庫は、主たる事務所を東京都に置く。

2　公庫は、主務大臣の認可を受けて、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

（資本金）

第五条　公庫の資本金は、政府の一般会計からの出資金百〇億〇三十円と第

三十三条第六項の規定により政府の産業投資特別会計から出資があつたものとされた金額との合計額とする。

（登記）

第六条　公庫は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2　前項の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

（名称の使用制限）

第七条　公庫でない者は、中小企業金融公庫という名称又はこれに類する名称を用いてはならない。

（民法の準用）

第八条　民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条（法人の不法行為能力）、第五十条（法人の住所）及び第五十四条（代表権の制限）の規定は、公庫に準用する。

第二章　役員及び職員

（役員）

第九条　公庫に、役員として、総裁一人、理事四人以内及び監事二人以内を置く。

（役員の職務及び権限）

第十条　総裁は、公庫を代表し、その業務を総理する。

2　理事は、総裁が定めるところにより、総裁を補佐して公庫の業務を掌理し、総裁に事故があるときはその職務を代理し、総裁が欠員のときはその職務を行う。

3　監事は、公庫の業務を監査する。

（役員の任命）

第十一条　総裁及び監事は、主務大臣が内閣の承認を得て任命する。

2　理事は、総裁が主務大臣の認可を受けて任命する。

（役員の任期）

第十二条　総裁、理事及び監事の任期は、四年とする。

2　総裁、理事及び監事は、再任されることができる。

（役員の欠格条項）

第十三条　左の各号の一に該当する者は、総裁、理事又は監事となることができない。

一　国務大臣、国会議員、政府職員（審議会、協議会等の委員その他これに準ずる地位にある者であつて、非常勤のものを除く。）又は地方公共団体の議会の議員

二　政党の役員

（役員の兼職禁止）

第十四条　総裁、理事及び監事は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。

（代表権の制限）

第十五条　公庫と総裁との利益が相反する事項については、総裁は、代表権を有しない。この場合は、監事が公庫を代表する。

（代理人の選任）

第十六条　総裁は、理事又は公庫の職員のうちから、公庫の業務の一部に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

（役員及び職員の地位）

第十七条　公庫の役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

（退職手当）

第十八条　公庫は、役員及び職員に対する退職手当の支給の基準を設けようとするときは、あらかじめ主務大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

第三章　業務

（業務の範囲）

第十九条　公庫は、第一条に掲げる目的を達成するため、中小企業者に対する貸付の業務を行う。

2　公庫は、前項に掲げる業務の外、第三十三条第一項の規定により承継した権利義務の処理に関する業務を行うことができる。

（業務の委託等）

第二十条　公庫は、主務大臣の認可を受けて、金融機関に対し、その業務の一部を委託することができる。

2　前項の規定により業務の委託を受けた金融機関（以下「受託者」という。）の役員又は職員であつて、当該委託業務に従事する者は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

（業務の方法）

第二十一条　公庫は、業務開始の際、業務の方法を定め、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　前項の業務の方法には、左の事項を定めておかなければならない。

一　貸付金の使途、貸付の相手方、利率、償還期限、据置期間、貸付金額の限度、償還の方法、担保に関する事項等貸付に関する業務の方法

二　業務委託の基準

（事業計画及び資金計画）

第二十二条　公庫は、四半期ごとに、事業計画及び資金計画を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

第四章　会計

（予算及び決算）

第二十三条　公庫の予算及び決算に関しては、公庫の予算及び決算に関する法律（昭和二十六年法律第九十九号）の定めるところによる。

（国庫納付金）

第二十四条　公庫は、毎事業年度の損益計算上利益金を生じたときは、これを翌事業年度の五月三十一日までに国庫に納付しなければならない。

2　前項の規定による国庫納付金は、同項に規定する日の属する会計年度の前年度の政府の歳入とする。

3　第一項の利益金の計算の方法並びに同項の規定による国庫納付金納付の手続及びその帰属する会計については、政令で定める。

（借入金）

第二十五条　公庫は、主務大臣の認可を受けて、政府から資金の借入をすることができる。

2　政府は、公庫に対して資金の貸付をすることができる。

3　前項の貸付金については、利息を免除し、又は通常の条件より公庫に有利な条件を附することができる。

4　第一項に規定する場合を除く外、公庫は、資金の借入をしてはならない。

（余裕金の運用等）

第二十六条　公庫は、左の方法による外、業務上の余裕金を運用してはならない。

一　国債の保有

二　資金運用部への預託

2　公庫は、業務に係る現金を国庫以外に預託してはならない。

（資金の交付）

第二十七条　公庫は、業務を行うため必要があるときは、受託者に対し貸付に必要な資金を交付することができる。

（会計帳簿）

第二十八条　公庫は、主務大臣が定めるところにより、業務の性質及び内容並びに事業の運営及び経理の状況を適切に示すため必要な帳簿を備えなければならない。

（会計検査院の検査）

第二十九条　会計検査院は、必要があると認めるときは、受託者につき、当該委託業務に係る会計を検査することができる。

第五章　監督

（監督）

第三十条　公庫は、主務大臣が監督する。但し、公庫を当事者又は参加人とする訴訟については、法務大臣が監督する。

2　主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、公庫に対して業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

（役員の解任）

第三十一条　主務大臣は、公庫の役員が第十三条各号の一に該当するに至つたときは、これを解任しなければならない。

2　主務大臣は、公庫の役員が左の各号の一に該当するに至つたとき

は、これを解任することができる。

一　この法律又はこの法律に基く命令に違反したとき。

二　刑事事件により有罪判決の言渡を受けたとき。

三　破産の宣告を受けたとき。

四　心身の故障により職務を執ることができないとき。

3　主務大臣は、総裁又は監事を前項第一号又は第四号の規定により解任しようとするときは、内閣の承認を得なければならない。

（報告及び検査）

第三十二条　主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、公庫若しくは受託者に対して報告をさせ、又はその職員に公庫若しくは受託者の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿書類その他必要な物件を検査させることができる。但し、受託者に対しては、当該委託業務の範囲内に限る。

2　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人に呈示しなければならない。

3　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第六章　補則

（日本開発銀行からの中小企業者に対する貸付に係る債権等の承継）

第三十三条　日本開発銀行が政府の米国対日援助見返資金特別会計及び復興金融金庫から承継した中小企業者に対する貸付に係る債権並びに日本開発銀行の中小企業者に対する貸付に係る債権であつて、政令で定めるもの並びにこれらに附随する権利義務は、政令で定めるところにより、公庫が承継するものとする。

2　日本開発銀行が政府の米国対日援助見返資金特別会計から承継した中小企業者に対する貸付に係る債権及びこれに附随する権利義務を、前項の規定により公庫が承継したときは、日本開発銀行法（昭和二十六年法律第百八号）第四十九条の二第二項の規定による政府の貸付金のうち、公庫が承継した債権のその承継の日における帳簿価額の合計額に相当する金額が、その承継の日において日本開発銀行から政府の産業投資特別会計に返済されたものとし、その返済されたものとされた貸付金の額に相当する金額が、その承継の日において同特別会計から公庫に対し貸し付けられたものとする。

3　日本開発銀行が復興金融金庫から承継した中小企業者に対する貸付に係る債権及び日本開発銀行が昭和二十八年三月三十一日までに行つた中小企業者に対する貸付に係る債権並びにこれらに附随する権利義務を、第一項の規定により公庫が承継したときは、その承継した債権のその承継の日における帳簿価額の合計額に相当する金額が、その承継の日において日本開発銀行から公庫に対し貸し付けられたものとする。

4　公庫は、毎事業年度、第二項の政府の貸付金及び前項の日本開発銀行の貸付金に対し、政令で定めるところにより、利息を支払わなければならない。

5　公庫は、日本開発銀行が昭和二十八年四月一日以後に行つた中小企業者に対する貸付に係る債権及びこれに附随する権利義務を、第一項の規定により承継したときは、その承継した債権のその承継の日における帳簿価額の合計額に相当する金額を、政令で定めるところにより、日本開発銀行に支払わなければならない。

6　第二項の規定による政府の貸付金は、政令で定めるものを除く外、政令で定めるところにより、政令で定める時期において返済されたものとなるものとし、その返済されたものとされた政府の貸付金の額に相当する金額が、当該時期において政府の産業投資特別会計から公庫に対し出資されたものとする。

（商工組合中央金庫に対する貸付）

第三十四条　政府の一般会計が昭和二十七年十二月二十六日に行つた商工組合中央金庫に対する貸付金は、公庫の成立の日において返済されたものとなるものとし、その貸付金の額に相当する金額が、その成立の日において一般会計から公庫に出資されたものとする。

2　前項の規定により政府の一般会計から出資があつたものとされた金額は、公庫の成立の日において公庫から商工組合中央金庫に対し貸し付けられたものとする。

3　商工組合中央金庫は、前項の貸付金に対し、政令で定めるところにより、利息を支払わなければならない。

4　商工組合中央金庫は、公庫の成立の日から二年をこえない期間内において政令で定める日までに、第二項の貸付金を返済しなければならない。

（主務大臣）

第三十五条　この法律における主務大臣は、通商産業大臣及び大蔵大臣とする。

第七章　罰則

第三十六条　第三十二条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合においては、その行為をした公庫の役員若しくは職員又は受託者の役員若しくは職員を三万円以下の罰金に処する。

第三十七条　左の場合においては、その違反行為をした公庫の役員又は職員を三万円以下の過料に処する。

一　この法律により主務大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二　第六条第一項の規定に違反して登記をすることを怠り、又は不実の登記をしたとき。

三　第十九条に規定する業務以外の業務を行つたとき。

四　第二十六条の規定に違反して業務上の余裕金を運用し、又は現金を国庫以外に預託したとき。

五　第三十条第二項の規定による主務大臣の命令に違反したとき。

第三十八条　第七条の規定に違反して中小企業金融公庫という名称又はこれに類する名称を用いた者は、一万円以下の過料に処する。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　主務大臣は、設立委員を命じて、公庫の設立に関する事務を処理させる。

3　設立委員は、設立の準備を完了した上、遅滞なく、政府に対し資本金の払込の請求をしなければならない。

4　資本金の払込があつた日（資本金が分割して払い込まれる場合においては、第一回の払込のあつた日）において、設立委員は、その事務を公庫の総裁に引き継がなければならない。

5　総裁は、前項の事務の引継を受けた日において、設立の登記をしなければならない。

6　公庫は、設立の登記をすることによつて成立する。

7　米国対日援助見返資金特別会計法（昭和二十四年法律第四十号）が廃止されるまでの間は、第五条中「産業投資特別会計」とあるのは「米国対日援助見返資金特別会計」と、第三十三条第二項中「政府の産業投資特別会計」とあるのは「同特別会計」と、同条第六項中「産業投資特別会計」とあるのは「米国対日援助見返資金特別会計」と読み替えるものとする。

8　登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十九条中第二号ノ五及び第二号ノ六をそれぞれ第二号ノ六及び第二号ノ七とし、第二号ノ四の次に次の一号を加える。

二ノ五　中小企業金融公庫自己ノ為ニスル登記又ハ登録

9　印紙税法（明治三十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第五条中第五号ノ四を第五号ノ五とし、第五号ノ三の次に次の一号を加える。

五ノ四　中小企業金融公庫ノ発スル証書、帳簿

10　所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第五号中「及び農林漁業金融公庫」を「、農林漁業金融公庫及び中小企業金融公庫」に改める。

11　法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第二号中「農林漁業金融公庫、」の下に「中小企業金融公庫、」を加える。

12　中小企業庁設置法（昭和二十三年法律第八十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中第五号の次に次の一号を加える。

五の二　中小企業金融公庫に関すること。

13　大蔵省設置法（昭和二十四年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第三号中「国民金融公庫」の下に「、中小企業金融公庫」を加え、同条第二項中「第二号から第五号まで及び第七号から第九号まで」を「第二号から第九号まで」に改める。

14　国庫出納金等端数計算法（昭和二十五年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「農林漁業金融公庫、」の下に「中小企業金融公庫、」を加える。

15　予算執行職員等の責任に関する法律（昭和二十五年法律第百七十二号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「農林漁業金融公庫、」の下に「中小企業金融公庫、」を加える。

16　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七百四十三条第三号中「農林漁業金融公庫、」の下に「中小企業金融公庫、」を加える。

17　公庫の予算及び決算に関する法律の一部を次のように改正する。

第一条中「及び農林漁業金融公庫」を「、農林漁業金融公庫及び中小企業金融公庫」に改める。

「加藤正人君登壇、拍手」

○加藤正人君　只今議題となりました商工会議所法案及び中小企業金融公庫法案について、通商産業委員会における審議の経過並びに結果を御報告申上げます。

最初に商工会議所法案について申上げます。御承知の通り、我が国の商工会議所は地域的総合団体として約六十年の歴史を持っております。然るに戦後は、去る昭和二十五年に現行の商工会議所法により、単なる民法上の社団法人となりましたが、これでは商工会議所が本来の使命を十分に達成することが困難であると考えられますので、今般衆議院議員小平久雄君外三十二名により本法律案が提案せられた次第であります。

本法律案の要点を申上げますと、第一に、商工会議所の設立認可の要件を法定し、第二に、商工会議所の組織の簡素強力化を図るため、会員総会の代りに議員総会を以てし、軽微な事項については、常議員会の決議による途を開いていること。第三に、その事業範囲を拡大し、第四に、商工会議所の公共性に鑑み、その財政的基礎を強化するため、各種租税の全部又は一部について非課税の措置を講じ、又商工業者法定台帳の作成、管理、運用に要する経費は、その台帳の被登録者から納付せられた負担金を以て当て得るとしていること、等であります。

本委員会の審議に際しましては、各委員から熱心な質疑がなされましたが、その最も注目すべき点は、一定の資格を有する特定商工業者について法定台帳を作成しなければならない理由及びその経費に充てるため特定商工業者に対し、負担金を課し得るようになっておる点でありました。これに対して提案者代表及び政府側から、「法定台帳の作成は、地区内商工業者の実態を正確に把握し、照会等のある場合、積極的に商取引を斡旋でき得るようにするためであり、又負担金については、法定台帳の作成、管理等の費用として、実費程度を賦課することを考慮しており、負担額は特定商工業者の過半数の賛成と、通商産業大臣の認可を要することになっていて、決して過重な負担をかけないようにする」という答弁でありました。その他有意義な質疑応答が重ねられましたが、その詳細は速記録に譲りたいと存じます。

かくて質疑を終了し、討論に入りましたところ、海野委員から、「商工会議所の運営に当っては、広く学識経験者の意見等を聴取する途を開き、公正な運用を図るように努むべきであると強く要望して、本案に賛成する」旨の発言があり、討論を終って採決の結果、本法律案は、全会一致を以て衆議院送付原案の通り可決すべきものと決定いたした次第であります。以上、簡単ながら御報告申上げます。

次に、中小企業金融公庫法案について申上げます。

御承知の通り、昨年末に衆参両院は、金融の実情に鑑み、特に中小企業金融促進に関する決議をいたしましたが、今回政府は、右決議の趣旨に基きまして、中小企業者に対する長期金融の特別な恒久的政府機関として中小企業金融公庫を設立するため、本法律案の提出を見た次第であります。

本法案の要点を申上げますと、第一に公庫の資本金は、政府の全額出資とし、その金額は、衆議院の修正の結果一般会計からの百三十億円と投資特別会計からの法定出資金との合計額であります。なおこのほか政府から貸付を受けることができ、今年度は、それが二十億円に計上されております。第二に、公庫は、中小企業者に対する設備資金又は長期運転資金の貸付を行なう業務を一部金融機関に委託するのであります。第三に、貸付の限度は、説明によると一企業者当り累計一千万円とし、又組合或いはその連合会については、累計三千万円としております。

以上が、本法案の要点でありますが、本委員会におきましては、審議に際し関係金融機関等よりも意見を聴取して、幾多の質疑応答を重ね、慎重に審議いたしましたが、その詳細は速記録を御覧願うことといたしまして、質疑の過程において判明いたしました主なる事項を申述べますと、一、公庫の本年度の資金は百三十億と二十億の合計百五十億ですが、内二十億はすでに商工中金に貸付けたものであって、二カ年間は運用できないもので、そのほかに開発銀行の四月以降の貸付二十五億五千万円は買取ることになっておるので、結局本年度の貸付金は、百五億五千万円となります。従って来年以降は、別に出資を要しますが、これについては「政府側も財政の許す限り増額して行く」旨の言明がありました。二、いたしまして、貸付の対象となる業種は、政令で定められますが、その中には、通産省の所管の事業ばかりでなく、他省の所管に属するものでも、中小企業である限り包含されており、これらの間に資金をあらかじめ割当てる等のことは行わない由であります。第三点としては、この貸付は、公庫が直接に行うのでなく、金融機関に全部委託する方針であり、そのために公庫の職員は、約五十名程度の簡素なものとする方針であります。なお運輸委員会並びに厚生委員会から、それぞれ「運輸、厚生両省の所管事業にも、公庫の融資につき配慮を加えられたい」という申入れがありました。

質疑を終り、討論に入りましたところ、各委員よりそれぞれ次のような希望条件を付して賛成意見が述べられたのであります。先ず石原委員より、「資金の貸出は業種別、地域別に広く公平に行い、又運用には広汎な知識を有する人物を選任すること。」次に藤田委員より、「第一に、他の業種の金融機関と重複せぬよう注意をすること。第二に、貸付金利の年一割は高いから、七分五厘まで下げるよう努力をすること。第三に、受託機関は商工組合中央金庫など中小金融専門の機関とするこ

と。第四に、手数料は、最高年四分限度とし、できれば段階制を設けて少額貸出を有利にすること。第五に、総額が少いから零細な企業に重点を置き、又貸出限度も三百万円とし、特に必要なものに限つて一千万円までとすること。」武藤委員より、「災害地には別段の配慮をなし、又全国の中小企業者に制度の趣旨を徹底されたい。」小松委員からは、「協同組合に重点を置き、且つ風水害地帯の人々の要望に副うよう本制度の活用に努力されたい。」最後に豊田委員より、「第一に、今回計上の出資は本年度の資金に充当し、爾今毎年この程度の出資をなされたい。第二には、金融制度と風水害に鑑み、本制度の発足当初は極力大幅に資金を使用されたい。第三に、中小企業合理化の重点の一つは、協同組合の育成強化にあり、従つて組合金融に当る機関に、公庫の資金を重点的に配分し、且つかかる機関の金利をできるだけ引下げるよう特別の配慮を希望する」との各希望条件がありました。

かくして討論を終り、採決に入りましたところ、本法案は、全会一致を以て、衆議院送付案通り可決すべきものと決定いたしました。

次いで加藤委員より

中小企業金融公庫に対して、爾今相当年度に亘り、毎年度最小限度百五十億円の政府出資を行うこと。

右決議する

との附帯決議案が提出されましたが、これ又全会一致を以ちまして、原案通り決定いたしました。

右、御報告を終ります。（拍手）

○議長（河井彌八君）　別に御発言もなければ、これより両案の採決をいたします。両案に賛成の諸君の起立を求めます。

［賛成者起立］

○議長（河井彌八君）　総員起立と認めます。よつて両案は、全会一致を以て可決せられました。

○議長（河井彌八君）　日程第五、塩業組合法案、

日程第六、相続税法の一部を改正する法律案、

日程第七、鉄道債券及び電信電話債券等に係る債務の保証に関する法律案、

日程第八、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正する法律案、（いずれも内閣提出、衆議院送付）、以上、四案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（河井彌八君）　御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。大蔵委員会理事西川甚五郎君。

［審査報告書は部会により附録に掲載］

塩業組合法案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和二十八年七月二十三日

衆議院議長　堤　康次郎

参議院議長河井彌八殿

（ゴシック体及び――は衆議院修正）

塩業組合法案

塩業組合法

目次

第一章　総則（第一条―第七条）
第二章　事業（第八条・第九条）
第三章　組合員及び会員（第十条―第二十三条）
第四章　設立（第二十四条―第三十一条）
第五章　管理（第三十二条―第六十三条）
第六章　解散及び清算（第六十四条―第七十条）
第七章　雑則（第七十一条―第七十五条）
第八章　罰則（第七十六条―第八十一条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、塩業者の協同組織の健全な発達により塩業の合理化を促進し、もつて塩の生産の維持増進を図るとともに塩業者の経済的地位の向上に資することを目的とする。

（種類）

第二条　塩業組合（以下「組合」という。）は、左の各号に掲げるものとする。

一　地区塩業組合
二　塩業組合連合会
三　塩業組合中央会

2　塩業組合中央会は、全国を通じて一個とする。

（法人格及び住所）

第三条　組合は、法人とする。

2　組合の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

（名称）

第四条　組合は、その名称中に、左の文字を用いなければならない。

一　地区塩業組合にあつては、塩業組合
二　塩業組合連合会にあつては、塩業組合連合会
三　塩業組合中央会にあつては、塩業組合中央会

2　組合でない者は、その名称中に地区塩業組合、塩業組合連合会又は塩業組合中央会であることを示す文字を用いてはならない。

3　組合の名称については、商法（明治三十二年法律第四十八号）第十九条から第二十一条まで（商号）の規定を準用する。

（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律との関係）

第五条　私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）は、組合が行う正当な行為については適用しない。但し、不公正な取引方法を用いる場合は、この限りでない。

（組合員又は会員の資格）

第六条　地区塩業組合の組合員たる資格を有する者は、その組合の地区内において塩、にがり又はかん水の製造を行う者であつて、定款で定めるものとする。

2　塩業組合連合会（以下「連合会」という。）の会員たる資格を有する者は、当該連合会の地区の全部若しくは一部を地区とする地区塩業組合若しくは塩業に関する事業協同組合又は当該連合会の地区内において塩、にがり若しくはかん水の製造を行う者であつて、定款で定めるものとする。

3　塩業組合中央会（以下「中央会」という。）の会員たる資格を有する者は、連合会とする。但し、地区塩業組合若しくは塩業に関する中小企業等協同組合（企業組合を除く。）であつて、加入すべき連合会がないもの又は塩、にがり若しくはかん水の製造を行う者であつて、加入すべき地区塩業組合及び連合会がないものは、定款で定めるところにより総会の議決を経て、中央会の会員となることができる。

（登記）

第七条　組合は、政令で定めるところにより、登記をしなければならない。

2　前項の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

3　第一項の規定により登記した事項は、登記所において遅滞なく公告しなければならない。

第二章　事業

（地区塩業組合）

第八条　地区塩業組合は、左の事業の全部又は一部を行うことができる。

一　塩、にがり又はかん水の製造、加工又は保管その他組合員の事業に関する共同施設
二　組合員に対する事業資金の貸付（手形の割引を含む。）及び組合員のためにするその借入
三　組合員の事業に必要な物資の購入及び加工
四　塩田その他の製塩施設の改良、造成、取得及び災害復旧
五　組合員の福利厚生に関する施設
六　組合員の事業に関する経営及び技術の改善向上のため必要な指導、研究及び調査に関する施設
七　組合員の組合事業に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供に関する施設
八　組合員の経済的地位の改善のためにする団体協約の締結
九　前各号の事業に附帯する事業

2　地区塩業組合は、定款で定めるところにより、組合員以外の者にその施設を利用させることができる。但し、一事業年度における組合員以外の者の事業の利用分量の額は、その事業年度における組合員の事業の利用分量の額の五分の一をこえてはならない。

3　地区塩業組合は、定款で定める金融機関に対して組合員の負担する債務を保証し、又はその金融機関の委任を受けてその債権を取り立てることができる。

4　第一項第八九号の団体協約は、あらかじめ総会の承認を得て、同号の団体協約であることを明記した書面をもつてすることによつて、その効力を生ずる。

5　第一項第八九号の団体協約は、直接に組合員に対してその効力を生ずる。

6　組合員が第一項第八九号の団体協約の相手方と締結する契約であつて、その内容がその団体協約の内容に違反するものについては、その違反する契約の部分は、その団体協約の内容に従つて契約したものとみなす。

（連合会及び中央会）

第九条　連合会及び中央会は、左の事業の全部又は一部を行うことができる。

一　会員に対する資金の貸付（手形の割引を含む。）及び会員のためにするその借入

二　連合会又は中央会を直接又は間接に構成する者（以下本条において「所属員」という。）の事業に必要な物資の購入、所属員の製造したにがり製品の販売その他所属員の事業に関する共同施設

三　所属員の福利厚生に関する施設

四　所属員の事業に関する経営及び技術の改善向上のため必要な指導、研究及び調査に関する施設

五　所属員の組合事業に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供に関する施設

六　所属員の経済的地位の改善のためにする団体協約の締結

七　前各号の事業に附帯する事業

2　連合会及び中央会については、前条第二項から第六項までの規定を準用する。

第三章　組合員及び会員

（出資）

第十条　組合員又は会員（以下「組合員」と総称する。）は、出資一口以上を有しなければならない。

2　出資一口の金額は、均一でなければならない。

3　一組合員の出資口数は、出資総口数の百分の三十五をこえてはならない。但し、組合員の数が二人の場合は、この限りでない。

4　組合員の責任は、その出資額を限度とする。

5　組合員は、出資の払込について、相殺をもつて組合に対抗することができない。

（議決権及び選挙権）

第十一条　組合員は、各一個の議決権及び役員の選挙権を有する。但し、組合員の数が六人以下の場合を除く外、組合員一人につき、議決権又は選挙権の総数の六分の一をこえないの範囲内において、定款で定めるところにより、出資口数に応じ二個以上の議決権又は選挙権を与えることができる。

2　組合員は、定款で定めるところにより、第五十二条の規定によりあらかじめ通知のあつた事項につき、書面又は代理人をもつて、議決権又は選挙権を行うことができる。この場合は、その組合員の親族若しくは使用人又は他の組合員でなければ、代理人となることができない。

3　前項の規定により議決権又は選挙権を行う者は、出席者とみなす。

4　代理人は、十人以上の組合員を代理し、又は議決権若しくは選挙権の総数の六分の一をこえる議決権若しくは選挙権を代理して行使することができない。

5　代理人は、代理権を証する書面を組合に差し出さなければならない。

（経費の賦課）

第十二条　組合は、定款で定めるところにより、組合員に経費を賦課することができる。

2　組合員は、前項の経費の支払について、相殺をもつて組合に対抗することができない。

（使用料及び手数料）

第十三条　組合は、定款で定めるところにより、使用料及び手数料を徴収することができる。

（加入の自由）

第十四条　組合員たる資格を有する者が組合に加入しようとするときは、組合は、正当な理由がないのに、その加入を拒み、又はその加入につき現在の組合員が加入の際に附されたよりも困難な条件を附してはならない。

（加入）

第十五条　組合に加入しようとする者は、定款で定めるところにより加入につき組合の承諾を得て、引受出資口数に応ずる金額の払込及び組合が加入金を徴収することを定めた場合にはその支払を了した時又は組合員の持分の全部若しくは一部を承継した時に組合員となる。

第十六条　死亡した組合員の相続人で組合員たる資格を有する者が組合に対し定款で定める期間内に加入の申出をしたときは、前条の規定にかかわらず、相続開始の時に組合員となつたものとみなす。この場合は、相続人たる組合員は、被相続人の持分について、死亡した組合員の権利義務を承継する。

2　死亡した組合員の相続人が数人あるときは、相続人の同意をもつて選定された一人の相続人に限り、前項の規定を適用する。

（持分の譲渡）

第十七条　組合員は、組合の承諾を得なければ、その持分を譲り渡すことができない。

2　組合員でない者が持分を譲り受けようとするときは、加入の例によらなければならない。

3　持分の譲受人は、その持分について、譲渡人の権利義務を承継する。

4　組合員は、持分を共有することができない。

（任意脱退）

第十八条　組合員は、九十日前までに予告し、事業年度の終において脱退することができる。

2　前項の予告期間は、定款で延長することができる。但し、その期間は、一年をこえてはならない。

（法定脱退）

第十九条　組合員は、左の事由によつて脱退する。

一　組合員たる資格の喪失

二　死亡又は解散

三　除名

2　除名は、左に掲げる組合員につき、総会の議決によつてすることができる。この場合は、組合は、その総会の会日の十日前までに、その組合員に対しその旨を通知し、且つ、総会において弁明する機会を与えなければならない。

一　長期間にわたつて組合の施設を利用しない組合員

二　出資の払込、経費の支払その他組合に対する義務を怠つた組合員

三　組合の事業を妨げ、又は妨げようとする行為のあつた組合員

四　その他定款で定める事由に該当する組合員

3　除名は、除名した組合員にその旨を通知しなければ、これをもつてその組合員に対抗することができない。

（脱退者の持分の払戻）

第二十条　組合員は、脱退したときは、定款で定めるところにより、

その持分の全部又は一部の払戻を請求することができる。

2　前項の持分は、脱退した事業年度の終における組合財産によつて定める。

3　前項の持分を計算するに当り、組合の財産をもつてその債務を完済するに足りないときは、組合は、定款で定めるところにより、脱退した組合員に対し、その負担に帰すべき損失額の払込を請求することができる。

4　第一項の請求による持分の払戻が組合の事業の運営を著しく困難にするおそれがあるときは、組合は、日本専売公社（以下「公社」という。）の承認を受けて、その払戻に関し一定の条件を附することができる。

（時効）

第二十一条　前条第一項又は第三項の規定による請求権は、脱退の時から二年間行わないときは、時効によつて消滅する。

（払戻の停止）

第二十二条　脱退した組合員が組合に対する債務を完済するまでは、組合は、持分の払戻を停止することができる。

（出資口数の減少）

第二十三条　組合員は、事業を休止したとき、事業の一部を廃止したとき、その他特にやむを得ない事由があると認められるときは、定款で定めるところにより、事業年度の終において、その出資口数を減少することができる。

2　前項の場合については、第二十条及び第二十一条の規定を準用する。

第四章　設立

（発起人）

第二十四条　地区塩業組合を設立するには、その組合員となろうとする四人以上の者が発起人となることを要する。

2　連合会を設立するには、その会員となろうとする二以上の者が発起人となることを要する。但し、そのうち少くとも一は、地区塩業組合又は塩業に関する事業協同組合でなければならない。

3　中央会を設立するには、会員となろうとする二以上の連合会が発起人となることを要する。

（創立総会）

第二十五条　発起人は、定款を作成し、これを会議の日時及び場所とともに公告して、創立総会を開かなければならない。

2　前項の公告は、会議開催日の少くとも二週間前までにしなければならない。

3　中央会の創立総会は、連合会の過半数の同意を得なければ、開くことができない。

4　発起人が作成した定款の承認、事業計画の設定その他設立に必要な事項の決定は、創立総会の議決によらなければならない。

5　創立総会においては、前項の定款を修正することができる。但し、地区及び組合員たる資格に関する規定については、この限りでない。

6　創立総会の議事は、組合員たる資格を有する者であつて、その会日までに発起人に対し設立の同意を申し出たものの半数以上が出席して、その議決権の三分の二以上で決する。

7　創立総会については、第十一条（第一項但書を除く。）並びに商法第二百三十九条第五項、第二百四十条第二項（特別利害関係人の議決権）、第二百四十三条（総会の延期又は続行の決議）、第二百四十四条（株主総会の議事録）、第二百四十七条から第二百五十条まで、第二百五十二条及び第二百五十三条（株主総会の決議の取消又は無効）の規定を準用する。この場合において、商法第二百四十三条中「第二百三十二条」とあるのは「塩業組合法第五十二条」と、同法第二百四十四条第二項中「取締役」とあるのは「発起人」と、同法第二百四十七条第一項中「第三百四十三条」とあるのは「塩業組合法第五十六条」と読み替えるものとする。

（定款の認証）

第二十六条　発起人は、創立総会終了後遅滞なく、定款につき、公社の認証を受けなければならない。

2　公社は、定款が法令に違反する場合を除いては、認証をしなければならない。

3　定款は、第一項の認証を受けなければ、その効力を生じない。

（理事への事務引継）

第二十七条　発起人は、前条第一項の認証を受けた後遅滞なく、その事務を理事に引き渡さなければならない。

（出資の第一回払込）

第二十八条　理事は、前条の規定による引渡を受けたときは、遅滞なく、出資の第一回の払込をさせなければならない。

2　前項の第一回の払込の金額は、出資一口につき、その金額の四分の一を下つてはならない。

3　現物出資者は、第一回の払込の期日に、出資の目的たる財産の全部を給付しなければならない。但し、登記、登録その他権利の設定又は移転をもつて第三者に対抗するため必要な行為は、組合成立の後にすることを妨げない。

（成立の時期）

第二十九条　組合は、主たる事務所の所在地において、政令で定めるところにより設立の登記をすることによつて、成立する。

（届出）

第三十条　組合は、成立の日から二週間以内に公社に役員名簿を添えてその旨を届け出なければならない。役員名簿の記載事項に変更を生じたときも、また同様とする。

（商法の準用）

第三十一条　組合の設立については、商法第四百二十八条（株式会社の設立の無効）の規定を準用する。

第五章　管理

（定款）

第三十二条　組合の定款には、左の事項を記載しなければならない。

一　事業
二　名称
三　地区
四　事務所の所在地
五　組合員たる資格に関する規定
六　組合員の加入及び脱退に関する規定
七　出資一口の金額及びその払込の方法
八　経費の分担に関する規定
九　剰余金の処分及び損失の処理に関する規定
十　準備金の額及びその積立の方法
十一　議決権及び選挙権に関する規定
十二　役員の定数に関する規定
十三　事業年度
十四　公告の方法

2　組合の定款には、前項の事項の外、組合の存立時期又は解散の事由を定めた場合は、その時期又はその事由を、現物出資をする者を定めた場合は、その者の氏名、出資の目的たる財産及びその価格並びにこれに対して与える出資口数を、組合の成立後に譲り受けることを約した財産がある場合は、その財産、その価格及び譲渡人の氏名を記載しなければならない。

（規約）

第三十三条　左の事項は、定款で定めなければならない事項を除いて、規約で定めることができる。

一　総会に関する規定
二　業務の執行及び会計に関する規定
三　役員に関する規定
四　組合員に関する規定
五　その他必要な事項

（役員）

第三十四条　組合に、役員として理事及び監事を置く。

2　理事の定数は、三人以上とし、監事の定数は、一人以上とする。

3　役員は、定款で定めるところにより、総会において選挙する。但し、設立当時の役員は、創立総会において選挙する。

4　理事の定数の少くとも三分の二は、組合員又は組合員たる法人の役員でなければならない。但し、設立当時の理事の定数の少くとも三分の二は、組合員になろうとする者又は組合員になろうとする法人の役員でなければならない。

5　理事又は監事のうち、その定数の三分の一をこえるものが欠けたときは、三箇月以内に補充しなければならない。

6　役員の選挙は、無記名投票によつて行う。

（役員の任期）

第三十五条　役員の任期は、三年以内において定款で定める期間とする。

2　設立当時の役員の任期は、前項の規定にかかわらず、創立総会において定める期間とする。但し、その期間は、一年をこえてはならない。

（理事会）

第三十六条　組合の業務の執行は、理事会が決する。

第三十七条　理事会の議事は、理事の過半数が出席し、その過半数で決する。

2　組合は、定款で定めるところにより、理事が書面により理事会の議決に加わることができるものとすることができる。

（役員の兼職禁止）

第三十八条　監事は、理事又は組合の使用人と兼ねてはならない。

（理事の自己契約）

第三十九条　理事は、理事会の承認を受けた場合に限り、組合と契約することができる。この場合は、民法（明治二十九年法律第八十九号）第百八条（自己契約）の規定を適用しない。

（理事の責任）

第四十条　理事がその任務を怠つたときは、その理事は、組合に対し連帯して損害賠償の責に任ずる。

2　理事がその職務を行うにつき悪意又は重大な過失があつたときは、その理事は、第三者に対し連帯して損害賠償の責に任ずる。重要な事項につき第四十二条第一項に掲げる書類に虚偽の記載をし、又は虚偽の登記若しくは公告をしたときも、また同様とする。

3　第一項の理事の責任については、商法第二百六十六条第二項から第四項まで（取締役の責任）の規定を準用する。

（定款その他の書類の備付及び閲覧等）

第四十一条　理事は、定款、規約並びに総会及び理事会の議事録を各事務所に、組合員名簿を主たる事務所に備えて置かなければならない。

2　組合員名簿には、各組合員について左の事項を記載しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所

二　加入の年月日

三　出資口数、払込済金額及びその払込の年月日

3　組合員及び組合の債権者は、何時でも、理事に対し第一項の書類の閲覧又は謄写を求めることができる。この場合は、理事は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

（決算関係書類の提出、備付及び閲覧等）

第四十二条　理事は、通常総会の会日の一週間前までに、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は損失処理案を監事に提出し、且つ、これらの書類を主たる事務所に備えて置かなければならない。

2　理事は、監事の意見書を添えて前項の書類を通常総会に提出し、その承認を求めなければならない。

3　組合員及び組合の債権者は、何時でも、理事に対し第一項の書類の閲覧又は謄写を求めることができる。この場合は、理事は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

（会計帳簿等の閲覧等）

第四十三条　組合員は、総組合員の十分の一以上の同意を得て、何時でも、理事に対し会計の帳簿及び書類の閲覧又は謄写を求めることができる。この場合は、理事は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

（役員の改選）

第四十四条　組合員は、総組合員の五分の一以上の連署をもつて、役員の改選を請求することができる、ものとし、その請求につき総会において出席者の議決権の過半数による同意があつたときは、その請求に係る役員は、その職を失う。

2　前項の規定による改選の請求は、理事の全員又は監事の全員について、同時にしなければならない。但し、法令又は定款若しくは規約の違反を理由として改選を請求するときは、この限りでない。

3　第一項の規定による改選の請求は、改選の理由を記載した書面を理事に提出してしなければならない。

4　第一項の規定による改選の請求があつたときは、理事は、その請求を総会の議に附し、且つ、総会の会日から七日前までに、その請求に係る役員に前項の規定による書面を送付し、且つ、総会において弁明する機会を与えなければならない。

5　前項の場合については、第五十条第二項及び第五十一条の規定を準用する。

（商法等の準用）

第四十五条　理事及び監事については、商法第二百五十四条第三項（取締役と会社との関係）、第二百六十七条から第二百六十八条ノ三まで（取締役に対する訴）及び第二百八十四条（取締役及び監査役の責任の解除）の規定を、理事については、民法第五十五条（代表権の委任）並びに商法第二百五十四条ノ二（取締役の義務）、第二百六十一条から第二百六十二条まで（会社代表）及び第二百七十二条（株主の差止請求権）の規定を、監事については、第四十条並びに商法第二百七十四条（報告を求め調査をなす権限）及び第二百七十八条（取締役と監査役との連帯責任）の規定を、理事会については、商法第二百三十九条第五項、第二百四十条第二項（特別利害関係人の議決権）、第二百五十九条から第二百五十九条ノ三まで（取締役会の招集）及び第二百六十条ノ三（取締役会の議事録）の規定を準用する。この場合において、商法第二百八十四条中「前条第一項」とあるのは、「塩業組合法第四十二条第二項」と読み替えるものとする。

（顧問）

第四十六条　組合は、理事会の決議により、学識経験のある者を顧問とし、常時組合の重要事項に関し助言を求めることができる。但し、顧問は、組合を代表することができない。

（参事及び会計主任）

第四十七条　組合は、理事会の決議により、参事及び会計主任を選任し、その主たる事務所又は従たる事務所において、その業務を行わせることができる。

2　参事については、商法第三十八条第一項及び第三項、第三十九条、第四十一条並びに第四十二条（支配人）の規定を準用する。

第四十八条　組合員は、総組合員の十分の一以上の同意を得て、理事に対し、参事又は会計主任の解任を請求することができる。

2　前項の規定による請求は、解任の理由を記載した書面を理事に提出してしなければならない。

3　第一項の規定による請求があつたときは、理事会は、その参事又

は会計主任の解任の可否を決しなければならない。

4　理事は、前項の可否の決定の日の七日前までに、その参事又は会計主任に対し、第二項の書面を送付し、且つ、弁明する機会を与えなければならない。

（総会の招集）

第四十九条　通常総会は、定款で定めるところにより、毎事業年度一回招集しなければならない。

第五十条　臨時総会は、必要があるときは、定款で定めるところにより、何時でも招集することができる。

2　組合員が総組合員の五分の一以上の同意を得て、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を理事に提出して総会の招集を請求したときは、理事会は、その請求のあつた日から二十日以内に臨時総会を招集すべきことを決定しなければならない。

第五十一条　前条第二項の規定による請求をした組合員は、同項の請求をした日から十日以内に理事が総会招集の手続をしないときは、公社の許可を受けて総会を招集することができる。理事の職務を行う者がない場合において、組合員が総組合員の五分の一以上の同意を得たときも、また同様とする。

（総会招集の手続）

第五十二条　総会を招集するには、会日の十日前までに、会議の目的たる事項を示し、定款で定めた方法に従つて各組合員に通知しなければならない。

（通知又は催告）

第五十三条　組合の組合員に対してする通知又は催告は、組合員名簿に記載したその者の住所（その者が別に通知又は催告を受ける場所を組合に通知したときは、その場所）にあてればよい。

2　前項の通知又は催告は、通常到達すべきであつた時に到達したものとみなす。

（総会の議決事項）

第五十四条　左の事項は、総会の議決を経なければならない。

一　定款の変更

二　規約の設定、変更又は廃止

三　毎事業年度の収支予算及び事業計画の設定又は変更

四　経費の賦課及び徴収

五　その他定款で定める事項

2　定款の変更は、公社の認証を受けなければ、その効力を生じない。

3　前項の認証については、第二十六条第二項の規定を準用する。

（総会の議事）

第五十五条　総会の議事は、この法律又は定款若しくは規約に特別の定がある場合を除いて、出席者の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2　議長は、総会において選任する。

3　総会においては、第五十二条の規定によりあらかじめ通知した事項についてのみ議決することができる。但し、定款で別段の定をしたときは、この限りでない。

（特別の議決）

第五十六条　左の事項は、総組合員の半数以上が出席し、その議決権の三分の二以上の多数による議決を必要とする。

一　定款の変更

二　解散又は合併

三　組合員の除名

四　事業の全部の譲渡

（商法の準用）

第五十七条　総会については、商法第二百三十一条（総会の招集の決定）、第二百三十九条第五項、第二百四十条第二項（特別利害関係人の議決権）、第二百四十三条（総会の延期又は続行の決議）、第二百四十四条（株主総会の議事録）、第二百四十七条から第二百五十条まで、第二百五十二条及び第二百五十三条（株主総会の決議の取消又は無効）の規定を準用する。この場合において、同法第二百四十三条中「第二百三十二条」とあるのは「塩業組合法第五十二条」と、同法第二百四十七条第一項中「第三百四十三条」とあるのは「塩業組合法第五十六条」と読み替えるものとする。

（出資一口の金額の減少）

第五十八条　組合は、出資一口の金額の減少を議決したときは、その議決の日から二週間以内に、財産目録及び貸借対照表を作らなければならない。

2　組合は、前項の期間内に、債権者に対して、異議があれば一定の期間内にこれを述べるべき旨を公告し、且つ、知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。

3　前項の一定の期間は、一箇月を下つてはならない。

第五十九条　債権者が前条第二項の一定の期間内に異議を述べなかつたときは、出資一口の金額の減少を承認したものとみなす。

2　債権者が異議を述べたときは、組合は、弁済し、若しくは相当の担保を供し、又は権債者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む銀行に相当の財産を信託しなければならない。

3　組合の出資一口の金額の減少については、商法第三百八十条（株式会社の資本減少の無効）の規定を準用する。

（準備金及び繰越金）

第六十条　組合は、定款で定める額に達するまでは、毎事業年度の剰余金の十分の一以上を準備金として積み立てなければならない。

2　前項の定款で定める準備金の額は、出資総額の二分の一を下つてはならない。

3　第一項の準備金は、損失のてん補に充てる場合を除いては、取りくずしてはならない。

4　第八条第一項第六号若しくは第七号又は第九条第一項第四号若しくは第五号の事業を行う場合は、その事業の費用に充てるため、毎事業年度の剰余金の二十分の一以上を翌事業年度に繰り越さなければならない。

（剰余金の配当）

第六十一条　組合は、損失をてん補し、前条第一項の準備金及び同条第四項の繰越金を控除した後でなければ、剰余金の配当をしてはならない。

2　剰余金の配当は、定款で定めるところにより、組合員の組合事業の利用分量又は払込済出資額に応じてしなければならない。

3　払込済出資額に応じてする剰余金の配当の率は、年一割をこえてはならない。

第六十二条　組合は、定款で定めるところにより、組合員が出資の払込を終るまでは、その組合員に配当する剰余金をその払込に充てることができる。

（組合の持分取得の禁止）

第六十三条　組合は、組合員の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けることができない。

第六章　解散及び清算

（解散の事由）

第六十四条　組合は、左の事由によつて解散する。

一　総会の決議

二　合併

三　破産

四　定款で定める存立時期の満了又は解散事由の発生

五　事業の全部の譲渡

六　組合員が一人となつたこと

七　解散を命ずる裁判

2　組合は、前項の規定により解散したときは、遅滞なく、その旨を公社に届け出なければならない。

（合併等の手続）

第六十五条　組合が合併し、又はその事業の全部を譲渡するには、総会の議決を経なければならない。

2　組合の合併又は事業の全部の譲渡については、第五十八条並びに

第五十九条第一項及び第二項の規定を準用する。

第六十六条　合併によつて組合を設立するには、各組合がそれぞれ総会において組合員のうちから選任した設立委員が共同して定款を作成し、役員を選任し、その他設立に必要な行為をしなければならない。

2　前項の役員の任期は、最初の通常総会の日までとする。

3　第一項の規定による設立委員の選任については、第五十六条の規定を準用する。

4　第一項の役員については、第三十四条第四項本文の規定を準用する。

（合併の時期及び効果）

第六十七条　組合の合併は、合併後存続する組合又は合併によつて成立する組合が、その主たる事務所の所在地において、政令で定めるところにより登記をすることによつて、その効力を生ずる。

2　合併後存続する組合又は合併によつて成立した組合は、合併によつて消滅した組合の権利義務（その組合がその行う事業に関し、行政庁の許可、認可その他の処分に基いて有する権利義務を含む。）を承継する。

（商法等の準用）

第六十八条　組合の合併については、商法第百四条から第百六条まで及び第百八条から第百十一条まで（合名会社の合併の無効）並びに非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第百三十五条ノ八（債務の負担部分の決定）の規定を準用する。

（清算人）

第六十九条　組合が解散したときは、合併及び破産による解散の場合を除いては、理事が、その清算人となる。但し、総会において他人を選任したときは、この限りでない。

（商法等の準用）

第七十条　組合の解散及び清算については、商法第百十六条、第百二十二条、第百二十四条、第百二十五条、第百二十九条第二項及び第三項、第百三十一条、第四百十七条第二項、第四百十八条から第四百二十四条まで、第四百二十六条並びに第四百二十七条（合名会社及び株式会社の清算）並びに非訟事件手続法第三十五条第一項、第三十六条、第三十七条ノ二、第百三十五条ノ二十五第二項及び第三項、第百三十六条並びに第百三十七条から第百三十八条まで（法人の清算の監督）の規定を、組合の清算人については、第三十六条から第四十三条まで及び第四十九条から第五十一条まで並びに商法第二百三十九条第五項、第二百四十条第二項（特別利害関係人の議決権）、第二百五十四条第三項（取締役と会社との関係）、第二百五十四条ノ二（取締役の義務）、第二百五十九条から第二百五十九条ノ三まで（取締役会の招集）、第二百六十条ノ三から第二百六十一条ノ二まで（取締役会の議事録及び会社代表）、第二百六十七条から第二百六十八条ノ三まで（取締役に対する訴）、第二百七十二条（株主の差止請求権）、第二百七十四条第一項（報告を求める権限）及び第二百八十四条（取締役及び監査役の責任の解除）の規定を準用する。

この場合において、商法第百二十二条中「第九十四条第四号又ハ第六号」とあるのは「塩業組合法第六十四条第一項第六号又ハ第七号」と、同法第二百八十四条中「前条第一項」とあるのは「塩業組合法第七十条ニ於テ準用スル同法第四十二条第二項」と、同法第四百十七条第二項中「前項」とあるのは「塩業組合法第六十九条」と、同法第四百二十六条第二項中「六月前ヨリ引続キ発行済株式ノ総数ノ百分ノ三以上ニ当ル株式ヲ有スル株主」とあるのは「総組合員ノ五分ノ一以上ノ同意ヲ得タル組合員」と読み替えるものとする。

第七章　雑則

（検査の請求）

第七十一条　組合員は、総組合員の十分の一以上の同意を得て、組合の業務又は会計が法令又は定款若しくは規約に違反する疑があることを理由として、公社にその検査を請求することができる。

2　前項の請求があつたときは、公社は、組合の業務又は会計の状況を検査しなければならない。

（報告の徴収及び検査）

第七十二条　公社は、組合の業務若しくは会計が法令若しくは定款に違反し、又は組合の運営が著しく不当であると認めるときは、この法律の目的を達成するために必要な限度において、組合に対して、その業務又は会計に関し必要な報告書の提出を命じ、その事実について調査することができる。

2　公社は、前項の報告書が提出されず、又はその報告書が虚偽であると認めるときは、この法律の目的を達成するために必要な限度において、組合の業務又は会計の状況を検査することができる。

3　公社は、第八条第一項第三号の事業を行う組合の業務又は会計の状況につき、毎年一回を常例として検査をしなければならない。

第七十三条　公社は、毎年一回を限り、組合から、その組合員、役員、使用人、事業の分量その他組合の一般的状況に関する報告であつて、組合に関する行政を適正に処理するために特に必要なものを徴することができる。

（公社の命令）

第七十四条　公社は、第七十二条第一項の規定による調査又は第七十一条第二項若しくは第七十二条第二項○若しくは第三項○の規定による検査を行つた場合において、組合の業務若しくは会計が法令、定款若しくは規約に違反し、又は組合の運営が著しく不当であると認めるときは、この法律の目的を達成するために必要な限度において、組合に対し、期限を定めて必要な措置を採るべき旨を命ずることができる。

（商法等の準用）

第七十五条　組合については、商法第五十八条第一項第一号及び第三号並びに第二項並びに第五十九条（裁判による会社の解散）並びに非訟事件手続法第百二十六条第一項、第百三十四条から第百三十四条ノ四まで及び第百三十五条ノ二から第百三十五条ノ五まで（裁判による会社の解散）の規定を準用する。

第八章　罰則

第七十六条　組合の役員がいかなる名義をもつてするを問わず、組合の事業の範囲外において、貸付をし、若しくは手形の割引をし、又は投機取引のため組合の財産を処分したときは、三年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

2　前項の罪を犯した者には、情状により懲役及び罰金を併科することができる。

3　第一項の規定は、刑法（明治四十年法律第四十五号）に正条がある場合には適用しない。

第七十七条　第七十一条第二項○若しくは第三項○の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、三万円以下の罰金に処する。

第七十八条　第七十四条の規定による命令に違反した者は、一万円以下の罰金に処する。

第七十九条　組合の代表者又は代理人、使用人その他の従業者がその組合の義務に関して第七十七条又は前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰する外、その組合に対して各本条の刑を科する。

第八十条　左の場合には、組合の発起人、理事若しくは監事又は清算人は、一万円以下の過料に処する。

一　この法律の規定に基いて組合が行うことができる事業以外の事業を営んだとき。

二　この法律に基く政令の規定による登記を怠つたとき。

三　第八条第二項（第九条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

四　第十四条の規定に違反したとき。

五　第十九条第二項、第四十四条第四項又は第四十八条第四項の規定に違反したとき。

六　第二十五条第七項若しくは第五十七条において準用する商法第二百四十四条、第四十五条若しくは第七十条において準用す

る商法第二百六十条ノ三又は第七十条において準用する商法第四百十九条の規定に違反して議事録若しくは財産目録若しくは貸借対照表を作成せず、又はこれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。

七　第三十条又は第六十四条第二項の規定に違反したとき。

八　第三十四条第五項の規定に違反したとき。

九　第三十八条の規定に違反したとき。

十　第四十一条又は第四十二条（これらの規定を第七十条において準用する場合を含む。）の規定に違反して書類を備えて置かず、その書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をし、又は正当な理由がないのにその書類の閲覧若しくは謄写を拒んだとき。

十一　第四十三条（第七十条において準用する場合を含む。）又は第四十五条において準用する商法第二百七十四条第一項の規定に違反して正当な理由がないのに帳簿及び書類の閲覧又は謄写を拒んだとき。

十二　第四十五条において準用する商法第二百七十四条第二項又は第七十条において準用する商法第四百十九条第一項の規定による調査を妨げたとき。

十三　第四十九条の規定に違反したとき。

十四　第五十八条第二項（第六十五条第二項において準用する場合を含む。）又は第七十条において準用する商法第四百二十一条第一項に規定する公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。

十五　第五十八条若しくは第五十九条第二項の規定に違反して出資一口の金額を減少し、又は第六十五条第二項において準用する第五十八条若しくは第五十九条第二項の規定に違反して組合の合併若しくは事業の全部の譲渡をしたとき。

十六　第六十条又は第六十一条の規定に違反したとき。

十七　第六十三条の規定に違反して組合員の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けたとき。

十八　第七十条において準用する商法第百三十一条の規定に違反して組合の財産を分配したとき。

十九　第七十条において準用する商法第四百二十一条第一項の期間を不当に定めたとき。

二十　第七十条において準用する商法第四百二十三条の規定に違反して債務の弁済をしたとき。

二十一　第七十三条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

第八十一条　不正の競争の目的で、登記された組合の名称と同一又は類似の名称を使用した者は、一万円以下の過料に処する。第四条第三項において準用する商法第二十一条第一項の規定に違反した者も、また同様とする。

附　則

1　この法律の施行期日は、公布の日から起算して六箇月をこえない期間内において、政令で定める。

2　この法律施行の際現に存する塩業に関する事業協同組合又は協同組合連合会は、この法律施行の日から起算して二年以内に総会の議決を経て定款その他につき必要な変更を行つた上で、それぞれ、地区塩業組合又は塩業組合連合会となることができる。

3　前項の規定による定款の変更の認証については、中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第五十一条第三項の規定にかかわらず、第二十六条第二項の規定を準用する。

4　第二項の場合において、塩業に関する事業協同組合又は協同組合連合会の役員は、その任期が終了するまでは、それぞれ、地区塩業組合又は塩業組合連合会の役員として引き続きその職にあるものとする。

5　第二項の規定による地区塩業組合又は塩業組合連合会への組織変更は、主たる事務所の所在地において、政令で定めるところにより登記をすることによつて、その効力を生ずる。

6　第二項の規定により不動産又は船舶に関する権利を承継する場合において、その取得につき登記を受けるときは、その登録税の額は、不動産又は船舶の価額の千分の四とする。但し、登録税法（明治二十九年法律第二十七号）により算出した登録税の額が本文の規定により算出した税額より少いときは、その額による。

7　登録税法の一部を次のように改正する。

第十九条第七号中「、塩業組合、塩業組合連合会、塩業組合中央会」及び「、塩専売法」を削り、「中小企業等協同組合、」の下に「塩業組合、」を、「中小企業等協同組合法、」の下に「塩業組合法、」を加える。

8　塩専売法（昭和二十四年法律第百十二号）による改正前の塩専売法（明治三十八年法律第十一号）の規定に基き設立された塩業組合、塩業組合連合会又は塩業組合中央会が同法に基いてした登記に関する登録税については、なお従前の例による。

9　印紙税法（明治三十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第六号中「若ハ森林組合」を「、森林組合、塩業組合」に改める。

10　農林中央金庫法（大正十二年法律第四十二号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「日本馬事会」の下に「、塩業組合」を加える。

11　商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「中小企業等協同組合」の下に「（塩業組合ヲ含ム）」を加える。

第七条第一項中「中小企業等協同組合」の下に「（塩業組合ニシテソノ直接又ハ間接ノ構成員タル事業者ノ常時使用スル従業員ノ数ガ三百人ヲ超エザルモノヲ含ム以下同ジ）」を加える。

12　法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第九条第六項中「中小企業等協同組合（企業組合を除く。）、」の下に「塩業組合、」を加える。

13　日本専売公社法（昭和二十三年法律第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「及び製塩施設法（昭和二十七年法律第二百二十八号）」を「、製塩施設法（昭和二十七年法律第二百二十八号）及び塩業組合法（昭和二十八年法律第　号）」に改める。

第二十七条第七号中「及び製塩施設法」を「、製塩施設法及び塩業組合法」に改める。

14　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第二百九十六条中「及び信用金庫若しくは信用金庫連合会」を「、信用金庫若しくは信用金庫連合会及び塩業組合」に改める。

第三百四十八条第五項中「及び連合会」の下に「並びに塩業組合」を加える。

第七百四十三条第六号中「並びに信用金庫及び信用金庫連合会」を「、信用金庫及び信用金庫連合会並びに塩業組合」に改める。

第七百四十六条第二項第五号中「中小企業等協同組合（企業組合を除く。）」の下に「及び塩業組合」を加える。

15　中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項第二号中「中小企業等協同組合」の下に「（塩業組合であつて、その直接又は間接の構成員たる事業者の常時使用する従業員の数が三百人をこえないものを含む。以下同じ。）」を加える。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

相続税法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

昭和二十八年七月二十三日

衆議院議長　堤　康次郎

参議院議長河井彌八殿

相続税法の一部を改正する法律案

相続税法の一部を改正する法律

相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二章　課税価格、税率及び控除（第十一条―第二十一条）」を「第二章　課税価格、税率及び控除（第十一条―第二十一条の二―第二十一条の六）」に改める。

第一節　相続税（第十一条―第二十一条の二）

第二節　贈与税（第二十一条の二―第二十一条の六）

第一条の見出しを「（相続税の納税義務者）」に改め、同条第一号中「相続、遺贈又は贈与」を「相続（包括遺贈及び被相続人からの相続人に対する遺贈を含む。以下同じ。）」に改め、同条第二号中「、遺贈又は贈与」を削り、同条の次に次の一条を加える。

（贈与税の納税義務者）

第一条の二　左に掲げる者は、この法律により、贈与税を納める義務がある。

一　贈与又は遺贈（包括遺贈及び被相続人からの相続人に対する遺贈を除く。以下同じ。）に因り財産を取得した個人で当該財産を取得した時においてこの法律の施行地に住所を有するもの

二　贈与又は遺贈に因りこの法律の施行地にある財産を取得した個人で当該財産を取得した時においてこの法律の施行地に住所を有しないもの

第二条の見出しを「（相続税の課税財産の範囲）」に改め、同条第一項及び第二項中「前条」を「第一条」に改め、「、遺贈又は贈与」を削り、同条の次に次の一条を加える。

（贈与税の課税財産の範囲）

第二条の二　第一条の二第一号の規定に該当する者については、その者が贈与又は遺贈に因り取得した財産の全部に対し、贈与税を課する。

2　第一条の二第二号の規定に該当する者については、その者が贈与又は遺贈に因り取得した財産でこの法律の施行地にあるものに対し、贈与税を課する。

第三条第一項各号列記以外の部分中「相続人で」を「相続人（包括受遺者を含む。以下同じ。）で」に改め、同項第一号中「被相続人の」を「被相続人（包括遺贈者を含む。以下同じ。）の」に改め、同号中「金額」の下に「の当該契約に係る保険料で被相続人の死亡の時までに払い込まれたものの全額に対する割合」を加え、同項第二号中「準ずる給与」の下に「（被相続人の死亡後三年以内に支給が確定したものに限る。）」を加え、同項第三号中「金額」の下に「の当該契約に係る保険料で当該相続開始の時までに払い込まれたものの全額に対する割合」を加え、同項第四号及び第五号中「金額」の下に「の当該契約に係る掛金で当該相続開始の時までに払い込まれたものの全額に対する割合」を加える。

第四条第二項各号列記以外の部分中「遺言によりなされた場合」の下に「又は第四号の条件が委託者の死亡である場合」を加える。

第五条第一項中「金額」の下に「の当該契約に係る保険料で当該保険事故が発生した時までに払い込まれたものの全額に対する割合」を加える。

第六条第一項中「金額」の下に「の当該契約に係る掛金で当該定期金給付事由が発生した時までに払い込まれたものの全額に対する割合」を加え、同条第三項中「金額」の下に「の当該契約に係る掛金で当該相続開始の時までに払い込まれたものの全額に対する割合」を加える。

第十条第一項第一号中「船舶」の下に「又は航空機」を、「船籍」の下に「又は航空機の登録をした機関」を加え、同項第六号中「株式又は」を「社債（特別の法律により設立された法人又は外国法人の発行する債券を含む。）若しくは株式又は」に、「当該株式」を「当該社債若しくは株式」に改め、同項第八号中「実施権」の下に「で登録されているもの」を加え、同項第九号を同項第十号とし、同項第八号の次に次の一号を加える。

九　著作権（出版権を含む。）で当該著作権の目的物である著作物が発行されているものについては、当該著作物を発行する営業所又は事業所の所在

第十条第二項中「前項各号に掲げる財産」を「第一項各号に掲げる財産及び前項に規定する財産」に改め、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同条第二項を同条第三項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　国債又は地方債は、この法律の施行地にあるものとし、外国又は外国の地方公共団体その他これに準ずるものの発行する公債は、当該外国にあるものとする。

第二章中第十一条の前に次の節名を加える。

第一節　相続税

第十一条の見出しを「（相続税の課税価格）」に改め、同条第一項及び第二項中「、遺贈又は贈与」及び「その年中におけるこれらの事由に因る財産の取得について」を削り、「その年中においてこれらの事由に因り」を「当該相続に因り」に改め、「合計額をもって」の下に「、相続税の」を加え、同条第三項を削る。

第十二条の見出しを「（相続税の非課税財産）」に改め、同条第一項各号列記以外の部分中「課税価格」を「相続税の課税価格」に改め、同項第二号中「又は遺贈」を削り、同項第三号及び第四号を削り、同項第五号中「、遺贈又は贈与」を削り、同号を同項第三号とし、同項第六号を削り、同項第七号中「第三条」を「相続人の取得した第三条」に、「二十万円」を「三十万円」に改め、同号を同項第四号とし、同項第八号中「被相続人の異なるごとに、」を「相続人の取得した」に、「二十万円」を「三十万円」に、「当該被相続人」を「同号の被相続人」に改め、同号を同項第五号とし、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項第五号」を「前項第三号」に改め、同項を同条第二項とする。

第十三条第四項中「第五号」を「第三号」に、「第三項」を「第二項」に改め、同条第五項を削る。

第十四条第二項中「又は包括遺贈者」を削り、「相続税、」の下に「贈与税、」を加える。

第十五条第一項中「又は遺贈」を削り、同条第二項を削り、同条第三項但書を削り、同項第一号及び第二号中「第一項」を「前項」に改め、同項第四号を削り、同項を同条第二項とする。

第十六条第一項中「又は遺贈（扶養義務者からの遺贈に限る。）」を「（包括遺贈者が扶養義務者以外の者である場合における包括遺贈を除く。以下本条において同じ。）」に、「当該相続又は遺贈」を「当該相続」に改め、同条第二項中「又は遺贈」及び「又は遺贈者」を削り、同条第四項中「又は遺贈」を削り、同条第五項中「第三項」を「第二項」に改める。

第十七条の見出しを「（相続税の基礎控除）」に改め、同条本文中「三十万円」を「五十万円」に改め、同条但書を削る。

第十八条から第二十条までを次のように改める。

（相続税の税率）

第十八条　相続税は、前条の規定による控除後の課税価格を左の各級に区分し、逐次に各税率を適用して算出した金額の合計額により、課する。

二十万円以下の金額　百分の十五

二十万円をこえる金額　百分の二十

五十万円をこえる金額　百分の二十五

百万円をこえる金額　百分の三十

二百万円をこえる金額　百分の三十五

四百万円をこえる金額　百分の四十

七百万円をこえる金額　百分の四十五

千二百万円をこえる金額　百分の五十

二千万円をこえる金額　百分の五十五

三千万円をこえる金額　百分の六十

五千万円をこえる金額　百分の六十五

一億円をこえる金額　百分の七十

（相続開始前二年以内に贈与があつた場合の相続税額）

第十九条　相続に因り財産を取得した者が当該相続の開始前二年以内に当該相続に係る被相続人から贈与に因り財産を取得したことがある場合においては、その者については、当該贈与に因り取得した財産（第二十一条の二第一項から第三項まで及び第二十一条の三の規定により当該取得の日の属する年分の贈与税の課税価格計算の基礎に算入されるものに限る。）の価額を相続税の課税価格に加算した価額を相続税の課税価格とみなし、前二条の規定を適用して算出した金額（当該贈与に因り取得した財産の取得につき課せられた贈与税があるときは、当該金額から当該財産に係る贈与税の税額（第二十一条の六の規定による控除前の税額とし、利子税額、過少申告加算税額、無申告加算税額、重加算税額及び延滞加算税額に相当する税額を除く。）として政令の定めるところにより計算した金額（以下本条において「贈与税相当額」という。）を控除した金額）をもつて、その者の納付すべき相続税額とする。

2　第十五条第二項の規定は、前項の規定により贈与税相当額の控除をする場合について準用する。

（相次相続控除）

第二十条　相続に因り財産を取得した場合において、当該相続（以下本条において「第二次相続」という。）に係る被相続人が第二次相続の開始前十年以内に開始した相続（以下本条において「第一次相続」という。）に因り財産を取得したことがあるときは、当該被相続人から相続に因り財産を取得した者については、その者について前二条の規定により算出した相続税額から、当該被相続人が第一次相続に因り取得した財産につき課せられた相続税額（利子税額、過少申告加算税額、無申告加算税額、重加算税額及び延滞加算税額に相当する相続税額を除く。以下第一号において同じ。）に左の各号に掲げる割合を順次乗じて算出した金額に相当する税額を控除し、その控除後の税額をもつて、その納付すべき相続税額とする。

一　第二次相続に係る被相続人から相続人及び受遺者（包括受遺者を除く。以下同じ。）の全員が相続又は遺贈に因り取得した財産の価額（相続税又は贈与税の課税価格に算入される部分に限る。）の合計額の当該被相続人が第一次相続に因り取得した財産の価額（相続税の課税価格計算の基礎に算入された部分に限る。）から当該財産に係る相続税額を控除した金額に対する割合（当該割合が百分の百をこえる場合には、百分の百の割合）

二　第二次相続に係る被相続人から相続に因り取得した財産の価額（相続税の課税価格に算入される部分に限る。）の第二次相続に係る被相続人から相続人及び受遺者の全員が相続又は遺贈に因り取得した財産の価額（相続税又は贈与税の課税価格に算入される部分に限る。）の合計額に対する割合

三　第一次相続開始の時から第二次相続開始の時までの期間に相当する年数を十年から控除した年数（当該年数が一年未満であるとき又はこれに一年未満の端数があるときは、これを一年とする。）の十年に対する割合

2　前項の場合において、第一次相続に因り財産を取得した者の当該財産に係る相続税額は、第二次相続に係る被相続人から相続に因り取得した財産に係る相続税について提出すべき申告書の提出期限までに第一次相続に係る相続税として納付した又は納付すべきことが確定した税額による。

3　第十五条第二項の規定は、第一項の場合について準用する。

第二十一条の見出し中「税額」を「相続税額」に改め、同条第一項中「、遺贈又は贈与」を「（第二十一条の二第四項に規定する贈与を含む。以下本条において同じ。）」に改め、「第十八条」を「前三条」に、「当該財産を取得した日の属する年分の課税価格に算入された財産の価額」を「当該相続に因り取得した財産の価額のうち課税価格計算の基礎に算入された部分」に改め、同条第二項中「第三項」を「第二項」に改め、第二章中同条の次に次の一節を加える。

第二節　贈与税

（贈与税の課税価格）

第二十一条の二　贈与又は遺贈に因り財産を取得した者がその年中におけるこれらの事由に因る財産の取得について第一条の二第一号の規定に該当する者である場合においては、その者については、その年中においてこれらの事由に因り取得した財産の価額の合計額をもつて、贈与税の課税価格とする。

2　贈与又は遺贈に因り財産を取得した者がその年中におけるこれらの事由に因る財産の取得について第一条の二第二号の規定に該当する者である場合においては、その者については、その年中においてこれらの事由に因り取得した財産でこの法律の施行地にあるものの価額の合計額をもつて、贈与税の課税価格とする。

3　贈与又は遺贈に因り財産を取得した者がその年中におけるこれらの事由に因る財産の取得について第一条の二第一号及び第二号の規定に該当する者である場合においては、その者については、その者がこの法律の施行地に住所を有していた期間内にこれらの事由に因り取得した財産の価額及びこの法律の施行地に住所を有していなかつた期間内にこれらの事由に因り取得した財産でこの法律の施行地にあるものの価額の合計額をもつて、贈与税の課税価格とする。

4　相続人が相続開始の年において当該相続に係る被相続人から受けた贈与に因り取得した財産の価額で第十九条第一項の規定により相続税の課税価格に加算されるものは、前三項の規定にかかわらず、贈与税の課税価格に算入しない。

（贈与税の非課税財産）

第二十一条の三　左に掲げる財産の価額は、贈与税の課税価格に算入しない。

一　法人からの贈与に因り取得した財産

二　扶養義務者相互間において生活費又は教育費に充てるためにした贈与に因り取得した財産のうち通常必要と認められるもの

三　宗教、慈善、学術その他公益を目的とする事業を行う者で政令で定めるものが贈与又は遺贈に因り取得した財産で当該公益を目的とする事業の用に供することが確実なもの

四　公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）の適用を受ける選挙における公職の候補者が選挙運動に関し贈与に因り取得した金銭、物品その他の財産上の利益で同法第百八十九条の規定による報告がなされたもの

2　第十二条第二項の規定は、前項第三号に掲げる財産について準用する。

（贈与税の基礎控除）

第二十一条の四　贈与税については、課税価格から十万円を控除する。

（贈与税の税率）

第二十一条の五　贈与税は、前条の規定による控除後の課税価格を左の各級に区分し、逐次に各税率を適用して算出した金額の合計額により、課する。

二十万円以下の金額	百分の二十
二十万円をこえる金額	百分の二十五
五十万円をこえる金額	百分の三十
百万円をこえる金額	百分の三十五
二百万円をこえる金額	百分の四十
四百万円をこえる金額	百分の四十五
七百万円をこえる金額	百分の五十
千二百万円をこえる金額	百分の五十五

二千万円をこえる金額　百分の六十
三千万円をこえる金額　百分の七十

（在外財産に対する贈与税額の控除）

第二十一条の六　贈与又は遺贈に因りこの法律の施行地外にある財産を取得した場合において、当該財産についてその地の法令により贈与税に相当する税が課せられたときは、当該財産を取得した者については、その者について前条の規定により算出した贈与税額からその課せられた税額を控除し、その控除後の税額をもつて、その納付すべき贈与税額とする。但し、その控除すべき税額が、その者について前条の規定により算出した贈与税額に当該財産の価額が当該財産を取得した日の属する年分の贈与税の課税価格に算入された財産の価額のうちに占める割合を乗じて算出した金額をこえる場合においては、そのこえる部分の金額に相当する税額については、当該控除をしない。

2　第十五条第二項の規定は、前項の場合について準用する。

第二十四条第二項中「確定申告書（第二十八条第四項の規定による確定申告書を除く。）の提出期限（概算申告書を提出すべき場合には、当該申告書の提出期限）」を「第二十七条第一項又は第二十八条第一項若しくは第二項に規定する申告書の提出期限」に改める。

第二十七条から第二十九条までを次のように改める。

（相続税の申告書）

第二十七条　相続に因り財産を取得した者は、相続税の課税価格（第十九条第一項の規定の適用がある場合においては、同項の規定により相続税の課税価格とみなされた金額）と第十五条及び第十六条の規定により控除を受ける金額との合計額が五十万円をこえるときは、当該相続の開始があつたことを知つた日の翌日から六月以内（その者が当該期間内にこの法律の施行地に住所及び居所を有しないこととなるときは、当該住所及び居所を有しないこととなる日まで）に課税価格、相続税額その他政令で定める事項を記載した申告書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

2　前項の規定による申告書を提出すべき者が当該申告書の提出前に死亡した場合においては、その者の相続人は、その相続の開始があつたことを知つた日の翌日から六月以内（その者が当該期間内にこの法律の施行地に住所及び居所を有しないこととなるときは、当該住所及び居所を有しないこととなる日まで）に、政令の定めるところにより、その死亡した者に係る同項の申告書をその死亡した者の納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

3　通信、交通の状況その他やむを得ない事由に因り前二項に規定する申告書の提出期限内に申告書を提出することができない者については、政令の定めるところにより、国税庁長官又は税務署長は、その期限を延長することができる。

4　第一項又は第二項の規定による申告書を提出する場合においては、当該申告書に被相続人の死亡の時における財産及び債務、当該被相続人から相続人又は受遺者が相続又は遺贈に因り取得した財産又は承継した債務の各人ごとの明細その他政令で定める事項を記載した明細書を添附しなければならない。

5　第一項又は第二項の規定は、当該各項に規定する申告書の提出期限前に第三十六条の規定による決定の通知があつた場合には、適用しない。

（贈与税の申告書）

第二十八条　贈与又は遺贈に因り財産を取得した者は、贈与税の課税価格が十万円をこえるときは、第二項の規定に該当する場合を除く外、当該贈与又は遺贈に因り財産を取得した年の翌年二月一日から二月末日まで（同年一月一日から二月末日までにこの法律の施行地に住所及び居所を有しないこととなるときは、当該住所及び居所を有しないこととなる日まで）に、課税価格、贈与税額その他政令で定める事項を記載した申告書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

2　遺贈に因り財産を取得した者が当該財産を取得した年の翌年一月一日以後に当該遺贈があつたことを知つた場合において、その者が当該財産の価額を当該財産を取得した年分の贈与税の課税価格計算の基礎に算入することに因り贈与税の納税義務がある者となつたときは、当該遺贈があつたことを知つた日の翌日から六月以内（その者が当該期間内にこの法律の施行地に住所及び居所を有しないこととなるときは、当該住所及び居所を有しないこととなる日まで）に、前項の申告書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

3　前条第二項の規定は、左の各号に掲げる場合について準用する。

一　年の中途において死亡した者がその年一月一日から死亡の日までに贈与又は遺贈に因り取得した財産の価額のうち贈与税の課税価格に算入される部分の合計額が十万円をこえる場合

二　前二項の規定による申告書を提出すべき者が当該申告書の提出前に死亡した場合

4　前条第三項の規定は、第一項若しくは第二項の規定又は前項において準用する前条第二項の規定により提出すべき申告書の提出期限について準用する。

5　前条第五項の規定は、第一項若しくは第二項の規定又は第三項において準用する前条第二項の規定により提出すべき申告書について準用する。

第二十九条　削除

第三十条第一項中「概算申告書、確定申告書又は最終確定申告書」を「第二十七条又は第二十八条の規定による申告書」に、「前三条」を「第二十七条又は第二十八条」に、「第二十八条第四項又は前条第一項」を「第二十七条第二項（第二十八条第三項において準用する場合を含む。）」に改め、「又は包括受遺者」及び「又は遺贈者」を削り、同条第二項を次のように改める。

2　第二十七条第四項の規定は、前項の場合について準用する。

第三十一条第一項及び第二項中「又は相続税額」を「、相続税額又は贈与税額」に改め、同条第三項中「又は包括受遺者」及び「又は遺贈者」を削り、「相続税」の下に「又は贈与税」を加える。

第三十二条第一項中「若しくは相続税額」を「、相続税額若しくは贈与税額」に、「又は相続税額」を「、相続税額又は贈与税額」に改め、同条第二項中「及び相続税額」の下に「又は贈与税額」を加え、同項第三号の次に次の一号を加える。

四　贈与税の課税価格計算の基礎に算入した財産のうちに第二十一条の二第四項の規定に該当するものがあつたこと。

第三十二条第三項及び第四項中「又は相続税額」を「、相続税額又は贈与税額」に改め、同条第七項中「第二十八条第四項」を「第三項（第二十八条第三項及び第四項において準用する場合を含む。）」に改める。

第三十三条第一項から第三項まで中「相続税額」に相当する相続税額を「相続税額又は贈与税額」に相当する相続税又は贈与税」に改め、同条第一項但書、同項各号及び同条第二項但書を削り、同条第四項中「第二十八条第四項又は第二十九条第一項」を「第二十七条第二項（第二十八条第三項において準用する場合を含む）」に改め、「又は包括受遺者」を削り、「当該各項の規定による確定申告書又はこれらの申告書」を「同項の規定による申告書又は当該申告書」に、「相続税は」を「相続税又は贈与税は」に改め、「又は遺贈者」を削り、「相続税額」の下に「又は贈与税額」を加え、「又は遺贈」を削り、同条第五項及び第六項中「相続税」の下に「又は贈与税」を加える。

第三十四条第一項中「その相続又は遺贈」を「その相続に因り取得した財産に係る相続税又はその遺贈」に、

「相続税額」を「贈与税額」に、「当該相続税」を「当該贈与税」に、「相続税に」を「贈与税に」に改め、同条第二項中「包括受遺者」を「受遺者」に、「相続税」を「相続税又は贈与税」に改め、同条第三項中「相続税の課税価格計算」を「相続税又は贈与税の課税価格計算」に改め、「（包括遺贈を除く。）」を削り、「遺贈又は」を「遺贈若しくは」に改め、「年分の」を削り、「相当する相続税」の下に「又は当該財産を課税価格計算の基礎に算入した年分の贈与税額に当該財産の価額が当該贈与税の課税価格に算入された財産の価額のうちに占める割合を乗じて算出した金額に相当する贈与税」を加え、同条第四項中「相続税額」を「贈与税額」に、「当該相続税」を「当該贈与税」に、「相続税に」を「贈与税に」に改める。

第三十五条第一項中「相続税額」の下に「若しくは贈与税額」を加え、同条第二項中「相続税額（第三十三条第一項各号の一に該当する場合には、当該各号に掲げる税額を控除した税額）」を「相続税額若しくは贈与税額」に改め、同条第三項及び第四項中「相続税額」の下に「若しくは贈与税額」を加え、同条第五項第一号中「又は遺贈者」を削り、同項第二号中「第二十八条第二項から第四項まで」を「第二十七条第二項、第二十八条第二項又は同条第三項第二号」に、「同条第一項に規定する確定申告書」を「第二十七条第一項又は第二十八条第一項若しくは第二項に規定する申告書」に、「同条第六項において準用する第二十七条第三項（第二十八条第四項において準用する場合を含む。）」を「第二十七条第二項」に改め、同項第三号中「第二十九条第一項」を「第二十八条第三項第一号」に、「被相続人又は遺贈者」を「同号に規定する者」に改める。

第三十五条の二第一項中「確定申告書、最終確定申告書若しくはこれらの申告書」を「期限内申告書又は当該申告書」に改め、「又は第五十七条第一項の規定による明細書（当該明細書の提出期限後に提出された明細書を含む。）」を削り、「これらの申告書又は明細書に係る年分の」を「これらの申告書に係る」に改め、「相続税額」の下に「若しくは贈与税額」を加え、「又は決定」を削り、「確定申告書、最終確定申告書又は第五十七条第一項の規定による明細書」を「期限内申告書」に改め、「又は明細書」を削り、「相続税を免れた者の当該相続税」を「相続税又は贈与税を免れた者の当該相続税又は贈与税」に改める。

第三十六条第一項及び第三十七条中「相続税額」の下に「若しくは贈与税額」を加える。

第三十八条を次のように改める。

（延納）

第三十八条　税務署長は、第三十三条第一項から第三項までの規定により納付すべき相続税額又は前条の規定により徴収すべき相続税の追徴税額が一万円をこえる場合においては、納税義務者の申請により、担保を提供させ、五年（相続に因り取得した財産で当該相続税額又は追徴税額の計算の基礎となつたものの価額の合計額のうちに不動産、立木その他政令で定める財産の価額の合計額が占める割合が十分の五以上であるときは、十年）以内の年賦延納を許可することができる。この場合において、延納税額が五万円（十年以内の延納を許可することができる場合においては、十万円）未満であるときは、当該延納を許可することができる期間は、延納税額（当該税額に一万円未満の端数があるときは、これを一万円として計算した金額）を一万円で除して得た数に相当する年数をこえることができない。

2　前項の規定により延納を許可する場合において、延納年割額は、延納税額を延納期間に相当する年数で除して計算した金額（当該金額が一万円を下る場合においては、最終の年割額を除き、一万円）とする。

3　税務署長は、第三十三条第一項から第三項までの規定により納付すべき贈与税額又は前条の規定により徴収すべき贈与税の追徴税額が一万円をこえ、且つ、納税義務者について金銭で一時に納付することを困難とする事由がある場合においては、納税義務者の申請により、その納付を困難とする金額を限度として、担保を提供させ、五年以内の年賦延納を許可することができる。

4　第一項又は前項の規定により延納を許可することができる相続税額若しくは贈与税額又は追徴税額は、左の各号の一に該当する者が納付する相続税額若しくは贈与税額又はその者から徴収する追徴税額に限る。

一　期限内申告書を提出した者

二　期限後申告書を提出した者で税務署長において期限内申告書の提出期限内に当該申告書を提出しなかつたことについて正当な事由があつたと認めるもの

三　第三十五条第五項の規定により申告書の提出期限前に決定を受けた者

5　第一項又は第三項の規定による担保の種類は、国債、地方債若しくは不動産その他の政令で定める財産又は税務署長において確実と認める保証人の保証とする。

第三十九条第一項中「金銭で一時に納付することを困難とする金額及びその困難とする事由」を削り、同条第二項中「前条」の下に「第三項及び第四項」を加え、同条第三項中「前項」を「第二項又は前項」に改め、同条第七項中「第五項」を「第七項」に改め、同条第八項中「提供する担保の種類及びその提供の」を「おける担保の提供の」に改め、同条第二項を同条第四項とし、以下二項ずつ繰り下げ、同条第一項の次に次の二項を加える。

2　税務署長は、前項の規定による申請書の提出があつた場合において、当該申請者及び当該申請に係る事項が前条第一項、第二項及び第四項の規定に該当するときは、当該申請者の提供しようとする担保の種類が同条第五項の規定に該当しない場合を除く外、当該申請を許可しなければならない。但し、税務署長が当該申請者の提供しようとする担保の種類が適当でないと認めるときは、その変更を求めることができる。この場合において当該申請者がその変更の求めに応じなかつたときは、当該申請を却下することができる。

3　前条第三項の規定による延納の許可を申請しようとする者は、その延納を求めようとする贈与税の納期限までに、又は納付の期日に、政令の定めるところにより、金銭で一時に納付することを困難とする金額及びその困難とする理由、延納を求めようとする税額及び期間、分納税額及びその納期限その他必要な事項を記載した申請書に担保の提供に関する書類を添え、これを納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

第四十条第一項中「第一項」の下に「又は第三項」を加え、同条第二項中「第六項」を「第八項」に改める。

第四十一条第一項中「徴収すべき」の下に「相続税の」を加え、同条第二項中「第二項」を「第四項」に改める。

第四十四条第一項中「相続税額」の下に「、贈与税額」を加え、同条第三項中「第三十九条第三項（同条第四項」を「第三十九条第五項（同条第六項」に、「第七項」を「第九項」に改め、同条第五項中「第二項」を「第三項」に改める。

第四十五条第二項中「第二項」を「第三項」に改める。

第五十条第一項中「若しくは相続税額」を「、相続税額若しくは贈与税額」に、「又は相続税額」を「、相続税額若しくは贈与税額」に改め、「徴収することができた相続税額」及び「相当する相続税額」の下にそれぞれ「又は贈与税額」を加える。

第五十一条第一項中「相続税額」の下に「又は贈与税額」を加え、同項第一号中「第二十八条第四項」を「第二十七条第二項（第二十八条第三項において準用する場合を含む。）」に改め、「又は包括受遺者」を削り、「確定申告書」を「申告書」に改め、「又は遺贈者」を削り、「同条第一項から第三項まで」を「第二十七条第一項又は第二十八条第一項若しくは第二項」に、「第二十八条第一項から第三項

まで」を「第二十七条第一項又は第二十八条第一項若しくは第二項」に改め、同項第二号中「相続税を」を「相続税又は贈与税を」に改め、同条第二項第一号中「第二十八条第四項」を「第二十七条第二項（第二十八条第三項において準用する場合を含む。）」に改め、「又は包括受遺者」を削り、「確定申告書」を「申告書」に改め、「又は遺贈者」を削り、「同条第一項から第三項まで」を「第二十七条第一項又は第二十八条第一項若しくは第二項」に改め、同項第二号中「相続の開始又は」及び「相続又は」を削り、「相続税として」を「贈与税として」に、「相続税額」を「贈与税額」に、「四月」を「六月」に改め、同条第三項第一号中「第二十八条第四項」を「第二十七条第二項（第二十八条第三項において準用する場合を含む。）」に改め、「又は包括受遺者」及び「又は遺贈者」を削り、「同条第一項から第三項まで」を「第二十七条第一項又は第二十八条第一項若しくは第二項」に改め、「相続税」の下に「又は贈与税」を加え、「第二十八条第一項から第三項まで」を「第二十七条第一項又は第二十八条第一項若しくは第二項」に改め、同項第二号中「相続税額」を「贈与税額」に改め、「相続の開始又は」を削り、「四月」を「六月」に改め、同条第四項、第五項及び第九項中「相続税額」の下に「若しくは贈与税額」を加え、同条第六項中「前五項」を「第一項から第六項まで」に、「百円」を「三百円」に改め、同項を同条第八項とし、以下二項ずつ繰り下げ、同条第五項の次に次の二項を加える。

6　第一項又は第三項の利子税額の計算の基礎となる相続税額、贈与税額又は追徴税額（これらの税額の一部の納付又は徴収があつた場合においては、当該納付又は徴収前におけるこれらの税額の全額）が十万円未満であるときは、第一項の規定により納付すべき利子税額又は第三項の規定により徴収する利子税額は、前五項の規定にかかわらず、当該利子税額計算の基礎となる相続税額、贈与税額又は追徴税額及び期間に応じ、政令で定める簡易利子税額表に掲げる金額による。

7　前項に規定する簡易利子税額表に掲げる金額は、第一項から第五項までの規定により計算した利子税額の範囲内で定める。

第五十二条第一項各号列記以外の部分中「第六項」を「第八項」に改め、同項第一号中「又は追徴税額」を「若しくは贈与税額又は追徴税額」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項又は第二項」に改め、同条第四項中「第五項」を「第七項」に、「前三項」を「第一項、第二項及び前二項」に改め、同条第二項を同条第四項とし、以下二項ずつ繰り下げ、同条第一項の次に次の二項を加える。

2　延納の許可を受けた相続税額若しくは贈与税額又は追徴税額が十万円未満であるときは、前項の規定により納付すべき利子税額は、同項の規定にかかわらず、当該利子税額の計算の基礎となる税額及び期間に応じ、政令で定める簡易利子税額表に掲げる金額による。

3　前項に規定する簡易利子税額表に掲げる金額は、第一項の規定により計算した利子税額の範囲内で定める。

第五十三条第一項中「第三十八条第二項」を「第三十八条第四項」に改め、「相続税額」の下に「若しくは贈与税額」を加え、同条第二項各号列記以外の部分中「又は相続税額」の下に「若しくは贈与税額」を、「当該各号に掲げる相続税額」の下に「又は贈与税額」を加え、同項第一号中「相続税額」の下に「又は贈与税額」を加え、同項第二号及び第四号並びに同条第三項中「相続税額」の下に「若しくは贈与税額」を加え、同条第四項中「に代え、過少申告加算税額」を削り、「相続税額」の下に「若しくは贈与税額（これらの税額の一部が、これらの税額の計算の基礎となるべき事実で隠ぺい又は仮装されていないものに基くことが明らかであるときは、当該隠ぺい又は仮装されていない事実に基く税額として政令の定めるところにより計算した金額を控除した税額。以下本項において「追徴税額等」という。）」を、「徴収する。」の下に「この場合においては、追徴税額等に百分の五の割合を乗じて計算した金額に相当する過少申告加算税を徴収しない。」を加え、同条第二項各号列記以外の部分中「相続税額」の下に「若しくは贈与税額」を、「追徴税額」の下に「（これらの税額の一部が、これらの税額の計算の基礎となるべき事実で隠ぺい又は仮装されていないものに基くことが明らかであるときは、当該隠ぺい又は仮装されていない事実に基く税額として政令の定めるところにより計算した金額を控除した税額）」を加える。

第五十五条中「若しくは包括遺贈」及び「、当該財産について第五十七条第一項の規定による明細書を提出する場合」を削り、「当該相続又は包括遺贈」を「当該相続」に改める。

第五十六条及び第五十七条を次のように改める。

第五十六条及び第五十七条　削除

第五十八条中「当該届書を提出した者の住所地の」を「、当該届書を受理した日の属する月の翌月末日までにその事務所の所在地の」に改める。

第五十九条第二項中「相続税」の下に「又は贈与税」を加える。

第六十条第一項各号列記以外の部分中「相続税」の下に「若しくは贈与税」を加え、同項第二号中「第五十六条第一項、第五十七条第一項若しくは」を削り、同条第二項中「前項の規定による質問又は検査をする場合」を「第一項の規定により質問し、若しくは検査する場合又は前項の規定により閲覧を求め、若しくは質問する場合」に改め、同条第三項中「第一項」の下に「及び第二項」を加え、同条第二項を同条第三項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、特定の納税義務者又は納税義務があると認められる者に係る相続税若しくは贈与税に関する調査又は当該相続税若しくは贈与税の徴収について必要があるときは、公証人の作成した公正証書の原本のうち当該納税義務者又は当該納税義務があると認められる者に関する部分の閲覧を求め、又はその内容について公証人に質問することができる。

第六十二条第一項中「相続税」の下に「及び贈与税」を、「第一条一号」の下に「又は第一条の二第一号」を加え、同条第二項中「第一条第二号」の下に「又は第一条の二第二号」を加え、「同条第一号」を「第一条第一号又は第一条の二第一号」に改める。

第六十三条中「第一条第二号」の下に「又は第一条の二第二号」を、「相続税」の下に「又は贈与税」を、「第一条第一号」の下に「又は第一条の二第一号」を加える。

第六十四条中「相続税」の下に「又は贈与税」を加える。

第六十五条第一項中「若しくは遺贈」を「、遺贈若しくは包括遺贈」に、「又は遺贈」を「、遺贈又は包括遺贈」に、「第十二条第一項第五号」を「第十二条第一項第三号又は第二十一条の三第一項第三号」に改め、同条第二項中「第十二条第三項」を「第十二条第二項」に、「同条第一項第五号」を「同条第一項第三号又は第二十一条の三第一項第三号」に、「同条第三項」を「第十二条第二項」に改める。

第六十六条第一項中「財産の贈与又は遺贈」を「財産の贈与、遺贈又は包括遺贈」に、「相続税を」を「贈与税又は相続税を」に、「相続税額」を「贈与税額」に改め、同条第四項中「又は遺贈」を「、遺贈又は包括遺贈」に、「又は遺贈者」を「、遺贈者又は包括遺贈者」に改め、「相続税」の下に「又は贈与税」を加える。

第六十七条中「相続税」の下に「又は贈与税」を加える。

第六十八条第一項中「相続税」の下に「又は贈与税」を加え、同条第二項中「相続税額」の下に「又は贈与税額」を加え、同条第三項中「相続税」の下に「又は贈与税」を加える。

第六十九条中「又は第五十七条第

一項の規定による明細書」を削る。

第七十条第一号及び第二号を削り、同条第三号を同条第一号とし、同条第四号及び第六号中「第六十条」の下に「第一項」を加え、同条第四号を同条第二号とし、以下二号ずつ繰り上げる。

第七十二条及び第七十三条中「相続税」の下に「又は贈与税」を加える。

附則第三項中「又は遺贈」、「又は遺贈者」及び「第二十七条第一項中「八月末日」とあるのは、「十二月末日」と読み替えるものとし、」を削り、「同項」を「第二十七条第一項」に改める。

附　則

1　この法律は、昭和二十八年八月一日から施行する。

2　この法律による改正後の相続税法（以下「新法」という。）の規定は、この附則において特別の定のあるものを除く外、昭和二十八年一月一日以後に相続、遺贈又は贈与に因り取得した財産に係る相続税又は贈与税から適用し、同日前に相続、遺贈又は贈与に因り取得した財産に係る相続税については、なお従前の例による。

3　新法第三十八条及び第三十九条の規定は、この法律施行の日以後納付し、又は徴収すべき相続税額、贈与税額又は追徴税額から適用する。

4　新法第五十一条（新法第五十二条第一項及び第五十三条第四項（新法第五十四条第四項において準用する場合を含む。）において準用する新法第五十一条第八項を含む。）及び第五十二条の規定は、この法律施行の日以後納付し、又は徴収される利子税額、過少申告加算税額、無申告加算税額及び重加算税額について適用し、同日前に納付し、又は徴収された利子税額、過少申告加算税額、無申告加算税額及び重加算税額については、なお従前の例による。

5　この法律施行の際未納に係る相続税又は贈与税の税額（延納の許可を受けた税額のうちこの法律施行の日以後納期限の到来するものを含む。）が十万円未満である場合（前項の規定により新法第五十一条第六項又は第五十二条第二項の規定の適用がある場合を除く。）においては、当該税額に係る利子税額は、新法第五十一条第一項から第五項まで及び第五十二条第一項の規定にかかわらず、当該利子税額の計算の基礎となる税額及び期間に応じ、政令で定める簡易利子税額表に掲げる金額による。

6　新法第五十一条第七項及び第八項（新法第五十二条第一項において準用する場合を含む。）並びに第五十二条第三項の規定は、前項の場合について準用する。

7　新法第五十四条第一項から第三項までの規定は、この法律施行の日以後決定の通知をする重加算税額について適用し、同日前に決定の通知のされた重加算税額については、なお従前の例による。

8　新法第二十七条又は第二十八条の規定による申告書を昭和二十八年八月三十一日以前に提出すべき者については、これらの申告書の提出期限は、これらの規定にかかわらず、同日（その者がこの法律施行後同日前に新法の施行地に住所及び居所を有しないこととなるときは、当該住所及び居所を有しないこととなる日）とする。

9　昭和二十八年一月一日以後相続（包括遺贈及び被相続人からの相続人に対する遺贈を含む。以下本項において同じ。）に因り財産を取得した者がこの法律施行の日までに当該財産を課税価格計算の基礎に算入したこの法律による改正前の相続税法（以下「旧法」という。）第二十七条の規定による概算申告書を提出している場合又は同年一月一日以後相続に因り財産を取得した者で同日以後死亡したものの相続人若しくは包括受遺者がこの法律施行の日までに当該財産を課税価格計算の基礎に算入した旧法第二十九条の規定による最終確定申告書を提出している場合においては、これらの申告書は、新法第二十七条第一項の規定による申告書とみなす。この場合において、これらの申告書に係る課税価格又は相続税額が新法第二章の規定の適用に因り過大となることとなつたときは、その者は、この法律施行後二月以内に限り、当該申告書に係る新法第三十二条第一項の規定による更正の請求をすることができる。

10　昭和二十八年一月一日以後贈与又は遺贈（包括遺贈及び被相続人からの相続人に対する遺贈を除く。以下本項において同じ。）に因り財産を取得した者（前項の規定に該当する者を除く。）がこの法律施行の日までに当該財産を課税価格計算の基礎に算入した旧法第二十七条の規定による概算申告書を提出している場合又は同年一月一日以後贈与若しくは遺贈に因り財産を取得した者（前項の規定に該当する者を除く。）で同日以後死亡した者の相続人若しくは包括受遺者がこの法律施行の日までに当該財産を課税価格計算の基礎に算入した旧法第二十九条の規定による最終確定申告書を提出している場合においては、これらの申告書は、新法第二十八条第一項の規定による申告書とみなす。

11　昭和二十八年一月一日以後相続に因り財産を取得した者が同日前に贈与に因り取得した財産で新法第十九条第一項の規定により相続税の課税価格に加算されるものがある場合における同項の規定の適用については、その者が旧法の規定により納付した、又は納付すべき当該贈与に係る財産を取得した日の属する年分の相続税額（利子税額、過少申告加算税額、重加算税額及び延滞加算税額に相当する相続税額を除く。）に当該財産の価額が当該年分の相続税の課税価格に算入されだ財産の価額のうちに占める割合を乗じて算出した金額に相当する相続税額を、当該財産の取得につき新法の規定により課せられた贈与税額とみなす。

12　左の各号に掲げる場合における新法第二十条の規定の適用については、当該各号に規定するところによる。

一　昭和二十四年十二月三十一日以前に第一次相続（新法第二十条第一項に規定する第一次相続をいう。以下同じ。）が開始している場合においては、当該第一次相続につき第二次相続（新法第二十条第一項に規定する第二次相続をいう。以下同じ。）に係る被相続人が納付した、又は納付すべき相続税額（利子税額、過少申告加算税額、無申告加算税額、重加算税額及び延滞加算税額に相当する税額を除く。）は、当該被相続人が第一次相続に因り取得した財産につき新法の規定により課せられた相続税額とみなす。

二　昭和二十五年一月一日以後昭和二十七年十二月三十一日までに第一次相続が開始している場合においては、第二次相続に係る被相続人が当該第一次相続に因り財産を取得した日の属する年分の相続税額（利子税額、過少申告加算税額、無申告加算税額、重加算税額及び延滞加算税額に相当する相続税額を除く。）に第一次相続に因り取得した財産の価額が当該年分の相続税の課税価格に算入された財産の価額のうちに占める割合を乗じて算出した金額に相当する相続税額を、当該被相続人が第一次相続に因り取得した財産につき新法の規定により課せられた相続税額とみなす。

13　この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

14　災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和二十二年法律第百七十五号）の一部を次のように改正する。

第四条中「相続税」の下に「又は贈与税」を加え、「第二十七条第一項、第二十八条第一項から第四項まで又は第二十九条第一項」を「第二十七条又は第二十八条」に改める。

第六条中「遺贈又は贈与」を「包括遺贈又は被相続人からの相続人に対する遺贈」に、「第二十七条第一項、第二十八条第一項から第四項まで又は第二十九条第一項」を「第二十七条」に改め、同条に次の一項を加える。

前項の規定は、贈与税の納税義務者で災害に因り贈与又は遺贈（包括遺贈及び被相続人からの相続人に対する遺贈を除く。）に因り取得した財産について相続税法第二十八条の規定による申告書の提出期限前に甚大な被害を受けたものの納付すべき贈与税について準用する。

15　改正前の災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第四条及び第六条の規定は、昭和二十七年十二月三十一日以前に相続、遺贈又は贈与に因り取得した財産に係る相続税については、この法律施行後も、なお、その効力を有する。

16　日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第百十一号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「相続税」の下に「又は贈与税」を加える。

17　税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）の一部を次のように改正する。

第二条中「相続税、」の下に「贈与税、」を加える。

第八条第一項第五号中「相続税」の下に「、贈与税」を加える。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

鉄道債券及び電信電話債券等に係る債務の保証に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和二十八年七月二十三日

参議院議長河井彌八殿

鉄道債券及び電信電話債券等に係る債務の保証に関する法律案

鉄道債券及び電信電話債券等に係る債務の保証に関する法律

政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）第三条の規定にかかわらず、日本国有鉄道及び日本電信電話公社が発行する鉄道債券及び電信電話債券に係る債務並びにこれらの者が借り入れる長期借入金で外貨をもつて支払われるものに係る債務について、予算の定めるところにより、保証契約をすることができる。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　日本電信電話公社法（昭和二十七年法律第二百五十号）の一部を次のように改正する。

第六十二条中第九項を削り、第十項を第九項とする。

3　大蔵省設置法（昭和二十四年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

第四条第三十五号を次のように改める。

三十五　債券及び借入金に係る債務について国が債務を負担する保証契約に関すること。

第十条第五号の次に次の一号を加える。

五の二　債券及び借入金に係る債務について国が債務を負担する保証契約に関すること。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和二十八年七月十六日

衆議院議長　堤　康次郎

参議院議長河井彌八殿

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正する法律案

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正する法律

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和二十八年法律第七号）の一部を次のように改正する。

第四十二条第七号中「あつ旋」の下に「（あつ旋に代えてする資金の借入及びその借り入れた資金の組合員に対する貸付を含む。）」を加える。

第八十二条第一項第五号中「あつ旋」の下に「（あつ旋に代えてする資金の借入及びその借り入れた資金の会員たる酒類業組合に対する貸付を含む。）」を加える。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　中小企業金融公庫法（昭和二十八年法律第　号）の一部を次のように改正する。

第二条第四号の次に次の一号を加える。

五　酒造組合、酒造組合連合会及び酒造組合中央会であつて、その直接又は間接の構成員たる酒類製造業者の三分の二以上が常時三百人以下の従業員を使用する者であるもの並びに酒販組合、酒販組合連合会及び酒販組合中央会であつて、その直接又は間接の構成員たる酒類販売業者の三分の二以上が常時三十人以下の従業員を使用する者であるもの

〔西川甚五郎君登壇、拍手〕

○西川甚五郎君　只今、議題となりました四つの法律案につきまして、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申上げます。

先ず第一に、塩業組合法案でありますが、我が国の塩業は、生産、販売等一切の事業活動について塩専売法の規制を受けておりまする上に、農業に類似する塩田採かん作業と化学工業に類似する工場せんごう作業とを併存する特殊な産業形態をとるものであり、而もこのせんごう施設の建設及び維持管理には、安定した組合組織と多額の資金の蓄積投入を要します等、特殊な性格を持つておるものであります。従いまして塩業団体を現行の中小企業等協同組合法で律して参りますることは、塩業の実態に即しないものがありまするので、本案は、この特殊性に鑑みまして中小企業等協同組合と別個の塩業組合を設立し、塩業経営の合理化によつて塩の生産の維持増進を図ると共に、塩業者の経済的地位の向上に資しようとするものであります。

この法律案の特徴といたしまする点は、第一に、塩業者の協同組織による互助体制を確立するため、地区塩業組合、塩業組合連合会及び塩業組合中央会を置きまして、これをそれぞれ法人とし、塩業組合連合会には、塩業組合のほか、会社及び個人も会員になり、又塩業組合中央会には、塩業組合連合会のほか加入すべき連合会のない組合、会社及び個人も会員になることができることとしたことでございます。第二に、資力のある組合員の出資の余地を拡げて、地区塩業組合の必要とする資金の獲得を容易にするため、組合員一人当りの出資口数の最高限度を百分の三十五としたことでございます。第三に、地区塩業組合の組合員は、各一個の議決権及び役員の選挙権を有することといたしまするが、組合員が七人以上の場合は、定款によりまして出資口数に応じ、二個以上とすることができることとし、この場合の最高限度を出資総口数の六分の一としたことであります。第四に、地区塩業組合の組合員が組合を脱退したときに、持分の払戻しを直ちに行いますると、組合の事業の運営を著しく困難にする場合がありますので、かかる虞れのある場合には、その払戻しについて条件を附することができることといたしたのでございます。なお本案は衆議院におきまして、地区塩業組合の事業に組合員の貯金の受入業務を加えると共に、専売公社は、貯金の受入業務を行う組合の事業又は会計の状況について、毎年一回を常例として検査しなければならないことに修正議決せられたのでございます。

本案の審議の過程におきまして問題となりました諸点につきまして質疑応

答が行われましたが、その詳細は、速記録によつて御承知を願いたいと存じます。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、野溝委員より、「塩の需給実績の内容を伺つていると、一向進歩の跡が見えない。こんな状態では、塩の生産計画の空念仏に終る虞れがある。この次の機会には、十分な資料を以て示すよう注意ありたい」との希望を附して賛成の意見が述べられ、採決の結果、全会一致を以て、衆議院送付原案通り可決すべきものと決定いたした次第でございます。

次に、相続税法の一部を改正する法律案について、御説明申上げます。

本案は、相続税の負担の軽減合理化と課税の簡素化を図る見地より、現行の累積課税制度を廃止いたしまして、相続及び包括遺贈によつて取得した財産については、その都度、その取得者に対して相続税を課税し、贈与及び特定遺贈によつて取得した財産については、一年間分を合算して、その取得者に対して贈与税を課税しようとするほか、基礎控除を引上げ、死亡保険金及び退職金控除の引上げ、税率の改正、延納制度の改正等を行おうとするものであります。即ち基礎控除額は、相続税については五十万円、贈与税については十万円を控除することとし、又死亡保険金及び退職金についての控除額は、それ〴〵二十万円から三十万円に引上げようとするものであります。又税率は、相続税については最高税率の七〇％は据置いておりますが、課税価格三千万円以下の税率をそれぞれ五％程度ずつ引下げることとし、階級区分に若干の調整を加えて負担の軽減を図り、贈与税については、負担の権衡を考慮して、相続税の税率より若干高目とし、おおむね現行税率と同程度にいたそうとするものであります。このほか相続税の納付を容易にするため、延納の条件を緩和する措置を講ずると共に、利子税の計算方法を簡素化し、重加算税の徴収について適正化を図る等、規定の整備を行おうとするものであります。

本案の審議に当りましては、延納制度等について、慎重なる質疑応答が行われたのでございまするが、詳細は速記録に譲ることを御了承願いたいと存じます。

次いで討論採決の結果、全会一致を以て、原案通り可決すべきものと決定いたした次第であります。

次に、鉄道債券及び電信電話債券等に係る債務の保証に関する法律案について御説明申上げます。

本案は、日本国有鉄道及び日本電信電話公社の長期資金の調達を円滑ならしめるため、これらのものの発行する鉄道債券及び電信電話債券並びにこれらのものが借入れる外貨払を要する長期借入金について、予算の定めるところによりまして、政府が保証契約をすることができることとしようとするものでございます。なお昭和二十八年度は、鉄道債券八十五億円及び電信電話債券七十五億円を公募することとなつており、政府は、その元金及び利子等の支払について保証することとなつておるのでございます。

本案の審議に当りまして行われました質疑応答の主なるものについて申上げますと、「長期借入金で外貨を以て支払われるものとは、どういうものを考えているか」との質疑に対して、「本年度は、国内の債券発行だけを考えていて、外貨払の長期借入金は考えていない。日本電信電話公社法には、第六十九条に、政府が保証契約をなし得る規定があるが、日本国有鉄道法には、この趣旨の規定がなかつたので、今回この法律で、これを統一して政府が保証契約をなし得るよう規定したわけである。従つてこの法律の附則で、日本電信電話公社法第六十二条第九項の規定は削除することになつている」との答弁があり、「債券は政府が保証しなければ売れないのか」との質疑に対して、「政府が保証すれば、国債に準ずるものとして発行条件を有利にすることもでき、又日本銀行が担保にとる場合も有利に取扱われる」との答弁があり、「国が公債を発行して、日本国有鉄道及び日本電信電話公社に増資する形がとれないか」との質疑に対し、「財政法第四条の規定によつて形式的にはできるが、両者とも独立の機関であるので、それ〴〵の責任において、債券を発行するのが適当であると考える」との答弁がありました。その他債券発行の条件、方法及び時期、債券消化の見通し、資金の使途等につきましても質疑が行われたのでありますが、その詳細は、速記録によつて御承知を願いたいと存じます。

質疑を終了いたしまして、討論に入り、採決の結果、全会一致を以て、原案通り可決すべきものと決定いたしました。

最後に、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正する法律案について申上げます。

御承知のごとく酒類業組合等は本年三月制定せられました酒類の保全及び酒類業組合等に関する法律によりまして、漸次その設立を見ておるのでありますが、その後の施行状況に鑑みまして、業者団体である酒類業組合等を通じまして、組合員の企業合理化等に必要な資金を融通する途を講ずることが組合の結成を促進し、その健全なる発展に資するものと思われまするので、今回酒類業組合等が資金の借入の斡旋に代えて、みずから資金を借入れ、これを組合員に貸付けることができるようにすると共に、中小企業等協同組合や調整組合と同様に、中小企業金融公庫より資金の融通を受けることができるようにいたそうとするものでございます。

本案の審議に当りましては、熱心なる質疑応答が交わされ、更に密造酒対策、酒類審議会の性格、中小企業金融公庫よりの融資問題等について慎重なる審議が行われましたが、その詳細は、速記録に譲ることを御承知願いたいと存じます。

かくて質疑を終了し、討論に入りましたところ、小林委員より、「本法の施行は、中小企業金融公庫法と同時に施行せられたい」との要望を附して賛成意見が述べられ、採決の結果、全会一致を以て、原案通り可決すべきものと決定した次第でございます。

以上、御報告申上げます。（拍手）

○議長（河井彌八君）　別に御発言もなければ、これより四案の採決をいたします。四案全部を問題に供します。四案に賛成の諸君の起立を求めます。

［賛成者起立］

○議長（河井彌八君）　総員起立と認めます。よつて四案は、全会一致を以て可決せられました。

○議長（河井彌八君）　日程第九、教育職員免許法及び教育職員免許法施行法の一部を改正する法律案、

日程第十、市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案、（いずれも内閣提出、衆議院送付）、

以上両案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（河井彌八君）　御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。文部委員長川村松助君。

［審査報告書は都合により附録に掲載］

教育職員免許法及び教育職員免許法施行法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和二十八年七月十四日

衆議院議長　堤　康次郎

参議院議長河井彌八殿

教育職員免許法及び教育職員免許法施行法の一部を改正する法律案

教育職員免許法及び教育職員免許法施行法の一部を改正する法律

（教育職員免許法の一部改正）

第一条　教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）の一部を次のように改正する。

第六条に次の一項を加える。

3　一以上の教科についての教諭の免許状を有する者に他の教科についての教諭の免許状を授与

するため行う教育職員検定は、第一項の規定にかかわらず、受検者の人物、学力及び身体について行う。この場合における学力の検定は、前項の規定にかかわらず、別表第四の二の定めるところによって行わなければならない。

附則第八項を次のように改める。

10　養護助教諭の臨時免許状は、当分の間、保健婦助産婦看護婦法（昭和二十三年法律第二百三号）による准看護婦の免許を受けた者、同法第五十三条第一項の規定に該当する者又は同条第三項の規定により免許を受けた者に対しては、第五条第三項の規定にかかわらず、その者が同条第一項第二号に該当する場合にも授与することができる。

附則第七項を附則第九項とし、附則第二項から附則第六項までを順次二項ずつ繰り下げ、附則第一項の次に次の二項を加える。

2　授与権者は、当分の間、中学校、高等学校又は盲学校、ろう学校若しくは養護学校の中学部若しくは高等部において、ある教科の教授を担任すべき教員を採用することができないと認めるときは、当該学校の校長及び教諭の申請により、一年以内の期間を限り、当該教科についての免許状を有しない教諭が当該教科の教授を担任することを許可することができる。この場合においては、許可を得た教諭は、第三条第一項の規定にかかわらず、当該学校又は当該中学部若しくは高等部において、その許可に係る教科の教授を担任することができる。

3　音楽、図画工作、保健体育又は家庭の教科について中学校の教諭の免許状を有する者は、当分の間、第三条第一項及び第二項の規定にかかわらず、それぞれその免許状に係る教科に相当する教科の教授を担任する小学校の教諭又は講師となることができる。

別表第一の備考第一号中「大学（並びに文部大臣の認定する講習及び通信教育を含む。）において、学生（受講者を含む。）が、」を削り、同号の次に次の二号を加える。

一の二　この表の専門科目の単位は、文部大臣が、教育職員養成審議会に諮問して、免許状授与の所要資格を得させるための課程として適当と認める課程において修得したものでなければならない。（別表第二及び第三の場合においても同様とする。）

一の三　この表中「大学」とは、大学の正規の課程、大学院及び大学の専攻科の課程並びに文部大臣がこれらの課程に相当すると認める他の課程をいう。（別表第二及び第三の場合においても同様とする）

別表第一の備考第三号中「場合をいう。」を「場合をいう。（別表第四の二の場合においても同様とする。）」に改める。

別表第三を次のように改める。

別表第三

免許状の種類 ＼ 所要資格	基礎資格		専門科目 一般教養科目	専門科目 教職に関するもの	専門科目 養護に関するもの
養護 一級普通免許状	イ　学士の称号を有すること。	大学又は文部大臣の指定する養護教諭養成機関における最低修得単位数	三六	四〇	一〇
	ロ　保健婦助産婦看護婦法第七条の規定により保健婦の免許を受け、文部大臣の指定する養護教諭養成機関に半年以上在学すること。	五		四	六
	ハ　保健婦助産婦看護婦法第七条の規定により看護婦の免許を受け、文部大臣の指定する養護教諭養成機関に一年以上在学すること。	一〇		一二	八
護	イ　大学又は文部大臣の指定する養護教諭養成機関に二年以上在学し、六十二単位（内二単位は、体育とする。）以上を修得すること。	一八		三〇	一〇

別表第四の第四欄中「大学において修得し、又は修得したものと認められることを必要とする最低単位数」を「大学における最低修得単位数」に改め、同表の備考第一号を第一号の二とし、同表の備考に第一号として次の一号を加える。

一　この表中「大学」とは、大学の正規の課程、大学院及び大学の専攻科の課程並びに文部大臣が適当と認める他の課程をいう。（別表第四の二から第七までの場合においても同様とする。）

別表第四の備考第三号を次のように改める。

三　大学において単位を修得することが困難な者については、文部大臣の指定する養護教諭養成機関における単位の修得、文部大臣の認定する講習若しくは通信教育による単位の修得又は文部大臣が大学に委嘱して行う試験の合格による単位の修得をもつて、大学における単位の修得に替えることができる。（別表第四の二から第七までの場合においても同様とする。）

別表第四の次に別表第四の二として次のように加える。

別表第四の二

教諭 二級普通免許状			教諭 仮免許状
ロ　保健婦助産婦看護婦法第五十一条第一項の規定に該当すること又は同条第三項の規定により免許を受けていること。			
ハ　保健婦助産婦看護婦法による准看護婦の免許を受け、同法第五十三条第一項の規定に該当し、又は同条第三項の規定により免許を受け、且つ、文部大臣の指定する養護教諭養成機関に半年以上在学すること。	五	六	文部大臣の指定する養護教諭養成機関に一年以上在学し、三十一単位（内一単位は、体育とする。）以上を修得すること。
	四	一八	
	六	六	

第一欄 所要資格	第二欄	第三欄 大学における最低修得単位数	
中学校教諭の教科についての免許状の種類 ＼ 受けようとする他	一以上の教科について有することを必要とする第一欄に掲げる学校の教員免許状の種類	専門科目 教科に関するもの	専門科目 教職に関するもの
一級普通免許状	一級普通免許状	甲 三〇　乙 一八	三
二級普通免許状	一級普通免許状又は二級普通免許状	甲 一五　乙 一〇	三
仮免許状	一級普通免許状、二級普通免許状又は仮免許状	一〇	三

高等学校教諭	一級普通免許状	一級普通免許状	甲	三八
	二級普通免許状	一級普通免許状又は二級普通免許状	乙	二五
	仮免許状	一級普通免許状、二級普通免許状又は仮免許状	甲	三〇
			乙	一八
			甲	一五
			乙	一〇

備考　学力の検定は、第三欄によるものとする。

別表第五の第三欄中「大学において修得し、又は修得したものと認められることを必要とする最低単位数」を「大学における最低修得単位数」に改める。

別表第六

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
所要資格／受けようとする免許状の種類	基礎資格	第二欄に規定する基礎資格を有し、養護教諭又は養護教諭として良好な成績で勤務した旨の所轄庁の証明を有すること を必要とする在職年数	大学又は文部大臣の指定する養護教諭養成機関における最低修得単位数
養護教諭 一級普通免許状	養護教諭の二級普通免許状を有すること。	三	二〇
養護教諭 二級普通免許状	養護教諭の仮免許状を有すること。	三	一〇
養護教諭 仮免許状	イ　保健婦助産婦看護婦法第七条の規定により看護婦の免許を受けていること。		
	ロ　高等学校（旧中等学校令による高等女学校を含む。）を卒業し、且つ、保健婦助産婦看護婦法による准看護婦の免許を受け、同法第五十三条第一項の規定に該当し、又は同条第三項の規定により免許を受けていること。		
	ハ　保健婦助産婦看護婦法第五十一条及び第五十三条の規定に該当すること。		
	ニ　養護助教諭の臨時免許状を有すること。	三	二〇

備考

一　この表の仮免許状の項第二欄中ハ及びニに掲げる基礎資格を有する者に仮免許状を授与する場合については、第五条第一項第二号の規定は、適用しない。この仮免許状を授与せられた者に二級普通免許状を授与する場合及びその者に更に一級普通免許状を授与する場合についても同様とする。

二　この表の仮免許状の項第二欄中イに掲げる基礎資格を有し仮免許状の授与を受けた者に二級普通免許状を授与する場合には、二級普通免許状の項第三欄に掲げる在職年数に関する証明は、要しない。

別表第七の第四欄中「大学において修得し、又は修得したものと認められることを必要とする最低単位数」を「大学における最低修得単位数」に改める。

（教育職員免許法施行法の一部改正）

第二条　教育職員免許法施行法（昭和二十四年法律第百四十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表第二十号の三の上欄中「（明治二十九年法律第六十八号）第三条」を「（昭和二十六年法律第百四十九号）第五条」に、同表第二十号の五の上欄中「第三条」を「第五条」に、「又は甲種一等機関士」を「若しくは甲種一等機関士」に、「実地の経験を有する者で」を「実地の経験を有する者又は甲種船長若しくは甲種機関長の海技免状を有する者で」に改める。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　この法律の施行の際、現に大学、教員養成機関若しくは養護教諭養成機関に在学し、又は既にこれを卒業した者については、教育職員免許法第五条別表第一の備考第一号の二並びに同条別表第三中在学年数及び最低修得単位数に関する部分の改正規定にかかわらず、なお従前の規定を適用する。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和二十八年七月十四日

衆議院議長　堤　康次郎

参議院議長河井彌八殿

市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案

市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律

市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「年末手当」を「期末手当」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から施行し、昭和二十八年度から適用する。

〔川村松助君登壇、拍手〕

○川村松助君　只今、議題となりました二法案につきまして、文部委員会における審議の経過並びに結果を御報告申上げます。

先ず教育職員免許法及び教育職員免許法施行法の一部を改正する法律案についてでありますが、本法律案は、教員養成制度、現職教育制度、教育職員の需給状況等、現下の実情に鑑み、養護教諭の養成、教員免許制度の新設、僻陬地における教員の教科免許の特例等、所要の改正をいたさんとするものであります。

本案につきましての質疑応答の詳細につきましては、速記録に譲ることといたします。討論におきましては、僻陬地の教員の需給状況が困難であるに鑑み、かような地方有資格教員を迎え得るよう、更に実質的な措置を講ずること、現行の免許法は、余りに複雑多岐であり、教育効果の上から見ても不必要な面もあると思うので、将来抜本的に簡素化すること、又いわゆる戦前の検定制度は弊害もないではなかつたが、学資なき向学の徒をして奮起せしめた功績は没しがたいものがあつたので、この精神を汲んで、将来この制度を何らかの形式において取入れるよう措置すること等の希望を付しまして、木村委員、荒木委員より相馬委員より、それ〴〵賛成意見の開陳がありました。

次いで採決を行いましたところ、全会一致を以て、本案は可決すべきものと決定いたしました。

次に、市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案について御報告申上げます。

教育公務員特例法によりますと、公立学校の教育公務員の給与の種類及び額については、国立学校の教育公務員のそれを基準とすることになつており

ます関係上、昨年十二月、国立学校の教育公務員の給与の基準を定めておる一般職の職員の給与に関する法律が改正いたされまして、年末手当が期末手当に改められ、同時に勤勉手当が加えられましたのに伴いまして、今回市町村立学校職員給与負担法第一条について、これに相応した所要の改正を加えんとするものであります。

本案に関する審議の詳細につきましては速記録によることにいたしますが、討論におきましては、木村委員は賛成の意見を述べられ、深川委員は勤勉手当支給に際しては、余りにも画一的基準によつて支給しないようにという希望を付した賛成討論があり、荒木委員からは、本案に対する反対討論がございました。次いで採決の結果多数を以て本案は可決すべきものと決定いたしました。

右、簡単ながら御報告いたします。

（拍手）

○議長（河井彌八君）　別に御発言もなければ、これより両案の採決をいたします。先ず教育職員免許法及び教育職員免許法施行法の一部を改正する法律案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

［賛成者起立］

○議長（河井彌八君）　総員起立と認めます。よつて本案は、全会一致を以て可決せられました。

○議長（河井彌八君）　次に、市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

［賛成者起立］

○議長（河井彌八君）　過半数と認めます。よつて本案は、可決せられました。

○議長（河井彌八君）　日程第十一、地方財政法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）を議題といたします。

先ず委員長の報告を求めます。地方行政委員長内村清次君。

［審査報告書は都合により附録に掲載］

地方財政法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和二十八年七月十六日

衆議院議長　堤　康次郎

参議院議長河井彌八殿

（小字及び――は衆議院修正）

地方財政法の一部を改正する法律案

地方財政法の一部を改正する法律

地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第五号中「［学校、河川、道路、港湾等の公共施設を「学校その他の文教施設、保育所その他の厚生施設、消防施設、道路、河川、港湾その他の土木施設等の公共施設又は公用施設」に改め、］公共施設」の下に「又は公用施設」を加え、同条に次の一項を加える。

3　第一項第五号の場合における普通税の標準税率は、個人に対する市町村民税の所得割にあつては、当該市町村の課税額の総額が、所得税額を課税標準とし、税率を百分の十八とした場合における課税額の総額（納税義務者の所得税額に百分の十八を乗じて得た額が当該納税義務者に係る地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二百九十二条第四号本文に規定する課税総所得金額に百分の十を乗じて得た額をこえる場合においては、当該納税義務者に係る課税額は、その課税総所得金額の百分の十の額として算定するものとする。）と同額になる税率とする。

第五条の次に次の四条を加える。

（地方債の償還年限）

第五条の二　前条第一項第五号の規定により起す地方債の償還年限は、当該地方債を財源として建設した公共施設又は公用施設の耐用年数をこえないようにしなければならない。当該地方債を借り換える場合においても、また同様とする。

（証券発行の方法による地方債）

第五条の三　地方公共団体は、証券を発行する方法によつて地方債を起す場合においては、政令の定めるところにより、募集、売出又は交付の方法によることができる。

2　前項の証券は、割引の方法によつて発行することができる。

3　第一項の地方債を償還する場合においては、政令の定めるところにより、抽せんの方法によつてすることができる。

（商法の準用）

第五条の四　商法（明治三十二年法律第四十八号）第三百九条から第三百十一条までの規定は、前条第一項の地方債について準用する。この場合において、これらの規定中「社債」とあるのは「地方債」と、「社債権者」とあるのは「地方債権者」と、「債券」とあるのは「証券」と読み替えるものとする。

（一部事務組合による地方債）

第五条の五　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十四条第一項の規定による一部事務組合で、その規約に当該組合を組織する地方公共団体に貸し付けるための地方債を共同して起す旨を規定するものが起す地方債については、当該組合と当該組合を組織する地方公共団体とが連帯してその償還及び利息の支払の責に任ずるものとする。

第六条第一項本文中「前条」を「第五条」に改め、同条第二項及び第三項を削る。

第十条の三中「（昭和二十五年法律第二百二十六号）」を削る。

第十二条第二項第三号中「警察予備隊」を「保安庁」に改める。

附則第三十三条○に次の一項を加え、同条［○第二号中「創設」の下に「及び整備」を加え、］

2　第五条の二の規定は、前項の規定により起す地方債について準用する。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

［内村清次君登壇、拍手］

○内村清次君　只今議題となりました地方財政法の一部を改正する法律案の委員会における審議の経過並びに結果について、御報告申上げます。

本法律案は、第一に学校、河川、道路、港湾等の公共施設のほか、直接行政目的の利用に供する庁舎等の公共施設の建設につきましても、地方債を以てその財源とすることができるものとすることであります。第二に、地方債は、従来その殆んど全部を政府資金によつて賄つて参つたのでありますが、将来は、地方財政計画上相当額の公募資金を予定し、そのために、公共施設又は公用施設を建設するために起した地方債の償還年限は、当該施設の耐用年数を超えないようにすると共に、証券発行の方法による地方債につきましては、その発行及び償還に関する技術的な事項を政令で規定するほか、割引発行及び抽せん償還の方途を認め、又、これに対し、商法の社債に関する規定の一部を準用する等、公募債を中心として、地方債に関する規定を整備することを主な内容とするものであります。

本法律案に対しまして、衆議院におきましては、二点において修正が行われております。即ち、第一点は第五条第一項第五号中の改正に関するものでありますが、厚生施設、消防施設等、公共施設、公用施設の具体的例示を増加したに過ぎないものでありまして、別に原案と内容を異にするものではありません。第二点は、附則第三十三条中の改正に関するものでありまして、従来認められていました自治体警察の創設のほか、その整備に伴う施設の建設費に対しましても起債の途を認めんとするものであります。

本委員会は、七月二十三日及び二十五日の両日に亘り、政府委員との間に質疑応答を重ねましたが、その詳細は速記録により御承知をお知いしたいと存じます。次いで討論においては別段の発言もなく、全会一致を以て衆議院修正送付の原案通り可決すべきものと議決した次第であります。

以上御報告申上げます。（拍手）

○議長（河井彌八君）　別に御発言もな

ければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（河井彌八君）　総員起立と認めます。よって本案は全会一致を以て可決せられました。

○議長（河井彌八君）　日程第十二、日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊の行為による特別損失の補償に関する法律案、

日程第十三、漁船損害補償法の一部を改正する法律案、（いずれも内閣提出、衆議院送付）、

以上両案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河井彌八君）　御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。水産委員長森崎隆君。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊の行為による特別損失の補償に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

昭和二十八年七月二十一日

衆議院議長　堤　康次郎

参議院議長河井彌八殿

（小字及び――は衆議院修正）

日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊の行為による特別損失の補償に関する法律

日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊の行為による特別損失の補償に関する法律案

（損失の補償）

第一条　日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約に基き日本国内及びその附近に配備されたアメリカ合衆国の陸軍、海軍又は空軍の左に掲げる行為により、従来適法に農業、林業、漁業又は政令で定めるその他の事業を営んでいた者がその事業の経営上損失をこうむつたときは、国がその損失を補償する。

一　防潜網その他の水中工作物の設置又は維持○若しくは施設であつて政令で定めるもの○、水面の利用上必要な施設その他農地、牧野若しくは林野等の利用上必要な施設であつて政令で定めるもの○、防災の除去、損壊若しくは変質又は水質の汚濁、掃かい物の遺棄その他水面の利用を著しく阻害する行為であつて政令で定めるもの

二　防風施設又は防砂施設○若しくは変質又は農地、牧野若しくは林野等の利用を著しく阻害する行為であつて政令で定めるもの○の除去又は損壊

三　その他政令で定める行為

2　前項の規定は、他の法律により国が損害賠償又は損失補償の責に任ずべき損失については、適用しない。

3　第一項の規定により補償する損失は、通常生ずべき損失とする。

（損失補償の申請）

第二条　前条の規定による損失の補償を受けようとする者は、総理府令の定めるところにより、その者の住所の所在地を管轄する都道府県知事を経由して、損失補償申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

2　都道府県知事は、前項の申請書を受理したときは、その意見を記載した書面を当該申請書に添えて、これを内閣総理大臣に送付しなければならない。

3　内閣総理大臣は、前項の書類を受理したときは、補償すべき損失の有無及び損失を補償すべき場合には、補償の額を決定し、遅滞なくこれを都道府県知事を経由して当該申請者に通知しなければならない。

（異議の申立）

第三条　前条第三項の規定による決定に不服がある者は、同項の通知を受けた日から三十日以内に、総理府令で定める手続に従い、内閣総理大臣に対して異議の申立をすることができる。

2　内閣総理大臣は、前項の規定による申立があつたときは、その申立のあつた日から三十日以内にこれについて決定し、これを申立人に通知しなければならない。

（補償金の交付）

第四条　政府は、前条第一項の規定による異議の申立がないときは、同項の期間の満了の日から三十日以内に、同項の規定による異議の申立があつた場合において同条第二項の規定による決定があつたときは、同項の通知の日から三十日以内に、補償を受けるべき者に対し、当該補償金を交付する。

（増額請求の訴）

第五条　この法律により決定された補償金の額に不服がある者は、その決定の通知を受けた日から九十日以内に、訴をもつてその増額を請求することができる。

2　前項の訴においては、国を被告とする。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行し、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約の効力発生の日以降生じた損失について適用する。

2　前項の損失に関して見舞金その他の名目で国から支給を受けた金額のうちこの法律の規定による損失補償金に該当するものについては、この法律の規定による損失補償金の内払とみなす。

3　調達庁設置法（昭和二十四年法律第百二十九号）の一部を次のように改正する。

第八条に次の一号を加える。

六　日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊の行為による特別損失の補償に関する法律（昭和二十八年法律第　号）の施行に関すること。

第十二条第一項を次のように改め、同条第三項中「二十人」を「二十三人」に、同条第四項中「並びに不動産及びこれに附属する動産の評価」を「及び第一項各号に掲げる事項」に改める。

中央調達不動産審議会（以下「中央不動産審議会」という。）は、調達庁長官の諮問に応じ、左に掲げる事項についてその整理その他一般的事項を調査審議する機関とする。

一　調達不動産及びこれに附属する動産の評価

二　日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約に基き駐留する合衆国軍隊に水面を使用させるための漁船の操業制限等に関する法律による損失の補償

三　日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊の行為による特別損失の補償に関する法律による損失の補償

第十七条第二項中「管轄区域内にある調達不動産及びこれに附属する動産の評価」を「管轄区域内における第十二条第一項各号に掲げる事項」に改め、同条第四項中「並びに不動産及びこれに附属する動産」を「及び第十二条第一項各号に掲げる事項」に改める。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

漁船損害補償法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和二十八年七月二十一日

衆議院議長　堤　康次郎

参議院議長河井彌八殿

（小字及び――は衆議院修正）

漁船損害補償法の一部を改正する法律案

漁船損害補償法の一部を改正する法律

漁船損害補償法（昭和二十七年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

第一章　総則（第一条―第三条）
第二章　漁船保険組合の組織
第一節　通則（第四条―第十二条）
第二節　設立（第十三条―第二十一条）
第三節　組合員（第二十二条―第二十九条）
第四節　管理（第三十条―第四十九条）
第五節　解散及び清算（第五十条―第六十二条）
第六節　登記（第六十三条―第八十三条）
第七節　監督（第八十四条―第八十八条）
第三章　漁船保険組合の漁船保険事業
第一節　通則（第八十九条―第百十一条）
第二節　普通損害保険及び特殊保険（第百十二条―第百十三条の八）
第三節　満期保険（第百十三条の九―第百十三条の十八）
第四章　政府の再保険事業（第百十四条―第百二十六条）
第五章　漁船保険中央会（第百二十七条―第百三十八条）
第六章　保険料の負担及び補助金

の交付（第百三十九条―第百四十三条）

第七章　罰則（第百四十四条―第百四十六条）

附則

第一条を次のように改める。

（この法律の目的）

第一条　この法律は、漁船につき、不慮の事故による損害の復旧及び適期における更新を容易にし、もつて漁業経営の安定に資することを目的とする。

第三条を次のように改める。

（定義）

第三条　この法律において「漁船保険」とは、漁船（漁船法（昭和二十五年法律第百七十八号）第二条第一項（漁船の定義）に規定する漁船をいう。以下同じ。）を保険の目的としてこの法律により行う相互保険をいう。

2　漁船保険は、普通保険及び特殊保険とし、普通保険は、普通損害保険及び満期保険とする。

3　この法律において「特殊保険」とは、戦争、変乱その他政令で定めるこれに準ずるものによる滅失、沈没、損傷その他の事故（以下「特殊保険事故」という。）により損害が生じた場合に保険金額を支払う保険をいい、「普通損害保険」とは、特殊保険事故以外の滅失、沈没、損傷その他の事故（以下「普通損害保険事故」という。）により損害が生じた場合に保険金額を支払う保険をいい、「満期保険」とは、保険期間が満了した場合又は保険期間中の普通損害保険事故により損害が生じた場合に保険金額を支払う保険をいう。

「第二章　漁船保険組合」を「第二章　漁船保険組合の組織」に改める。

第七条第三項中「漁船に従事する特定の漁船」を「漁業に従事し、又はもつぱら漁場から漁獲物若しくはその製品を運搬する漁船であつて政令で定める総トン数以上のもの」に改める。

第二十五条第一項中「第三十三条第一項」を「第九十六条第一項」に、「組合が、同条第二項の規定により承継を拒んだとき」を「その者が組合員たる資格を有しないとき」に改め、同条第二項中「第三十三条第三項」を「第九十六条第三項」に改め、第二十六条第三項中「第六十九条第一項」を「第四十四条第一項」に改め、第二十九条第一項中「第六十二条第三項」を「第三十七条第三項」に改める。

第二章第四節を削る。

「第五節　管理」を「第四節　管理」に改め、第六十五条第四項中「第六十条及び第六十一条」を「第三十五条及び第三十六条」に改め、第六十六条中「第五十九条」を「同法第五十九条」に改め、第六十九条第五項中「第六十七条」を「第四十二条」に改め、第七十条中「第六十二条第三項」を「第三十七条第三項」に改め、第七十一条第七項中「第六十二条第一項」を「第三十七条第一項」に、「市町村（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百五十五条第二項の市にあつては、区、特別区のある地にあつては特別区。以下同じ。）」に改め、同条第九項中「第五十六条及び第六十五条」を「第三十一条及び第四十条」に改め、第五十五条を第三十条とし、以下第七十四条までを順次二十五条ずつ繰り上げる。

「第六節　解散及び清算」を「第五節　解散及び清算」に改め、第七十五条第一項第五号中「第百十一条」を「第八十六条」に改め、同条第二項中「第六十九条第一項」を「第四十四条第一項」に改め、第七十六条第二項中「まで経過しない期間に対する保険料」を「普通損害保険及び特殊保険にあつては、まだ経過しない期間に対する保険料を、満期保険にあつては、第百十三条の十一第一項の積立保険料のうちの純保険料及びまだ経過しない期間に対する附加保険料並びに同項の損害保険料のうちまだ経過しない期間に対するもの」に改め、第七十七条第一項中「第六十九条第一項」を「第四十四条第一項」に改め、第八十条第二項中「第五十五条第四項本文」を「第三十条第四項本文」に改め、同条第三項中「第六十九条第一項」を「第四十四条第一項」に改め、第八十一条中「第九十四条」を「第六十九条」に改め、第八十七条中「漁船損害補償法第八十三条」を「漁船損害補償法第五十八条」に改め、第七十五条を第五十条とし、以下第八十七条までを順次二十五条ずつ繰り上げる。

「第七節　登記」を「第六節　登記」に改め、第九十条第一項、第九十一条及び第九十四条中「第八十八条第二項」を「第六十三条第二項」に改め、第九十五条第二項中「第九十一条」を「第六十六条」に改め、第九十八条第三項中「第七十九条第一項」を「第五十四条第一項」に改め、第九十九条中「第八十八条第三項」を「第六十三条第三項」に改め、第百条第一項中「第八十八条第二項」を「第六十三条第二項」に改め、同条第三項中「第九十八条第一項」を「第百二条第一項」に改め、第百三条第一項中「第九十四条」を「第六十九条」に改め、同条第二項中「第九十八条第三項」を「第七十三条第三項」に改め、第百四条第一項中「第九十五条第一項」を「第七十条第一項」に改め、同条第二項中「第九十五条第二項」を「第七十条第二項」に改め、第百五条第二項中「第八十六条」を「第六十一条」に改め、第百八条中「第百四十一条」を「第百四十二条」に改め、第八十八条を第六十三条とし、以下第百八条までを順次二十五条ずつ繰り上げる。

「第八節　監督」を「第七節　監督」に改め、第百十一条第一項中「第百九条を「第八十四条」に改め、第百九条を第八十四条とし、以下第百十三条までを順次二十五条ずつ繰り上げる。

第三章　漁船保険組合の漁船保険事業

第一節　通則

（保険の目的）

第八十九条　地域組合の保険の目的たるべき漁船は、総トン数千トン未満の漁船とする。但し、水産業協同組合以外の法人であつてその常時使用する従業員の数が三百人以上で、且つ、使用漁船の合計総トン数が三百トン以上のものが所有する政令で定める総トン数以上の漁船については、定款で別段の定をした場合の外は、保険の目的とすることができない。

2　業態組合の保険の目的たるべき漁船は、第七条第三項に規定する漁船であつて総トン数千トン未満のものとする。

3　地域組合又は業態組合のいずれか一方の保険の目的となつている漁船は、他の一方の保険の目的とすることができない。

4　漁具は、定款の定めるところにより特約があり、且つ、漁具とその属する漁船とが同一の者の所有に係る場合に限り、その属する漁船とともに保険の目的とすることができる。

5　前項の規定により漁具を保険の目的とする場合においては、この法律の規定中「漁船」とあるのは「漁船（漁具を含む。）」と読み替えるものとする。

（保険関係の成立）

第九十条　保険関係は、組合が保険料を受け取つた時に成立する。

（保険引受の拒否の制限）

第九十一条　組合は、組合員又は組合員たる資格を有する者から保険の申込があつたときは、正当な事由がなければ、これに対して保険の引受を拒むことができない。

（保険料の相殺の制限）

第九十二条　組合員又は保険の申込人は、組合に支払うべき保険料につき、相殺をもつて組合に対抗することができない。

（保険証券の交付及び記載事項）

第九十三条　組合は、組合員の請求があつたときは、保険証券を交付しなければならない。

2　保険証券に記載すべき事項は、省令で定める。

（組合のてん補責任の開始期）

第九十四条　組合の損害をてん補する責任は、定款で別段の定をした場合の外は、保険関係が成立した日の翌日から始まる。

（事故の確定による無効）

第九十五条　前条の規定により組合の損害てん補の責任が始まる前において、既に事故を生じ得ないこととなつたとき、又は生じていたときは、当該漁船保険は、無効とする。

（保険の目的の譲渡）

第九十六条　保険の目的たる漁船の譲受人は、組合に通知して、譲渡人が保険関係について有する権利義務を承継することができる。但し、左の各号の一に該当する場合には、この限りでない。

一　満期保険以外の保険の保険関係についての権利義務を承継しようとする場合において、当該漁船の譲受人が組合員たる資格を有しないとき。

二　組合が、正当な事由により、通知を受けた後直ちに譲受人に通知して、その承継を拒んだとき。

2　前項の規定により満期保険の保険関係に関する権利義務を承継した者が組合員たる資格を有しない場合には、その者は、この節及び第三節の規定の適用については、組合員とみなす。

3　前二項の規定は、保険の目的たる漁船につき、相続その他の包括承継又は遺贈があつた場合に準用する。

（損害防止軽減の義務）

第九十七条　組合員は、保険の目的たる漁船につき、損害の防止及び軽減に努めなければならない。このために必要又は有益であつた費用は、省令の定めるところにより、組合がてん補する。

（無効な保険の保険料の払いもどし）

第九十八条　漁船保険の全部又は一部が無効である場合において、保険の申込人が善意で且つ重大な過失がないときは、当該申込人は、保険料の全部又は一部の払いもどしを請求することができる。但し、附加保険料については、組合は、定款の定めるところにより、その全部又は一部を払いもどさないことができる。

（組合員の通知義務）

第九十九条　組合員は、保険の目的たる漁船につき組合のてん補すべき損害が発生したときは、定款の定めるところにより、遅滞なく、その旨を組合に通知しなければならない。

第百条　組合員は、定款の定めるところにより、保険の目的たる漁船の構造、設備、漁業の種類等につき、重大な変更を加えようとするときは、あらかじめ、組合に通知しなければならない。

2　保険の目的たる漁船の危険が、その構造、設備、漁業の種類等の重大な変更により著しく増加する場合においては、組合は、組合員に対して、その変更を制限し、その他必要な処置をすべきことを指示することができる。

（組合の保険の目的の調査等）

第百一条　組合は、保険の目的たる漁船に関して、調査をし、又は組合員に通常の修繕その他必要な処置をすべきことを指示することができる。

（組合の免責事由）

第百二条　左の場合には、組合は、てん補すべき額の全部又は一部につき、てん補する責を免かれることができる。

一　保険の目的たる漁船につき、事故による損害が、法令に違反して航行又は操業した場合に生じたとき。

二　組合員が、保険の目的たる漁船につき、損害の防止又は軽減を怠つたとき。

三　組合員が第九十九条の規定による通知を著しく遅滞したため、損害の状況の認定が困難となつたとき。

四　組合員が第百条第一項の規定による通知を怠り、又は同条第二項の規定による組合の指示に従わなかつたとき。

五　組合員が前条の規定による調査を拒み、又は指示に従わなかつたとき。

第百三条　組合は、組合員の故意又は重大な過失によつて生じた損害及び船長その他漁船を指揮する者の故意によつて生じた損害をてん補する責を負わない。

第百四条　組合は、保険の目的たる漁船が法令に違反して使用されたために法令に基いてなされた処分によつて生じた損害をてん補する責を負わない。

（委付の原因）

第百五条　左の場合には、組合員は、保険の目的たる漁船を組合に委付して保険金額の全部を請求することができる。

一　漁船が沈没したとき。

二　漁船の行方が知れなくなつたとき。

三　漁船が修繕することができなくなつたとき。

四　漁船が捕獲、だ捕又は抑留され、三十日間解放されなかつたとき。

2　前項第三号の規定に該当する場合については、省令で定める。

（追徴金）

第百六条　組合は、定款の定めるところにより、追徴金を支払わせることができる。

2　前項の追徴金に関する制限は、省令で定める。

3　組合に支払うべき追徴金については、相殺をもつて組合に対抗することができない。

（保険金額の削減）

第百七条　組合は、保険金額の支払に不足を生ずるときは、定款の定めるところにより、保険金額を削減することができる。

2　組合が前項の規定により保険金額を削減する場合であつても、その支払う保険金額は、政府から支払を受けた再保険金額を下るものであつてはならない。

（責任準備金の積立）

第百八条　組合は、毎事業年度の終において存する漁船保険につき、省令の定めるところにより、責任準備金を積み立てなければならない。

（準備金の積立）

第百九条　組合は、不足金の補てんに備えるため、省令の定めるところにより、毎事業年度の剰余金のうちから準備金を積み立てなければならない。

（剰余金の分配）

第百十条　組合は、定款の定めるところにより、組合員に対し、剰余金を分配することができる。

（商法の準用）

第百十一条　組合の漁船保険については、商法（明治三十二年法律第四十八号）第六百三十一条から第六百三十六条まで、第六百三十八条、第六百三十九条、第六百四十四条から第六百四十六条まで、第六百五十九条、第六百六十一条、第六百六十二条（損害保険の総則）、第八百三十四条第一項、第八百三十六条第一項及び第二項並びに第八百三十七条から第八百四十一条まで（保険委付）の規定を準用する。この場合において、同法第八百三十四条第一項中「六ケ月間」及び第八百三十六条第一項中「三ケ月間」とあるのは「省令ヲ以テ定ム*ル期間」と、第八百三十六条第二項中「第八百三十三条第一号、第三号及ビ第四号」とあるのは「漁船損害補償法第百五条第一項第一号及ビ第三号」と読み替えるものとする。

第二節　普通損害保険及び特殊保険

（付保義務の発生）

第百十二条　漁業協同組合の地区内に住所を有し、且つ、指定漁船（一年を通じて六十日以上漁業に従事する総トン数百トン未満一トン以上の動力漁船であつて、所有する者の総員の三分の二以上当該地区内に主たる根拠地を有する漁船をの者が、政令で定める手続により、当該地区内に住所を有する指定漁船の所有者（以下「指定漁船所有者」という。）はすべてその所有する指定漁船の全部を普通損害保険に付すべきことにつき同意をしたときは、指定漁船所有者（同意があつた後に指定漁船所有者となつた者を含む。）は、その所有する指定漁船の全部を、政令で定める金額を下らない額を保険金額として、普通損害保険に付さなければならない。当該漁船についての保険期間が満了したときも、同様とする。

2　前項の規定により普通損害保険の目的とすべき漁船が、同項の規定による同意（以下「義務付保の同意」という。）があつた時において現に普通損害保険、満期保険若しくは保険会社の普通海上保険に付されている場合又はその後において満期保険に付された場合には、同項の規定の適用については、当該保険の保険金額の限度において同項の規定により普通損害保険に付されたものとみなす。

（付保義務発生の公示等）

第百十三条　義務付保の同意があつたときは、政令の定めるところによりその同意をした者を代表する者（以下この節において「代表者」という。）は、当該地区の全部又は一部をその区域内に含む市町村及び都道府県の長に対し、その旨を届け出なければならない。

2　前項の規定による届出を受けた市町村の長は、義務付保の同意があつた旨及びその同意に係る地区を公示しなければならない。

（義務付保漁船についての保険料の集収及び払込等）

第百十三条の二　義務付保の同意があつた場合において、代表者が、その同意に係る地区を地区とする漁業協同組合に対し、その同意があつたことを証する書面を添えて、当該漁業協同組合の組合員たる指定漁船所有者が当該指定漁船につき組合に支払うべき保険料（特殊保険の保険料を除く。以下この条において同じ。）を集収してその者に代り組合に払い込む事業を行うべき旨の申出をしたときは、当該漁業協同組合は、正当な事由がある場合の外は、その申出に係る事業を行わなければならない。

2　前項の規定は、同項の規定による事業を行う漁業協同組合に対

し、当該漁業協同組合の組合員から、その所有する指定漁船以外の漁船につき組合に支払うべき保険料を集収してその者に代り組合に払い込むべき旨の申出があつた場合に準用する。

3　第一項の規定による事業を行う漁業協同組合は、その組合員以外の者であつてその地区内に住所を有する者がその所有する漁船につき組合に支払うべき保険料についても、これを集収してその者に代り組合に払い込む事業を行うことができる。

4　組合は、前三項の規定により保険料の集収及び払込をした漁業協同組合に対し、その事務費として、政令で定める金額を交付しなければならない。

5　第二項及び第三項の規定は、普通保険の保険金額が政令で定める金額に達しない漁船については、適用しない。

（付保義務の消滅）

第百十三条の三　第百十二条第一項の規定により指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、左の場合には、消滅する。

一　政令で定める手続により指定漁船所有者の総員の二分の一以上の者が当該義務を消滅させることにつき同意をしたとき。

二　政令で定める場合を除き、義務付保の同意に係る地区を地区とする漁業協同組合の地区に変更があつたとき。

三　前号の漁業協同組合が解散したとき。

四　指定漁船所有者が二人未満となつたとき。

2　第百十三条の規定は、前項の規定により指定漁船を普通損害保険に付すべき義務が消滅した場合に準用する。

（委任規定）

第百十三条の四　前四条の規定の適用に関して必要な事項は、政令で定める。

（保険期間）

第百十三条の五　保険期間は、普通損害保険にあつては一年とし、特殊保険にあつては四箇月とする。

但し、組合は、省令の定めるところにより、定款で別段の定をすることができる。

（組合のてん補責任）

第百十三条の六　組合は、保険の目的たる漁船につき、普通損害保険事故又は特殊保険事故によつて生じた損害をてん補する。但し、特殊保険事故が捕獲、だ捕又は抑留によつて生じた場合には、特約がなければ、これによつて生じた損害をてん補する責を負わない。

2　前項の規定によりてん補すべき損害の範囲に関して必要な事項は、省令で定める。

（危険の消滅）

第百十三条の七　組合員は、保険の目的たる漁船につき、保険期間中組合が負担した危険が消滅したときは、政令の定めるところにより、保険料の一部の払いもどしを請求することができる。

（商法の準用）

第百十三条の八　組合の普通損害保険及び特殊保険については、商法第六百三十七条（保険価額の著しい減少）及び第六百六十三条（短期時効）の規定を準用する。この場合において、同法第六百六十三条中「保険料支払ノ義務」とあるのは、「保険料支払ノ義務及ビ追徴金支払ノ義務」と読み替えるものとする。

第三節　満期保険

（保険の目的）

第百十三条の九　満期保険の保険の目的たるべき漁船は、保険期間の満了（以下「満期」という。）の時において、進水後省令で定める期間を経過しない漁船とする。

（保険の目的たる漁船の価額）

第百十三条の十　満期保険については、保険関係が成立した日における保険の目的たる漁船の価額をもつて保険期間中における当該漁船の価額とみなす。

（保険料）

第百十三条の十一　満期保険の保険料は、満期により支払うべき保険金額に係る保険料の部分（以下「積立保険料」という。）及び満期前の普通損害保険事故により支払うべき保険金額に係る保険料の部分（以下「損害保険料」という。）から成るものとする。

2　満期保険の保険料は、政令の定めるところにより、毎年支払うものとする。

（組合の保険金額支払義務）

第百十三条の十二　組合は、保険の目的たる漁船につき、満期前における普通損害保険事故によつて生じた損害をてん補し、及び満期により保険金額を支払う。

2　前項の規定によりてん補すべき損害の範囲に関して必要な事項は、省令で定める。

（保険期間）

第百十三条の十三　満期保険の保険期間は、政令で定める期間の範囲内において組合の定款で定める期間とする。

（保険関係の存続）

第百十三条の十四　満期保険の保険の目的たる漁船の所有者である組合員が、その住所又は当該漁船の主たる根拠地を組合の区域外に移転したことにより組合員たる資格を喪失したため、組合を脱退した場合には、当該満期保険の保険関係は、第二十七条第一項の規定にかかわらず、なお存続する。

2　前項の規定によりなお保険関係が存続する満期保険に係る漁船の所有者は、第一節及びこの節の規定の適用については、組合員とみなす。

（解除）

第百十三条の十五　組合員は、何時でも、満期保険を解除することができる。

2　前項の解除は、将来に向つてのみその効力を生ずる。

（保険料不払による失効）

第百十三条の十六　組合員が保険料の支払をしないで省令で定める支払猶予期間を経過したときは、満期保険は、その効力を失う。

（払いもどし金の支払）

第百十三条の十七　組合員は、解除（第百十一条において準用する商法第六百四十四条（告知義務）の規定による解除を除く。）その他政令で定める事由により満期保険の保険関係が消滅した場合には、組合に対し、当該保険につき支払つた積立保険料（支払期限の到来した未払積立保険料を含む。）のうちの純保険料の額に百分の九十から百分の百までの間で省令で定める割合を乗じて得た額に相当する金額の払いもどし金を請求することができる。

2　第百十三条の七の規定は、満期保険の損害保険料につき準用する。

（時効）

第百十三条の十八　満期保険の保険金額、払いもどすべき保険料及び払いもどし金の支払義務は五年、保険料及び追徴金の支払義務は一年を経過したときは、時効によつて消滅する。

「第三章　政府の再保険事業」を「第四章　政府の再保険事業」に改める。

第百十六条中「再保険金額は、」を「普通損害保険及び特殊保険の再保険金額は、」に改め、同条に次の一項を加える。

2　満期保険の再保険金額は、満期による支払に係るものについては、保険金額と同額とし、満期前の普通損害保険事故による支払に係るものについては、保険金額の百分の九十とする。

第百十八条を次のように改める。

（再保険料の払いもどし等）

第百十八条　組合は、第九十八条、第百十三条の七又は第百十三条の十七の規定により組合員に保険料の払いもどし又は払いもどし金の支払をすべきときは、政府に対し、政令の定めるところにより、再保険料の払いもどし又は払いもどし金の支払を請求することができる。

第百十九条中「通知した事項に変更を生じたとき」の下に「、又は当該保険関係が消滅したとき」を加える。

第百二十二条第四項中「第五十四条」を「第百十一条」に改め、第百二十四条中「第六百四十三条、」を削る。

「第四章　漁船保険中央会」を「第五章　漁船保険中央会」に改める。

第百三十八条第三項中「追徴金又は」を「追徴金及び」に改め、同条第四項中「第五十六条から第六十六条まで、第六十八条、第六十九条第一項から第三項まで、第七十条及び第七十四条」を「第三十一条から第四十一条まで、第四十三条、第四十四条第一項から第三項まで、第四十五条及び第四十九条」に、「第六十四条第一項」を「第三十九条第一項」に改め、同条第五項中「第七十五条第一項第一号」を「第五十条第一項第一号」に、「第八十三条」を「第五十八条」に、「第八十七条」を「第六十二条」に改め、同条第六項中「第八十八条から第九十一条まで、第九十三条、第九十五条から第九十七条まで、第九十八条第一項及び第二項、第九十九条、第百条第一項及び第二項、第百二条並びに第百四条から第百八条まで」を「第六十三条から第六十六条まで、第六十八条、第七十条から第七十二条まで、第七十四条、第七十五条第一項及び第二項、第七十七条第一項及び第二項、第七十八条第一項及び第二項、第七十九条第一項及び第二項、第八十条第一項及び第二項、第八十一条第一項及び第二項、第八十二条第一項及び第二項、第八十三条第一項及び第二項、第八十四条第一項及び第二項、第八十五条第一項及び第二項、第八十六条第一項及び第二項、第八十七条第一項及び第二項、第八十八条第一項及び第二項、第八十九条第一項及び第二項、第九十条第一項及び第二項、第九十一条第一項及び第二項、第九十二条第一項及び第二項、第九十三条第一項及び第二項、第九十四条第一項及び第二項、第九十五条第一項及び第二項、第九十六条第一項及び第二項、第九十七条第一項及び第二項、第九十八条第一項及び第二項、第九十九条第一項及び第二項、第百条第一項及び第二項、第百一条第一項及び第二項、第百二条第一項及び第二項、第百三条第一項及び第二項、第百四条第一項及び第二項、第百五条第一項及び第二項、第百六条第一項及び第二項、第百七条第一項及び第二項、第百八条第一項及び第二項、第百九条第一項及び第二項、第百十条第一項及び第二項、第百十一条第一項及び第二項、第百十二条第一項及び第二項、第百十三条第一項及び第二項、第百十四条第一項及び第二項、第百十五条第一項及び第二項、第百十六条第一項及び第二項、第百十七条第一項及び第二項、第百十八条第一項及び第二項、第百十九条第一項及び第二項、第百二十条第一項及び第二項、第百二十一条第一項及び第二項、第百二十二条第一項及び第二項、第百二十三条第一項及び第二項、第百二十四条第一項及び第二項、第百二十五条第一項及び第二項、第百二十六条第一項及び第二項、第百二十七条第一項及び第二項、第百二十八条第一項及び第二項、第百二十九条第一項及び第二項、第百三十条第一項及び第二項、第百三十一条第一項及び第二項、第百三十二条第一項及び第二項、第百三十三条第一項及び第二項、第百三十四条第一項及び第二項、第百三十五条第一項及び第二項、第百三十六条第一項及び第二項、第百三十七条第一項及び第二項、第百三十八条第一項及び第二項、第百三十九条第一項及び第二項、第百四十条第一項及び第二項、第百四十一条第一項及び第二項、第百四十二条第一項及び第二項、第百四十三条第一項及び第二項、第百四十四条第一項及び第二項、第百四十五条第一項及び第二項、第百四十六条第一項及び第二項、第百四十七条第一項及び第二項、第百四十八条第一項及び第二項、第百四十九条第一項及び第二項、第百五十条第一項及び第二項、第百五十一条第一項及び第二項、第百五十二条第一項及び第二項、第百五十三条第一項及び第二項、第百五十四条第一項及び第二項、第百五十五条第一項及び第二項、第百五十六条第一項及び第二項、第百五十七条第一項及び第二項、第百五十八条第一項及び第二項、第百五十九条第一項及び第二項、第百六十条第一項及び第二項、第百六十一条第一項及び第二項、第百六十二条第一項及び第二項、第百六十三条第一項及び第二項、第百六十四条第一項及び第二項、第百六十五条第一項及び第二項、第百六十六条第一項及び第二項、第百六十七条第一項及び第二項、第百六十八条第一項及び第二項、第百六十九条第一項及び第二項、第百七十条第一項及び第二項、第百七十一条第一項及び第二項、第百七十二条第一項及び第二項、第百七十三条第一項及び第二項、第百七十四条第一項及び第二項、第百七十五条第一項及び第二項、第百七十六条第一項及び第二項、第百七十七条第一項及び第二項、第百七十八条第一項及び第二項、第百七十九条第一項及び第二項、第百八十条第一項及び第二項、第百八十一条第一項及び第二項、第百八十二条第一項及び第二項、第百八十三条第一項及び第二項、第百八十四条第一項及び第二項、第百八十五条第一項及び第二項、第百八十六条第一項及び第二項、第百八十七条第一項及び第二項、第百八十八条第一項及び第二項、第百八十九条第一項及び第二項、第百九十条第一項及び第二項、第百九十一条第一項及び第二項、第百九十二条第一項及び第二項、第百九十三条第一項及び第二項、第百九十四条第一項及び第二項、第百九十五条第一項及び第二項、第百九十六条第一項及び第二項、第百九十七条第一項及び第二項、第百九十八条第一項及び第二項、第百九十九条第一項及び第二項、第二百条第一項及び第二項、第二百一条第一項及び第二項、第二百二条第一項及び第二項、第二百三条第一項及び第二項、第二百四条第一項及び第二項、第二百五条第一項及び第二項、第二百六条第一項及び第二項、第二百七条第一項及び第二項、第二百八条第一項及び第二項、第二百九条第一項及び第二項、第二百十条第一項及び第二項、第二百十一条第一項及び第二項、第二百十二条第一項及び第二項、第二百十三条第一項及び第二項、第二百十四条第一項及び第二項、第二百十五条第一項及び第二項、第二百十六条第一項及び第二項、第二百十七条第一項及び第二項、第二百十八条第一項及び第二項、第二百十九条第一項及び第二項、第二百二十条第一項及び第二項、第二百二十一条第一項及び第二項、第二百二十二条第一項及び第二項、第二百二十三条第一項及び第二項、第二百二十四条第一項及び第二項、第二百二十五条第一項及び第二項、第二百二十六条第一項及び第二項、第二百二十七条第一項及び第二項、第二百二十八条第一項及び第二項、第二百二十九条第一項及び第二項、第二百三十条第一項及び第二項、第二百三十一条第一項及び第二項、第二百三十二条第一項及び第二項、第二百三十三条第一項及び第二項、第二百三十四条第一項及び第二項、第二百三十五条第一項及び第二項、第二百三十六条第一項及び第二項、第二百三十七条第一項及び第二項、第二百三十八条第一項及び第二項、第二百三十九条第一項及び第二項、第二百四十条第一項及び第二項、第二百四十一条第一項及び第二項、第二百四十二条第一項及び第二項、第二百四十三条第一項及び第二項、第二百四十四条第一項及び第二項、第二百四十五条第一項及び第二項、第二百四十六条第一項及び第二項、第二百四十七条第一項及び第二項、第二百四十八条第一項及び第二項、第二百四十九条第一項及び第二項、第二百五十条第一項及び第二項、第二百五十一条第一項及び第二項、第二百五十二条第一項及び第二項、第二百五十三条第一項及び第二項、第二百五十四条第一項及び第二項、第二百五十五条第一項及び第二項、第二百五十六条第一項及び第二項、第二百五十七条第一項及び第二項、第二百五十八条第一項及び第二項、第二百五十九条第一項及び第二項、第二百六十条第一項及び第二項、第二百六十一条第一項及び第二項、第二百六十二条第一項及び第二項、第二百六十三条第一項及び第二項、第二百六十四条第一項及び第二項、第二百六十五条第一項及び第二項、第二百六十六条第一項及び第二項、第二百六十七条第一項及び第二項、第二百六十八条第一項及び第二項、第二百六十九条第一項及び第二項、第二百七十条第一項及び第二項、第二百七十一条第一項及び第二項、第二百七十二条第一項及び第二項、第二百七十三条第一項及び第二項、第二百七十四条第一項及び第二項、第二百七十五条第一項及び第二項、第二百七十六条第一項及び第二項、第二百七十七条第一項及び第二項、第二百七十八条第一項及び第二項、第二百七十九条第一項及び第二項、第二百八十条第一項及び第二項、第二百八十一条第一項及び第二項、第二百八十二条第一項及び第二項、第二百八十三条第一項及び第二項、第二百八十四条第一項及び第二項、第二百八十五条第一項及び第二項、第二百八十六条第一項及び第二項、第二百八十七条第一項及び第二項、第二百八十八条第一項及び第二項、第二百八十九条第一項及び第二項、第二百九十条第一項及び第二項、第二百九十一条第一項及び第二項、第二百九十二条第一項及び第二項、第二百九十三条第一項及び第二項、第二百九十四条第一項及び第二項、第二百九十五条第一項及び第二項、第二百九十六条第一項及び第二項、第二百九十七条第一項及び第二項、第二百九十八条第一項及び第二項、第二百九十九条第一項及び第二項、第三百条第一項及び第二項、第三百一条第一項及び第二項、第三百二条第一項及び第二項、第三百三条第一項及び第二項、第三百四条第一項及び第二項、第三百五条第一項及び第二項、第三百六条第一項及び第二項、第三百七条第一項及び第二項、第三百八条第一項及び第二項、第三百九条第一項及び第二項、第三百十条第一項及び第二項、第三百十一条第一項及び第二項、第三百十二条第一項及び第二項、第三百十三条第一項及び第二項、第三百十四条第一項及び第二項、第三百十五条第一項及び第二項、第三百十六条第一項及び第二項、第三百十七条第一項及び第二項、第三百十八条第一項及び第二項、第三百十九条第一項及び第二項、第三百二十条第一項及び第二項、第三百二十一条第一項及び第二項、第三百二十二条第一項及び第二項、第三百二十三条第一項及び第二項、第三百二十四条第一項及び第二項、第三百二十五条第一項及び第二項、第三百二十六条第一項及び第二項、第三百二十七条第一項及び第二項、第三百二十八条第一項及び第二項、第三百二十九条第一項及び第二項、第三百三十条第一項及び第二項、第三百三十一条第一項及び第二項、第三百三十二条第一項及び第二項、第三百三十三条第一項及び第二項、第三百三十四条第一項及び第二項、第三百三十五条第一項及び第二項、第三百三十六条第一項及び第二項、第三百三十七条第一項及び第二項、第三百三十八条第一項及び第二項、第三百三十九条第一項及び第二項、第三百四十条第一項及び第二項、第三百四十一条第一項及び第二項、第三百四十二条第一項及び第二項、第三百四十三条第一項及び第二項、第三百四十四条第一項及び第二項、第三百四十五条第一項及び第二項、第三百四十六条第一項及び第二項、第三百四十七条第一項及び第二項、第三百四十八条第一項及び第二項、第三百四十九条第一項及び第二項、第三百五十条第一項及び第二項、第三百五十一条第一項及び第二項、第三百五十二条第一項及び第二項、第三百五十三条第一項及び第二項、第三百五十四条第一項及び第二項、第三百五十五条第一項及び第二項、第三百五十六条第一項及び第二項、第三百五十七条第一項及び第二項、第三百五十八条第一項及び第二項、第三百五十九条第一項及び第二項、第三百六十条第一項及び第二項、第三百六十一条第一項及び第二項、第三百六十二条第一項及び第二項、第三百六十三条第一項及び第二項、第三百六十四条第一項及び第二項、第三百六十五条第一項及び第二項、第三百六十六条第一項及び第二項、第三百六十七条第一項及び第二項、第三百六十八条第一項及び第二項、第三百六十九条第一項及び第二項、第三百七十条第一項及び第二項、第三百七十一条第一項及び第二項、第三百七十二条第一項及び第二項、第三百七十三条第一項及び第二項、第三百七十四条第一項及び第二項、第三百七十五条第一項及び第二項、第三百七十六条第一項及び第二項、第三百七十七条第一項及び第二項、第三百七十八条第一項及び第二項、第三百七十九条第一項及び第二項、第三百八十条第一項及び第二項、第三百八十一条第一項及び第二項、第三百八十二条第一項及び第二項、第三百八十三条第一項及び第二項、第三百八十四条第一項及び第二項、第三百八十五条第一項及び第二項、第三百八十六条第一項及び第二項、第三百八十七条第一項及び第二項、第三百八十八条第一項及び第二項、第三百八十九条第一項及び第二項、第三百九十条第一項及び第二項、第三百九十一条第一項及び第二項、第三百九十二条第一項及び第二項、第三百九十三条第一項及び第二項、第三百九十四条第一項及び第二項、第三百九十五条第一項及び第二項、第三百九十六条第一項及び第二項、第三百九十七条第一項及び第二項、第三百九十八条第一項及び第二項、第三百九十九条第一項及び第二項、第四百条第一項及び第二項、第四百一条第一項及び第二項、第四百二条第一項及び第二項、第四百三条第一項及び第二項、第四百四条第一項及び第二項、第四百五条第一項及び第二項、第四百六条第一項及び第二項、第四百七条第一項及び第二項、第四百八条第一項及び第二項、第四百九条第一項及び第二項、第四百十条第一項及び第二項、第四百十一条第一項及び第二項、第四百十二条第一項及び第二項、第四百十三条第一項及び第二項、第四百十四条第一項及び第二項、第四百十五条第一項及び第二項、第四百十六条第一項及び第二項、第四百十七条第一項及び第二項、第四百十八条第一項及び第二項、第四百十九条第一項及び第二項、第四百二十条第一項及び第二項、第四百二十一条第一項及び第二項、第四百二十二条第一項及び第二項、第四百二十三条第一項及び第二項、第四百二十四条第一項及び第二項、第四百二十五条第一項及び第二項、第四百二十六条第一項及び第二項、第四百二十七条第一項及び第二項、第四百二十八条第一項及び第二項、第四百二十九条第一項及び第二項、第四百三十条第一項及び第二項、第四百三十一条第一項及び第二項、第四百三十二条第一項及び第二項、第四百三十三条第一項及び第二項、第四百三十四条第一項及び第二項、第四百三十五条第一項及び第二項、第四百三十六条第一項及び第二項、第四百三十七条第一項及び第二項、第四百三十八条第一項及び第二項、第四百三十九条第一項及び第二項、第四百四十条第一項及び第二項、第四百四十一条第一項及び第二項、第四百四十二条第一項及び第二項、第四百四十三条第一項及び第二項、第四百四十四条第一項及び第二項、第四百四十五条第一項及び第二項、第四百四十六条第一項及び第二項、第四百四十七条第一項及び第二項、第四百四十八条第一項及び第二項、第四百四十九条第一項及び第二項、第四百五十条第一項及び第二項、第四百五十一条第一項及び第二項、第四百五十二条第一項及び第二項、第四百五十三条第一項及び第二項、第四百五十四条第一項及び第二項、第四百五十五条第一項及び第二項、第四百五十六条第一項及び第二項、第四百五十七条第一項及び第二項、第四百五十八条第一項及び第二項、第四百五十九条第一項及び第二項、第四百六十条第一項及び第二項、第四百六十一条第一項及び第二項、第四百六十二条第一項及び第二項、第四百六十三条第一項及び第二項、第四百六十四条第一項及び第二項、第四百六十五条第一項及び第二項、第四百六十六条第一項及び第二項、第四百六十七条第一項及び第二項、第四百六十八条第一項及び第二項、第四百六十九条第一項及び第二項、第四百七十条第一項及び第二項、第四百七十一条第一項及び第二項、第四百七十二条第一項及び第二項、第四百七十三条第一項及び第二項、第四百七十四条第一項及び第二項、第四百七十五条第一項及び第二項、第四百七十六条第一項及び第二項、第四百七十七条第一項及び第二項、第四百七十八条第一項及び第二項、第四百七十九条第一項及び第二項、第四百八十条第一項及び第二項、第四百八十一条第一項及び第二項、第四百八十二条第一項及び第二項、第四百八十三条第一項及び第二項、第四百八十四条第一項及び第二項、第四百八十五条第一項及び第二項、第四百八十六条第一項及び第二項、第四百八十七条第一項及び第二項、第四百八十八条第一項及び第二項、第四百八十九条第一項及び第二項、第四百九十条第一項及び第二項、第四百九十一条第一項及び第二項、第四百九十二条第一項及び第二項、第四百九十三条第一項及び第二項、第四百九十四条第一項及び第二項、第四百九十五条第一項及び第二項、第四百九十六条第一項及び第二項、第四百九十七条第一項及び第二項、第四百九十八条第一項及び第二項、第四百九十九条第一項及び第二項、第五百条第一項及び第二項、第五百一条第一項及び第二項、第五百二条第一項及び第二項、第五百三条第一項及び第二項、第五百四条第一項及び第二項、第五百五条第一項及び第二項、第五百六条第一項及び第二項、第五百七条第一項及び第二項、第五百八条第一項及び第二項、第五百九条第一項及び第二項、第五百十条第一項及び第二項、第五百十一条第一項及び第二項、第五百十二条第一項及び第二項、第五百十三条第一項及び第二項、第五百十四条第一項及び第二項、第五百十五条第一項及び第二項、第五百十六条第一項及び第二項、第五百十七条第一項及び第二項、第五百十八条第一項及び第二項、第五百十九条第一項及び第二項、第五百二十条第一項及び第二項、第五百二十一条第一項及び第二項、第五百二十二条第一項及び第二項、第五百二十三条第一項及び第二項、第五百二十四条第一項及び第二項、第五百二十五条第一項及び第二項、第五百二十六条第一項及び第二項、第五百二十七条第一項及び第二項、第五百二十八条第一項及び第二項、第五百二十九条第一項及び第二項、第五百三十条第一項及び第二項、第五百三十一条第一項及び第二項、第五百三十二条第一項及び第二項、第五百三十三条第一項及び第二項、第五百三十四条第一項及び第二項、第五百三十五条第一項及び第二項、第五百三十六条第一項及び第二項、第五百三十七条第一項及び第二項、第五百三十八条第一項及び第二項、第五百三十九条第一項及び第二項、第五百四十条第一項及び第二項、第五百四十一条第一項及び第二項、第五百四十二条第一項及び第二項、第五百四十三条第一項及び第二項、第五百四十四条第一項及び第二項、第五百四十五条第一項及び第二項、第五百四十六条第一項及び第二項、第五百四十七条第一項及び第二項、第五百四十八条第一項及び第二項、第五百四十九条第一項及び第二項、第五百五十条第一項及び第二項、第五百五十一条第一項及び第二項、第五百五十二条第一項及び第二項、第五百五十三条第一項及び第二項、第五百五十四条第一項及び第二項、第五百五十五条第一項及び第二項、第五百五十六条第一項及び第二項、第五百五十七条第一項及び第二項、第五百五十八条第一項及び第二項、第五百五十九条第一項及び第二項、第五百六十条第一項及び第二項、第五百六十一条第一項及び第二項、第五百六十二条第一項及び第二項、第五百六十三条第一項及び第二項、第五百六十四条第一項及び第二項、第五百六十五条第一項及び第二項、第五百六十六条第一項及び第二項、第五百六十七条第一項及び第二項、第五百六十八条第一項及び第二項、第五百六十九条第一項及び第二項、第五百七十条第一項及び第二項、第五百七十一条第一項及び第二項、第五百七十二条第一項及び第二項、第五百七十三条第一項及び第二項、第五百七十四条第一項及び第二項、第五百七十五条第一項及び第二項、第五百七十六条第一項及び第二項、第五百七十七条第一項及び第二項、第五百七十八条第一項及び第二項、第五百七十九条第一項及び第二項、第五百八十条第一項及び第二項、第五百八十一条第一項及び第二項、第五百八十二条第一項及び第二項、第五百八十三条第一項及び第二項、第五百八十四条第一項及び第二項、第五百八十五条第一項及び第二項、第五百八十六条第一項及び第二項、第五百八十七条第一項及び第二項、第五百八十八条第一項及び第二項、第五百八十九条第一項及び第二項、第五百九十条第一項及び第二項、第五百九十一条第一項及び第二項、第五百九十二条第一項及び第二項、第五百九十三条第一項及び第二項、第五百九十四条第一項及び第二項、第五百九十五条第一項及び第二項、第五百九十六条第一項及び第二項、第五百九十七条第一項及び第二項、第五百九十八条第一項及び第二項、第五百九十九条第一項及び第二項、第六百条第一項及び第二項、第六百一条第一項及び第二項、第六百二条第一項及び第二項、第六百三条第一項及び第二項、第六百四条第一項及び第二項、第六百五条第一項及び第二項、第六百六条第一項及び第二項、第六百七条第一項及び第二項、第六百八条第一項及び第二項、第六百九条第一項及び第二項、第六百十条第一項及び第二項、第六百十一条第一項及び第二項、第六百十二条第一項及び第二項、第六百十三条第一項及び第二項、第六百十四条第一項及び第二項、第六百十五条第一項及び第二項、第六百十六条第一項及び第二項、第六百十七条第一項及び第二項、第六百十八条第一項及び第二項、第六百十九条第一項及び第二項、第六百二十条第一項及び第二項、第六百二十一条第一項及び第二項、第六百二十二条第一項及び第二項、第六百二十三条第一項及び第二項、第六百二十四条第一項及び第二項、第六百二十五条第一項及び第二項、第六百二十六条第一項及び第二項、第六百二十七条第一項及び第二項、第六百二十八条第一項及び第二項、第六百二十九条第一項及び第二項、第六百三十条第一項及び第二項、第六百三十一条第一項及び第二項、第六百三十二条第一項及び第二項、第六百三十三条第一項及び第二項、第六百三十四条第一項及び第二項、第六百三十五条第一項及び第二項、第六百三十六条第一項及び第二項、第六百三十七条第一項及び第二項、第六百三十八条第一項及び第二項、第六百三十九条第一項及び第二項、第六百四十条第一項及び第二項、第六百四十一条第一項及び第二項、第六百四十二条第一項及び第二項、第六百四十三条第一項及び第二項、第六百四十四条第一項及び第二項、第六百四十五条第一項及び第二項、第六百四十六条第一項及び第二項、第六百四十七条第一項及び第二項、第六百四十八条第一項及び第二項、第六百四十九条第一項及び第二項、第六百五十条第一項及び第二項、第六百五十一条第一項及び第二項、第六百五十二条第一項及び第二項、第六百五十三条第一項及び第二項、第六百五十四条第一項及び第二項、第六百五十五条第一項及び第二項、第六百五十六条第一項及び第二項、第六百五十七条第一項及び第二項、第六百五十八条第一項及び第二項、第六百五十九条第一項及び第二項、第六百六十条第一項及び第二項、第六百六十一条第一項及び第二項、第六百六十二条第一項及び第二項、第六百六十三条第一項及び第二項、第六百六十四条第一項及び第二項、第六百六十五条第一項及び第二項、第六百六十六条第一項及び第二項、第六百六十七条第一項及び第二項、第六百六十八条第一項及び第二項、第六百六十九条第一項及び第二項、第六百七十条第一項及び第二項、第六百七十一条第一項及び第二項、第六百七十二条第一項及び第二項、第六百七十三条第一項及び第二項、第六百七十四条第一項及び第二項、第六百七十五条第一項及び第二項、第六百七十六条第一項及び第二項、第六百七十七条第一項及び第二項、第六百七十八条第一項及び第二項、第六百七十九条第一項及び第二項、第六百八十条第一項及び第二項、第六百八十一条第一項及び第二項、第六百八十二条第一項及び第二項、第六百八十三条第一項及び第二項、第六百八十四条第一項及び第二項、第六百八十五条第一項及び第二項、第六百八十六条第一項及び第二項、第六百八十七条第一項及び第二項、第六百八十八条第一項及び第二項、第六百八十九条第一項及び第二項、第六百九十条第一項及び第二項、第六百九十一条第一項及び第二項、第六百九十二条第一項及び第二項、第六百九十三条第一項及び第二項、第六百九十四条第一項及び第二項、第六百九十五条第一項及び第二項、第六百九十六条第一項及び第二項、第六百九十七条第一項及び第二項、第六百九十八条第一項及び第二項、第六百九十九条第一項及び第二項、第七百条第一項及び第二項、第七百一条第一項及び第二項、第七百二条第一項及び第二項、第七百三条第一項及び第二項、第七百四条第一項及び第二項、第七百五条第一項及び第二項、第七百六条第一項及び第二項、第七百七条第一項及び第二項、第七百八条第一項及び第二項、第七百九条第一項及び第二項、第七百十条第一項及び第二項、第七百十一条第一項及び第二項、第七百十二条第一項及び第二項、第七百十三条第一項及び第二項、第七百十四条第一項及び第二項、第七百十五条第一項及び第二項、第七百十六条第一項及び第二項、第七百十七条第一項及び第二項、第七百十八条第一項及び第二項、第七百十九条第一項及び第二項、第七百二十条第一項及び第二項、第七百二十一条第一項及び第二項、第七百二十二条第一項及び第二項、第七百二十三条第一項及び第二項、第七百二十四条第一項及び第二項、第七百二十五条第一項及び第二項、第七百二十六条第一項及び第二項、第七百二十七条第一項及び第二項、第七百二十八条第一項及び第二項、第七百二十九条第一項及び第二項、第七百三十条第一項及び第二項、第七百三十一条第一項及び第二項、第七百三十二条第一項及び第二項、第七百三十三条第一項及び第二項、第七百三十四条第一項及び第二項、第七百三十五条第一項及び第二項、第七百三十六条第一項及び第二項、第七百三十七条第一項及び第二項、第七百三十八条第一項及び第二項、第七百三十九条第一項及び第二項、第七百四十条第一項及び第二項、第七百四十一条第一項及び第二項、第七百四十二条第一項及び第二項、第七百四十三条第一項及び第二項、第七百四十四条第一項及び第二項、第七百四十五条第一項及び第二項、第七百四十六条第一項及び第二項、第七百四十七条第一項及び第二項、第七百四十八条第一項及び第二項、第七百四十九条第一項及び第二項、第七百五十条第一項及び第二項、第七百五十一条第一項及び第二項、第七百五十二条第一項及び第二項、第七百五十三条第一項及び第二項、第七百五十四条第一項及び第二項、第七百五十五条第一項及び第二項、第七百五十六条第一項及び第二項、第七百五十七条第一項及び第二項、第七百五十八条第一項及び第二項、第七百五十九条第一項及び第二項、第七百六十条第一項及び第二項、第七百六十一条第一項及び第二項、第七百六十二条第一項及び第二項、第七百六十三条第一項及び第二項、第七百六十四条第一項及び第二項、第七百六十五条第一項及び第二項、第七百六十六条第一項及び第二項、第七百六十七条第一項及び第二項、第七百六十八条第一項及び第二項、第七百六十九条第一項及び第二項、第七百七十条第一項及び第二項、第七百七十一条第一項及び第二項、第七百七十二条第一項及び第二項、第七百七十三条第一項及び第二項、第七百七十四条第一項及び第二項、第七百七十五条第一項及び第二項、第七百七十六条第一項及び第二項、第七百七十七条第一項及び第二項、第七百七十八条第一項及び第二項、第七百七十九条第一項及び第二項、第七百八十条第一項及び第二項、第七百八十一条第一項及び第二項、第七百八十二条第一項及び第二項、第七百八十三条第一項及び第二項、第七百八十四条第一項及び第二項、第七百八十五条第一項及び第二項、第七百八十六条第一項及び第二項、第七百八十七条第一項及び第二項、第七百八十八条第一項及び第二項、第七百八十九条第一項及び第二項、第七百九十条第一項及び第二項、第七百九十一条第一項及び第二項、第七百九十二条第一項及び第二項、第七百九十三条第一項及び第二項、第七百九十四条第一項及び第二項、第七百九十五条第一項及び第二項、第七百九十六条第一項及び第二項、第七百九十七条第一項及び第二項、第七百九十八条第一項及び第二項、第七百九十九条第一項及び第二項、第八百条第一項及び第二項、第八百一条第一項及び第二項、第八百二条第一項及び第二項、第八百三条第一項及び第二項、第八百四条第一項及び第二項、第八百五条第一項及び第二項、第八百六条第一項及び第二項、第八百七条第一項及び第二項、第八百八条第一項及び第二項、第八百九条第一項及び第二項、第八百十条第一項及び第二項、第八百十一条第一項及び第二項、第八百十二条第一項及び第二項、第八百十三条第一項及び第二項、第八百十四条第一項及び第二項、第八百十五条第一項及び第二項、第八百十六条第一項及び第二項、第八百十七条第一項及び第二項、第八百十八条第一項及び第二項、第八百十九条第一項及び第二項、第八百二十条第一項及び第二項、第八百二十一条第一項及び第二項、第八百二十二条第一項及び第二項、第八百二十三条第一項及び第二項、第八百二十四条第一項及び第二項、第八百二十五条第一項及び第二項、第八百二十六条第一項及び第二項、第八百二十七条第一項及び第二項、第八百二十八条第一項及び第二項、第八百二十九条第一項及び第二項、第八百三十条第一項及び第二項、第八百三十一条第一項及び第二項、第八百三十二条第一項及び第二項、第八百三十三条第一項及び第二項、第八百三十四条第一項及び第二項、第八百三十五条第一項及び第二項、第八百三十六条第一項及び第二項、第八百三十七条第一項及び第二項、第八百三十八条第一項及び第二項、第八百三十九条第一項及び第二項、第八百四十条第一項及び第二項、第八百四十一条第一項及び第二項、第八百四十二条第一項及び第二項、第八百四十三条第一項及び第二項、第八百四十四条第一項及び第二項、第八百四十五条第一項及び第二項、第八百四十六条第一項及び第二項、第八百四十七条第一項及び第二項、第八百四十八条第一項及び第二項、第八百四十九条第一項及び第二項、第八百五十条第一項及び第二項、第八百五十一条第一項及び第二項、第八百五十二条第一項及び第二項、第八百五十三条第一項及び第二項、第八百五十四条第一項及び第二項、第八百五十五条第一項及び第二項、第八百五十六条第一項及び第二項、第八百五十七条第一項及び第二項、第八百五十八条第一項及び第二項、第八百五十九条第一項及び第二項、第八百六十条第一項及び第二項、第八百六十一条第一項及び第二項、第八百六十二条第一項及び第二項、第八百六十三条第一項及び第二項、第八百六十四条第一項及び第二項、第八百六十五条第一項及び第二項、第八百六十六条第一項及び第二項、第八百六十七条第一項及び第二項、第八百六十八条第一項及び第二項、第八百六十九条第一項及び第二項、第八百七十条第一項及び第二項、第八百七十一条第一項及び第二項、第八百七十二条第一項及び第二項、第八百七十三条第一項及び第二項、第八百七十四条第一項及び第二項、第八百七十五条第一項及び第二項、第八百七十六条第一項及び第二項、第八百七十七条第一項及び第二項、第八百七十八条第一項及び第二項、第八百七十九条第一項及び第二項、第八百八十条第一項及び第二項、第八百八十一条第一項及び第二項、第八百八十二条第一項及び第二項、第八百八十三条第一項及び第二項、第八百八十四条第一項及び第二項、第八百八十五条第一項及び第二項、第八百八十六条第一項及び第二項、第八百八十七条第一項及び第二項、第八百八十八条第一項及び第二項、第八百八十九条第一項及び第二項、第八百九十条第一項及び第二項、第八百九十一条第一項及び第二項、第八百九十二条第一項及び第二項、第八百九十三条第一項及び第二項、第八百九十四条第一項及び第二項、第八百九十五条第一項及び第二項、第八百九十六条第一項及び第二項、第八百九十七条第一項及び第二項、第八百九十八条第一項及び第二項、第八百九十九条第一項及び第二項、第九百条第一項及び第二項、第九百一条第一項及び第二項、第九百二条第一項及び第二項、第九百三条第一項及び第二項、第九百四条第一項及び第二項、第九百五条第一項及び第二項、第九百六条第一項及び第二項、第九百七条第一項及び第二項、第九百八条第一項及び第二項、第九百九条第一項及び第二項、第九百十条第一項及び第二項、第九百十

条並びに第七十九条から第八十三条まで」に、「第九十三条中」を「第六十八条中」に、「第九十七条第二項」を「第七十二条第二項」に改め、同条第七項中「第百九条から第百十二条まで」を「第八十四条から第八十七条まで」に改める。

「第五章　保険料の負担及び補助金の交付」を「第六章　保険料の負担及び補助金の交付」に改める。

第百三十九条第一項中「第三十二条第一項の規定により保険に付した漁船」を「第百十二条第一項の規定により保険に付した漁船（同条第二項の規定によつて同条第一項の規定により普通損害保険に付されたものとみなされた漁船を含む。）」に、「同条第六項の政令で定める金額に相当する保険金額」を「保険金額（政令で定めるものを除く。）」に改め、「純保険料」の下に「（積立保険料に該当するものを除く。）」を加え、第百四十一条第一項中「第三十二条第七項」を「第百十三条の二第四項」に改める。

「第六章　罰則」を「第七章　罰則」に改める。

第百四十四条第一項中「第百九条」を「第八十四条」に、「第百十三条」を「第八十八条」に、「第百十条」を「第八十五条」に改める。

第百四十五条第四号中「第六十五条第五項」を「第四十条第五項」に、「第七十一条第九項」を「第四十六条第九項」に改め、同条第七号中「第五十七条」を「第三十二条」に改め、同号を第五号とし、同条第八号中「第五十九条第一項、第六十条又は第六十一条」を「第三十四条第一項、第三十五条又は第三十六条」に改め、同号を第六号とし、同条第九号中「第六十三条第一項又は第六十四条第一項」を「第三十八条第一項若しくは第三十九条第一項」に、「第六十三条第二項若しくは第六十四条第二項」を「第三十八条第二項若しくは第三十九条第二項」に改め、同号を第七号とし、同条第十号中「第七十八条又は第七十九条第一項」を「第五十三条又は第五十四条第一項」に改め、同号を第八号とし、同条第十一号中「第八十四条又は第八十六条」を「第五十九条又は第六十一条」に改め、同号を第九号とし、同条第十二号中「第八十五条」を「第六十条」に改め、同号を第十号とし、同条第十三号から第十五号まで中「第八十七条」を「第六十二条」に改め、第十三号を第十一号とし、以下順次二号ずつ繰り上げ、同条に次の二号を加える。

十四　法令又は定款に違反して保険金額を削減し、又は剰余金を処分したとき。

十五　第百八条又は第百九条の規定に違反したとき。

附則を附則第一項とし、同項の次に次の二項を加える。

2　政府は、当分の間、満期保険に付した漁船の所有者のうち政令で定める者に対し、政令の定めるところにより、満期保険加入奨励金を交付することができる。

3　前項の規定により交付する満期保険加入奨励金に相当する金額は、毎会計年度、予算の定めるところにより、一般会計から漁船再保険特別会計に繰り入れる。

附　則

1　この法律は、公布の日から起算して六十日をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

2　改正後の第百十二条第一項の規定の適用については、昭和二十九年三月三十一日までの間は、同項中「百トン」とあるのは「二十トン」と読み替えるものとする。

3　漁船再保険特別会計法（昭和十二年法律第二十四号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

当分ノ間業務勘定ニ於テハ第三条ノ三ニ規定スルモノノ外法附則第三項ノ規定ニ依ル一般会計ヨリノ受入金ヲ以テ其ノ歳入トス

4　昭和二十二年法律第五十四号私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律（昭和二十二年法律第百三十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「漁船損害補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第四章」を「漁船損害補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第五章」に改める。

5　漁船乗組員給与保険法（昭和二十七年法律第二百十二号）の一部を次のように改正する。

第三十一条中「第三十七条（保険証券の交付及び記載事項）、第四十条（相殺できない場合）及び第四十一条（保険金額の削減）」を「第九十二条（保険料の相殺の制限）、第九十三条（保険証券の交付及び記載事項）及び第百七条（保険金額の削減）」に、「第三十七条及び第四十条中」を「第九十三条中」に、「第四十一条中」を「第百七条中」に、「第三十七条及び第四十条中」を「第九十三条中」に、「第四十一条中」を「第百七条中」に改める。

第三十五条中「第百十五条から第百十七条まで、」を「第百十五条、第百十六条第一項、第百十七条、」に改める。

○森崎隆君登壇、拍手

［森崎隆君登壇、拍手］

森崎隆君　只今議題となりました日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊の行為による特別損失の補償に関する法律案の委員会における審議の経過並びに結果を御報告いたします。

先ず提案理由を申上げます。日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約に基きまして、日本国内及びその附近に配備されましたアメリカ合衆国の陸軍、海軍又は空軍によつて、防潜網、水中聴音器、その他の水中工作物の設置又は維持、或いは防風林のような防風施設又は砂防施設の除去或いは損壊等が行われたことによつて、従来、適法に、農業、林業、漁業その他の事業を営んでいた者が、その事業の経営上損失をこうむつたときは、国がその損失を適正に補償をする必要があるのでありまして、これが本法案提出の理由であります。

次に、本法原案の主なる点を申上げますと、補償すべき損失の原因となるアメリカ合衆国の陸軍、海軍、空軍の行為といたしましては、一、防潜網その他の水中工作物の設置又は維持、二、防風施設又は防砂施設の除去又は損壊、三、その他政令で定める行為の三項を挙げ、第一、第二を除いては、すべて行為の種類を政令で定めることにいたしておるのであります。又、損失の補償を受けるべき事業の種類も、農業、林業、漁業以外は、その種類、範囲等をこれ又政令で定めることにいたしております。又、この損失の補償は、他の法律によつて国が損害補償又は損失補償の責に任ずべき損失については適用しないことといたしまして、その補償する損失は通常生ずべき損失といたしております。次に、この損失補償の手続きでありますが、補償を受けようとする者は、総理府令の定めるところによりまして、自己の住所の所在地を管轄する都道府県知事を経由いたしまして、損失補償申請書を内閣総理大臣に提出し、総理大臣は、損失の有無、補償の額を決定し、遅滞なくこれを都道府県知事を経由して申請者に通知しなければならないことにいたしております。この総理大臣の決定に不服のある者は異議の申立てをすることができますし、又補償金の額に不服がある者は増額請求の訴えを起すことがこれ又できるようにいたしております。

以上が提案理由及び原案の大要でございますが、衆議院におきましては、大体次のように修正議決して、本院に送付して参りました。

即ち、第一条第一項の一を、「防潜網その他の水中工作物の設置若しくは維持、水面の利用上必要な施設であつて政令で定めるものの除去、損壊若しくは変更又は水質の汚濁、障害物の遺棄その他水面の利用を著しく阻害する行為であつて政令で定めるもの」といたしまして、同条第一項の二を、「防野施設、防砂施設、防災施設その他農地、牧野若しくは林野等の利用上必要な施設であつて政令で定めるものの除去、損壊若しくは変更又は農地、牧野若しくは林野等の利用を著しく阻害する行為であつて政令で定めるもの」と修正し、附則において、本法を日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約の効力発生の日以降生じた損失に遡及適用することとし、すでに支払つた見舞金等は損失補償金の内払とみなすことにいたしております。

以上のように衆議院におきましては修正議決いたしたのでありますので、水産委員会におきましては、政府委員と修正原案提出者代表に対しまして、質疑を行い、慎重に審議を重ねたのでありますが、このほか水産農林連合委員会を開会いたしまして、農林委員側からもいろ〳〵と質疑が行われたのであります。

そのうち、問題となりました主な点

を二、三申上げますと、先ず第一に、本法の裏付けとなる損害補償額の算定基準でありまするが、現在政府が実施しております算定方式は、平年の粗収入から経費を差引いたものを平年所得といたしまして、被害期間中の粗収入から経費を差引いたものをその期間中の所得といたしまして、前の平年所得からそのあとの被害期間中の所得を差引いたものを損害とみなしまして、その八〇%を補償することにいたしておりまするが、これは当然一〇〇%補償すべきではないだろうかという点であります。第二は、補償金が交付されて末端に行つた場合、経営者と労働者の間に、或いは地主と小作人との間に、これが配分についてしば〳〵紛争を起しておるようでありまするが、かようなことの起らないよう措置すべきであるという点。第三は、補償の申請手続が余りにも煩雑で農民や漁民は到底その煩に堪えないという現状であるが、これをもつと簡素化すべきであるという点、その他多岐に亘つておりまするが、質疑応答の詳細は速記録によつて御覧を頂くことといたします。

次に本案に対しまして農林委員会から特に左の事項について遺憾なく措置願いたいとの申入れがありました。即ち、

一、本法第一条第一項によつて損失補償の対象となるべき行為は大幅に政令に委ねられており、更に衆議院における修正はその感を一層深からしめるものであるが、これら対象となるべき行為の決定に当つては、あらゆる行為を取上げて、いやしくも遺漏なからしめること。

一、本法第一条第三項の補償の程度について「補償すべき損失は通常生ずべき損失」となつており、而して政府の見解によれば、通常生ずべき損失とは、平年の収入と対象行為の下における収入との差額の八〇%として算定されるようであるが、かかる算定方法は全く了解しがたいところであつて、実損失に対してこれを完全に補償することとすること。

以上であります。

よつて委員長におきましては、これを委員会に報告して了解を求めると共に、これに対する政府の見解を求めたのであります。これに対しまして、政府委員から、第一の点につきましては全く同感で、現在生じておるあらゆる損害を政令に盛るつもりであるが、更に将来新らしい事件が起つた場合は、政令を改正して、いやしくも遺漏のないように努力するつもりである。第二の点については、現在、昨年七月の閣議決定に基いて、損失の八〇%を補償することにいたしているが、御要望の趣旨もございまするので、十分御希望に副うよう研究することにいたしたい旨の答弁がありました。

かくて質疑を打切り、討論に入りましたところ、千田委員から、本法案に対して次のごとき附帯決議を付して賛成いたしたいとの提案がありました。朗読いたします。

附帯決議

政府は本法の施行に際して特に次の点に留意し措置すべきである。

一、損失補償の申請手続はできるだけ簡素化を図ること。

一、本法第十一条第三項の補償の算定において「補償すべき損失は通常生ずべき損失」となつており、政府の見解によれば、その通常生ずべき損失とは平年の収入と対象行為の下における収入との差額の八〇%と算定しているが、かかる算定方法は了解しがたいところであつて、実損失に対して宗全に補償することとすること。

一、損失補償に当つては、各省間の緊密なる連絡の下に、これが損失の的確なる調査及び補償金の迅速なる交付を期し、いやしくも削減、繰延べ等のないよう留意すること。

以上であります。

かくて討論を打切り、先ず原案を採決いたしましたところ、全会一致を以て衆議院修正議決の通り可決すべきものと決定いたしました。

次に附帯決議を採決いたしましたが、これ又全会一致を以て附帯決議をすべきものと決定いたしたのであります。

以上御報告申上げます。

次に、只今議題となりました漁船損害補償法の一部を改正する法律案につきまして、水産委員会における審議の経過並びに結果を御報告申上げます。

先ず本法案の提案理由について申上げますと、従来極めて低調であつた小型漁船の保険加入が、昨年第十三国会で制定されました漁船損害補償法によつて、二十トン未満の漁船に対し一定の条件の下で義務加入の制度が設けられまして、その場合、保険料の一部を国庫が負担することとなりましたため、爾来その加入成績が次第に活発となつて参りました。併しながら、漁業経営の実情を見ますると、事故による損害の復旧を補償する普通損害保険制度ばかりでなく、更に損害保険と代船建造資金の積立を兼ねた、いわゆる満期保険制度の実施を必要とする段階に立ち至つていることが痛感されるのでありまして、ここに満期保険の制度を新設することとし、これがため漁船損害補償法に所要の規定を加え、且つこれと関連してその一部を改正せんとするのであります。これが本案提出の理由であります。

次に本法案の内容について御説明申上げます。

その第一点は、只今申上げました満期保険でありますが、その事業主体は漁船保険組合が行うこととし、その組合が従来の普通損害保険事業及び特種保険事業のほかに満期保険の事業を行うことができるようにいたしたのであります。満期保険というのは、期限が満了になつた際、又は満期前の普通保険事業によつて損害が生じた場合に、保険金額を支払うのであります。而して満期保険の目的となる漁船は、満期のときにおいて、木船では建造後満十五年、鋼船では建造後満二十五年を越えないものと省令で定めることになつております。又保険料は、積立保険料と損害保険料から成るものとなつており、保険期間については三年から十年までの間において政令で定める期間の範囲内で組合の定款で定めることになつております。なお満期保険の解約等により保険関係が消滅した場合には保険料の一部を払い戻すことになつております。

第二点は、保険料の一部国庫負担についてでありますが、普通損害保険において保険料の一部を国庫が負担する場合に該当する漁船であつて、満期保険に付したものについては、国庫は損害保険料のうちの純保険料の百分の五十に相当する金額を負担することになつております。

第三点は奨励金の交付でありますが、満期保険の加入者であつて、漁船の建造資金を借入れて漁船を建造した者に対しては、国庫は、当分の間、一定の条件の下に、借入金に対する利子の一部に相当する金額を奨励金として交付することになつております。

第四点は政府の再保険でありますが、政府は、満期保険につき、積立保険に係わる部分にあつては保険金額との同額を、損害保険に係わる部分にあつては保険金額の百分の九十を再保険することになつております。

その他、普通損害保険に加入する義務は義務者の二分の一以上の同意等により消滅する旨を定め、又指定地区内に指定漁船の所有者が三人未満である場合においては、指定地区内の総トン数二十トン未満のものの三分の二以上が普通保険に付されたときは、国庫は義務加入の例により純保険料の二分の一を負担することになつております。

以上が本法案の内容の大要であります。

この法律案は、政府提案で、衆議院が修正可決して本院に送付になつたものであります。

衆議院の修正点は次の二点であります。則ち第一は、「付保義務の発生」の条項中、原案に「政令で指定する漁船」とあるのを修正して、指定漁船として、「一年を通じて六十日以上漁業に従事する総トン数百トン未満一トン以上の動力漁船であつて、当該地区内に主たる根拠地を有する漁船」と条文に明記したのであります。第二は、付則に新

たな一項を加えまして、右の修正条項の適用については昭和二十九年三月三十一日までの間は百トンを二十トンと読み替えるものとしたのであります。

委員会におきまする審議の結果は、別に質疑もなく、討論に入りましたところ、秋山委員より、「本法案の実施によつて業者多年の熱望が達せられることになり、喜びに堪えない。農業関係におきましては米麦等主食は勿論、その他各般のものに対し災害共済の制度がありまするのに、漁業については僅かに漁船の事故による損害補償制度があるのみであります。従つて中小漁業者の漁船が老朽し、損壊した場合、代船建造に対する金融の途もなく、非常に困窮している現状から見て、この満期保険の制度創設のための今回の改正は当然のことである」という意見を述べて賛成されました。よつて討論を終結し、採決の結果、全会一致を以て衆議院修正の原案通り可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告を申上げます。（拍手）

○議長（河井彌八君）　別に御発言もなければ、これより両案の採決をいたします。両案全部を問題に供します。両案に賛成の諸君の起立を求めます。

［賛成者起立］

○議長（河井彌八君）　総員起立と認めます。よつて両案は全会一致を以て可決せられました。

○議長（河井彌八君）　日程第十四、公衆電気通信法案、

日程第十五、有線電気通信法案、

日程第十六、有線電気通信法及び公衆電気通信法施行法案、（いずれも内閣提出、衆議院送付）、

以上三案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（河井彌八君）　御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。電気通信委員長左藤義詮君。

［審査報告書は都合により附録に掲載］

公衆電気通信法案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和二十八年七月二十一日

衆議院議長　堤　康次郎

参議院議長河井彌八殿

（小字及び――は衆議院修正）

公衆電気通信法案

公衆電気通信法

目次

第一章　総則（第一条―第十二条）

第二章　電報（第十三条―第二十四条）

第三章　電話（第二十五条―第五十五条）

第四章　公衆電気通信設備の専用（第五十六条―第六十七条）

第五章　料金（第六十八条―第八十条）

第六章　土地の使用（第八十一条―第百四条）

第七章　雑則（第百五条―第百九条）

第八章　罰則（第百十条―第百十六条）

附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、日本電信電話公社及び国際電信電話株式会社が迅速且つ確実な公衆電気通信役務を合理的な料金で、あまねく、且つ、公平に提供することを図ることによつて、公共の福祉を増進することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律及びこの法律に基く命令の規定の解釈に関しては、左の定義に従うものとする。

一　電気通信　有線、無線その他の電磁的方式により、符号、音響又は影像を送り、伝え、又は受けること。

二　電気通信設備　電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電気的設備

三　公衆電気通信役務　電気通信設備を用いて他人の通信を媒介し、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること。

四　公衆電気通信設備　もつぱら公衆電気通信役務を提供するための電気通信設備

五　公衆電気通信業務　公衆電気通信役務を提供する業務

（利用の公平）

第三条　日本電信電話公社（以下「公社」という。）、第七条又は第八条の規定により公衆電気通信業務を委託された者及び第四十一条第二項の契約を公社と締結した者並びに国際電信電話株式会社（以下「会社」という。）及び第九条の規定により国際電気通信業務を委託された者は、公衆電気通信役務の提供について、差別的取扱をしてはならない。

（検閲の禁止）

第四条　公社又は会社の取扱中に係る通信は、検閲してはならない。

（秘密の確保）

第五条　公社又は会社の取扱中に係る通信の秘密は、侵してはならない。

2　公衆電気通信業務に従事する者は、在職中公社又は会社の取扱中に係る通信に関して知り得た他人の秘密を守らなければならない。その職を退いた後においても、同様とする。

（業務の停止）

第六条　公社又は会社は、天災、事変その他の非常事態が発生した場合その他特にやむを得ない事由がある場合において、重要な通信を確保するため必要があるときは、郵政大臣の認可を受けて定める基準に従い、公衆電気通信業務の一部を停止することができる。

（公衆電気通信業務の委託）

第七条　公社は、電報の受付、伝送若しくは配達（電話による送達、着信の場所における交付その他配達に準ずる行為を含む。以下同じ。）、電話の加入に関する事務、電話の通話の取扱若しくは交換又は公衆電気通信役務の料金の収納に関する事務を郵便局において行うことが適当であるときは、これを郵政大臣に委託することができる。

第八条　公社は、前条の規定による委託をすることができないときは、左の各号に掲げる事務をそれぞれ各号に掲げる者に委託することができる。

一　有線電気通信法（昭和二十八年法律第　号）第二条第二項に規定する有線電気通信設備であつて、公衆電気通信設備以外のもの（以下「私設有線設備」という。）を設置している者又は電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第四条の規定により無線局を開設している者であつて、公社が定める条件に適合するものにあつては、その電気通信設備を利用して取り扱う電報の受付、伝送若しくは配達、電話の通話の取扱若しくは交換又は公衆電気通信役務の料金の収納に関する事務

二　電報又は電話に関する現業事務を取り扱う公社の事業所からの距離が遠い地域に住所、居所又は事務所を有する者であつて、公社が定める条件に適合するものにあつては、電報の受付、伝送若しくは配達、電話の通話の取扱又は公衆電気通信役務の料金の収納に関する事務

三　電報に関する現業事務を取り扱う公社の事業所の近傍に住所、居所又は事務所を有する者であつて、公社が定める条件に適合するものにあつては、電報の配達に関する電報又はその事務に係る電報に関する料金の収納に関する事務

四　日本銀行又は日本電信電話公社法（昭和二十七年法律第二百五十号）第六十七条第一項但書の規定により公社が現金を預け入れることができる金融機関にあつては、公衆電気通信役務の料金の収納に関する事務

五　会社にあつては、公衆電気通信役務の取扱に関する事務の一部又はその役務の料金の収納に関する事務

六　前各号に掲げるものの外、公社が郵政大臣の認可を受けて定める条件に適合する者にあつては、公衆電気通信役務の取扱に関する事務の一部又はその役務の料金の収納に関する事務

（公衆電気通信役務に属する電報の受付、伝送若しくは配達、国際電気通信役務による通話（以下「国際通話」という。）の取扱若しくは交換又は国際電気通信役務の料金の収納に関する事務を他の省に委託することができる。

第九条　会社は、国際電気通信役務に属する電報（以下「国際電報」という。）の受付、伝送若しくは配達、国際電気通信役務による通話（以下「国際通話」という。）の取扱若しくは交換又は国際電気通信役務の料金の収納に関する事務を他の省に委託することができる。

第十条　公社は、第八条第五号の規定により会社に国際電気通信業務を委託しようとするときは、その契約の内容たる重要な事項であつて、郵政省令で定めるものについて、郵政大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　前項の規定は、会社が前条の規定により公社に国際電気通信業務を委託する場合に準用する。

（国際電気通信業務）

第十一条　国際電気通信業務に関し条約に別段の定があるときは、その規定による。

第十二条　会社が行うことができる国際電気通信業務は、政令で定める。

2　公社が行うことができる国際電気通信業務は、前項の政令で定めるもの以外のものとする。

第二章　電報

（電報の種類）

第十三条　電報の種類は、左の通りとする。

一　通常電報　特別電報以外の電報

二　特別電報

イ　報道電報、政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、若しくは論議することを目的としてあまねく発売される日刊新聞紙であつて、その発行部数が公社が定める数以上であるものに掲載し、又は放送事業者（電波法の規定により放送局の免許を受けた者をいう。以下同じ。）が放送をするためのニュース又は情報（広告を除く。以下単に「ニュース」という。）を内容とする電報であつて、その日刊新聞紙を発行する新聞社（以下単に「新聞社」という。）若しくは放送事業者又はこれらにニュースを供給することを主たる目的とする通信社（以下単に「通信社」という。）の機関相互間のもの（ロからニまでに掲げるものを除く。）

ロ　報道無線電報、船舶、航空機その他の交通機関に開設される無線局により送信されるニュースを内容とする電報であつて、新聞社、放送事業者又は通信社の機関相互間のもの

ハ　同報無線電報　国の機関又は新聞社若しくは通信社が公務に関する事項又は政治、経済、文化その他公共的な事項に関する報道を、一月以上の期間を通じ毎日、公社が定める数以上の同じ受取人にあて、又は航行中の同じ船舶若しくは航空機にあて発信する電報であつて、無線の方式により伝送されるもの

ニ　その他利用者の範囲又は利用の条件が特定される電報であつて、公社が定めるもの

2　公社は、前項第二号イの規定により日刊新聞紙の発行部数を定めようとするときは、郵政大臣の認可を受けなければならない。

（電報の伝送及び配達の順序）

第十四条　電報は、左の順序によりその伝送及び配達をするものとする。

一　至急電報

二　普通電報

三　翌日配達電報

2　前項の規定により順序が同一である電報相互間の順序は、その受付又は受信の先後によつて定める。

3　翌日配達電報は、その受付の日には、配達をしないものとする。

第十五条　天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあるときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする電報は、前条の規定にかかわらず、他の電報に先だつて伝送及び配達をする。

第十六条　前条に定めるものを除く外、公共の利益のため緊急に通報することを要する事項で公社が定めるものを内容とする電報であつて、公社が定める者相互間のものは、第十四条の規定にかかわらず、他の電報（前条に規定するものを除く。）に先だつて伝送及び配達をする。

2　公社は、前項の規定による定をするには、あらかじめ、その基準について郵政大臣の認可を受けなければならない。

（通常電報の種類）

第十七条　通常電報（翌日配達電報たるものを除く。）は、左の二種に区別する。

一　市内電報　その電報を受け付ける電報取扱局（電報に関する現業事務を取り扱う公社の事業所並びに第七条の規定により電報に関する事務を委託されている郵便局及び第八条第一号、第二号、第五号又は第六号の規定により電報に関する事務を委託されている者をいう。以下この章において同じ。）からの交通が著しく困難であつて、公社又は会社が郵政大臣の認可を受けて定める地域内の場所をあて名に記載した電報は、前項の規定にかかわらず、配達電報取扱局に留め置き、受取人が来るのを待つて交付することができる。

（正当の配達）

第二十条　この法律に規定する手続を経て電報の配達をしたときは、正当の配達をしたものとみなす。

（免責）

第二十一条　公社又は会社は、その責に帰することができない事由により電報の配達をすることができない場合において、その旨を発信人に通知したときは、配達の責を免かれるものとする。但し、第七十八条第一項第一号の規定の適用を妨げない。

（誤配達の電報）

第二十二条　電報の誤配達を受けた者は、すみやかに電報取扱局にその電報を返し、又はその旨を通知しなければならない。

2　公社又は会社は、前項の規定による電報の返付又は通知のため通常要すべき費用を補償しなければならない。

（取扱の停止及び契約の解除）

第二十三条　公社又は会社は、月額若しくは年額をもつて料金が定められている電報の利用者又は電報の料金について後払の取扱を受けている者がその料金の支払を怠つたときは、料金の支払があるまで、その者について、その電報の取扱を停止し、又はその電報の取扱の契約を解除することができる。

2　公社又は会社は、電気通信設備による受付をした電報の発信人がその料金の支払を怠つたときは、料金の支払があるまで、その者について、その電気通信設備による電報の受付をしないことができる。

（国際電報）

第二十四条　第十三条から第十八条までの規定は、国際電報については、適用しない。

2　国際電報と国際電報以外の電報との間の伝送及び配達の順序は、公社及び会社が郵政大臣の認可を受けて定める。

第三章　電話

（電話の種類）

第二十五条　その交換に関する事務が電話取扱局（電話に関する現業事務を取り扱う公社の事業所並びに第七条の規定により電話の交換に関する事務を委託されている郵便局及び第八条第一号、第五号又は第六号の規定により電話の交換に関する事務を委託されている者をいう。以下同じ。）によつて行われる電話（船舶、航空機その他の交通機関に設置する無線電話及び公社が業務上の必要により設置する電話を除く。）は、左の通りとする。

一　加入電話　公社と特定の者との契約により設置する電話

二　公衆電話　加入電話以外の電話

（加入電話の種類）

第二十六条　加入電話は、その電話回線並びに電話回線に接続する電話機（第三十六条に規定する附属的なものを除く。以下この条において同じ。）及び交換設備により、左の三種に区別する。

一　単独電話　一個の電話機及びこれと電話取扱局の交換設備との間の電話回線からなるもの

二　共同電話　二個以上の電話機及びこれらと電話取扱局の交換設備との間の共通に使用される部分を有する電話回線からなるもの

三　構内交換電話　交換設備及びこれにより接続される電話機並びにその交換設備と電話取扱局の交換設備との間の電話回線からなるもの

2　単独電話及び共同電話にあつては、その電話機の数をもつて、構内交換電話にあつては、その交換設備と電話取扱局の交換設備との間の電話回線の数をもつて、加入電話の数とする。

3　共同電話の種類は、その電話機の数により、公社が定める。

（加入契約）

第二十七条　公社との間に、加入電話の設置を受け、これにより公衆電気通信役務の提供を受ける契約（以下「加入契約」という。）を締結することができる者は、一の加入電話につき一人に限る。

（加入電話の電話機等の設置場所）

第二十八条　単独電話若しくは共同電話の電話機又は構内交換電話の交換設備（以下「構内交換設備」という。）の設置の場所は、公社と加入契約を締結した者（以下「加入者」という。）の居住の場所、事務所若しくは事業所又は加入者たる

法人の役員、加入者の使用人その他加入者の行う事業に従事する者の居住の場所でなければならない。

2　前項の規定は、法人でない社団又は財団であつて、公社が郵政大臣の認可を受けて定める基準に該当するものの代表者が加入者である場合において、その社団又は財団の事務所若しくは事業所又はその役員、使用人その他その社団又は財団の業務に従事する者の居住の場所に単独電話若しくは共同電話の電話機又は構内交換設備を設置するときは、適用しない。

3　構内交換電話の電話機（以下「内線電話機」という。）の設置の場所は、これを接続する構内交換設備が設置される場所と同一の構内（その構内が二以上の者の占有に属しているときは、同一の者の占有に属する部分。以下同じ。）又はこれに準ずる区域（その区域が二以上の者の占有に属しているときは、同一の者の占有に属する部分。以下同じ。）でなければならない。

4　前項の規定は、第四十一条第二項の契約の条項に従つてその契約に係る内線電話機を設置するときは、適用しない。

（加入区域）

第二十九条　公社は、その区域内における加入電話の設置についての加入契約の申込（以下「加入申込」という。）を承諾すべき区域を指定しなければならない。

2　公社は、前項の規定による指定をした場合において、必要があると認めるときは、同項の規定により指定した区域（以下「普通加入区域」という。）について、その区域外であつても、別に公社が定める額の料金の支払があることを条件として加入申込を承諾する区域を指定しなければならない。

3　公社は、前二項の規定による指定をするに当つては、一の区域ごとにその地域の社会的経済的の諸条件、行政区画、加入電話の需要及び供給の見込並びに公衆電気通信役務を提供するに要する原価を考慮しなければならない。

4　普通加入区域及び第二項の規定により指定した区域（以下「特別加入区域」という。）内の加入電話は、当該普通加入区域内の電話取扱局（当該区域内に二以上の電話取扱局があるときは、公社が指定するもの）に収容するものとする。但し、業務の遂行上支障がなく、且つ、特に必要があると認められる場合において、別に公社が定める額の料金の支払があるときは、他の普通加入区域内の電話取扱局に収容することを妨げない。

（加入申込の承諾）

第三十条　公社は、公社の予算の範囲内においては、普通加入区域及び特別加入区域（以下「加入区域」と総称する。）内における加入電話の設置についての加入申込並びに加入区域外における加入電話の設置についての加入申込（その設置が業務の遂行上支障がないと認められるものであつて、別に公社が定める額の料金の支払があるものに限る。）の全部を承諾しなければならない。

2　公社は、公社の予算の範囲内においては、前項に規定する加入申込の全部を承諾することができないときは、郵政大臣の認可を受けて定める基準に従い、公共の利益のため必要な加入電話に係る加入申込を優先的に承諾しなければならない。

3　公社は、加入申込に係る加入電話による通話が著しく少いと認めるとき、又は加入申込に係る共同電話による通話が著しく多いと認めるときは、その加入申込に係る加入電話の種類（共同電話の種類を含む。以下同じ。）を変更することを条件として、その加入申込を承諾することができる。

4　加入区域外の加入電話を収容すべき電話取扱局は、公社が指定する。

第三十一条　公社は、左に掲げる場合は、加入申込を承諾しないことができる。

一　加入申込に係る加入電話の設置のため必要な公衆電気通信設備の新設、改造又は修理が技術上著しく困難であるとき。

二　加入申込をした者が電話に関する料金の支払を怠り、又は怠るおそれがあるとき。

三　加入申込をした者が加入申込の日前一年以内にその加入申込に係る加入区域内の電話取扱局に収容されていた加入電話に係る電話加入権（加入者が加入契約に基いて加入電話により公衆電気通信役務の提供を受ける権利をいう。以下同じ。）を譲渡した者であるとき。

（普通加入区域外の加入電話の特別負担）

第三十二条　公社は、特別加入区域内又は加入区域外における加入電話の設置について加入申込があつたときは、その加入電話の設置のため普通加入区域外において新たな線路を設置するための費用であつて、郵政大臣の認可を受けて定める基準に従い計算したものを負担することを条件として、加入申込を承諾することができる。

2　前項の規定による負担であつて、二以上の加入電話の設置のため同一の線路を新たに設置する場合におけるその線路に係るものは、その加入電話の加入申込をした者が共同して負担するものとし、その各別の負担額は、線路の利用の割合を考慮して公社が定める。

3　公社は、特別加入区域内又は加入区域外における加入電話の設置について加入申込があつた場合において、第一項の規定による負担をさせて設置した線路（設置の後五年以上経過したものを除く。）の全部又は一部を利用してその加入電話の設置を行うことが経済的であると認めるときは、郵政大臣の認可を受けて定める基準に従い、その線路について同項の規定により負担させた額（当該電話取扱局に収容される加入電話に係る加入者を除く。）の一部を負担することを条件として、加入申込を承諾することができる。

4　公社は、郵政大臣の認可を受けて定める基準に従い、加入申込をした者が前項の規定により負担した額を、その線路について既に第一項又は前項の規定による負担をした者（当該電話取扱局に収容される加入電話に係る加入者でなくなつた者を除く。）に返還しなければならない。

5　公社が業務の遂行上支障がないと認めるときは、加入申込をした者は、第一項又は第三項の規定により負担する額のうち物件又は労務の費用の額に相当する部分については、物件又は労務の提供をもつてその支払に代えることができる。

（加入電話の種類の変更等）

第三十三条　加入者は、公社が定める条件に従い、加入電話の種類の変更、構内交換設備若しくは内線電話機の増設若しくは変更又は加入電話の電話機若しくは構内交換設備の移転（その加入電話の設置の場所と同一の構内（内線電話機については、同一の構内又はこれに準ずる区域）に限る。）若しくは一時撤去を請求することができる。

2　公社は、共同電話による通話が著しく少いと認めるとき、又は共同電話による通話が著しく多く、その共同電話の電話回線による他の加入者の通話に著しく支障を及ぼすと認めるときは、その共同電話につき加入電話の種類を変更することができる。

3　前条の規定は、特別加入区域内又は加入区域外において、第一項の規定による加入電話の種類の変更の請求があつた場合に準用する。

（設置の場所の変更）

第三十四条　加入者は、公社が定める条件に従い、その加入電話が収容されている電話取扱局の加入区域内の場所又はその加入区域外であつて加入電話の設置が業務の遂行上支障がないと認められる場所に、加入電話の設置の場所を変更すべきことを請求することができる。

2　第三十二条の規定は、特別加入区域内又は加入区域外の場所に変更することに係る前項の規定による請求があつた場合に準用する。

（準用規定）

第三十五条　第三十条第一項及び第二項の規定は、前二条の規定による請求があつた場合に準用する。

（附属機器の設置）

第三十六条　加入者は、公社が定める条件に従い、その加入電話について、転換器により加入電話の電話回線に接続する電話機その他の附属機器であつて、公社が定めるものの設置を請求することができる。

（加入電話設備の修理又は復旧）

第三十七条　公社は、加入電話の設備に障害を生じ、又はその設備が滅失したときは、すみやかに、これを修理し、又は復旧しなければならない。

2　第三十条第二項の規定は、滅失した加入電話の設備を前項の規定により復旧する場合に準用する。

（電話加入権の譲渡等）

第三十八条　電話加入権の譲渡は、公社の承認を受けなければ、その効力を生じない。

2　公社は、前項の承認を求められたときは、電話加入権を譲り受けようとする者が電話に関する料金の支払を怠り、又は怠るおそれがあるときでなければ、その承認を拒むことができない。

3　電話加入権の譲渡があつたときは、譲受人は、加入者の有していた一切の権利及び義務を承継する。

4　電話加入権は、質権の目的とすることができない。

第三十九条　加入者について相続又は合併があつたときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、加入者の地位を承継する。

2　前項の規定により加入者の地位を承継した者は、承継の日から六月以内にその旨を公社に届け出なければならない。この場合において、相続により加入者の地位を承継した者が二人以上あるときは、そのうちの一人を代表者と定め、これを届け出なければならない。

3　前項後段の規定による代表者の届出がないときは、公社が代表者を指定するものとする。

4　前二項の代表者の変更は、公社に届け出なければ、その効力を生じない。

5　代表者は、公社に対して加入者を代表する。

（電話加入原簿）

第四十条　公社は、郵政省令で定めるところにより、電話加入原簿を備え、電話加入権に関する事項を登録しなければならない。

2　利害関係人は、公社が郵政大臣の認可を受けて定める手数料を支払つて、電話加入原簿に記載した事項の証明を請求することができる。

（他人使用の制限）

第四十一条　加入者は、その加入電話により他人に通話をさせるときは、加入者が支払うべき料金のうちその他人の通話により増加する部分に相当する額をこえて対価を受けてはならない。

2　前項の規定は、加入者が構内交換設備に接続される内線電話機の一部により他人に電話をさせるための契約を公社と締結した場合において、その契約の条項に従つてその他人に通話をさせるときは、適用しない。

（通話の停止及び加入契約の解除）

第四十二条　公社は、加入者が左の各号の一に該当するときは、六月以内の期間を定めてその加入電話の通話を停止し、又は加入契約を解除することができる。

一　この法律の規定に違反したとき。

二　電話に関する公社の業務の遂行又は公社の電気通信設備に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがある行為であつて、郵政省令で定めるものをしたとき。

2　公社は、前項の規定により加入契約を解除しようとするときは、あらかじめ本人にその旨を通知し、加入者又はその代理人の出席を求め、釈明のための証拠を提出する機会を与えるため、公社の指定する職員に聴聞をさせなければならない。

第四十三条　会社は、加入者が国際通話の料金を支払わないときは、その料金が支払われるまで、その加入電話による国際通話を取り扱わないことができる。

（電話取扱局の種類）

第四十四条　公社は、左の表に掲げる加入電話の数（業務の遂行上必要があるときは、公社が郵政大臣の認可を受けて定める数を加え、又は減じた数）により、電話取扱局の種類を区別し、これを公示しなければならない。

種類	電話取扱局に収容されている加入電話の数
一　級　局	二十五万以上
二　級　局	十五万以上二十五万未満
三　級　局	五万以上十五万未満
四　級　局	八千以上五万未満
五　級　局	二千以上八千未満
六　級　局	八百以上二千未満
七　級　局	四百以上八百未満
八　級　局	二百以上四百未満
九　級　局	百以上二百未満
十　級　局	二十五以上百未満
十一級局	三以上二十四以下
十二級局	二以下

2　同一の加入区域内に二以上の電話取扱局があるときは、前項の規定の適用については、これらの電話取扱局に収容されている加入電話の総数をもつて、電話取扱局に収容されている加入電話の数とする。

第四十五条　電話取扱局は、次条第一号に規定する市内通話の料金の算定方法により、左の二種に区別する。

一　度数料金局　加入電話による市内通話の料金が市内通話の度数に応じて算定される料金制度（以下「度数料金制」という。）による電話取扱局

二　定額料金局　加入電話による市内通話の料金が市内通話の度数にかかわらず、定額である料金制度（以下「定額料金制」という。）による電話取扱局

2　度数料金局の加入電話のうち別に公社が定める種類に属するものに対しては、定額料金制によることができる。

（通話の種類）

第四十六条　加入電話又は公衆電話による通話は、公社が定めるものを除き、左の通りとする。

一　市内通話　同一の普通加入区域内の電話取扱局に収容される電話相互間の通話

二　市外通話　市内通話以外の通話

（市外通話の種類）

第四十七条　市外通話は、その接続の方法により、左の五種に区別する。

一　普通通話

二　至急通話　普通通話に先だつて接続をする通話

三　特別至急通話　至急通話に先だつて接続をする通話

四　定時通話　請求者が指定する時刻に接続をする通話（予約通話を除く。）

五　予約通話　予約した期間毎日、請求者が指定する一定の時刻に請求者が指定する一定の時間接続をする通話

2　公社が指定する地域相互間においては、至急通話及び特別至急通話は、取り扱わない。

3　公社は、通話の取扱上必要があるときは、第一項第四号又は第五号の規定により接続する時刻を、十五分をこえない範囲内において繰り下げ、又は繰り上げることができる。

（通話の接続の順序）

第四十八条　普通通話相互間、至急通話相互間又は特別至急通話相互間の接続の順序は、その通話の請求の先後によつて定める。

第四十九条　天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあるときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする市外通話は、前二条の規定にかかわらず、他の市外通話に先だつて接続をする。

第五十条　前条に定めるものを除く外、公共の利益のため緊急に通話することを要する事項を内容とする市外通話は、第四十七条及び第四十八条の規定にかかわらず、郵政大臣の認可を受けて定める基準に従い、他の市外通話（前条に規定するものを除く。）に先だつて接続をする。

（構内交換設備による交換取扱）

第五十一条　加入者は、公社の認定を受けた構内交換取扱者でなければ、その構内交換設備（公社が定めるものを除く。）による交換に従事させてはならない。

2　構内交換設備による交換は、電話の通話及び交換に支障を及ぼすことを防止するために必要な限度において公社が定める方法に従つて行わなければならない。

第五十二条　前条第一項の認定は、構内交換取扱者資格試験によつて行う。

公社は、左の各号の一に該当する者に対しては、構内交換取扱者資格試験を受けさせないことができる。

一　構内交換取扱者の認定を取り消され、取消の日から六月を経過しない者

二　著しく心身に欠陥があつて構内交換取扱者たるに適しない者

3　構内交換取扱者資格試験は、構内交換設備による交換に必要な知識及び技能について行う。

4　構内交換取扱者資格試験を受けようとする者は、五百円をこえない範囲内において公社が郵政大臣の認可を受けて定める手数料を支払わなければならない。

第五十三条　公社は、構内交換取扱者が左の各号の一に該当するときは、その認定を取り消し、又は三月以内の期間を定めて、その交換に従事することを停止することができる。

一　この法律の規定に違反したとき。

二　不正な手段により認定を受けたとき。

2　第四十二条第二項の規定は、前項の場合に準用する。

3　構内交換取扱者の認定は、構内交換取扱者が引き続き三年以上当該認定に係る交換に従事しなかつたときは、その効力を失う。

第五十四条　前三条に規定するものの外、構内交換取扱者の資格の種類、構内交換取扱者資格試験の試験科目その他構内交換取扱者の認定について必要な事項は、公社が郵政大臣の認可を受けて定める。

（国際通話）

第五十五条　第四十六条から第五十条までの規定は、国際通話については、適用しない。

2　国際通話相互間及び国際通話と国際通話以外の通話との間の接続の順序は、公社及び会社が郵政大臣の認可を受けて定める。

第四章　公衆電気通信設備の専用

（専用契約）

第五十六条　公社又は会社は、前二章の規定による公衆電気通信役務の提供に支障がないとき、又はその提供に著しい支障がなく、且つ、公共の利益のため特に必要があるときは、公衆電気通信設備の専用の契約（以下「専用契約」という。）の申込を承諾しなければならない。

第五十七条　専用契約を公社又は会社と締結することができる者は、一の専用契約につき一人に限る。

（端末機器の設置の場所）

第五十八条　専用契約の目的となつている公衆電気通信設備（以下「専用設備」という。）の端末機器の一の部分の設置の場所は、その端末機器の他の部分の設置の場所と同一の構内でなければならない。

2　第二十八条第一項の規定は、専用設備の端末機器の設置の場所に準用する。

3　前二項の規定は、専用設備の端末機器であつて、公社又は会社が定める特殊のものについては、適用しない。

（専用契約の承諾）

第五十九条　公社又は会社は、専用させることができる公衆電気通信設備の範囲内においては、専用契約の申込の全部を承諾することができないと認めるときは、郵政大臣の認可を受けて定める基準に従い、公共の利益のため必要な業務を行う者の専用契約の申込を優先的に承諾しなければならない。

（費用の負担等）

第六十条　公社又は会社は、専用契約の申込があつた場合において、専用させることができる公衆電気通信設備がないときは、申込をした者がその設置に必要な費用の全部若しくは一部を負担し、又は物件の全部若しくは一部を提供することを条件として、その申込を承諾することができる。

（端末機器の変更等）

第六十一条　公社又は会社と専用契約を締結した者（以下「専用者」という。）は、その専用設備の端末機器について、公社又は会社が定める条件に従い、その移転、設置の場所の変更、一時撤去、増設又は種類の変更の請求をすることができる。

2　前二条の規定は、前項の規定による請求があつた場合に準用する。

（専用契約に基く権利の移転又は承継）

第六十二条　専用者が専用契約に基いて公衆電気通信設備を専用する権利は、移転の目的とすることができない。

第六十三条　専用者について相続又は合併があつたときは、相続人（相続人が二人以上あるときは、相続開始の日から三月以内にその全員の同意をもつて選定された一人の相続人に限る。）又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、専用者の地位を承継する。

2　前項の規定により専用者の地位を承継した者は、承継の日（同項の規定により相続人の選定をしたときは、その選定をした日）から一月以内に、その事実を証する書面を添えて、その旨を公社又は会社に届け出なければならない。

（他人の通信の用に供することの制限）

第六十四条　専用者は、業としてその専用設備を用いて他人の通信を媒介し、その他その専用設備を他人の通信の用に供してはならない。但し、左に掲げる場合は、この限りでない。

一　第百六条第一号の規定により専用設備に接続した私設有線設備を有線電気通信法第九条第一項第五号又は第六号の規定により他人の私設有線設備に接続した場合において、その専用設備をその他人に使用させるとき。

二　第百六条第一号の規定により専用設備に接続した私設有線設備が有線電気通信法第四条第四号又は第五号の規定によりその専用者が他人と共同して設置したものである場合において、その専用設備をその他人に使用させるとき。

三　警察法（昭和二十二年法律第百九十六号）第四条第二項第一号但書の規定により自治体警察が使用するとき。

四　消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第二十三条の規定により国家消防本部又は地方公共団体が使用するとき。

五　水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第二十条第二項の規定により建設大臣、都道府県知事、水防管理者、水防団長、消防機関の長又はこれらの者の命を受けた者が使用するとき。

六　郵便物運送委託法（昭和二十四年法律第二百八十四号）第十一条の規定により郵政省が使用するとき。

七　天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を通報するとき。

八　前各号に掲げる場合の外、公社又は会社が公共の利益のため必要があり、且つ、公社又は会社の業務の遂行上支障がないと認めたとき。

2　専用者は、前項第一号又は第二号の場合は、別に公社又は会社が定める額の料金を支払わなければならない。

（専用契約の解除及び専用の停止）

第六十五条　公社又は会社は、専用者の事業の目的に変更があり、又はその規模が著しく縮少されたため、その者が新たに専用契約の申込をしたものとした場合において、第五十九条の規定により他にその者より先に申込を承諾すべき者があるときは、その専用者の専用契約を解除することができる。但し、第六十条の規定によりその申込を承諾した専用契約については、その承諾後五年以内は、この限りでない。

2　公社又は会社は、天災、事変その他の非常事態が発生した場合その他特にやむを得ない事由がある場合において、専用設備を他の公衆電気通信業務の用に供するため特に必要があるときは、郵政大臣の認可を受けて定める基準に従い、期間を定めてその専用設備の専用を停止することができる。

3　第四十二条第二項の規定は、第一項の場合に準用する。

（共同専用契約）

第六十六条　公社又は会社は、業務の遂行上支障がないときは、第五十七条の規定にかかわらず、別に公社又は会社が定める額の料金の支払があることを条件として、国の機関及び地方公共団体又は共同して同一の業務を行う二人以上の者若しくは相互に業務上緊密な関係を有するためその間の通信を必要とする二人以上の者が同一の公衆電気通信設備を専用するための専用契約の申込を承諾することができる。

（準用規定）

第六十七条　第三十一条第二号、第三十七条及び第四十二条の規定は、専用設備の専用に準用する。

第五章　料金

（料金の決定）

第六十八条　公衆電気通信役務の料金であつて、別表の上欄に掲げるものの額は、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。

2　前項に規定するもの以外の公衆電気通信役務の料金の額は、公社又は会社が郵政大臣の認可を受けて定める。但し、試行的な公衆電気通信役務の料金については、認可を受けることを要しない。

（換算割合）

第六十九条　公社又は会社は、その額が金フランの単位をもつて定められている国際電気通信役務の料金を、郵政大臣の認可を受けて定める換算の割合により本邦通貨の単位に換算しなければならない。

2　郵政大臣は、前項の認可をしようとするときは、大蔵大臣に協議しなければならない。

（料金の減免）

第七十条　公社は、郵政大臣の認可を受けて定める基準に従い、左の公衆電気通信役務の料金を減免することができる。

一　船舶又は航空機が重大且つ急迫の危険に陥り、又は陥るおそれがあることを通報する電報

二　船舶又は航空機の航行に対する重大な危険を予防するために発信する電報

三　天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合における人命財産の危険を通報する電報

四　災害に際し罹災者より発信する電報

五　警察機関に犯罪について通報する通話

六　消防機関に出火を報知し、又は人命の救護を求める通話

第七十一条　報道電報又は報道無線電報の料金は、他の電報の料金より低く定めることができる。

2　ニュース又は放送事業者の放送事項を内容とする予約通話であつて、新聞社、放送事業者又は通信社の機関相互間のものの料金は、第六十八条第一項の規定にかかわらず、郵政大臣の認可を受けて、他の予約通話の料金より低く定めることができる。

3　警察法による国家地方警察若しくは自治体警察の機関、消防組織法に規定する国若しくは地方公共団体の消防の機関又は新聞社、放送事業者若しくは通信社の事業のための市外設備（専用設備のうち、一の加入区域内の場所と加入区域外の場所との間に設置されている部分であつて、加入区域外に設置されている部分の長さが公社が定める長さ以上であるもの、いずれの加入区域にも属しない場所相互間に設置されている部分であつて、公社が定める条件に適合するもの及び一の加入区域内の電話取扱局又は電報取扱局と他の加入区域内の電話取扱局又は電報取扱局との間に設置されている部分をいう。以下同じ。）で、あつて、専用契約の期間が一年以上であるものの専用の料金は、第六十八条第一項の規定にかかわらず、郵政大臣の認可を受けて、その原価を下らない範囲内において、他の市外設備の専用の料金より低く定めることができる。

第七十二条　公社又は会社は、その総収入に著しい影響を及ぼさない範囲内において、臨時に、公衆電気通信役務の料金を減免することができる。

（無料通話）

第七十三条　公衆電気通信役務の利用者がその取扱について公社が定める電話に対してする通話の料金は、支払うことを要しない。

（料金の公示）

第七十四条　公社は、第六十八条第二項及び第七十条から第七十二条までの規定により公衆電気通信役務の料金を定め、若しくは減免したとき、又は第六十九条に規定する換算の割合を定め、若しくは変更したときは、郵政省令で定める方法により、これを公示しなければならない。

2　会社は、第六十八条第二項及び第七十二条の規定により国際電気通信役務の料金を定め、若しくは減免したとき、又は第六十九条に規定する換算の割合を定め、若しくは変更したときは、郵政省令で定める方法により、これを公示しなければならない。

（料金の遅滞支払）

第七十五条　一の電報に関する料金を支払うべき発信人又は受取人が二人以上であるときは、各発信人又は受取人は、その料金の支払について連帯してその責に任ずるものとする。度数料金制による共同電話の加入者が支払うべき市内通話の料金及び自動接続市外通話方式による市外通話の料金又は第六十六条に規定する専用契約を締結した者が支払うべき料金についても、同様とする。

（割増金）

第七十六条　不法に公衆電気通信役務の料金を免かれた者は、その免かれた額の外、その免かれた額の二倍に相当する額を割増金として支払わなければならない。

（電報の取扱等の停止と料金の支払義務）

第七十七条　第二十三条第一項の規定により電報の取扱を停止された者又は第四十二条第一項（第六十七条において準用する場合を含む。）の規定により加入電話の通話若しくは専用設備の専用を停止された者は、その停止された期間についても、料金の支払の責を免かれることがない。

（料金の返還）

第七十八条　公衆電気通信役務の料金は、左に掲げる場合において、それぞれ各号に掲げるものに限り、これを支払つた者の請求により返還するものとする。この場合において、その料金が支払われていないときは、支払うことを要しないものとする。

一　発信人又は受取人の責に帰することができない事由により、電報が速達の取扱としたる郵便物として差し出したものとした場合におけるその郵便物が到達するのに通常要する時間（翌日配達電報にあつては、二十四時間を加算した時間）以内に到達しなかつたときは、その電報の料金

二　発信人又は受取人の責に帰することができない事由により、照合とした電報の通信文に誤を生じたとき（問合せの取扱により誤を訂正することができた場合を除く。）は、その照合の料金

三　発信人又は受取人の責に帰することができない事由により、引き続き一日分以上同報無線電報の取扱をしなかつたときは、その取扱をしなかつた日数に対応するその料金

四　加入者がその責に帰することができない事由により、その加入電話（加入契約の期間が公社が定める期間以内であるものを除く。以下第百九条第一項第三号において同じ。）により通話をすることができない場合において、その旨を電話取扱局に通知した日（その前に電話取扱局がその旨を知つたときは、その知つた日。以下この号及び第百九条第一項第三号において同じ。）から引き続き二日以上その加入電話により通話をすることができなかつたときは、その旨を電話取扱局に通知した日後の通話をすることができなかつた日数に対応する電話使用料及びこれに附加して支払うべき料金（その通話をすることができなかつた設備に係るものに限る。）

五　加入者の責に帰することができない事由により、度数料金制による加入電話による市内通話が通話中にできなくなつたときは、その市内通話の料金

六　請求者の責に帰することができない事由により、第四十七条第一項第四号の請求者が指定する時刻（同条第三項の規定による繰下又は繰上があつたときは、その繰り下げ、又は繰り上げた時刻。以下同じ。）に定時通話を接続しなかつたとき（請求者の申出により同条第一項第四号の請求者が指定する時刻以外の時刻に接続した場合を除く。）は、その定時通話料

七　請求者の責に帰することができない事由により、定時通話が一回の通話につき引き続き三分以上できなかつたときは、その通話をすることができなかつた時分（三分の倍数である部分に限る。）に対応する定時通話料

八　加入者の責に帰することができない事由により、第四十七条第一項第五号の請求者が指定する時刻（同条第三項の規定による繰下又は繰上があつたときは、その繰り下げ、又は繰り上げた時刻。以下同じ。）に予約通話を接続しなかつたとき（請求者の申出により同条第一項第五号の請求者が指定する時刻以外の時刻に接続した場合を除く。）、その契約を解除したとき、又はその通話時数を減少したときは、その取扱をしなかつた日数、解除後の契約の期間又は減少した時数に対応する予約通話料

九　加入者の責に帰することができない事由により、予約通話が一回の通話につき引き続き三分以上できなかつたときは、その通話をすることができなかつた時分（三分の倍数である部分に限る。）に対応する予約通話料

十　専用者がその責に帰することができない事由により、その専用設備を使用することができない場合において、その旨を電報取扱局（電報に関する現業事務を取り扱う会社の事業所を含む。以下この号において同じ。）又は電話取扱局（電話に関する現業事務を取り扱う会社の事業所を含む。以下この号において同じ。）に通知した時（その前に電報取扱局又は電話取扱局がその旨を知つたときは、その知つた時。以下この号及び第百九条第一項第六号において同じ。）から引き続き二十四時間以上その専用設備を使用することができなかつたときは、その旨を電報取扱局又は電話取扱局に通知した時以後の使用することができなかつた時間（二十四時間の倍数である部分に限る。）に対応する専用の料金（その使用することができなかつた設備に係るものに限る。）

十一　第六十五条第一項又は第二項の規定により専用契約を解除し、又は専用を停止したときは、その解除後の契約の期間又は停止の期間に対応する専用の料金

十二　公衆電気通信役務の料金の過払又は誤払があつたときは、過払又は誤払の料金

十三　前各号に掲げる場合の外、公衆電気通信役務の全部又は一部を提供しなかつた場合であつて、公社又は会社が定める場合に該当するときは、公社又は会社が定める料金

2　公社又は会社は、前項第十三号の規定による定をしようとするときは、郵政大臣の認可を受けなければならない。

3　第一項の規定による返還の請求は、その返還の事由が発生した日から起算して、六月を経過したときは、することができない。

（延滞金）

第七十九条　公衆電気通信役務の料金を支払うべき者がその料金を支払わず、又は第七十六条に規定する割増金を支払うべき者がその割増金を支払わないため、公社が督促状を発した場合において、支払

義務者がなお支払わないときは、公社は、その支払うべき料金又は割増金の額百円につき一日四銭の割合で、督促状に指定した期日の翌日からその支払の日の前日までの日数により計算した延滞金を支払わせることができる。但し、百円未満の料金及び割増金については、この限りでない。

（料金支払義務の存続期間）

第八十条　公衆電気通信役務の料金の支払の義務は、その料金を支払うべき日から六月以内に支払の請求を受けないことによつて消滅する。

2　前項の規定は、不法に免かれた公衆電気通信役務の料金については、適用しない。

第六章　土地の使用

（土地等の使用）

第八十一条　公社は、公衆電気通信業務の用に供する線路及び空中線並びにこれらの附属設備（第百七条第三項を除き以下「線路」と総称する。）を設置するため他人の土地及びこれに定着する建物その他の工作物（以下単に「土地等」という。）を利用することが必要且つ適当であるときは、その土地等の利用を著しく妨げない限度において、これを使用することができる。但し、他の法律によつて土地等を収用し、又は使用することができる事業の用に供されている土地等にあつては、その事業のための土地等の利用を妨げない限度において利用する場合に限り、建物その他の工作物にあつては、線路を支持するために利用する場合に限る。

2　前項の規定により土地等を使用する権利（以下「使用権」という。）の存続期間は、十五年（地下ケーブルその他の地下工作物又は鉄鋼若しくはコンクリート造の地上工作物の設置を目的とするものにあつては、五十年）とする。但し、次条第一項の規定による協議又は第八十七条第二項の裁定においてこれより短い期間を定めたときは、この限りでない。

3　第一項の規定により使用する土地等に最初に設置した電柱又は地下ケーブルが前項の存続期間が満了した後なお残存する場合において、その土地等の所有者又は占有者が存続期間の満了の日から一月以内にその撤去を請求しないときは、使用権は、その電柱又は地下ケーブルが残存する期間存続する。

（土地等の使用の手続）

第八十二条　公社は、前条第一項の規定により土地等を使用しようとするときは、その土地等の所在地を管轄する都道府県知事の認可を受けて、その土地等の所有者（所有者以外に権原に基きその土地等を使用する者があるときは、その者及び所有者。以下同じ。）とその土地等の使用について協議しなければならない。

2　都道府県知事は、前項の認可をしたときは、その旨をその土地等の所有者に通知するとともに、これを公告しなければならない。

第八十三条　前条第一項の規定による協議をすることができず、又は協議がととのわないときは、郵政省令で定める手続に従い、その土地等の使用について、都道府県知事の裁定を申請することができる。但し、同項の認可があつた日から三月を経過したときは、この限りでない。

第八十四条　公社は、第八十一条第三項の規定による請求を受け、且つ、なおその土地の使用を継続する必要がある場合において、当該使用権の存続期間の延長について、その請求をした者と協議をすることができず、又は協議がととのわないときは、郵政省令で定める手続に従い、その使用の継続について、都道府県知事の裁定を申請することができる。但し、その請求を受けた日から三月を経過したときは、この限りでない。

2　公社は、前項の規定により裁定を申請したときは、その裁定があるまでは、引き続きその土地を使用することができる。

（裁定）

第八十五条　都道府県知事は、第八十三条又は前条第一項の規定による裁定の申請を受理したときは、三日以内に、その申請書の写を当該市町村長に送付するとともに、土地等の所有者に裁定の申請があつた旨を通知しなければならない。

2　市町村長は、前項の書類を受け取つたときは、三日以内に、その旨を公告し、公告の日から一週間、これを公衆の縦覧に供しなければならない。

3　市町村長は、前項の規定による公告をしたときは、公告の日を都道府県知事に報告しなければならない。

第八十六条　前条第二項の規定による公告があつたときは、土地等の所有者その他利害関係人は、公告の日から十日以内に、都道府県知事に意見書を提出することができる。

第八十七条　都道府県知事は、前条の期間が経過した後、一週間以内に、裁定をしなければならない。

2　使用権を設定すべき旨を定める裁定においては、左の事項を定めなければならない。

一　使用権を設定すべき土地等の所在地及びその範囲

二　線路の種類及び数

三　使用開始の時期

四　使用権の存続期間を定めたときは、その期間

3　都道府県知事は、裁定をしたときは、遅滞なく、その旨を公社及び土地等の所有者に通知するとともに、これを公告しなければならない。

第八十八条　使用権を設定すべき旨を定める裁定があつたときは、その裁定において定められた使用開始の時期に、公社は、その土地等の使用権を取得するものとする。

2　使用を継続すべき旨を定める裁定があつたときは、当該使用権は、従前の存続期間が満了した後、その電柱又は地下ケーブルが残存する期間存続するものとする。

（協議の効果）

第八十九条　第八十二条第一項の規定による協議又は第八十一条第三項の規定による請求を受けた場合における当該使用権の存続期間の延長についての協議がととのつた場合において、公社及び土地等の所有者が郵政省令で定めるところにより、それぞれその協議において定めた事項を都道府県知事に届け出たときは、その届け出たところに従い、使用権を設定すべき旨を定める裁定又は使用を継続すべき旨を定める裁定があつたものとみなす。

（土地等の使用の対価）

第九十条　公社は、第八十一条第一項の規定により土地等を使用するときは、これに対し対価を支払わなければならない。

2　前項の対価の額は、その使用によつて通常生ずる損失を償うように、線路及び土地等の種類ごとに政令で定める。

3　第一項の対価であつて、第八十一条第二項に規定する存続期間に対するものは、第八十二条第一項の規定による協議又は第八十七条第二項の裁定において定める使用開始の時期までに、その全額を一時に支払うものとする。但し、第八十二条第一項の規定による協議又は第八十七条第二項の裁定において五年より短い期間を存続期間と定めたときは、その存続期間に対するものは、各事業年度分を毎事業年度に支払うことができる。

4　第一項の対価であつて、第八十一条第三項又は第八十八条第二項の規定により使用権が存続する期間に対するものは、各事業年度分を毎事業年度に支払うものとする。

（土地等の一時使用）

第九十一条　公社は、左に掲げる目的のため他人の土地等を利用することが必要であつて、やむを得ないときは、その土地等の利用を著しく妨げない限度において、一時これを使用することができる。但し、建物その他の工作物にあつては、線路を支持するために利用する場合に限る。

一　線路に関する工事の施行のため必要な資材及び車両の置場並びに土石の捨場の設置

二　天災、事変その他の非常事態が発生した場合その他特にやむを得ない事由がある場合における重要な通信を確保するための線路の設置

三　測標の設置

2　公社は、前項の規定により他人の土地等を一時使用しようとするときは、都道府県知事の許可を受けなければならない。但し、天災、事変その他の非常事態が発生した場合において十五日以内の期間一時使用するときは、この限りでない。

3　公社は、第一項の規定により他人の土地等を一時使用しようとするときは、あらかじめ、土地等の占有者に通知しなければならない。但し、あらかじめ通知することが困難なときは、使用開始の後、遅滞なく、通知することをもつて足りる。

4　第一項の規定により一時使用しようとする土地等が居住の用に供されているときは、その居住者の承諾を得なければならない。

5　第一項の規定による一時使用の期間は、六月（同項第二号の場合において、仮線路を設置したとき、又は同項第三号の規定により一時使用するときは、一年）をこえることができない。

6　第一項の規定による一時使用のためその土地等に立ち入る者は、第二項の許可を受けたことを証する書面を携帯し、関係人に呈示しなければならない。但し、同項但書の場合は、この限りでない。

（土地の立入等）

第九十二条　公社は、線路に関する測量又は実地調査のため必要があ

るときは、他人の土地に立ち入ることができる。

2　公社は、前項の規定により他人の土地に立ち入ろうとするときは、立入の五日前までに、その目的、日時及び場所を市町村長（国有又は公有の土地については、その土地の管理者）に通知しなければならない。

3　前項の規定による通知を受けた市町村長は、遅滞なく、通知を受けた事項を公告しなければならない。

第九十三条　公社は、線路に関する工事のため必要があるときは、他人の土地を通行することができる。

2　第九十一条第三項の規定は、公社が前項の規定により他人の土地を通行する場合に準用する。

第九十四条　第九十二条第一項の規定により立ち入り、又は前条第一項の規定により通行しようとする土地が居住の用に供されているときは、その居住者の承諾を得なければならない。

2　第九十二条第一項の規定により他人の土地に立ち入り、又は前条第一項の規定により他人の土地を通行する者は、その身分を示す証票を携帯し、関係人に呈示しなければならない。

（植物の伐採）

第九十五条　公社は、植物が線路に障害を及ぼし、若しくは及ぼすおそれがある場合又は植物が線路に関する測量若しくは実地調査に支障を及ぼす場合において、やむを得ないときは、都道府県知事の許可を受けて、その植物を伐採し、又は移植することができる。

2　公社は、前項の規定により植物を伐採し、又は移植するときは、あらかじめ、植物の所有者に通知しなければならない。但し、あらかじめ通知することが困難なときは、伐採又は移植の後、遅滞なく、通知することをもつて足りる。

3　公社は、植物が線路に障害を及ぼしている場合において、その障害を放置するときは、線路を著しく損壊し、通信の確保に重大な支障を生ずると認められるときは、第一項の規定にかかわらず、都道府県知事の許可を受けないで、その植物を伐採し、又は移植することができる。この場合においては、伐採又は移植の後、遅滞なく、都道府県知事にその旨を届け出るとともに、植物の所有者に通知しなければならない。

（立入、伐採の損失補償）

第九十六条　公社は、第九十一条第一項の規定により他人の土地等を一時使用し、第九十二条第一項の規定により他人の土地に立ち入り、第九十三条第一項の規定により他人の土地を通行し、又は前条第一項若しくは第三項の規定により植物を伐採し、若しくは移植したことによつて損失を生じたときは、損失を受けた者に対し、これを補償しなければならない。

2　前項の規定による損失の補償について、公社と損失を受けた者との間に協議をすることができず、又は協議がととのわないときは、公社又は損失を受けた者は、郵政省令で定める手続に従い、都道府県知事の裁定を申請することができる。

3　第八十五条、第八十六条並びに第八十七条第一項及び第三項の規定は、前項の裁定に準用する。

4　損失の補償をすべき旨を定める裁定においては、補償金の額並びにその支払の時期及び方法を定めなければならない。

5　第三項において準用する第八十七条第三項の規定による公告があつたときは、裁定の定めるところに従い、公社と損失を受けた者との間に協議がととのつたものとみなす。

（線路の移転等）

第九十七条　線路が設置されている土地等又はこれに近接する土地等の利用の目的又は方法が変更されたため、その線路が土地等の利用に著しく支障を及ぼすようになつたときは、その土地等の所有者は、公社に、線路の移転その他支障の除去に必要な措置をすべきことを請求することができる。

2　公社は、前項の措置が業務の遂行上又は技術上著しく困難な場合を除き、同項の措置をしなければならない。

3　第一項の措置について、公社と土地等の所有者との間に協議をすることができず、又は協議がととのわないときは、公社又は土地等の所有者は、郵政省令で定める手続に従い、都道府県知事の裁定を申請することができる。

4　第八十二条、第八十六条並びに第八十七条第一項及び第三項の規定は、前項の裁定に準用する。

5　第一項の措置をすべき旨を定める裁定においては、その措置をすべき時期並びにその措置に要する費用の全部又は一部を土地等の所有者が負担すべきときは、その負担の額並びにその支払の時期及び方法を定めなければならない。

6　第四項において準用する第八十七条第三項の規定による公告があつたときは、裁定の定めるところに従い、公社と土地等の所有者との間に協議がととのつたものとみなす。

（訴訟）

第九十八条　第九十六条第二項又は前条第三項の裁定のうち補償金の額又は費用の負担の額に不服のある者は、その裁定の通知を受けた日から三十日以内に、訴をもつてその額の増減を請求することができる。

2　前項の訴においては、公社又は損失を受けた者若しくは土地等の所有者をもつて被告とする。

（原状回復の義務）

第九十九条　公社は、土地等の使用を終つたとき、又はその使用する土地等を公衆電気通信業務の用に供する必要がなくなつたときは、その土地等を原状に回復し、又は原状に回復しないことによつて生ずる損失を補償して、土地等を返還しなければならない。

（公用水面の使用）

第百条　公社又は会社は、公共の用に供する水面（以下「水面」という。）に公衆電気通信業務の用に供する水底線路（以下「水底線路」という。）を敷設しようとするときは、あらかじめ、左の事項を郵政大臣及び都道府県知事（漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第百三十六条の規定により農林大臣が自ら都道府県知事の権限を行う漁場たる水面については、農林大臣。以下同じ。）に届け出なければならない。

一　水底線路の位置及び次条第一項の申請をしようとする区域

二　工事の開始及び完了の時期

三　工事の概要

2　都道府県知事は、漁業権（漁業法による漁業権をいう。以下同じ。）が設定されている水面について前項の規定による届出があつた場合において、その漁業権に関する利害関係人の意見により、同項第一号又は第二号に掲げる事項を変更する必要があると認めるときは、届出があつた日から三十日以内に、その旨を公社又は会社に通知することができる。

3　公社又は会社は、前項の規定による通知を受けた場合において、第一項第一号又は第二号に掲げる事項の変更が業務の遂行上支障がないと認めるときは、これを変更し、その旨を郵政大臣及び都道府県知事に届け出なければならない。

（水底線路の保護）

第百一条　郵政大臣は、公社又は会社の申請があつた場合において、水底線路を保護するため必要があるときは、その水底線路から千メートル（河川法（明治二十九年法律第七十一号）第一条に規定する河川並びに同法第五条の規定により同法の規定を準用する水流、水面及び河川（以下「河川等」という。）については、五十メートル）以内の区域を保護区域として指定することができる。

2　前項の規定による指定は、告示によつて行わなければならない。

3　公社又は会社は、第一項の規定による保護区域の指定があつたときは、郵政省令で定めるところにより、これを示す陸標を設置し、且つ、その陸標の位置を公告しなければならない。

4　何人も、第一項の保護区域内において船舶をびよう泊させ、底びき網若しくはもりを用いる漁業その他政令で定める漁業を行い、若しくは土砂を掘採し、又は前項の陸標に舟若しくはいかだをつないではならない。但し、河川等の管理者がその河川等に関する工事を行う場合であつて、やむを得ないとき、その他政令で定める場合は、この限りでない。

5　都道府県知事は、公社又は会社の申請があつた場合において、水底線路を保護するため必要があるときは、第一項の保護区域内の水面に設定されている漁業権を取り消し、変更し、又はその行使の停止を命じなければならない。

6　都道府県知事は、第一項の保護区域内の水面における漁業権の設定については、水底線路の保護に必要な配慮をしなければならない。

第百二条　公社又は会社は、前条第五項の規定による漁業権の取消、変更又はその行使の停止によつて生じた損失を当該漁業権者に対し補償しなければならない。

2　漁業法第三十九条第六項から第十一項までの規定は、前項の規定による損失の補償に準用する。この場合において、同条第九項中「国」とあり、又は同条第十項中「政府」とあるのは、「日本電信電話公社又は国際電信電話株式会社」と読み替えるものとする。

第百三条　船舶は、水底線路の敷設若しくは修理に従事している船舶であつて、その旨を示す標識を掲

げているものから千メートル（河川等については、五十メートル）以内又は敷設若しくは修理中の水底線路の位置を示す浮標であつて、その旨を示す標識を掲げてあるものから四百メートル（河川等については、三十メートル）以内の水面を航行してはならない。但し、水底線路の敷設又は修理に従事する船舶内の公社又は会社の職員の承認を受けたときは、この限りでない。

（特別区の区長等に対する規定の適用）

第百四条　この章中市町村長に関する規定は、特別区のある地にあつては特別区の区長に、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百五十五条第二項の市にあつては区長に、全部事務組合又は役場事務組合のある地にあつては組合の管理者に適用する。

第七章　雑則

（利用者による設置）

第百五条　左の公衆電気通信設備の設置は、加入者又は専用者が行うことを妨げない。但し、同一の加入電話の電話回線又は同一の専用設備たる回線の一端に接続するものの全部についてする場合に限る。

一　構内交換設備及び内線電話機並びにこれらの附属設備

二　船舶に設置する加入電話の設備

三　専用設備の端末機器その他端末の設備

2　公社は、加入者又は専用者が前項の規定により設置する公衆電気通信設備の保存を公社において行うべきことの申込を受けたときは、業務の遂行上支障がある場合を除き、これを拒んではならない。

3　第一項の規定による公衆電気通信設備の設置は、公衆電気通信業務に支障を及ぼすことを防止するために必要な限度において公社が郵政大臣の認可を受けて定める技術基準に適合するものでなければならない。

4　加入者又は専用者は、第一項の規定により公衆電気通信設備を設置したときは、公社の検査を受け、その設置が前項の技術基準に適合していると認められた後でなければ、これを使用してはならない。これを変更したときも、同様とする。

5　第一項の規定により公衆電気通信設備を設置している加入者又は専用者は、公社からその公衆電気通信設備が第三項の技術基準に適合するかどうかの検査を受けるべきことを求められたときは、これを拒んではならない。但し、正当な事由がある場合並びに加入者又は専用者の営業時間外及び日没から日出までの間は、この限りでない。

6　前二項の規定による検査に従事する者は、その身分を示す証票を携帯し、関係人に呈示しなければならない。

7　加入者は、郵政省令で定めるところにより、公社の認定を受けた工事担任者でなければ、第一項第一号の規定による構内交換設備及び内線電話機並びにこれらの附属設備の設置に従事させてはならない。

8　第五十二条及び第五十三条の規定は、工事担任者の認定について準用する。

9　第二項から第五項までの規定は、会社が公衆電気通信設備を専用させる場合に準用する。

（私設有線設備の接続）

第百六条　公社は、左に掲げる場合において、公衆電気通信設備に私設有線設備を接続すべき旨の請求を受けたときは、その接続しようとする私設有線設備が公社が郵政大臣の認可を受けて定める技術基準に適合しないとき、その他その接続により公社の業務の遂行に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがある場合を除き、その接続をしなければならない。

一　専用設備にその専用者が設置する私設有線設備（端末機器その他端末の設備のみのものを除く。）を接続するとき。

二　内線電話機のみと通話することができるように、構内交換設備にその構内交換電話の加入者が設置する私設有線設備の電話回線を接続するとき。

三　前二号に規定する場合の外、私設有線設備を接続することが公共の利益のため必要であるとき。

（補償金）

第百七条　構内交換設備であつて、公社が郵政大臣の認可を受けて定める種類のものの設置の日から五年以内に、加入者が加入契約を解除したとき、又は公社がその加入電話若しくは構内交換設備の変更の請求に応じ、若しくは第四十二条第一項の規定により加入契約を解除したときは、加入者は、その構内交換設備の撤去に要する費用の額以内において公社が定める額を補償金として支払わなければならない。

2　専用設備の端末機器であつて、公社又は会社が郵政大臣の認可を受けて定める種類のものの設置の日から五年以内に、専用者が専用契約を解除したとき、又は公社若しくは会社がその端末機器の変更の請求に応じ、若しくは第六十七条において準用する第四十二条第一項の規定により専用契約を解除したときは、専用者は、その端末機器の撤去に要する費用の額以内において公社又は会社が定める額を補償金として支払わなければならない。

3　専用契約を締結したため新たに設置した専用設備の線路の設置の日から五年以内に、専用者が専用契約を解除したとき、又は公社若しくは会社が第六十七条において準用する第四十二条第一項の規定により専用契約を解除したときは、専用者は、その線路の撤去に要する費用の額以内において公社又は会社が定める額を補償金として支払わなければならない。

4　前二項の場合において、その専用設備が第六十条の規定により費用を支払い、又は物件を提供して設置されたものであるときは、補償金の額は、前二項の規定にかかわらず、これらの規定により公社又は会社が定める額からその支払つた費用の額と提供した物件の価額の合計額（その合計額がこれらの規定により公社又は会社が定める額より大きいときは、その定める額）を控除した額とする。

5　前四項の規定は、その構内交換設備又は専用設備を引き続きその設置の場所で使用することができるときは、適用しない。

6　第一項又は第二項の規定は、その構内交換設備又は専用設備の端末機器が第百五条第一項第一号又は第三号の規定により設置されたものであるときは、適用しない。

（国際電気通信業務に関する協定等）

第百八条　公社又は会社は、外国政府又は外国人若しくは外国法人との間に国際電気通信業務に関する協定又は契約であつて、郵政省令で定める重要な事項を内容とするものを締結し、変更し、又は廃止しようとするときは、郵政大臣の認可を受けなければならない。但し、第六十八条第二項の認可を受けるべき場合は、この限りでない。

（損害の賠償）

第百九条　公社は、公衆電気通信役務を提供すべき場合において、その提供をしなかつたため、利用者（電報の受取人及び電話の通話の相手方を含む。以下同じ。）に損害を加えたときは、左に掲げる場合に限り、それぞれ各号に掲げる額を限度とし、その損害を賠償する。但し、損害が不可抗力により発生したものであるとき、又はその損害の発生について利用者に故意若しくは過失があつたときは、この限りでない。

一　電報が速達の取扱とした郵便物として差し出したものとした場合におけるその郵便物が到達するのに通常要する時間（翌日配達電報にあつては、二十四時間を加算した時間）以内に到達しなかつたときは、その電報の料金の五倍に相当する額

二　照合とした電報の通信文に誤を生じたとき（問合せの取扱により誤を訂正することができた場合を除く。）は、その電報の料金及び照合の料金の合計額の五倍に相当する額

三　加入者がその加入電話により通話をすることができない場合において、その旨を電話取扱局に通知した日から引き続き五日以上その加入電話により通話をすることができなかつたときは、その旨を電話取扱局に通知した日後の通話をすることができなかつた日数に対応する電話使用料（その通話をすることができなかつた設備に係るものに限る。）の五倍（定額料金制による加入電話にあつては、二倍）に相当する額及びその電話使用料に附加して支払うべき料金（その通話をすることができなかつた設備に係るものに限る。）の五倍に相当する額

四　第四十七条第一項第四号の請求者が指定する時刻に定時通話を接続しなかつたとき（請求者の申出により同号の請求者が指定する時刻に予約通話を接続しなかつたとき（請求者の申出により同号の請求者が指定する時刻以外の時刻に接続した場合並びに第四十九条及び第五十条に規定する市外通話を接続した場合並びに第四十九条及び第五十条に規定する市外通話を接続

五　第四十七条第一項第五号の請求者が指定する時刻に予約通話を接続しなかつたとき（請求者の申出により同号の請求者が指定する時刻以外の時刻に接続した場合並びに第四十九条及び第五十条に規定する市外通話を接続

するため必要がある場合を除く。）は、その予約通話料の五倍に相当する額

六　専用者がその専用設備を使用することができない場合において、その旨を電報取扱局又は電話取扱局に通知した時から引き続き四十八時間以上その専用設備を使用することができなかつたときは、その旨を電報取扱局又は電話取扱局に通知した時以後の使用することができなかつた時間（二十四時間の倍数である部分に限る。）に対応する専用の料金（その使用することができなかつた設備に係るものに限る。）の五倍に相当する額

七　前各号に定める場合の外、公衆電気通信役務の全部又は一部を提供しなかつた場合であつて、公社が定める場合に該当するときは、公社が定める料金の五倍に相当する額

2　公社は、前項第七号の規定による定をしようとするときは、郵政大臣の認可を受けなければならない。

3　第一項の規定による損害賠償の請求は、その事由が発生した日から起算して、六月を経過したときは、することができない。

第八章　罰則

第百十条　公衆電気通信業務に従事する者が正当な理由がないのに公衆電気通信役務の取扱をせず、又は不当な取扱をしたときは、これを三年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

2　前項の場合において金銭物品を収得したときは、これを没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第百十一条　公社又は会社の取扱中に係る電報を正当な事由がないのに開き、破り、隠匿し、放棄し、又は受取人でない者に配達した者は、三年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。但し、刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百五十八条又は第二百五十九条に該当するときは、同条の刑に処する。

第百十二条　公社又は会社の取扱中に係る通信の秘密を侵した者は、一年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

2　公衆電気通信業務に従事する者が前項の行為をしたときは、二年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

第百十三条　前二条の未遂罪は、罰する。

第百十四条　公社又は会社の役員がこの法律の規定により郵政大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかつたときは、その役員は、十万円以下の罰金に処する。

第百十五条　第百一条第四項又は第百三条の規定に違反した者は、一万円以下の罰金に処する。

第百十六条　第七十四条又は第百一条第三項の規定に違反した公社又は会社の役員又は職員は、五千円以下の過料に処する。

附　則

この法律の施行期日は、別に法律で定める。

別表

第一　通常電報の料金

料金種別	料金額
一　普通電報料	
イ　市内電報料	
基本料	和文十字又は欧文五語まで　三十円
累加料	和文五字までごとに又は欧文一語ごとに　七円
ロ　市外電報料	
基本料	和文十字又は欧文五語まで　六十円
累加料	和文五字までごとに又は欧文一語ごとに　十円
二　至急電報料	普通電報料の二倍
三　翌日配達電報料	
基本料	和文十字又は欧文五語まで　三十円
累加料	和文五字までごとに又は欧文一語ごとに　七円
四　第十五条又は第十六条に規定する電報の電報料	至急電報料と同額

第二　電話使用料（契約の期間が三十日以内の加入電話に係るものを除く。）

料金種別	料金額	
一　度数料金制による場合		
イ　基本料		
単独電話及び構内交換電話（内線電話機及び構内交換設備を除く。）	一加入電話ごとに月額	事務用　住宅用
一級局	千円	七百円
二級局	九百円	六百三十円
三級局	八百円	五百六十円
四級局	七百円	四百九十円
五級局	六百円	四百二十円
六級局	五百円	三百五十円
ロ　度数料	一加入電話について毎月六十度数をこえる市内通話一度数ごとに　七十円	

二　定額料金制による場合

	一加入電話ごとに月額	事務用	住宅用
イ　単独電話			
五級局		千九百八十円	千百八十五円
六級局		千六百四十五円	九百五十五円
七級局		千三百五十円	八百五十円
八級局		千百九十五円	六百九十円
九級局		九百五十円	五百五十円
十級局		八百五十円	四百五十円
十一級局		七百五十円	三百九十円
十二級局		八百円	四百円
基本額		六百五十円	
加算額		七百円	
ロ　構内交換電話（内線電話機及び構内交換設備を除く。）	普通加入区域内の関係線路百メートルまでごとに	百五十円	九十円
	一加入電話ごとに月額	四十円	二十四円
五級局	二千八百五十円	千七百円	
六級局	二千四百円	千四百円	
七級局	千九百五十円	千二百五十円	
八級局	千六百五十円	千円	
九級局	千三百五十円	八百円	
十級局	千二百五十円	七百円	
十一級局	千五十円	六百円	

備考

一　住宅用とは、加入者（法人たるもの及び第二十八条第二項に規定する加入者を除く。）がもつぱら居住の用に供する場所に設置されるものをいう。

二　事務用とは、住宅用以外のものをいう。

第三　装置料　一加入電話ごとに　四千円

（加入申込を承諾された場合のもの。

但し、内線電話機及び構内交換設備の装置に要するもの並びに契約の期間が三十日以内のものに係るものを除く。）

第四　市外通話料（公衆電話又は第八条第二号の規定による委託により公衆の利用に供される加入電話による場合のものを除く。）

| 料金種別 | 料金額 | | |

二千四百〃二千四百キロメートルをこえるもの	三百九十円	二百五十円	七百円	三百九十円
二　至急通話料	四百二十円	二百七十円	七百六十円	四百二十円
三　特別至急通話料	普通通話料の二倍		普通通話料と同額	
四　第四十九条又は第五十条に規定する通話の市外通話料	普通通話料の三倍			
五　通話の市外通話料定時通話料	普通通話料一の料金額の欄の上段に掲げる額の四倍		上記の料金額と同額	
六　予約通話料（予約の期間が一月未満のものに係るものを除く。）	普通通話料（月額）一の料金額の欄の上段に掲げる額の九十倍		（月額）上記の料金額と同額	

第五　公衆電話料

料金種別	料金額
一　公衆電話又は第八条第二号の規定による委託により公衆の利用に供される加入電話であつて、加入区域内に設置されたものによる場合	一度数ごとに毎三分又はその端数ごとに
二　イ　市内通話　ロ　市外通話又は第八条第二号の規定による委託により公衆の利用に供される加入電話であつて、加入区域外に設置されたものによる場合	一度数ごとに毎三分又はその端数ごとに十円第四に掲げる料金額と同額
ロ　市内通話　市外通話	十五円第四に掲げる料金額に十円を加算した額

第六　専用設備たる回線の専用（市外設備に係るものであつて、専用契約の期間が一年以上のものに限る。）の料金　（月額）第四の一の料金額の欄の上段に掲げる額の六千倍以内において公社が郵政大臣の認可を受けて定める額

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

有線電気通信法案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和二十八年七月二十一日

衆議院議長　堤　康次郎

参議院議長河井彌八殿

有線電気通信法案

有線電気通信法

（目的）

第一条　この法律は、有線電気通信設備の設置及び使用を規律し、有線電気通信に関する秩序を確立することによつて、公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「有線電気通信」とは、送信の場所と受信の場所との間の線条その他の導体を利用して、電磁的方式により、符号、音響又は影像を送り、伝え、又は受けることをいう。

2　この法律において「有線電気通信設備」とは、有線電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電気的設備（無線通信用の有線連絡線を含む。）をいう。

（有線電気通信設備の届出）

第三条　有線電気通信設備を設置しようとする者は、左の事項を記載した書類を添えて、設置の工事の開始の日の二週間前まで（工事を要しないときは、設置の日から二週間以内）に、その旨を郵政大臣に届け出なければならない。

一　有線電気通信の方式の別

二　設備の設置の場所

三　設備の概要

2　有線電気通信設備を設置した者は、前項各号の事項を変更しようとするときは、変更の工事の開始の日の二週間前まで（工事を要しないときは、変更の日から二週間以内）に、その旨を郵政大臣に届け出なければならない。

3　前二項の規定は、左の有線電気通信設備については、適用しない。

一　日本電信電話公社（以下「公社」という。）又は国際電信電話株式会社（以下「会社」という。）が設置するもの

二　設備の一の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含む。以下同じ。）又は同一の建物内であるもの（以下「構内等設備」という。）

三　警察事務、消防事務、水防事務、航空保安事務、海上保安事務、気象業務、鉄道事業、軌道事業、電気事業、鉱業その他政令で定める業務を行う者が設置するもの

四　次条第四号から第六号までの許可を受けて設置するもの

五　前各号に掲げるものの外、郵政省令で定めるもの

（有線電気通信設備の共同設置）

第四条　有線電気通信設備は、二人以上の者が共同して設置してはならない。但し、左に掲げる場合は、この限りでない。

一　構内等設備を設置するとき。

二　有線放送業務の運用の規正に関する法律（昭和二十六年法律第百三十五号）第二条に規定する有線放送の業務を行うための有線電気通信設備（以下「有線放送設備」という。）を設置するとき。

三　公社と会社とが共同して設置するとき。

四　二人以上共同して行う業務に必要な通信を行うため、その業務を行う者が郵政大臣の許可を受けて設置するとき。（第一号及び前号に規定する場合を除く。）

五　相互に緊密な関係を有する業務に必要な通信を行うため、これらの業務を行う者が郵政大臣の許可を受けて設置するとき。（第一号及び第三号に規定する場合を除く。）

六　前各号に掲げる場合の外、都市からの距離が遠く、公社が公衆電気通信法（昭和二十八年法

律第　号）第二条第三号に規定する公衆電気通信役務を提供することが困難であると認められる地域であつて、郵政省令で定める基準に該当するもの（以下「特定地域」という。）に、郵政大臣の許可を受けて設置するとき。

第五条　前条第四号から第六号までの許可を受けようとする者は、申請書に左の事項を記載した書類を添えて、郵政大臣に提出しなければならない。

一　設置を必要とする事由

二　第三条第一項各号の事項

2　郵政大臣は、前項の申請書を受理したときは、その申請を審査し、前条第四号又は第五号の許可の申請にあつては、その設備により行う通信が二人以上共同して行う業務又は相互に緊密な関係を有する業務のため必要な通信であり、同条第六号の許可の申請にあつては、設置の場所の全部又は一部が同号の特定地域内であるときは、許可をしなければならない。

第六条　第四条第四号又は第五号の許可を受けて有線電気通信設備を設置した者は、前条第一項第一号の事項を変更しようとするときは、郵政大臣の許可を受けなければならない。第四条第六号の許可を受けて有線電気通信設備を設置した者が第三条第一項第二号の事項を変更しようとするときも、同様とする。

2　第四条第四号又は第五号の許可を受けて有線電気通信設備を設置した者は、第三条第一項各号の事項を変更しようとするときは、変更の工事の開始の日の二週間前まで（工事を要しないときは、変更の日から二週間以内）に、その旨を郵政大臣に届け出なければならない。第四条第六号の許可を受けて有線電気通信設備を設置した者が第三条第一項第一号若しくは第三号又は前条第一項第一号の事項を変更しようとするときも、同様とする。

3　前項の規定は、第三条第三項第三号及び第五号に掲げる有線電気通信設備については、適用しない。

第七条　第四条第四号から第六号までの許可を受けて有線電気通信設備を設置した者について相続又は合併があつたときは、相続人（相続人が二人以上あるときは、相続開始の日から三月以内にその全員の同意をもつて選定された一人の相続人に限る。）又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、許可を受けた者の地位を承継する。

2　前項の規定により許可を受けた者の地位を承継した者は、承継の日（同項の規定により相続人を選定したときは、その選定をした日）から一月以内に、その事実を証する書面を添えて、その旨を郵政大臣に届け出なければならない。

（本邦外にわたる有線電気通信設備）

第八条　本邦内の場所と本邦外の場所との間の有線電気通信設備は、公社又は会社でなければ、設置してはならない。但し、特別の事由がある場合において、郵政大臣の許可を受けたときは、この限りでない。

（設備の接続）

第九条　有線電気通信設備を設置した者（公社及び会社を除く。）は、その設備と他人（公社及び会社を除く。）の設置した有線電気通信設備とを相互に接続させてはならない。但し、左に掲げる場合は、この限りでない。

一　天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な通信の用に供するとき。

二　第十五条第一項の規定による命令を受けたとき。

三　一の構内又は一の建物内にある二以上の構内等設備を接続するとき。

四　有線放送設備を接続するとき。

五　二人以上共同して行う業務に必要な通信を行うため、その業務を行う者が設置した有線電気通信設備を郵政大臣の許可を受けて接続するとき。

六　相互に緊密な関係を有する業務に必要な通信を行うため、これらの業務を行う者が設置した有線電気通信設備を郵政大臣の許可を受けて接続するとき。

七　一の特定地域内にある二以上の特定地域設備（設備の一の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の特定地域内である有線電気通信設備をいう。以下同じ。）を郵政大臣の許可を受けて接続するとき。

2　前項第五号から第七号までの許可を受けようとする者は、申請書に左の事項を記載した書類を添えて、郵政大臣に提出しなければならない。

一　接続を必要とする事由

二　接続する設備の設置の場所

三　接続のための設備の概要及びその設置の場所

3　第一項第五号又は第六号の許可を受けて有線電気通信設備を接続した者は、前項各号の事項を変更しようとするときは、郵政大臣の許可を受けなければならない。第一項第七号の許可を受けて有線電気通信設備を接続した者が前項第二号又は第三号の事項を変更しようとするときも、同様とする。

（他人の通信の用に供することの制限）

第十条　有線電気通信設備を設置した者（公社及び会社を除く。）は、業としてその設備を用いて他人の通信を媒介し、その他その設備を他人の通信の用に供してはならない。但し、左に掲げる場合は、この限りでない。

一　前条第一項第一号に掲げる場合

二　前条第一項第三号又は第五号から第七号までの規定により有線電気通信設備を接続した者が相互に使用するとき。

三　第十五条第一項の規定による命令を受けたとき。

四　その設備が第四条第六号の許可を受けて設置した特定地域設備であるとき。

五　その設備が特定地域設備（前号に掲げるものを除く。）である場合において、郵政大臣の許可を受けたとき。

六　公衆電気通信法第八条第一号の規定により公社の業務の取扱を委託されたとき。

七　公衆電気通信法第九条の規定により会社の業務の取扱を委託されたとき。

八　その設備が公衆電気通信法第百五条第一項の規定により設置したものであるとき。

九　その設備が公衆電気通信法第百六条の規定により接続したものであるとき。

十　有線放送業務の運用の規正に関する法律第二条に規定する有線放送を行うとき。

十一　警察法（昭和二十二年法律第百九十六号）第四条第二項第一号但書の規定により自治体警察が使用するとき。

十二　消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第二十三条の規定により国家消防本部又は地方公共団体が使用するとき。

十三　水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第二十条第二項の規定により建設大臣、都道府県知事、水防管理者、水防団長、消防機関の長又はこれらの

者の命を受けた者が使用するとき。

十四　郵便物運送委託法（昭和二十四年法律第二百八十四号）第十一条の規定により郵政省が使用するとき。

十五　前各号に掲げる場合の外、公共の利益のため特に必要がある場合であつて、郵政省令で定める事由があるとき。

（技術基準）

第十一条　有線電気通信設備（政令で定めるものを除く。）は、政令で定める技術基準に適合するものでなければならない。

2　前項の政令は、左に掲げるところによらなければならない。

一　有線電気通信設備は、他人の設置する有線電気通信設備に妨害を与えないようにすること。

二　有線電気通信設備は、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えないようにすること。

（設備の検査等）

第十二条　郵政大臣は、この法律の施行に必要な限度において、有線電気通信設備を設置した者からその設備に関する報告を徴し、又はその職員に、その事務所、営業所、工場若しくは事業場に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類を検査させることができる。

2　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人に呈示しなければならない。

3　第一項の規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（妨害等の防止）

第十三条　郵政大臣は、有線電気通信設備を設置した者に対し、その設備が第十一条の技術基準に適合しないため他人の設置する有線電気通信設備に妨害を与え、又は人体に危害を及ぼし、若しくは物件に損傷を与えると認めるときは、その妨害、危害又は損傷の防止又は除去のため必要な限度において、その設備の使用の停止又は改造、修理その他の措置を命ずることができる。

（許可の取消）

第十四条　郵政大臣は、第四条第四号若しくは第五号又は第九条第一項第五号若しくは第六号の許可に係る有線電気通信設備について、その設置又は接続を必要とする事由がなくなつたと認めるときは、その許可を取り消すことができる。

2　郵政大臣は、第四条第六号、第九条第一項第七号又は第十条第五号の許可に係る有線電気通信設備の設置の場所の全部が特定地域でなくなつた日から五年を経過したときは、その許可を取り消すことができる。

（非常事態における通信の確保）

第十五条　郵政大臣は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあるときは、有線電気通信設備を設置した者に対し、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保若しくは秩序の維持のために必要な通信を行い、又はこれらの通信を行うためその有線電気通信設備を他の者に使用させ、若しくはこれ等他の有線電気通信設備に接続すべきことを命ずることができる。

2　郵政大臣が前項の規定により有線電気通信設備を設置した者に通信を行い、又はその設備を他の者に使用させ、若しくは接続すべきことを命じたときは、国は、その通信又は接続に要した実費を弁償しなければならない。

（有線電気通信の秘密の保護）

第十六条　有線電気通信（公衆電気通信法第五条第一項の通信たるものを除く。）の秘密は、侵してはならない。

（聴聞）

第十七条　郵政大臣は、第十四条の規定による処分をしようとするときは、当該処分に係る者に対し、相当な期間を置いて予告した上、公開による聴聞を行わなければならない。

2　前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。

3　聴聞に際しては、当該処分に係る者に対し、当該事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。

（異議の申立）

第十八条　この法律又はこの法律に基く命令の規定による郵政大臣の処分に不服がある者は、その処分のあつたことを知つた日から三十日以内に、その理由を記載した書面をもつて、郵政大臣に異議の申立をすることができる。

2　郵政大臣は、前項の異議の申立があつたときは、前条の例により公開の聴聞をした後文書をもつて決定をし、その写を異議の申立をした者に送付しなければならない。

（準用規定）

第十九条　第十一条から第十三条まで及び前条の規定は、有線電気通信設備以外の設備であつて、送信の場所と受信の場所との間の線条その他の導体を利用して、電磁的方式により、信号を行うための設備に準用する。この場合において、第十二条第一項、第十三条及び前条中「郵政大臣」とあるのは、「郵政大臣（鉄道事業及び軌道事業の用に供する設備にあつては、運輸大臣、政令で定める設備にあつては、政令で定める行政機関）」と読み替えるものとする。

（国に対する適用）

第二十条　この法律の規定は、第十七条、第十八条及び次条から第二十六条までの規定を除き、国に適用があるものとする。この場合において、「許可」とあるのは、「承認」と読み替えるものとする。

（罰則）

第二十一条　有線電気通信設備を損壊し、これに物品を接触し、その他有線電気通信設備の機能に障害を与えて有線電気通信を妨害した者は、五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二十二条　第十条の規定に違反した者は、三年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

第二十三条　第十六条の規定に違反して有線電気通信の秘密を侵した者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

2　有線電気通信の業務に従事する者が前項の行為をしたときは、二年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

第二十四条　第二十一条及び前条の未遂罪は、罰する。

第二十五条　左の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

一　第四条又は第八条の規定に違反して有線電気通信設備を設置した者

二　第六条第一項又は第九条第三項の許可を受けなければならない事項を許可を受けないでした者

三　第九条第一項の規定に違反して有線電気通信設備を接続した者

四　第十三条（第十九条において準用する場合を含む。）又は第十五条第一項の規定による命令に違反した者

第二十六条　左の各号の一に該当する者は、一万円以下の罰金に処する。

一　第三条第一項若しくは第二項、第六条第二項又は第七条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二　第十二条第一項（第十九条において準用する場合を含む。）の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三　第十二条第一項（第十九条において準用する場合を含む。）の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第二十七条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第二十二条及び前二条の違反行為をしたときは、行為

者を罰する外、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

附　則

この法律の施行期日は、別に法律で定める。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

有線電気通信法及び公衆電気通信法施行法案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和二十八年七月二十一日

衆議院議長　堤　康次郎

参議院議長河井彌八殿

有線電気通信法及び公衆電気通信法施行法案

有線電気通信法及び公衆電気通信法施行法

（有線電気通信法及び公衆電気通信法の施行期日）

第一条　有線電気通信法（昭和二十八年法律第　号。以下「有線法」という。）及び公衆電気通信法（昭和二十八年法律第　号。以下「公衆法」という。）は、昭和二十八年八月一日から施行する。

（電信線電話線建設条例等の廃止）

第二条　左の法律は、廃止する。

電信線電話線建設条例（明治二十三年法律第五十八号）

電信法（明治三十三年法律第五十九号）

電信電話料金法（昭和二十三年法律第百五号）

（共同して設置した有線電気通信設備）

第三条　有線法の施行の際現に旧電信法第二条第二号、第三号又は第五号の規定により二人以上の者が共同して設置している有線電気通信設備は、有線法の施行の日において同法第四条第四号又は第五号の許可を受けたものとみなす。

（鉱業特設電話）

第四条　有線法の施行の際現に旧鉱業特設電話規則（明治三十八年逓信省令第八十四号）の規定により施設している鉱業特設電話は、有線法の施行の日において従前の専用者たる鉱業者が設置したものとみなす。この場合において、専用者たる鉱業者が二人以上あるときは、同法第四条第四号の許可があつたものとみなす。

（公衆通信の用に供されている有線電気通信設備又は無線局）

第五条　公衆法の施行の際現に旧電信法第三条第一項の規定により公衆通信の用に供されている有線電気通信設備を設置している者又は旧無線電信法（大正四年法律第二十六号）第六条第一項の規定により公衆通信の用に供されている無線局を開設している者は、公衆法の施行の日から三月間は、その現に公衆通信の用に供されている有線電気通信設備又は無線局について、その現に公衆通信の用に供されている体様と同一の体様をもつて、同法第八条第一号の規定による委託を受けているものとみなす。但し、その者と日本電信電話公社（以下「公社」という。）との間の契約により別段の定をしたときは、この限りでない。

（構内交換電話となる接続電話機）

第六条　公衆法の施行の際現に旧電話規則の一部を改正する省令（昭和二十五年電気通信省令第二号）附則第二項但書の規定により接続電話機の取扱を受けている私設電話又は市内専用電話の設備であつて、加入電話の電話回線が収容されている交換設備の設置の場所と同一の構内（その構内が二以上の者の占有に属しているときは、同一の者の占有に属する部分）又はこれに準ずる区域（その区域が二以上の者の占有に属しているときは、同一の者の占有に属する部分）にある電話機でその交換設備に収容されているものに係る部分は、公衆法の施行の日において、同法第二十六条第一項第三号の構内交換電話となつたものとみなす。

2　前項に規定する設備については、公衆法第百五条第四項前段の規定は、適用しない。

（準法人）

第七条　公衆法の施行の際現に旧電話規則（昭和十二年逓信省令第七十三号）第六条第二項の規定により社寺、学校、組合又は団体であつて、法人でないもの（以下「準法人」という。）が加入者となつている加入電話については、公衆法の施行の日から六月以内は、同法第二十七条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2　前項に規定する加入電話については、公衆法の施行の日から六月を経過した日に、旧電話規則第六条第三項の規定によりその準法人の代表者として届け出てある者が加入者となつたものとみなす。

（電話機等の設置場所）

第八条　公衆法の施行の際現に旧電話規則第四条ノ二但書の規定により公衆法第二十八条第一項に規定する場所以外の場所に設置されている単独電話若しくは共同電話の電話機又は構内交換電話の交換設備の設置の場所については、同法の施行の日から六月以内は、なお従前の例による。

（旧電話規則により受理された加入申込）

第九条　旧電話規則（明治三十九年逓信省令第二十五号）の規定により受理された加入申込であつて、公衆法の施行前に加入電話が設置されるに至らなかつたものについては、同法の施行後も、なお従前の例による。

2　公社は、公衆法の施行の日から六月以内に、少くとも三回の公告をもつて、前項に規定する加入申込に係る権利を有する者に対し、最後の公告の日から一年以内にその請求の申出をすべき旨を催告しなければならない。

3　公社は、知れている権利者には、各別にその申出を催告しなければならない。

4　第一項に規定する加入申込に係る権利を有する者が第二項の期間内に申出をしないときは、その権利は、その期間の満了の日に消滅する。

5　公社は、公衆法第三十条第二項の規定により優先的に承諾した加入申込に係る加入電話の設置に支障を及ぼさない限度において、第二項の期間内に申出があつた加入申込に係る加入電話をなるべくすみやかに設置するようにしなければならない。

（加入電話の特別負担）

第十条　公社は、昭和三十一年三月三十一日までは、普通加入区域内における加入電話の設置について加入申込があつた場合において、その加入電話の設置のため新たな線路を設置するための費用が電話取扱局の種類ごとに郵政大臣の認可を受けて定める標準額をこえるときは、加入申込をした者がその超過額を負担することを条件として、加入申込を承諾することができる。

2　前項の規定は、普通加入区域内における加入電話の種類の変更の請求又は普通加入区域内の場所に加入電話の設置の場所を変更すべきことの請求があつた場合に準用する。

3　公衆法第三十二条第二項及び第五項の規定は、前二項の場合に準用する。

第十一条　公社は、昭和三十一年三月三十一日までは、特別加入区域内又は加入区域外における加入電話の設置について加入申込があつた場合において、その加入電話の設置のため普通加入区域内において新たな線路を設置するための費用が電話取扱局の種類ごとに郵政大臣の認可を受けて定めた標準額をこえるときは、加入申込をした者が公衆法第三十二条第一項の規定による負担をする外、その超過額を負担することを条件として、加入申込を承諾することができる。

2　前項の規定は、特別加入区域内若しくは加入区域外における加入電話の種類の変更の請求又は特別加入区域内若しくは加入区域外の場所に加入電話の設置の場所を変更すべきことの請求があつた場合に準用する。

3　公衆法第三十二条第二項及び第五項の規定は、前二項の場合に準用する。

（戦災電話の復旧等）

第十二条　公衆法施行の際現に戦災により滅失している加入電話（以下「戦災電話」という。）の加入者は、公社がその請求により同法の施行の日から昭和三十一年三月三十一日までの間に普通加入区域内

においてその加入電話の復旧工事を完了した場合において、その復旧工事のため新たな線路を設置するための費用が電話取扱局の種類ごとに公社が郵政大臣の認可を受けて定める標準額をこえたときは、公社が定める期日までに、その超過額を支払わなければならない。

2　前項の加入者が同項の規定による支払をしないときは、公社は、同項の加入電話に係る加入契約を解除することができる。

3　戦災電話の加入者は、第一項の規定により支払うべきこととなる額のうち物件又は労務の費用に相当する部分については、あらかじめ物件又は労務を提供してその支払に代えるべき旨の請求をすることができる。この場合において、公社は、業務の遂行上支障がないと認めるときは、その請求に応じなければならない。

4　公衆法第三十二条第二項の規定は、第一項の場合に準用する。

第十三条　戦災電話の加入者は、公社がその請求により特別加入区域内又は加入区域外においてその加入電話の復旧工事を完了したときは、公社が定める期日までに、その復旧工事のため普通加入区域外において新たな線路を設置するための費用であつて、公社が郵政大臣の認可を受けて定める基準に従い計算したものを支払わなければならない。

2　昭和三十一年三月三十一日までは、前項の場合において、普通加入区域内において新たな線路を設置するための費用が電話取扱局の種類ごとに公社が郵政大臣の認可を受けて定める標準額をこえるときは、前項の加入者は、同項の規定による支払をする外、公社が定める期日までに、その超過額を支払わなければならない。

3　戦災電話の加入者は、公社がその請求により特別加入区域内又は加入区域外においてその復旧工事を完了した場合において、第一項の規定による支払又は公衆法第三十二条第一項の規定による負担があつた線路（設置の後五年以上経過したものを除く。）の全部又は一部を利用してその復旧工事を完了したときは、公社が郵政大臣の認可を受けて定める基準に従い、その線路について第一項の規定による支払又は公衆法第三十二条第一項の規定による負担があつた額（当該電話取扱局に収容される加入電話に係る加入者でなくなつた者の支払又は負担に係る額を除く。）の一部を支払わなければならない。

4　前条第二項及び第三項の規定は、前三項の場合に準用する。

5　公衆法第三十二条第二項の規定は、第一項及び第二項の場合に準用する。

6　公衆法第三十二条第四項の規定は、第三項の場合に準用する。

第十四条　公衆法第三十二条第三項から第五項までの規定は、特別加入区域内若しくは加入区域外における加入電話の設置について加入申込があつた場合又は特別加入区域内若しくは加入区域外において加入電話の種類の変更の請求があつた場合において、前条第一項の規定による支払をさせた線路（設置の後五年以上経過したものを除く。）の全部又は一部を利用してその加入電話の設置又は加入電話の種類の変更を行う場合に準用する。

（十一級局等の加入電話の種類の変更）

第十五条　公社は、公衆法の施行の日から二年以内は、十一級局又は十二級局たる電話取扱局の運営が著しく不経済である場合において、その電話取扱局を廃止し、これに収容されていた加入電話をもよりの電話取扱局に収容するときは、単独電話（その交換が転換器によつて行われるものに限る。）を共同電話に変更することができる。

（甲種増設電話機の交換取扱者）

第十六条　公衆法の施行の際現に旧電話規則（昭和十二年逓信省令第七十三号）第四十条第一項の規定により甲種増設電話機の交換取扱者としての資格の認定を受けている者は、公衆法の施行の日において、現にその交換に従事している構内交換設備の種類に従い、同法第五十一条第一項の認定を受けたものとみなす。但し、同法の施行の日の前日まで引き続き三年以上当該認定に係る交換に従事しなかつた者については、この限りでない。

（公衆法の施行前の料金）

第十七条　公衆法の施行前に納付し、又は納付すべきであつた公衆電気通信役務の料金については、旧電信法第十八条から第二十条まで（旧無線電信法第二十八条において準用する場合を含む。）の規定は、公衆法の施行後も、なおその効力を有する。

（旧電信線電話線建設条例の規定により使用する土地等）

第十八条　公衆法の施行の際現に旧電信線電話線建設条例の規定により公社が使用している土地及びこれに定着する建物その他の工作物（以下「土地等」という。）については、公衆法の施行の日において、その土地等にある電柱又は地下ケーブルが残存する期間を存続期間として、同法第八十一条第一項の規定による使用権が設定されたものとみなす。

2　前項に規定する土地等に係る公衆法第九十条第一項の対価は、各事業年度分を毎事業年度に支払うものとする。

（水底電信線路又は水底電話線路の区域）

第十九条　公衆法の施行の際現に旧電信法第四十条第一項の規定により指定されている区域については、公衆法の施行の日において同法第百一条第一項の規定による保護区域の指定があつたものとみなす。但し、その水底線路から千メートル（河川法（明治二十九年法律第七十一号）第一条に規定する河川並びに同法第五条の規定により同法の規定を準用する水流、水面及び河川については、五十メートル）をこえる区域については、この限りでない。

（構内交換設備等の保存）

第二十条　公衆法の施行の際現に加入者が設置し、公社が保存している構内交換設備及び内線電話機並びにこれらの附属設備の保存は、公社が行うものとする。但し、同法第百五条第一項の規定の適用を妨げない。

2　公衆法の施行の際現に加入者が設置し、公社が保存している電話機及びその附属設備であつて、前項に規定するもの以外のものの設置については、当該電話機及び附属設備の存続する期間中は、なお従前の例による。

（構内交換設備に接続される私設有線設備となる接続電話機）

第二十一条　公衆法の施行の際現に旧電話規則の一部を改正する省令（昭和二十五年電気通信省令第二号）附則第二項但書の規定により接続電話機の取扱を受けている私設電話の設備は、第六条第一項の規定により構内交換電話となつたものとみなされるものを除き、公衆法第百六条第二号の規定により接続したものとみなす。

（損失補償）

第二十二条　公衆法の施行前に旧電信法第六条又は第七条に規定する事由によつて生じた損失の補償については、公衆法の施行後も、なお従前の例による。

（滞納処分）

第二十三条　公衆法の施行の際現に旧電信法第二十一条第一項（旧無線電信法第二十八条において準用する場合を含む。）の規定により国税滞納処分の例により徴収している公衆電気通信役務の料金の徴収については、公衆法の施行後も、なお従前の例による。

（旧法の規定による処分等の効力）

第二十四条　第五条、第十六条、第十八条及び第十九条に規定する場合の外、公衆法の施行前に旧電信線電話線建設条例又は旧電信法の規定によつてした処分、手続その他の行為は、公衆法中にこれに相当する規定があるときは、同法によつてしたものとみなす。

（国税徴収法の改正）

第二十五条　国税徴収法（明治三十年法律第二十一号）の一部を次のように改正する。

第二十三条ノ一第一項中「債権」の下に「（電話加入権ヲ除ク以下同ジ）」を加える。

（海底電信線保護方国連合条約罰則の改正）

第二十六条　海底電信線保護方国連合条約罰則（大正五年法律第二十号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「五百円」を「十万円」に改め、同条第三項中「千円」を「十万円」に改める。

第二条中「二百円」を「五千円」に改める。

第三条中「千円」を「一万円」に改める。

第四条中「三百円」を「一万円」に改める。

（昭和二十二年法律第五十四号私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律の改正）

第二十七条　昭和二十二年法律第五十四号私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第百三十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中第七号を次のように改める。

七　公衆電気通信法（昭和二十八年法律第　号）第十二条第一項

（電波法の改正）

第二十八条　電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項を次のように改める。

2　公衆通信業務（無線設備を用いて他人の通信を媒介し、その他無線設備を他人の通信の用に供する業務であつて、政令で定めるもの以外のものをいう。以下同じ。）を行うことを目的とする無線局は、日本電信電話公社又は国際電信電話株式会社でなければ、開設することができない。但し、第十六条の二の許可を受けた場合及び政令で定める場合は、この限りでない。

第十六条の次に次の一条を加え、第十七条の見出しを削る。

（変更等の許可）

第十六条の二　免許人は、公衆電気通信法（昭和二十八年法律第　号）第八条及び第九条の規定による委託を受けようとするときは、無線局の目的の変更について、郵政大臣の許可を受けなければならない。

第五十九条中「無線通信」の下に「（公衆電気通信法第五条第一項の通信たるものを除く。以下第百九条において同じ。）」を加える。

第百八条の次に次の一条を加える。

第百八条の二　公衆通信業務又は放送の業務の用に供する無線局の無線設備又は人命若しくは財産の保護、治安の維持若しくは気象業務の用に供する無線設備を損壊し、又はこれに物品を接触し、その他その無線設備の機能に障害を与えて無線通信を妨害した者は、五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2　前項の未遂罪は、罰する。

（土地収用法の改正）

第二十九条　土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第十五号の二中「電信線電話線建設条例（明治二十三年法律第五十八号）」を「公衆電気通信法（昭和二十八年法律第　号）」に改める。

（電話設備費負担臨時措置法の改正）

第三十条　電話設備費負担臨時措置法（昭和二十六年法律第二百二十五号）の一部を次のように改正する。

第四条の次に次の一条を加える。

（旧電話規則により受理された加入申込に係る加入電話の設置の場合の負担）

第四条の二　有線電気通信法及び公衆電気通信法施行法（昭和二十八年法律第　号）第九条第一項に規定する加入申込に係る権利を有する者は、日本電信電話公社が昭和三十一年三月三十一日までの間にその加入申込に係る加入電話の設置を完了したときは、日本電信電話公社が定める期日までに、加入電話及び電話取扱局の種類ごとに二万五千円以内において政令で定める額を支払う外、加入電話及び電話取扱局の種類（政令で定めるものを除く。）ごとに四万円以内において政令で定める額の債券を引き受けなければならない。

2　第二条及び第三条第二項の規定は、前項の場合に準用する。

第五条を次のように改める。

（構内交換電話の加入申込の場合の負担）

第五条　構内交換電話（三十日以内の加入期間を指定して加入申込をするものを除く。）の加入申込をした者は、日本電信電話公社が昭和三十一年三月三十一日までの間に加入申込の承諾の通知を発したときは、第一条第一項の規定による支払及び債券の引受をする外、日本電信電話公社が定める期日までに、設備の種類ごとにその設置に通常要する費用の額以内において政令で定める額の債券を引き受けなければならない。但し、加入者がその構内交換設備及び内線電話機を設置する場合は、この限りでない。

2　第一条第二項の規定は、前項の場合に準用する。

第五条の次に次の三条を加える。

（構内交換設備の増設等の場合の負担）

第五条の二　構内交換電話への加入電話の種類の変更又は構内交換設備若しくは内線電話機（三十日以内の使用期間を指定して請求するものを除く。）の増設若しくは変更の請求をした加入者は、日本電信電話公社が昭和三十一年三月三十一日までの間にその請求に応ずべき旨の通知を発したときは、日本電信電話公社が定める期日までに、設備の種類ごとにその種類の変更又は増設若しくは変更に通常要する費用の額以内において政令で定める額の債券を引き受けなければならない。但し、加入者がその構内交換設備又は内線電話機を設置する場合は、この限りでない。

2　前項の加入者が同項の規定による債券の引受をしないときは、日本電信電話公社は、同項の請求に応じないものとする。

（附属電話機の設置又は増設の場合の負担）

第五条の三　日本電信電話公社が定める附属的な電話機（三十日以内の使用期間を指定して請求するもの除く。以下「附属電話機」という。）の設置又は増設の請求をした加入者は、日本電信電話公社が昭和三十一年三月三十一日までの間にその請求に応ずべき旨の通知を発したときは、日本電信電話公社が定める期日までに、その設置又は増設に通常要する費用の額以内において政令で定める額を支払わなければならない。

2　前項の加入者が同項の規定による支払をしないときは、日本電信電話公社は、同項の請求に応じないものとする。

第五条の四　日本電信電話公社は、前条第一項の規定による支払があつた附属電話機が設置又は増設の日から十年以内に左の各号の一に該当するに至つたときは、同項の規定により支払つた額から、その設置又は増設の日からその附属電話機が左の各号の一に該当するに至つた日までの期間（その期間に六月未満の端数があるときは、その端数を切り捨て、六月以上一年未満の端数があるときは、その端数を一年として計算する。）一年につき同項の規定により支払つた額の十分の一に相当する額を控除した額を、その附属電話機が左の各号の一に該当するに至つた際における加入者に支払わなければならない。

一　加入者がその使用を廃止したとき。（当該附属電話機に係る加入契約が失効した場合を含む。）

二　日本電信電話公社がその使用を禁止したとき。

第六条を次のように改める。

（専用設備の端末機器の設置等の場合の負担）

第六条　第五条の二の規定は、専用設備の端末機器その他端末の設備（政令で定める期間以内の期間を指定して請求するものを除く。）の設置、増設又は種類の変更の場合に準用する。

第七条中「若しくは増設機械」を、「構内交換設備、内線電話機、附属電話機若しくは専用設備の端末機器その他端末の設備」に改める。

第三十一条　改正前の電話設備費負担臨時措置法第六条の規定は、改正前の同法第五条第一項の規定による支払があつた増設機械については、前条の規定にかかわらず、なおその効力を有する。但し、増設機械たる交換機及びこれにより加入電話の回線に接続される電話機にあつては、公衆法の施行の日から六月を経過した後及び加入者が次条第一項の規定により請求をした後は、この限りでない。

（債券の交付等）

第三十二条　公社は、公衆法の施行の日における構内交換電話の加入者又は専用者であつて、左の各号の一に該当するものに対しては、その請求により、債券（日本電信電話公社法（昭和二十七年法律第二百五十号）第六十二条第一項の規定により発行する電信電話債券であつて、郵政省令で定めるものをいう。以下同じ。）を交付し、又はそれぞれ各号に規定する支払に係る設備を無償で譲渡しなければならない。但し、国が専用者である場合は、この限りでない。

一　昭和二十六年七月一日以後公衆法の施行前に、加入電話の増設機械たる交換機又はこれにより加入電話の回線に接続される電話機に係る改正前の電話設備費負担臨時措置法第五条第一項の規定による支払をした加入者

二　昭和二十六年十一月一日以後公衆法の施行前に、旧電信電話料金法別表二、第四類　専用電話に関する料金、第一　市内専用電話料、一　設備料のうち電話機若しくは交換機に関するもの若しくは五　機械種類変更料のうち交換機に関するもの又は第二　市外専用電話料、三　端末設備料のうち電話機若しくは交換機に関するものの支払をした専用者

2　前項に規定する加入者又は専用者が公衆法の施行の日から六月以内に前項の規定による請求をしないときは、公衆法の施行の日から六月を経過した日に前項の規定による債券の交付の請求をしたものとみなす。

3　第一項の規定により交付すべき債券の額は、左の通りとする。

一　第一項第一号の加入者に対しては、その支払をした額（その加入者が公衆法の施行前に、その加入電話の増設機械たる交換機若しくはこれにより加入電話の回線に接続される電話機（以下「増設機械」という。）の一部について改正前の電話設備費負担臨時措置法第六条の規定による支払を受けたときは、改正前の同法第五条第一項の規定により支払つた額のうちその増設機械の一部に係る額を控除した額）

二　第一項第二号の専用者に対しては、その支払をした額から、電話機にあつては一個について四千円（構外からの引込線不要のものにあつては千五百円）、交換機にあつては公衆法第六十八条第二項の規定により公社が郵政大臣の認可を受けて定める料金であつて、その交換機と同一の種類の構内交換設備の装置の料金に相当する額を控除した額（日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う電信電話料金法等の特例に関する法律の改正）

第三十三条　日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う電信電話料金法等の特例に関する法律（昭和二十七年法律第百七号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う公衆電気通信法等の特例に関する法律

第一条中「電信電話料金法（昭和二十三年法律第百五号）」を「公衆電気通信法（昭和二十八年法律第　号）」に改める。

第二条中「増設機械」を「構内交換設備、内線電話機、附属電話機若しくは専用設備の端末機器その他端末の設備」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第三条　日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第一条の目的を遂行するためアメリカ合衆国の軍隊が設置する有線電気通信設備については、有線電気通信法（昭和二十八年法律第　号）の規定にかかわらず、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の定めるところによる。

（旧法の罰則の適用）

第三十四条　公衆法及び有線法の施行前にした行為に対する罰則の適用に関しては、第二条、第二十六条及び第二十八条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則

この法律は、昭和二十八年八月一日から施行する。

［左藤義詮君登壇、拍手］

○左藤義詮君　只今議題となりました公衆電気通信法案、有線電気通信法案及び有線電気通信法及び公衆電気通信法施行法案について、電気通信委員会における審議の経過並びに結果を御報告申上げます。

先ず右三法案の提案理由でありますが、我が国の電気通信に関する現行法律には、電信法、電波法、電信線電話線建設条例及び電信電話料金法がございますが、右のうち、電信法は明治三十三年、電信線電話線建設条例は明治二十三年の制定で、非常な古いものでありまして、爾来大きな改正がありませんために、その内容及び体裁におきまして今日の実情に副わないものがあります。そこで、今回、日本電信電話公社及び国際電信電話株式会社の提供する電信電話サービスに関する基本的事項等を規定するため公衆電気通信法を、有線電気通信に関する監督法規として有線電気通信法を、又、右両法律を施行するため必要な経過規定の制定並びに関係法律の改正を行うため右両法律の施行法を制定しようとするものであります。

次にその内容でありますが、先ず公衆電気通信法案におきましては、現行制度と異なる主なる点は、第一に、電話の普通加入区域外に加入電話を設置するために電話線路の新設を要する場合には、その費用をその加入者に負担させること、而してその後五カ年以内においてその線路を利用して新たな加入者がある場合には、その者に線路新設費用を分担させ、公社はその分担金を最初の負担者に返還すること。第二に、電話加入権を譲渡した者が同一加入区域内において一年以内に加入申込みをしたときは、その申込みについては事実上承諾をしないこととすること。第三に、公社において、公衆電気通信業務の用に供する線路及び空中線等を設置するため、他人の土地等を使用する場合においては、その土地の利用を著しく妨げない限度においてのみ使用することができるものとすること。第四に、構内交換電話の交換設備等の設置及び保存について、今後は公社が行うほか、加入者等が行うことを認めること等でありますが、更に本案におきましては、電信電話の設備の拡張及び改良資金の一部を賄うために、本年八月一日より平均二〇％の料金引上げを行うこととしているのであります。

次に有線電気通信法案におきましては、有線電気通信設備の設置及び使用については、公社又は会社が行う公衆電気通信業務の独占を侵さない限り、でき得るだけ自由にする建前をとり、又その設備については、他人の設置する有線電気通信設備に妨害を与え、又は人体若しくは物件に危険、損傷を与えることを防止するため、その設置及び維持についての必要最少限度の技術基準を設けておりますと同時に、役所関

係の手続を極力簡易化するように配意しております。

最後に、有線電気通信法及び公衆電気通信法施行法案におきましては、この三法律の施行期日を本年八月一日と定め、右両法律の施行に伴い必要な経過規定及び他の法律の改廃を規定しておりますが、このうち主な事項は、明治三十九年から大正八年までの間に電話加入申込みを受理せられ、当時の金で五円乃至十五円の加入登記料を納付していて、今日なお架設をみてないものの約十二万について、この際これらの権利の帰属を確定整理して、成るべく速かに架設しようとしていることであります。

以上は右三法案の提案理由及び内容でありますが、右三法案は、去る第十三回及び第十五回国会に、政府より、料金の部分を除き、ほぼ同様の提案がなされた経緯を有するものでありまして、今回衆議院において、電話料金について全面的修正の上、本院に送付と相成つたものであります。即ちその要点は、電話使用料の建て方及びその金額を修正し、同時に市内通話一度数毎に原案十円を七円とし、市外通話料金については六〇キロを超える待時通話区間において、夜間割引制を設けること等によつて、料金引上率政府原案二五％を二〇％に引下げたのであります。

電気通信委員会におきましては、本案の重要性に鑑みまして、十四回に亘つて委員会を開き、郵政省及び電々公社当局並びに大蔵省当局及び衆議院の修正発議者に対して詳細な質疑を行うのみならず、公聴会を開きまして、広く利害関係者及び学識経験者の意見を聞くなど、慎重審議をいたしたのであります。

いま質疑によつて明らかとなりました主なる点を申上げますと、

先ずこの料金引上げを必要とする理由は、今日の我が国の電気通信事業の行詰りを打開するためには、従来のような不安定な外部資金を頼りとする一年限りの拡張改良の方法をやめて、安定した資金を基とした長期計画を遂行する必要があるので、日本電信電話公社では、ここに電信電話拡充五ヵ年計画を樹立し、これに要する資金の一部に充てるため料金収入平均二割五分の増収を図るためのものであること、而してこの五ヵ年計画の内容は、昭和二十八年度より三十二年度に亘る五ヵ年において、加入電話七十万個、市外電話回線百十八万キロの増設、その他の拡張改良を行い、その完遂によつて、六大都市、特に東京、大阪の中心部においては、つかない電話、出ない電話の非難を解消する。農山漁村においては、公衆電話又は郵便局に通話所を設け、郵便局に電話のない村をなくする。市外電話は、東京、名古屋、大阪、神戸、福岡の各区間相互の通話を即時通話とする、その他のサービス改善を行うというのでございます。

又、政府原案は、料金収入二五％、即ち本年度内百三十四億円の増収を見込んでいましたが、衆議院の修正によつて、原案に比べて二十五億円の減収となるが、この分に対しては公募社債の増額を行うほか、郵便貯金等の伸び方によつては、資金運用部資金融通の途も講ずるよう努力し、二十九年度以降においても、所要資金の調達については、公社の財政状況、金融界の事情その他を考慮しつつ、万全の措置を講じ、必ず公社の計画の遂行に支障を来たさないようにすること等であります。

なお右のほか、この料金引上げの物価及び生計費に及ぼす影響、電話事業の欠損を電話事業の利益で賄うことの可否、電信料金の建て方、電信窓口機関の普及方策、電話料金の算定及び収納方法、構内交換設備等の自営を認めることの適否、専用通信設備の設置を許可制とせず、届出制とすることの適否、罰則における刑の均衡等につきまして、熱心な質疑が行われたのでありますが、詳細は速記録によつて御承知を願いたいと存じます。

一昨二十五日質疑を終え、三法案一括討論に入りましたところ、日本社会党両派を代表して小林委員より、公衆電気通信法案及び両法施行法案に対する修正案、即ち、構内交換設備等の自営を認める範囲を限定すること、及び電話料金の引上額を少くすることを内容とする修正案が提出され、次いで緑風会の新谷委員より、有線電気通信法案において私設専用設備の設置の届出主義について、郵政大臣はその言明の通り真剣に再検討することを望む。衆議院修正によつて生ずる収入減の補塡について、政府は万全の措置を講じ、公社当局は、冗費の節約、サービス向上に努めて、所期の計画を達成することの希望を付して、原案に賛成、修正案に反対、日本社会党両派を代表して山田委員より、修正案は責任の所在を明確にするものであり、又民間技術の現状から見て適当である、料金改正の原案では拡充資金の確保を期しがたいとして、修正案賛成、又、自由党の島津委員より、公社の資金確保に政府の格段の配意を希望して、原案に賛成、修正案反対、純無所属クラブの三浦委員より、公社の拡充改良資金確保について政府の努力を望む旨の附帯決議をなすことを希望して、原案賛成、修正案反対の意見を表明せられたのであります。

討論を終えて、先ず小林委員発議の修正案について採決しましたところ、賛成三、反対六を以て否決、次いで衆議院送付の案を一括採決いたしましたところ、賛成六、反対三を以て可決せられたのであります。

なお三浦委員より提案、可決せられました附帯決議は、

本院においては、電話事業の整備拡充について、再度に亘つて決議をなし、その促進を要望したが、国民の電話に対する需要とサービス改善の要求は益々し烈なるものがある。よつて政府は少くとも今回日本電信電話公社の企図する拡充計画の実施に必要な資金の確保につき、その責任に於て万全の措置を講ずべきである。

右決議する。

昭和二十八年七月二十五日

参議院電気通信委員会

というのでありますが、これに対して、郵政大臣及び大蔵政務次官より、それ〴〵本附帯決議の趣旨に副つて努力する旨の発言がございました。

以上御報告申上げます。

○議長（河井彌八君）　三案に対し討論の通告がございます。順次発言を許します。久保等君。

〔久保等君登壇、拍手〕

○久保等君　私は日本社会党を代表いたしまして、有線電気通信法案、公衆電気通信法案並びに有線電気通信法及び公衆電気通信法施行法案に対しまして、反対の意思を申述べんとするものであります。

そも〴〵電信電話事業は国家社会の全体にとつて絶対欠くことのできない重要なる神経的機能を果すものでありまして、公共の福祉増進を目的とする極めて高度な公共性を有する事業である一面、本来、一元的経営を必須条件とするいわゆる自然的独占事業であることは、今更申述べる必要もないところであります。我が国では八十年もの長きに亘つて国営を続けて参りました電気通信事業に対し、公共性を確保しつつ、一段と企業性を発揮せしめることによりまして飛躍的な発展を期するという理由を以ちまして、昨年十三国会におきまして、公共企業体制度に改革せられたのであります。然るに本国会に上程せられた公衆電気通信法案外二法案は、これら電気通信事業本来の性質と目的を無視して、更には又、公社設立の趣旨にも反するものでありまして、強く反対をいたすものであります。

先ず第一に反対をいたしまする点は、公衆電気通信法案第百五条、即ちいわゆるPBXに関する規定であります。この規定では、構内交換機、内線電話機及び専用設備の電話機等の設備類の設置、これらを民間の業者による民営として事業を分断するのみならず、一部資本家、企業家の営利の道具に供しようとするものでありまして、単に日本電信電話公社法第一条に言うところの、事業の合理的能率的な発展並びに設備の整備及び拡充の促進を阻害するばかりでなく、延いては国家の

将来に大きな禍根を残す虞れがある条項であると言わざるを得ないのであります。公衆電気通信法第百五条の実施によるPBXの民営化によつて生ずる弊害は多々あるのでありまするが、その主なる点、二、三を挙げてみまするならば、第一点といたしまして、各加入者、専用者の設備の設置は、個々の業者によつて行われる結果、技術的に共同設備の設置のできるものもできなくなる。設備が非経済的な方法によつて設置せられることになるのみならず、又、業者は次々と濫立し、設置工事、保存は営利本位となり、加入者、専用者の費用負担が増大する虞れのあることであります。第二点として申上げたいことは、営利本位で而も区々の業者の手によつて行われるため、工事方法や機械の不統一を来たしまして、障碍や故障が非常に多くなる。即ちこのことは、民営でやりました場合は、公社直営の場合より二倍以上も障碍率が多いという過去の実績が雄弁に物語つておるのであります。第三点として申上げたいことは、有機的統一体であるべき電気通信が多数の業者によつて設置保存せられる結果は、責任の所在が不明確となり、その有機的健全性が害せられることであります。第四点として申上げたいことは、本法案は昨年電気通信省当時すでに第十三国会に上程せられていたものでありまするが、「通信事業の合理的且つ能率的な経営の体制を確立し、公衆電気通信設備の整備及び拡充を促進」する目的を以て、日本電信電話公社の発足した今日においても、PBXの大幅民営化の方針について何らの再検討を加えることもなく、依然として民営の早急実施を強行せんとする政府の態度は、電気通信事業の公共性を無視し、本年四月一日より、年間二十億円に及ぶ利潤を挙げている国際電信電話事業を、生木を裂くがごとくに国内の電信電話事業から切り離して、純然たる営利本位の国際電信電話株式会社を設立した態度と全く同一でありまして、強く反対をいたすものであります。（拍手）

なおPBXの問題について一言申添えたいことは、曾つてPBXが民営の当時において、日本電話設備会社の従業員として、その実情をみずからの体験を通じて最もよく知る約一千五百名の、現在は電信電話公社の職員である者が、

〔議長退席、副議長着席〕

すべて、電気通信事業の本質と公共性の立場から民営にすべきでないとして、強く反対をいたしておるという事実であります。

次に、三法案について第二に反対いたす点としては、電信電話料金の値上げについてであります。政府原案におきましては、現行電信電話料金収入の約二五%の増加を図るため、本年八月一日より各種料金の大幅値上げを実施しようとするものであり、その理由として説明するところは、電信電話拡充五カ年計画実施に要する所要資金の一部に充てるためだというのであります。又、衆議院において修正通過を見た、自由党、改進党、自由党三派共同修正にかかる増収二〇%の値上案は、政府原案に対する輿論の猛烈なる反対の前に、遂に五%の切下げを余儀なくされたものであります。併しながら、そのいずれをとるにいたしましても、元来、電信電話のごとき公企業の拡充に要する資金を利用者大衆に求むることは邪道でありまして、政府は、みずからの資金を以て融通するとか、或いは又公債発行等によつて、積極的方途を講ずべきであります。而も、特にこの際、想起しなければならない事実は、昭和九年、通信事業特別会計が設置せられて以来、昭和十九年に至る十一年間に、この電信電話事業から、実に十二億三千四百万円余、即ち今日の貨幣価値に換算いたしますならば約三、四千億円にも達する莫大な資金が、一般会計或いは臨時軍事費特別会計に納入させられていたということであります。そして、戦時中においては、電信電話設備は何らの償却も行われないまま酷使されて来たのでありまして、評価約三千億円といわれます今日の電信電話の資産のすべては、全く過去の利用者負担の累積にほかならぬといつても過言ではないのであります。このような点からいたしましても、今後における電信電話の拡充資金については、政府がみずから積極的に特別の財政的援助を行うのが当然なのであります。然るに、政府の昨年度予算における百三十五億円投資が本年度流産本予算には四十億円に削減計上せられ、更に又、今回上程せられました本年度予算では、すべて削除せられてゼロになつているのであります。そうして、その上に年間純利益約二十億円といわれる国際電信電話株式会社を作つて国際通信を民間に切り離したために、利益二十億円が本年度から減ることになつておるのであります。従つて、政府の昨年度百三十五億円投資したものを本年度は全額削除し、更に利益の一番ある部分を民間に払い下げた結果の機ね返りが電信電話の利用者の負担となつて、このたびの料金大幅値上げに現われて参つておるのであります。電信電話公社が、公衆電気通信設備の整備及び拡充を促進し、電気通信による国民の利便を確保することによつて公共の福祉の増進を図らんとする目的は、単なる法律の条文や掛声だけによつて断じて達成することはできないのであります。

以上申述べました反対の立場から、関連事項を含む有線電気通信法案並びに有線電気通信法及び公衆電気通信法施行法案につきましても反対をいたすものであります。

最後に一言申上げたいことは、英国及び米国を初めその他の国においても、電気通信事業は、その持つ特質からいたしまして一元的に直営を原則といたしている中にありまして、ひとり我が国における通信事業のみは、政府の逆コース政策によつて、最近とみに分断民営の方向を辿りつつあることは、明らかに国民大衆の利益を無視し、公共の福祉に悖るものであることを強く指摘いたしまして、本法案に対する私の反対意見といたしたいと存じます。（拍手）

○副議長（重宗雄三君）　山田節男君。

〔山田節男君登壇、拍手〕

○山田節男君　只今上程されております三法案に対しまして、日本社会党第二控室を代表し、ここに反対の意を表するものであります。

以下簡単にその理由を御説明申上げたいと存じます。先ほど久保同僚から反対の理由として述べられた部面は、勿論、私の反対する理由の全部を含むものであります。ただ、この三法案は、先ほど委員長からの御報告にありました通りに、昨年第十三国会におきまして、従来の国営の電信電話事業を公社並びに民営といたしまして、昨年より日本電々公社が発足し、又今年の三月より国際電々株式会社が発足いたしたのでありまして、これらの電信電話業務を監督規律する法律が生れるのは当然の帰結であります。併しながら、日本におきましては電信電話に関しまするまさに革命的な旧法の改正に際しましては、十分なる私は政府の所信がなくてはならないと思うのでありまするが、この提案されました三法案の底を流れる面におきまして、我々の期待する電信電話を国民のものとしてそのサービスを維持改善するという点につきまして、いささか所見を異にいたしますので、その点を簡単にお述べしたいと存じます。

第一に、先ほど久保議員が指摘されましたPBX、これに対する反対の理由は久保議員からも申されましたが、私の特に不安といたしまする点は、このPBX、即ち構内の交換電話設備というものが、この法律によりまするとの一つの加入電話として扱われておるのであります。かようになりましたからには、この日本電信電話公社といたしましては、これは公益独占事業体でございまして、若しこのPBX、構内交換電話の設備が、技術の点におきまして画一性を欠き、高度の技術水準を欠きますならば、これは電話利用一般の者に対する大きな支障妨害となるのであります。これは、英米、ヨーロッパ等の例を見ましても、この構内交換電話の設備に関しましては、その経営しておりまする政府或いは会社が責任を

持つてやつておる。然るに今回この法律によりますというと、構内交換電話設備をこれを民間に開放する、御承知のように、昭和二十三年のGHQの指令によりまして、日本電話設備株式会社が解散を命ぜられ、これを当時の電通省に合併されました。然るに今回これを民間に開放するということにつきましては、先ほど久保議員の述べられましたいろ〳〵な不安がございまするが、特に私が申上げたいと存じますることは、日本電々公社は、私どもがこの公社法を作りますとき、日本におきまして最も自主的経営をなし得るていの公社法を制定いたしたのであります。従いまして独占公益企業自体といたしましても、このPBXの点につきましては、私は全責任を持つて独占をいたしますることこそ公社法の本質に従うものと存ずるのでありますが、今回、これが民間開放になりましたことは、再び日本電話設備株式会社のようなものができまして、そうして元の逓信官僚の食い物になるというような不安があるのじやないかということすら臆測せざるを得ないのでありまして、この点におきまして、私はPBXが民間に開放されたということは誠に遺憾に存ずるのであります。

次は料金の問題であります。これは第十五国会におきましては一割の値上げ、これを基準といたしまして電々公社は五カ年計画を立てております。それによりますというと、外債を二百億円、第一年度におきまして二百億円、又政府の資金を二百三十億余円を見積つております。然るに今回二五%を値上げすることといたしまして、政府からは僅かにこの国際電々公社株式売却をこれを若干殖やしまして三十二億にいたしまして、そうして、この性質の支出が僅かにこの部分のみにとどまつておりまして、他はことごとく政府の一般の公募債或いは電話加入申込者らの負担から資金を得ようといたしておるのでございます。この前回におきましては一〇%、今回は二五%値上げということにつきましての政府の所信をいろ〳〵伺つてみましたけれども、誠に私は了解し得ない事項がたくさんございまして、殊にこれが衆議院におきまして二五%が一〇%になつた、遂にこれは三派合同案として通過して本院に参つたのでありまするが、而も政府提案の二五%の値上げ案として、二十八年度の予算はすでに衆議院を通過しております。これが二十八年度予算案が参議院を通過いたしまするならば、ここに非常な立法上に妙な予算措置の問題が起きますのみならず、この一〇%でやるということになりました結果、資金の面において誠に無理をいたしまして、今年度におきましては百億、明年度におきましては二百六億、合計五カ年におきまして七百五十億の借金をしているということになつておるのであります。先ほど久保議員が申されましたように、これは公社の事業でございます。国民の負担を成るべく少くして加入者の利益を拡げるということは当然の義務でありまするが、二五%値上げするということによりまして、政府はこれに何ら財的な措置をしない。而も衆議院の改正によりまして、従来の法律の改悪は更に改悪を生んだという結果になつておるのであります。而もかような結果からいたしまして、先ほど委員長報告にありましたように、電通委員会といたしましては、かようなべらぼうな計画はできるものではない。殊に外部からの資金を借りるということは困難中の困難であるからして、政府は責任を以て財政的な処置をしてやれという厳重な附帯決議をいたしたのを見ましても、これに賛成いたします自由党すら、本法案の施行に際しましては、将来非常な不安を覚えておることは明瞭であると存ずるのであります。かような理由からいたしまして、私は、この法案が幾多民主的に改善されたる美点があるのでございますけれども、その電話の改善、設備の拡充、これによる国民の福利増進という面から見まして、この三法案を流れますところの根本の趣旨において首肯し得ざる点がございますので、残念ながら本法案に対しまして反対せざるを得ないのであります。

以上を以て反対の理由といたします。（拍手）

○副議長（重宗雄三君）　これにて討論の通告者の発言は全部終了いたしました。討論は終局したものと認めます。

これより三案の採決をいたします。三案全部を問題に供します。三案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（重宗雄三君）　過半数と認めます。よつて三案は可決せられました。

○副議長（重宗雄三君）　日程第十七、行政管理庁設置法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）を議題といたします。

先ず委員長の報告を求めます。内閣委員長小酒井義男君。

審査報告書

行政管理庁設置法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて別冊の通り修正議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十八年七月二十四日

内閣委員長　小酒井義男

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

長島　銀蔵　上原　正吉
松永　義雄　井上　知治
野本　品吉　成瀬　幡治
竹下　豐次　松原　一彦

第二条第十二号の改正規定中「改める。」を『改め、「、関係各行政機関と協力して、」を削る。』に改める。

第四条に六項を加える改正規定のうち第五項中「当該行政機関と協力して、」を削り、同項に後段として「この場合において調査を受けるものは、その調査を拒んではならない。」を加える。

要領書

一、委員会の決定の理由

行政監察の効果を確保するため、各行政機関の業務について書面又は実地による調査をすることができるよう行政管理庁長官の権限を強化することは必要な措置であり、本委員会においては、更にその権限を強化すべく修正を加えた。

二、事件の利害得失

行政監察制度の強化を計ることができる。

三、費用

本法施行のため別に費用を要しない。

行政管理庁設置法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和二十八年七月二十二日

衆議院議長　堤　康次郎

参議院議長河井彌八殿

行政管理庁設置法の一部を改正する法律案

行政管理庁設置法の一部を改正する法律

行政管理庁設置法（昭和二十三年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第十二号中「公共企業体労働関係法」を「公共企業体等労働関係法」に、「第二条第一項に規定する公共企業体」を「第二条第一項第一号に掲げる公共企業体」に改める。

第四条第三項を削り、同条第四項を同条第三項とし、同条に次の六項を加える。

4　長官は、監察を行うため必要な範囲において、各行政機関の業務について実地に調査することができる。

5　長官は、各行政機関の業務の監察に関連して、当該行政機関と協力して、第二条第十二号に規定する業務について、書面により又は実地に調査することができる。

6　長官は、監察上の必要により、公私の団体その他の関係者に対し、必要な資料の提出に関し、協力を求めることができる。

7　長官は、監察の結果第三項の規定により関係行政機関の長に対し

勧告をしたときは、当該行政機関の長に対し、その勧告に基いて執つた措置について報告を求めることができる。

8　長官は、監察の結果行政運営の改善を図るため必要と認めたときは、内閣総理大臣に対し、関係行政機関の長に所管事項の改善を指示するよう意見を具申することができる。

9　長官は、監察の結果綱紀を維持するため必要と認めたときは、関係行政機関の長に対し、これに関し意見を述べることができる。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

「小酒井義男君登壇、拍手」

○小酒井義男君　只今議題となりました行政管理庁設置法の一部を改正する法律案につきまして、内閣委員会における審議の経過並びに結果を御報告いたします。

先ずこの法律案の提案理由として政府の説明するところを御報告いたします。

政府においては、かねて、行政運営の民主化、能率化を推進するため、行政監察機能の活用に意を用い来たつたが、行政運営を改善し、国費の効率的使用を図ることは、行政費を節減し、国民負担を軽減するゆえんであつて、誠に刻下喫緊の要務である。この意味において、行政の能率的運営を推進する行政監察の機能は更に一段と強化を策すべき要があると信ずる。このため、当面の措置として、監察の実施又は監察結果の処置に関する権限等について行政管理庁設置法に所要の改正を加えることとした次第であるが、その改正の要旨は次の諸点である。

第一に、行政監察を実施するに当り、その実効を収めるためには、各行政機関の業務の実施状況について実地に調査して、その実情を把握する必要があるが、現行法では各行政機関に対して資料の提供及び説明を求めることについての権限を規定しているのみであるので、この改正によつて、監察を行うため必要な範囲において各行政機関の業務を実地に調査することができることとした。

第二に、各行政機関の監察に関連して行う公共企業体の業務及び国の委任又は補助にかかる業務の調査について、従来は特別の規定はなく、一般関係者に対する場合と同様、資料の提出に関し協力を求めることができるとの規定によつたのであるが、これらの調査は各行政機関の監察の手段として特に重要な関係を有するが故に、この限りにおいて当該行政機関と協力して、書面により又は実地に調査することができることを明らかにした。

第三に、現行法では監察の結果については単に改善意見を述べることができるとの規定があるにとどまつているが、行政監察の目的を達成するためには、どうしても勧告に基く改善措置を確認して、その改善を推進して行く必要があるので、その勧告に基いてとつた措置について報告を求めることができることとした。第四に、監察の結果は、場合によつてはこれを特に強く行政に反映させるために、内閣総理大臣に対し関係行政機関の長に所管事項の改善を指示するよう意見を具申することができる途を開いた。第五に、監察の結果、綱紀を維持するため必要があると認めたときは、速かにこれが是正の措置をとるため、これをそれ〴〵関係行政機関の長に連絡し、その判断による適宜の措置が講ぜられるように意見を述べることができることにした。第六に、第二条第十二号について、昨年七月三十一日法律第二百八十八号による公共企業体等労働関係法の改正に伴う所要の改正をしたほか、長官の権限を規定した第四条の各項の規定の配列を整理した。以上が、本法律案の提案の理由として政府の説明するところであります。

内閣委員会は、委員会を四回開きまして、本法律案の審査に当つたのでありますが、塚田行政管理庁長官その他政府委員との間に交わされた質疑応答によつて、次の諸点が明らかにされました。

その第一点は、本法律案の第四条第五項に、「長官は、各行政機関の業務の監察に関連して、当該行政機関と協力して、第二条第十二号に規定する業務について、書面により又は実地に調査することができる。」と規定されておつて、当該行政機関が協力を拒んだ場合は、調査することができないこととなるが、監察の周到を期するがためには、原案は少しく手ぬるいとの質問に対し、塚田長官は、「その点は、本法律案で最も問題となつた点であつて、従来行なつた監察の経験に徴しても、調査を婉曲に拒まれた事例もあつた。政府は、来年度行政機構改革を行いたいと考えておるが、その際、この行政監察機構を根本的に改正したいと考えておる」旨、答弁がありました。その第二点は、「行政監察の主たる目的は、行政運営の改善にあつて、従つてこの監察の成果を収むるがためには、職員の能力の充実が要件となるが故に、今後各専門事項について、十分職員の研修に力を注ぐ必要があると思う。今後、その点に十分努力を払いたい方針である」旨、政府委員より言明がありました。その第三点は、今回の改正は、監察方法の強化を主たる目標としておつて、監察範囲の拡大には及んでいないのであります。塚田長官の答弁によれば、「現在の行政管理庁の機構では、徒らにこの際、この監察範囲の拡大を図ることは、必ずしも得策とは考えない。将来の問題として検討したい」とのことでありました。

討論の段階に入りましたところ、内閣委員全員の発議によりまして、本法律案に対する次の修正案が提出されました。その修正案を朗読いたします。

行政管理庁設置法の一部を改正する法律案に対する修正案

行政管理庁設置法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第二条第十二号の改正規定中「改める。」を『改め、「、関係各行政機関と協力して、」を削る。』に改める。

第四条に六項を加える改正規定のうち第五項中「当該行政機関と協力して、」を削り、同項に後段として「この場合において調査を受けるものは、その調査を拒んではならない。」を加える。

以上の通りであります。

竹下委員は、全委員に代つて本修正案の趣旨を次のように説明されました。「行政運営の現状においては、単に部内監察のみでは不十分であつて、第三者的立場にあつて監察する行政監理庁の外部監察を必要とする。然るに原案では、行政管理庁長官が行う監察の周到を期するがためには、なお不十分の点があるが故に、原案に対し本修正案の通り修正を加える必要がある。」これが本修正案の理由として述べられたところであります。松原委員は、改進党を代表して、本修正案を含めた原案に賛成する旨を述べ、本修正案は、監察当局を応援して監察の実を挙げられんことを望んで提案せられた次第であるから、速かにその実を挙げられんことを望む旨、成瀬委員は、日本社会党第四控室を代表して、政府は国家予算の支出と綱紀粛正の面において周到なる監察を実行せられんことを要望して、本修正案を含む原案に賛成する旨、野本委員は、純無所属クラブを代表して、今日かかる監察機構を必要とし、又本修正案を必要とする現状にあるは誠に遺憾であるが、現段階においては現監察機構及び本修正案を必要と認めるが故に、本修正案を含めた原案に賛成する旨、松永委員より、日本社会党第二控室を代表して、行政監察の事務に従事する職員の身分については、今後相当考慮する必要があると思う旨を述べ、本修正案を含めた原案に対して賛成する旨、最後に上原委員は、自由党を代表して、現在会計検査院の検査を初め各行政機関の部内監察、行政管理庁の外部監察等各種の検査、監察が行われておつて、これを受ける側の立場にある者は、その応接の煩に堪えない現状であるから、行政監察の運用についてはこれらの点について十分留意せられたい、行政監察の強化は本来賛成するものであるから本修正案を含めた原案

に賛成する旨の、それ〴〵の発言がありました。

次いで、先ず本修正案について採決いたしましたところ、全会一致を以て可決すべきものと決定せられ、最後に右修正案を除いた原案について採決いたしましたところ、全会一致を以て可決すべきものと議決せられました。

以上を以て報告を終ります。

○副議長（重宗雄三君）　別に御発言もなければ、本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。委員長の報告は、修正議決報告でございます。委員長報告の通り、修正議決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（重宗雄三君）　総員起立と認めます。よつて本案は、全会一致を以て委員会修正通り議決せられました。

○副議長（重宗雄三君）　日程第十八より第二十五までの請願及び日程第二十六より第二十九までの陳情を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（重宗雄三君）　御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。大蔵委員会理事西川甚五郎君。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

〔西川甚五郎君登壇、拍手〕

○西川甚五郎君　只今上程せられました大蔵委員会付託の請願並びに陳情につきまして、本委員会における審議の経過並びにその結果を御報告申上げます。

大蔵委員会におきましては、特に小委員会を設け、紹介議員からの趣旨の説明、各委員の意見及び政府の見解を十分に聴取いたしまして、その上、質疑応答を重ね慎重に審議をいたしたのでありまするが、その結果は次の通りでございます。

日程第十八の請願は、幼童の必需品たる玩具の物品税の免税点を引上げられたいとの趣旨であり、日程第十九の請願は、物品税、化粧用具のうちに、化粧用セットの項目を新たに設け免税点を設置せられたいとの趣旨であり、日程第二十の請願は、商工組合中央金庫資金源確保のために格別の措置を講ぜられたいとの趣旨であり、日程第二十一の請願は、旧海軍文官の退職賞与が、連合軍最高司令官の指令により停止されているが、講和条約成立の今日、その未払額を速かに支払われたいとの趣旨であり、日程第二十二の請願は、国有財産特別措置法による国有機械、器具、交換払下げ代金を中小企業の金融難の今日、長期年賦償還の便法を講ぜられたいとの趣旨であり、日程第二十三の請願は、河川の改修のごとき公共の利益のため、自己を減し国家買収を受諾した土地、家屋、移転補償料に対して課税することは修理上不当であるから免税せられたいとの趣旨であり、日程第二十四の請願は、旧軍港市が旧軍港市転換法により産業港湾都市建設に努力しているが、なお国有財産処理に関し、売払方針の確立、価格の適正化、貸付料の低減等を善処せられたいとの趣旨であり、日程第二十五の請願は、同じく旧軍港市の問題で、転換旧軍用施設の一時使用料の据置等について善処せられたいとの趣旨であり、妥当と考えられます。よつて以上請願八件は、いずれも議院の会議に付し、内閣に送付すべきものと決定いたしました。

日程第二十六の陳情は、所得税総所得額決定に当り、慎重公平を期し、国の一方的措置のみによらず、民主的方法を加味する等の措置を講ぜられたいとの趣旨であり、日程第二十七の陳情は、商工組合中央金庫に対する政府指定預託金の償還は、中小企業に重大なる影響を与えるので、この償還を延期し、なお政府資金を大幅に増額せられたいとの趣旨であり、日程第二十八の陳情は、長崎税関支署をこの際本関に昇格せられたいとの趣旨であり、日程第二十九の陳情は、PX向けの写真機の免税手続を外地向けと同様な手続に簡易化せられ輸出振興の一助とせられたいとの趣旨であり、妥当と考えられます。よつて以上陳情四件は、いずれも議院の会議に付し、内閣に送付すべきものと決定いたしました。

右、御報告申上げます。

○副議長（重宗雄三君）　別に御発言もなければ、これより採決をいたします。これらの請願及び陳情は、委員長報告の通り採択し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（重宗雄三君）　総員起立と認めます。よつてこれらの請願及び陳情は、全会一致を以て採択し、内閣に送付することに決定いたしました。

○副議長（重宗雄三君）　日程第三十より第三十三までの陳情を、一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（重宗雄三君）　御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

〔早川慎一君登壇、拍手〕

○早川慎一君　只今議題となりました経済安定委員会付託の四件の陳情について御報告申上げます。

陳情第二十四号は、琵琶湖の電源開発を地建案によつて早急実現するよう支援されたいというものでございます。陳情第二十五号は、只見川電源開発については大局的見地から一切の紛争を退けて、早急に奥只見地点着工の実現を図つて頂きたいというものでございます。陳情第九十八号は、只見川電源開発は、本流案を以てこれが実現を促進せられたいというものでございます。陳情第二百六号は、電源開発の犠牲となる地元民の損失、補償が不十分で関係民に不安を与えているから、これについて十分の考慮と適切な措置を講じて頂きたいというものでございます。

以上四件の陳情につきましては、委員会において審議の結果、陳情第二十四号及び陳情第九十八号は政府において調査研究せしめる意味において、又陳情第二十五号及び陳情第二百六号は、いずれも願意を妥当と認め、議院の会議に付するを要し、内閣に送付するを要するものと、全会一致を以て決定いたしました。

以上、御報告申上げます。

○副議長（重宗雄三君）　別に御発言もなければ、これより採決をいたします。これらの陳情は、委員長報告の通り採択し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（重宗雄三君）　総員起立と認めます。よつてこれらの陳情は、全会一致を以て採択し、内閣に送付することに決定いたしました。

本日の議事日程は、これにて終了いたしました。次会の議事日程は、決定次第公報を以て御通知いたします。

本日は、これにて散会いたします。

午後零時三十六分散会

○本日の会議に付した事件

一、国家公安委員の任命に関する件

一、旧軍港市国有財産処理審議会委員の任命に関する件

一、日程第一　農業災害補償法の一部を改正する法律案両院協議会成案

一、日程第二　千九百十一年六月二日にワシントンで、千九百二十五年十一月六日にヘーグで、及び千九百三十四年六月二日にロンドンで修正された貨物の原産地虚偽表示の防止に関する千八百九十一年四月十四日のマドリッド協定への加入について承認を求めるの件

一、日程第三　商工会議所法案

一、日程第四　中小企業金融公庫法案

一、日程第五　塩業組合法案

一、日程第六　相続税法の一部を改正する法律案

一、日程第七　鉄道債券及び電信電話債券等に係る債務の保証に関する法律案

一、日程第八　酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正する法律案
一、日程第九　教育職員免許法及び教育職員免許法施行法の一部を改正する法律案
一、日程第十　市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案
一、日程第十一　地方財政法の一部を改正する法律案
一、日程第十二　日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊の行為による特別損失の補償に関する法律案
一、日程第十三　漁船損害補償法の一部を改正する法律案
一、日程第十四　公衆電気通信法案
一、日程第十五　有線電気通信法案
一、日程第十六　有線電気通信法及び公衆電気通信法施行法案
一、日程第十七　行政管理庁設置法の一部を改正する法律案
一、日程第十八乃至第二十五の請願
一、日程第二十六乃至第二十九の陳情
一、日程第三十乃至第三十三の陳情

出席者は左の通り。

議長　河井彌八君
副議長　重宗雄三君

議員

河野謙三君　佐藤尚武君
小林武治君　小林政夫君
楠見義男君　岸良一君
北勝太郎君　上林忠次君
加藤正人君　片柳眞吉君
梶原茂嘉君　加賀山之雄君
奥むめお君　井野碩哉君
赤木正雄君　山川良一君
森八三一君　宮城タマヨ君
溝口三郎君　三木與吉郎君
三浦辰雄君　前田穣君
廣瀬久忠君　林了君
早川慎一君　野田俊作君
西田隆男君　豊田雅孝君
常岡一郎君　土田国太郎君
田村文吉君　館哲二君
竹下豹次君　高橋道男君
高瀬荘太郎君　高木正夫君
杉山昌作君　新谷寅三郎君
島村軍次君　横川信夫君
雨森常夫君　木村守江君
安井謙君　伊能芳雄君
青柳秀夫君　高野一夫君
西川弥平治君　石井桂君
井上清一君　関根久蔵君
川口爲之助君　吉田萬次君
酒井利雄君　佐藤清一郎君
鍋木亨弘君　森田豊壽君
谷口弥三郎君　宮本邦彦君
長谷山行毅君　長谷山行毅君
長島銀藏君　宮田重文君
田中啓一君　大矢半次郎君
石川榮一君　松本昇君
石原幹市郎君　植竹春彦君
岡田信次君　松岡平市君
大谷瑩潤君　一松政二君
中川幸平君　左藤義詮君
寺尾豊君　中山壽彦君
山縣勝見君　吉野信次君
津島壽一君　大野木秀次郎君
愛知揆一君　小瀧彬君
古池信三君　榊原亨君
大谷贇雄君　宮澤喜一君
高橋衛君　横山フク君
西岡ハル君　重政庸德君
小澤久太郎君　鹿島守之助君
木内四郎君　藤野繁雄君
近藤信一君　青山正一君
秋山俊一郎君　入交太藏君
高橋進太郎君　仁田竹一君
松平勇雄君　永岡光治君
加藤武德君　上原正吉君
郡祐一君　山本米治君
西川甚五郎君　小野養夫君
鶴川頼貞君　藤田進君
平井太郎君　川村松助君
堀末治君　白波瀬米吉君
池田宇右衛門君　島津忠彦君
大和與一君　小林英三君
草葉隆圓君　泉山三六君
黒川武雄君　石坂豊一君
岩沢忠恭君　栗山良夫君
秋山長造君　阿具根登君
海野三朗君　永井純一郎君
小松正雄君　大倉精一君
河合義一君　岡三郎君
亀田得治君　田中一君
白井勇君　清澤俊英君
成瀬幡治君　小林亦治君
森下政一君　小酒井義男君
佐多忠隆君　重盛壽治君
江田三郎君　小林孝平君
久保等君　田畑金光君
松澤兼人君　森崎隆君
安部キミ子君　矢嶋三義君
山口重彦君　堂森芳夫君
吉田法晴君　藤原道子君
小笠原二三男君　菊川孝夫君
若木勝藏君　山田節男君
東隆君　内村清次君
三橋八次郎君　荒木正三郎君
羽生三七君　千葉信君
三木治朗君　山下義信君
後藤文夫君　市川房枝君
木島虎藏君　白川一雄君
赤松常子君　石川清一君
最上英子君　三浦義男君
鈴木强平君　松永義雄君
深川タマエ君　武藤常介君
平林太一君　八木秀次君
村尾重雄君　紅露みつ君
八木幸吉君　加瀬完君
千田正君　相馬助治君
有馬英二君　堀木鎌三君
松浦定義君　菊田七平君
長谷部ひろ君　上條愛一君
松浦清一君　棚橋小虎君
鶴見祐輔君　一松定吉君
苫米地義三君　松原一彦君

国務大臣
郵政大臣　塚田十一郎君
国務大臣　大野木秀次郎君

政府委員

行政管理政務次官　菊池義郎君
自治政務次官　青木正君
外務政務次官　小瀧彬君
大蔵政務次官　愛知揆一君
文部政務次官　福井勇君
農林政務次官　篠田弘作君
通商産業政務次官　古池信三君
郵政政務次官　飯塚定輔君

昭和二十五年三月三十一日第三種郵便物認可

定価　一部　十五円（郵送料共）

発行所　東京都新宿区市谷本村町一五　大蔵省印刷局　電話九段(代表)二五一一番　振替東京一〇〇〇番